第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号(12月2日)(火曜日)

開 会		9
開 議		9
日程第1	会議録署名議員の指名	9
日程第2	会期の決定	9
日程第3	諸般の報告	9
日程第4	行政報告	9
宫原	各市長報告	9
日程第5	認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委	
	員長報告)	1 0
日程第6	認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(決	
	算審查特別委員長報告)	1 0
日程第7	認定第3号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第8	認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第9	認定第5号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について(決	
	算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	0 認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	1 認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	2 認定第8号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	3 認定第9号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	
	(決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	4 認定第10号平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(決	
	算審査特別委員長報告)	1 0
日程第1	5 認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい	
	て(決算審査特別委員長報告)	1 0

日程第16	認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委	
	員長報告)	1 0
坂口	决算審查特別委員長報告	1 0
山口	切美さん	1 6
坂口	央算審査特別委員長 ······	1 7
山口	切美さん	1 7
留盛	告一郎君	1 7
山口	勿美さん	1 8
留盛	告一郎君	1 9
休 憩・		1 9
山口	切美さん	2 1
留盛	告一郎君	2 1
山口	刃美さん	2 2
留盛	告一郎君	2 2
日程第17	承認第7号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号))につき承	
	認を求めることについて	2 3
日程第18	承認第8号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号))につき承	
	認を求めることについて	2 3
宫路河	市長提案理由説明	2 4
日程第19	議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び	
	同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	2 5
宫路河	市長提案理由説明	2 5
福元統	総務企画部長 ·····	2 5
日程第20	議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	2 6
宫路河	市長提案理由説明	2 6
福元	総務企画部長	2 6
日程第21	議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防	
	支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制	
	定について	2 7
日程第22	議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につい	
	ζ	2 7
宫路	市長提案理由説明	2 7

吉丸市民福祉部長		2 7
日程第23 議案第68号日置市	情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について	
		2 9
日程第24 議案第69号日置市	地域審議会条例の一部改正について	2 9
宮路市長提案理由説明 …		2 9
福元総務企画部長		2 9
日程第25 議案第70号日置市	地区公民館条例の一部改正について	3 0
宮路市長提案理由説明 …		3 0
福元総務企画部長		3 0
休 憩		3 2
日程第26 議案第71号日置市	国民健康保険条例の一部改正について	3 2
日程第27 議案第72号日置市	介護保険条例の一部改正について	3 2
宮路市長提案理由説明 …		3 2
吉丸市民福祉部長		3 2
日程第28 議案第73号市道の	路線の認定及び変更について	3 3
日程第29 議案第74号日置市	都市公園条例の一部改正について	3 3
宮路市長提案理由説明 …		3 4
瀬川産業建設部長		3 4
日程第30 議案第75号平成2	6年度日置市一般会計補正予算(第7号)	3 4
日程第31 議案第76号平成2	6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	3 4
日程第32 議案第77号平成2	6年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) …	3 5
日程第33 議案第78号平成2	6年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	3 5
日程第34 議案第79号平成2	6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号) …	3 5
日程第35 議案第80号平成2	6年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	3 5
日程第36 議案第81号平成2	6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) …	3 5
日程第37 議案第82号平成2	6年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	3 5
宮路市長提案理由説明 …		3 5
田畑純二君		3 8
東福祉課長		3 8
花木千鶴さん		3 9
東福祉課長		3 9
成田 浩君		3 9

有村市民生活課長	4 0
成田 浩君	4 0
有村市民生活課長	4 0
花木千鶴さん	4 0
福山介護保険課長	4 1
日程第38 請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書(文教厚	
生常任委員長報告)	4 2
出水文教厚生常任委員長	4 2
日程第39 意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書 …	4 3
日程第40 陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	4 4
日程第41 陳情第9号川内原発再稼働に「反対」の声をあげてください。(陳情)	4 4
日程第42 陳情第10号受動喫煙の防止措置について	4 4
日程第43 発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について	4 4
門松議会運営委員長提案理由説明	4 4
日程第44 議会改革特別委員会付議事件の追加付託について	4 5
散 会	4 5
第2号(12月11日) (木曜日)	
第2号(12月11日) (木曜日) 開 議	5 0
	5 0 5 0
開 議	
開 議 ···································	5 0
開 議	5 0 5 0
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長	5 0 5 0 5 1
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君	5 0 5 0 5 1 5 2
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 出水賢太郎君 出水賢太郎君	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2 5 2
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 宮路市長	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2 5 2 5 3
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 出水賢太郎君	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2 5 2 5 3 5 3
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2 5 2 5 3 5 3
開 議 日程第1 一般質問 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君 宮路市長 出水賢太郎君	5 0 5 0 5 1 5 2 5 2 5 2 5 3 5 3 5 3

	出水賢太郎君	5 5
	宮路市長	5 6
	出水賢太郎君	5 6
	堂下地域づくり課長	5 6
	出水賢太郎君	5 7
	宮路市長	5 7
	出水賢太郎君	5 8
	宮路市長	5 8
	出水賢太郎君	5 8
	宮路市長	5 9
	出水賢太郎君	5 9
	堂下地域づくり課長	6 0
	出水賢太郎君	6 0
	宮路市長	6 1
	出水賢太郎君	6 1
	宮路市長	6 1
	出水賢太郎君	6 1
	宮路市長	6 2
	出水賢太郎君	6 2
	宮路市長	6 3
休	憩	6 3
	山口初美さん	6 3
	宮路市長	6 4
	田代教育長	6 5
	山口初美さん	6 5
	宮路市長	6 5
	山口初美さん	6 5
	宮路市長	6 5
	山口初美さん	6 6
	宮路市長	6 6
	山口初美さん	6 6
	宮路市長	6 6

山口初美さん	6 7
宮路市長	6 7
山口初美さん	6 7
宮路市長	6 7
山口初美さん	6 7
宮路市長	6 7
山口初美さん	6 7
宮路市長	6 7
山口初美さん	6 8
宮路市長	6 8
山口初美さん	6 8
平田健康保険課長	6 8
山口初美さん	6 8
前田税務課長兼特別滯納整理課長	6 8
山口初美さん	6 9
前田税務課長兼特別滯納整理課長	6 9
山口初美さん	6 9
宮路市長	6 9
山口初美さん	6 9
宮路市長	7 0
山口初美さん	7 0
宮路市長	7 0
山口初美さん	7 0
田代教育長	7 0
山口初美さん	7 1
田代教育長	7 1
山口初美さん	7 1
田代教育長	7 1
山口初美さん	7 2
宇田教育総務課長	7 2
山口初美さん	7 2
田代教育長	7 2

	山口初美さん	7 2
	田代教育長	7 2
	山口初美さん	7 2
	宮路市長	7 3
	山口初美さん	7 3
	宮路市長	7 3
休	憩	7 3
	池満 渉君	7 3
	宮路市長	7 4
	池満 渉君	7 5
	宮路市長	7 6
	池満 渉君	7 6
	宮路市長	7 7
	池満 渉君	7 7
	宮路市長	7 7
	池満 渉君	7 7
	宮路市長	7 8
	上園哲生君	7 9
	宮路市長	8 0
	田代教育長	8 1
	上園哲生君	8 1
	宮路市長	8 1
	上園哲生君	8 1
	宮路市長	8 2
	上園哲生君	8 2
	宮路市長	8 2
	上園哲生君	8 3
	宮路市長	8 3
	上園哲生君	8 4
	宮路市長	8 4
	上園哲生君	8 4
	宮路市長	8 5

<u>+</u>	:園哲生君	8 5
宦	了路市長 ······	8 5
T	:園哲生君	8 5
Ħ]代教育長	8 6
散	÷	8 6
第3号(1	2月12日) (金曜日)	
開静		9 0
日程第1	一般質問	9 0
大	- 園貴文君	9 0
臣	了路市長 ······	9 1
大	- 園貴文君	9 2
宦]路市長 ······	9 2
)	園貴文君	9 3
扂	7路市長	9 3
)	- 園貴文君	9 3
É	了路市長	9 3
)		9 3
宦	了路市長	9 4
大	園貴文君	9 4
宦	了路市長	9 5
大	園貴文君	9 5
宦	了路市長	9 5
大	園貴文君	9 5
坊	T口洋之君 ······	9 6
宦	了路市長	9 6
Ħ]代教育長	9 7
坊	T口洋之君 ······	9 7
Ħ]代教育長	98
坊	ī口洋之君 ·······	98
Ħ]代教育長	98
坊	ī口洋之君 ······	9 9

	田代教育長	 9	9 9)
	坂口洋之君	 !	9 9)
	田代教育長	 !	9 9)
	坂口洋之君	 !	9 9)
	田代教育長	 1 (0 0)
	坂口洋之君	 1 (0 0)
	田代教育長	 1 (0 0)
休	憩	 1 (0 1	-
	坂口洋之君	 1 (0 1	-
	田代教育長	 1 (0 1	-
	坂口洋之君	 1 (0 1	-
	田代教育長	 1 (0 1	-
	坂口洋之君	 1 (0 2	,
	田代教育長	 1 (0 2)
	坂口洋之君	 1 (0 2	,
	田代教育長	 1 (0 2	,
	坂口洋之君	 1 (0 2	,
	田代教育長	 1 (0 2	,
	坂口洋之君	 1 (0 3	}
	宮路市長 …	 1 (0 3	}
	坂口洋之君	 1 (0 3	}
	宮路市長 …	 1 (0 3	}
	坂口洋之君	 1 (0 3	}
	宮路市長 …	1 (0 4	Ŀ
	坂口洋之君	 1 (0 4	Ŀ
	宮路市長 …	 1 (0 4	Ė
	坂口洋之君	 1 (0 4	Ė
	宮路市長 …	 1 (0 4	Ė
	坂口洋之君	 1 (0 4	Ė
	宮路市長 …	 1 (0 4	Ė
	坂口洋之君	 1 (0 4	Ė
	宮路市長 …	1 (0 5	;

	坂口洋乙君	1 0 5
	宮路市長	1 0 5
	坂口洋之君	1 0 5
	野崎総務課長	1 0 6
	坂口洋之君	1 0 6
	野崎総務課長	1 0 6
	坂口洋之君	1 0 6
	宮路市長	1 0 6
	坂口洋之君	1 0 6
	野崎総務課長	1 0 6
	坂口洋之君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
	坂口洋之君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
	坂口洋之君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
	坂口洋之君	1 0 7
	田代教育長	1 0 7
	松尾公裕君	1 0 8
	宮路市長	1 0 9
休	憩	1 1 0
	松尾公裕君	1 1 0
	久保農林水産課長	1 1 0
	松尾公裕君	1 1 0
	久保農林水産課長	1 1 1
	松尾公裕君	1 1 1
	久保農林水産課長	1 1 1
	松尾公裕君	1 1 1
	宮路市長	1 1 1
	松尾公裕君	1 1 1
	宮路市長	1 1 2
	松尾公裕君	1 1 2

	宮路市長	1 1 2
	松尾公裕君	1 1 2
	宮路市長	1 1 3
	松尾公裕君	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	松尾公裕君	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	松尾公裕君	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	松尾公裕君	1 1 4
	宮路市長	1 1 5
	松尾公裕君	1 1 5
	宮路市長	1 1 5
	松尾公裕君	1 1 6
	桃北建設課長	1 1 6
	松尾公裕君	1 1 6
散	会	1 1 6
第4号	(12月15日) (月曜日)	
開	議	1 2 0
日程	第1 一般質問	1 2 0
	黒田澄子さん	1 2 0
	宮路市長	1 2 1
	田代教育長	1 2 2
	黒田澄子さん	1 2 3
	田代教育長	1 2 3
	黒田澄子さん	1 2 3
	田代教育長	1 2 3
	黒田澄子さん	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	黒田澄子さん	1 2 4
	宮路市長	1 2 4

黒田澄子さん	1 2 4
平田健康保険課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
東福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
東福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
大園企画課長	1 2 7
黒田澄子さん	1 2 7
大園企画課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
堂下地域づくり課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
堂下地域づくり課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 2 9
堂下地域づくり課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 3 0
堂下地域づくり課長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 0
福山介護保険課長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 1
堂下地域づくり課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
堂下地域づくり課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 2
堂下地域づくり課長	1 3 2
憩	1 3 2
田畑純二君	1 3 2
宮路市長	1 3 5
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8

休

宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
花木千鶴さん	1 4 2
宮路市長	1 4 2
田代教育長	1 4 3
憩	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
有村市民生活課長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
有村市民生活課長	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 5

休

	平日	B健康保険課長	1 4 5
	花才	千鶴さん	1 4 5
	平日]健康保険課長	1 4 6
	花才	千鶴さん	1 4 6
	平日]健康保険課長	1 4 6
	花才	千鶴さん	1 4 7
	東福	i社課長	1 4 7
	花才	千鶴さん	1 4 7
	片平	艺学校教育課長	1 4 8
	花才	千鶴さん	1 4 8
	田仁	教育長	1 4 8
	花才	千鶴さん	1 4 9
	片平	艺学校教育課長	1 5 0
	花才	千鶴さん	1 5 0
	片平	艺学校教育課長	1 5 0
	花才	千鶴さん	1 5 0
	田仁	教 育長	1 5 1
	花才	千鶴さん	1 5 2
	田仁	教 育長	1 5 3
	花才	千鶴さん	1 5 3
	田仁	教 育長	1 5 3
	花才	千鶴さん	1 5 3
	田仁	教育長	1 5 4
	花才	千鶴さん	1 5 4
	田仁	、教育長	1 5 4
散	会		1 5 4
第5号	(12	月24日) (水曜日)	
開	議		1 5 9
日程第	育1	議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について(総務企画	
		常任委員長報告)	1 5 9
日程第	育2	議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正について(総務企画常任委員長報	

	告)	1 5 9
中	1島総務企画常任委員長報告	1 5 9
日程第3	議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防	
	支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制	
	定について(文教厚生常任委員長報告)	161
日程第4	議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につい	
	て(文教厚生常任委員長報告)	161
日程第5	議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正について(文教厚生常任委員長報	
	告)	161
出	水文教厚生常任委員長報告 ······	161
日程第6	議案第73号市道の路線の認定及び変更について(産業建設常任委員長報告) …	163
日程第7	議案第74号日置市都市公園条例の一部改正について(産業建設常任委員長報告)	
		163
大	園産業建設常任委員長報告	163
日程第8	議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)(各常任委員長報告)	
		165
中	1島総務企画常任委員長報告	165
出	· 水文教厚生常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	167
大	園産業建設常任委員長報告	169
休 憩	Į	171
日程第9	議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(文教	
	厚生常任委員長報告)	171
日程第1	0 議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚	
	生常任委員長)	171
日程第1	1 議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	(文教厚生常任委員長報告)	171
出	· 水文教厚生常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	172
日程第1	2 議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
	(産業建設常任委員長報告)	174
日程第1	3 議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号) (産業建設常	
	任委員長報告)	174
)	· 園産業建設常任委員長報告	174

日程第	514	議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)(総	
		務企画常任委員長報告)	1 7 6
日程第	£15	議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	
		(総務企画常任委員長報告)	1 7 6
	中島総	務企画常任委員長報告	1 7 6
日程第	£16	陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書(文教厚生常任	
		委員長報告)	1 7 7
	出水文	教厚生常任委員長報告	1 7 7
日程第	£17	陳情第10号受動喫煙の防止措置について(文教厚生常任委員長報告)	1 7 9
	出水文	教厚生常任委員長報告	1 7 9
日程第	£18	意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書	180
	出水文	教厚生常任委員長報告	180
日程第	£19	議案第83号損害賠償額を定め和解することについて	180
	宮路市	f長提案理由説明 ······	181
	吉丸市	· 民福祉部長 ····································	181
日程第	£20	議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	182
日程第	£21	議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	182
	宮路市	· 長提案理由説明 ······	182
	福元総	務企画部長	182
	山口初]美さん	184
日程第	£22	議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号)	184
日程第	£23	議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)…	185
	宮路市	· 長提案理由説明 ······	185
日程第	§ 2 4	閉会中の継続審査の申し出について	186
日程第	£25	閉会中の継続調査の申し出について	186
日程第	£26	議員派遣の件について	186
日程第	£27	所管事務調査結果報告について	186
日程第	£28	行政視察結果報告について	186
閉	会		187
	宜路市	· - 	187

平成26年第5回(12月)日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会	議	別	摘 要
12月 2日	火	本	会	議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付 託
12月 3日	水	委	員	会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 4日	木	委	員	会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 5日	金	委	員	会	予備日
12月 6日	土	休		会	
12月 7日	日	休		会	
12月 8日	月	委	員	会	予備日
12月 9日	火	委	員	会	予備日
12月10日	水	委	員	会	予備日
12月11日	木	本	会	議	一般質問
12月12日	金	本	会	議	一般質問
12月13日	土	休		会	
12月14日	日	休		会	
12月15日	月	本	会	議	一般質問
12月16日	火	休		会	
12月17日	水	休		会	
12月18日	木	休		会	議会運営委員会(午後1時30~)
12月19日	金	休		会	
12月20日	土	休		会	
12月21日	日	休		会	
12月22日	月	休		会	
12月23日	火	休		会	(天皇誕生日)
12月24日	水	本	会	議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決

2. 付議事件

認定第 1号 平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第	2号	平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	3号	平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	4号	平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	5号	平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	6号	平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	7号	平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	8号	平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	9号	平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	10号	平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	11号	平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	12号	平成25年度日置市水道事業会計決算認定について
承認第	7号	専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号))につき承認を求め
		ることについて
承認第	8号	専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号))につき承認を求め
		ることについて
議案第	6 4 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共
		同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
議案第	6 5 号	日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
議案第	6 6 号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
		る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につい
		て
議案第	6 7号	日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
議案第	6 8 号	日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について
議案第	6 9 号	日置市地域審議会条例の一部改正について
議案第	7 0 号	日置市地区公民館条例の一部改正について
議案第	7 1 号	日置市国民健康保険条例の一部改正について
議案第	7 2 号	日置市介護保険条例の一部改正について
議案第	7 3 号	市道の路線の認定及び変更について
議案第	7 4 旦.	日置市都市公園条例の一部改正について
哦米尔	7 4 号	1 巨山和山 4 國本内の一 即以上に ライ・C
議案第	7 5 号	平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)

議案第 78号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号) 議案第 79号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号) 議案第 80号 平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号) 議案第 81号 平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議案第 82号 平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号) 議案第 83号 損害賠償額を定め和解することについて 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第 84号 議案第 85号 日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について 平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号) 議案第 86号 議案第 87号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) 請願第 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 意見書案第6号 意見書案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書 陳情第 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書 8号 川内原発再稼動に「反対」の声をあげてください。(陳情) 陳情第 9号 受動喫煙の防止措置について 陳情第 10号 2号 日置市議会委員会条例の一部改正について 発議第

第 1 号 (12月2日)

議事日程(第1号)

日 程	!		事	件	名
日程第	1	会議録署名議員	の指名		
日程第	2	会期の決定			
日程第	3	諸般の報告(議	長報告:監査結果等)		
日程第	4	行政報告(市長	報告)		
日程第	5	認定第 1号	平成25年度日置市一	般会計歳入歳	出決算認定について(決算審査特別委員
			長報告)		
日程第	6	認定第 2号	平成25年度日置市国	民健康保険特別	別会計歳入歳出決算認定について(決算
			審査特別委員長報告)		
日程第	7	認定第 3号	平成25年度日置市公	共下水道事業	特別会計歳入歳出決算認定について(決
			算審查特別委員長報告)	
日程第	8	認定第 4号	平成25年度日置市農	業集落排水事	業特別会計歳入歳出決算認定について
			(決算審査特別委員長	報告)	
日程第	9	認定第 5号	平成25年度日置市国	民宿舎事業特別	別会計歳入歳出決算認定について(決算
			審查特別委員長報告)		
日程第1	0	認定第 6号	平成25年度日置市健	東交流館事業·	特別会計歳入歳出決算認定について(決
			算審查特別委員長報告)	
日程第1	1	認定第 7号	平成25年度日置市温	泉給湯事業特別	別会計歳入歳出決算認定について(決算
			審查特別委員長報告)		
日程第1	2	認定第 8号	平成25年度日置市公	衆浴場事業特別	別会計歳入歳出決算認定について(決算
			審查特別委員長報告)		
日程第1	3	認定第 9号	平成25年度日置市飲	料水供給施設	特別会計歳入歳出決算認定について(決
			算審査特別委員長報告)	
日程第1	4	認定第 10号	平成25年度日置市介	護保険特別会	計歳入歳出決算認定について(決算審査
			特別委員長報告)		
日程第1	5	認定第 11号	平成25年度日置市後	期高齢者医療	特別会計歳入歳出決算認定について(決
			算審査特別委員長報告)	
日程第1	6	認定第 12号	平成25年度日置市水道	直事業会計決算	認定について(決算審査特別委員長報
			告)		
日程第1	7	承認第 7号	専決処分(平成26年)	度日置市一般	会計補正予算(第5号))につき承認を
			求めることについて		

- 日程第18 承認第 8号 専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号)) につき承認を 求めることについて
- 日程第19 議案第 64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 日程第20 議案第 65号 日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第 66号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制 定について
- 日程第22 議案第 67号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第 68号 日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第24 議案第 69号 日置市地域審議会条例の一部改正について
- 日程第25 議案第 70号 日置市地区公民館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第 71号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第 72号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第 73号 市道の路線の認定及び変更について
- 日程第29 議案第 74号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第30 議案第 75号 平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第31 議案第 76号 平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第32 議案第 77号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第33 議案第 78号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第34 議案第 79号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第 80号 平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第36 議案第 81号 平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第37 議案第 82号 平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第38 請願第 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書(文教厚生常任委員長報告)
- 日程第39 意見書案第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第40 陳情第 8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第41 陳情第 9号 川内原発再稼動に「反対」の声をあげてください。(陳情)
- 日程第42 陳情第 10号 受動喫煙の防止措置について
- 日程第43 発議第 2号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第44 議会改革特別委員会付議事件の追加付託について

本会議(12月2日)(火曜)

出席議員 21名

1番 中村尉司君

3番 留盛浩一郎君

5番 黒田澄子さん

7番 山口初美さん

9番 上園哲生君

11番 坂口洋之君

13番 並 松 安 文 君

15番 漆島政人君

17番 田畑純二君

20番 松尾公裕君

22番 宇田 栄君

欠席議員 1名

18番 池 満 渉 君

2番 畠中弘紀君

4番 橋口正人君

6番 下御領 昭 博 君

8番 出 水 賢太郎 君

10番 門 松 慶 一 君

12番 花木千鶴さん

14番 大園貴文君

16番 中島 昭君

19番 長 野 瑳や子さん

21番 成田 浩君

事務局職員出席者

事務局長 上園博文君議事調査係 下野裕輝君

次長兼議事調査係長 松 元 基 浩 君

地方自治法第121条による出席者

市 長 宮路高光君 教 育 長 田代宗夫君 市民福祉部長 吉 丸 三 郎 君 教育次長 内 田 隆 志 君 東市来支所長 富 迫 克 彦 君 吹上支所長 山之内 修君 財政管財課長 鉾之原 政 実 君 地域づくり課長 堂下 豪君 商工観光課長 田淵 裕 君 福祉課長 東 幸一君

福 山 祥 子さん

介護保険課長

副 市 長 小園義徳君 総務企画部長 福元 悟 君 産業建設部長 瀬川利英君 消防本部消防長 上 野 敏 郎君 日吉支所長 田代信 行 君 野 崎 博 総務課長 志君 企 画 課 長 大 園 俊 昭 君 博 君 税務課長兼特別滞納整理課長 前田 市民生活課長 有 村 芳 文 君 健康保険課長 平田敏 文 君 農林水産課長 久 保 啓 昭 君

農地整備課長	藤澤貴充	君	建設課長	桃	北清	青 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄	君	教育総務課長	宇	田 禾	九
学校教育課長	片 平 理	君	社会教育課長	今	村。	& 文 君
会計管理者	満 留 雅 彦	君	監査委員事務局長	松	田 育	直 次 君
農業委員会事務局長	福留正道	君				

午前10時00分開会

△開 会

〇議長(宇田 栄君)

ただいまから平成26年第5回日置市議会 定例会を開会します。

△開 議

〇議長(宇田 栄君)

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(宇田 栄君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。 会議録署名議員は、会議規則第88条の規 定によって、長野瑳や子さん、松尾公裕君を 指名します。

△日程第2 会期の決定

〇議長(宇田 栄君)

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日か ら12月24日までの23日間にしたいと思 います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、会期は、 本日から12月24日までの23日間と決定 いたしました。

△日程第3 諸般の報告(議長報告:監 查結果等)

〇議長(宇田 栄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付し ました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告でありますが、平成 26年8月分から平成26年9月分までの例 月現金出納検査結果報告及び10月2日から 11月4日まで行いました定期監査の報告が ありましたので、その写しを配付しました。 以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告(市長報告)

〇議長(宇田 栄君)

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたの で、これを許可します。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

8月25日から主な行政執行について、ご 報告申し上げます。

8月27日、県内各市長が一堂に会し、平 成26年度第2回鹿児島県市長会定例会が本 市で開催されました。

次に、9月11日に100歳以上の高齢者 を対象に敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接 お渡しし、ご長寿のお祝いを申し上げました。

次に、9月19日に「子ども・高齢者の交 通事故防止」を運動の最重点に上げ、秋の全 国交通安全運動出発式を行いました。

次に、10月10日には川内原子力発電所 に係る新規制基準適合性審査結果に関する住 民説明会が伊集院文化会館で開催され、原子 力規制庁より審査結果の説明がなされました。

次に、10月25日に滋賀県多賀町との兄 弟都市盟約30周年を記念し、本市において 記念式典をとり行いました。

次に、10月29日、川内原子力発電所に 係る住民説明会が伊集院文化会館で開催され、 国・県並びに九州電力から、前回の説明会に おいて参加者から要望の多かった避難計画や エネルギー政策などの項目について説明がな されました。本市におきましても、今後も引 き続き避難計画等の充実を図ってまいりたい と考えております。

以下、主要な行政報告につきましては、報 告書を提出しておりますので、ご確認くださ

V1.

以上で終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これで行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成25年度日 置市一般会計歳入歳出決算 認定について

△日程第6 認定第2号平成25年度日 置市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成25年度日 置市公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定につい て

△日程第8 認定第4号平成25年度日 置市農業集落排水事業特別 会計歳入歳出決算認定につ いて

△日程第9 認定第5号平成25年度日 置市国民宿舎事業特別会計 歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成25年度 日置市健康交流館事業特 別会計歳入歳出決算認定 について

△日程第11 認定第7号平成25年度 日置市温泉給湯事業特別 会計歳入歳出決算認定に ついて

△日程第12 認定第8号平成25年度 日置市公衆浴場事業特別 会計歳入歳出決算認定に ついて

△日程第13 認定第9号平成25年度 日置市飲料水供給施設特 別会計歳入歳出決算認定 について

△日程第14 認定第10号平成25年

度日置市介護保険特別会 計歳入歳出決算認定につ いて

△日程第15 認定第11号平成25年 度日置市後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認 定について

△日程第16 認定第12号平成25年 度日置市水道事業会計決 算認定について

〇議長(宇田 栄君)

日程第5、認定第1号平成25年度日置市 一般会計歳入歳出決算認定についてから、日 程第16、認定第12号平成25年度日置市 水道事業会計決算認定についてまでの12件 を一括議題とします。

12件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審查特別委員長坂口洋之君登壇〕

〇決算審査特別委員長(坂口洋之君)

皆さん、改めましておはようございます。 ただいま議題になっております認定第1号 平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認 定から認定第12号平成25年度日置市水道 事業会計につきまして、12議案についての 決算特別委員会における審査の経過と結果を ご報告申し上げます。

この12議案は、平成26年第4回定例会に上程され、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました。本委員会は、去る10月14日、15日、20日、22日、23日の5日間の日程で、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、農業委員会、監査委員会事務局、議会事務局の関係部長・課長・職員の出席を求め審査しました。

平成25年度は、長引く不況と少子高齢化による景気対策や社会保障費の増加、また、 国から自治体への税源移譲もあり、本市の予算も一般会計予算の歳入確保については、対 前年比3,436万円増額の253億6,672万4,000円となり、自主財源26.1%、依存財源73.9%と自主財源に乏しい状況でありました。

歳出については、対前年比3億7,484万円減額の242億6,982万3,000円となり、その内訳は、義務経費が構成比51.4%、対前年比0.2%減の2億3,000万円減の45億8,900万円、積立金を含めたその他の構成比は29.6%、対前年比1.8%減の5億4,400万円減、71億7,900万円であり、依然として厳しい財政運営を求められています。

そこで、当委員会で出された主な質疑・答 弁についてご報告いたします。

まず、認定第1号平成25年度一般会計歳 入歳出決算認定についてご報告いたします。

総務企画部の財政管財課関係の主な質疑は、 歳入の確保は必要で、未利用地の売却をされ たが、努力は認める。交付税も削減された中 で、今後の歳入の見通しについての質疑に対 し、未利用地は、25年度現在、64筆2万 8,036 m²である。平成26年度以降、 太陽光発電に伴う売却と貸し付けなどが見込 まれ、未利用地の売却は不動産価値の高いも のを不動産鑑定し、公売に努めるとの答弁。 25年度の公募地方債の購入は何件で幾らか の質疑に対し、25年度は財政調整基金によ り4回、合計7億円を運用し、24年度の購 入分を含めて675万1,167円の運用益 で、地方債の運用で定期預金の運用と比較し て約550万円の利益が出ているとの答弁。 今後も基金活用を行うかの質疑に対して、基 金本来の目的の運用を図ることが基本である が、利子活用の基金や当面、運用の計画がな い範囲内で基金を運用する場合は、このよう な運用が有効との答弁。

次に、企画課関係では、市民まちづくりア ンケートの内容と、アンケートの回収率 43.1%について担当課としてどうかとの質疑に対し、今回の調査は、第2次日置市総合計画案に使用するため、日置市のイメージ、合併の現状、また、社会基盤、保険医療、教育文化、住民自治、行政の各満足度と重要度及び今後の方向性という10項目の設問を設けて、幅広い世代から市民2,000人を調査したとのこと、アンケート回収率43.1%については50%を期待したが、今回は若年者の意見を多く聞きたいと考え、若年者の対象者をふやし回収率を維持できた。通常の調査は、30%から40%の回収率との答弁。

また、小水力及び風力発電の進捗状況についての質疑に対し、風力発電は設置箇所の工事及び林道の拡張工事にかかわる業者の決定、小水力発電については、東市来地域玉田地区の農業用水路で鹿児島工業高等専門学校の指導のもとに、日置発電研究会が実証実験を実施、昨年7月から水車の設計、12月に試験機を設置し稼働させ、利用上3kWの出力が可能との答弁。

次に、地域づくり課の質疑については、第 2期地区振興計画は平成26年度で終了する が、25年度までの進捗状況についての質疑 に対し、地域づくり推進事業におけるハード 事業は、身近な問題解決をするために実施し ているのが7割、8割の達成率との答弁。

また、協働の地域づくり事業は、過疎化や 高齢化が進む中で推進しているが、どのよう な展望を持って進めているのかとの質疑に対 し、この事業は、計画性と5年間の継続性が あるものに助成している。平成25年度にお いても地域の特徴を生かした事業で地域の活 性化を図って、今後も継続して取り組まれて いくとの答弁。

次に、総務課・選挙管理委員会では、川内 原発の国・県の合同で実施された原子力防災 訓練は、東市来の市民の方も参加されたが、 課題となることはないかとの質疑に対し、今 回は薩摩川内市といちき串木野市が主になった訓練であり、県主導で行われたため、本市の課題まで至らず、除染作業やスクリーニングなど行われたものを研修できたとの答弁。

また、人材育成研修事業補助金が執行残となっているが、どのような理由かとの問いに、国内研修10万円、海外研修30万円の予算枠で、合併からこれまで5人の実績がある。 農業関係の方が海外研修などのための助成した経緯はあるが、ここ三、四年は実績がないとの答弁。

次に、税務課では、平成25年度の市税等の収納状況は97.53%、対前年比の0.13%増となっているが、不納欠損を含むのか。また、不納欠損の理由は何かの質疑に対し、不納欠損処理は含まない。平成25年度の不納欠損額は2,332万6,254円である。主な理由は、徴収権の消滅時効、地方税法第15条の7に滞納処分の停止に要件があり、財産がない、生活困窮、所在、財産不明などの理由があり、執行停止後の3年を経過したものが不納欠損とした場合があるとの答弁。

次に、コンビニによる市税などの納付状況を整備したとあるが、口座振替とコンビニからの収納状況についての質疑に対し、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税義務者6万1,737人、そのうち口座振替2万4,332件で、単純に計算すると39.41%、コンビニ収納件数は3万6,105件、現年度の収納済額に対する金額の割合は8.3%の答弁でありました。

次に、特別滞納整理課についての質疑に対しては、滞納処理においての全庁一体の具体的な取り組み内容についての問いに、4月に債権管理の取り組み指針をもとに職員研修、8月に弁護士などの講師にスキルアップ研修、5月と11月から12月にかけて滞納者の個別訪問を全庁一体で実施しているとの答弁。

また、新たな未収金の発生防止におけるセンターの人員体制と勤務体制についての質疑に対し、臨時職員女性1名、月20日勤務、8時半から5時まで雇用との答弁。

次に、商工観光課については、年4回実施している日置市周遊バスツアーは、1当たりの単価及び場所の選定についてどのように実施しているかという質疑に対し、募集は1人3,000円程度である。民間と比べてこの程度に抑えないと参加者が集まりにくい。この金額には昼食代、入館料、ガイド料金が含まれているが、バス代は市が負担している。周遊場所は、モニタリングにより選定されているとの答弁。

次に、消防本部関係では、県消防学校教育の救急科に入校していない職員が29人もいるが、今後の計画をどのように考えているかとの質疑に対し、限られた人員の中で警防体制を確保しての研修課程となるが、来年度は2期に分けて実施される計画となっているため、なるべく多くの職員を受講させていくとの答弁。

次に、市民福祉部における質疑・答弁についてご報告いたします。

市民生活課については、25年度の年間の 証明書等の発行件数はどの程度かとの質疑に 対し、本庁5万8,699件、東市来支所 1万8,143件、日吉支所7,974件、吹 上支所1万5,374件で、合計10万 190件との答弁。

また、焼却ごみを減らそうと生ごみの堆肥 化事業を始めたが、効果はどうかとの問いに、 市内4地域10カ所で生ごみモニターを行い、 4,242 kgの生ごみを回収し酵素処理をし ているが、リサイクルセンターの焼却炉で燃 やさず CO_2 削減になった。酵素処理から堆 肥化することによって、試験的に実施しているが、今後さらに検証したいとの答弁。

次に、福祉課については、老人介護手当支

給事業は129人支給されているが、執行残が112万円となった理由は何かとの質疑に対し、要援護者4以上の方を在宅3カ月以上介護された方に月額1万円を支給している事業で、途中で入院するなど、3カ月の介護期間に満たない方が多いため、基準の見直しも検討しているとの答弁。

また、地域福祉増進事業では、生活困窮者の支援にどのように取り組まれたかとの質疑に対し、支援員がハローワークに同行して就労支援を行ったり、丸山喜之助商店や農業公社での職業訓練の事業に参加してもらって働く意欲を育てたり、多重債務に陥っている人に司法書士事務所まで同行して家計再建を支援したりしているとの答弁でありました。

次に、健康保険課については、自殺対策事業では、医師の相談やゲートキーパー養成講座などの自殺予防策を実施しているが、25年度の自殺者数は13人である。この数字は自殺者を食いとめていると考えているのかとの質疑に対し、平成21年からの自殺者は、県内で410人から415人、本市で12人から15人で推移しており、相談業務で食いとめたケースも実感しているが、減少していないとの答弁。

また、薩摩川内市では、バリウムを使用したがん検診を受診し、因果関係は不明であるが、その後死亡したケースもある。本市ではそのような事故はなかったかとの質疑に対し、バリウムが出ないという電話の問い合わせが二、三件あり、保健所が指導しているとの答弁。

次に、介護保険課については、備品購入された地域包括支援システムの購入目的と業者の選定はどうしているのかの質疑に対し、包括支援センターで使用するパソコン24台とプリンター1台を購入しているが、使用していたOSが古いため買いかえである。業者選定は、入力システムが南日本情報処理セン

ターで作成し、保守点検も実施しているので、 この会社と随意契約して購入しているとの答 弁。

次に、産業建設部における主な質疑・答弁 についてご報告いたします。

農業委員会については、担い手農家支援モデル事業は、ふれあい交流会が中止されているのに、なぜ補助金が支給されているのかとの質疑に対し、当初は90万円の補助金であったが、参加者募集に伴う事務費があったので、36万円の補助金を支給しているとの答弁。

次に、農林水産課については、オリーブによる6次産業化に向け着々と進んでいるが、これは当初、野村証券と連携してきて事業展開を進めていくとされていたが、どのようなことをされていたのかとの質疑に対し、役割分担があり、技術開発や品種選定などの生産面については農林水産課で進めているが、今後の加工、販売となる企業と連携で進めていくこととなる。企業とは定期的に定例会を実施しているとの答弁。

また、青年就農交付金事業は、対象条件のハードルが高くて要件を満たす青年就農者が少ないので、ハードルを下げることや、市独自の助成施策を考えなかったのかとの質疑に対し、この事業は、国庫100%事業のため対象要件が限定され変更できない。市独自の施策は、新規就農、農業後継者育成事業で実施するとの答弁。

また、生シラスの漁獲量が減少しているが、何か対策をとっているかとの質疑に対し、安定的確保と供給を図るために急速冷凍機を導入している。また、1週間に1日は休漁し、乱獲については、沖合に市外の漁船が入って漁を行っているので、江口漁港の領域を広げていただいたとの答弁。

次に、農地整備課については、固定井堰は、 本来、簡易板で川をせきとめて水量を調整す るなど、管理者が適正に管理する必要があるが、この管理指導などはどうなっているかの質疑に対し、井堰調整などの井堰管理を水利組合で行っており、適正な管理をお願いしているところであるが、高齢化が進み危険性が増しているとの状況である。このようなことから、未整備箇所の転倒ゲート化を計画的に進め、維持管理の軽減及び危険性の除去に努めているとの答弁。

次に、建設課については、各地域の市道舗装状況についての問いに、東市来地域の改良958m、舗装853m、伊集院地域の改良1,351m、舗装3,763m、日吉地域の改良829m、舗装385m、吹上地域の改良1,088m、舗装1,935mとの答弁。

伊集院駅南口駅前広場整備工事に伴い用地 の売買があるが、この単価はとの質疑に対し、 不動産鑑定評価により価格が決定したとの答 弁。

次に、教育委員会における教育総務課・学 校教育課についての主な質疑・答弁を報告い たします。

教育委員会の各地域の開催、資料の事前配付、市子ども支援センターとの意見交換とあるが、その成果はどのようなものかとの質疑に対し、教育委員会は本庁だけで行うのではなく、年に3回は東市来、日吉、吹上で開催し、教育委員に3地域の実績、状況などを見てもらっている。また、資料は1週間前に配付し、各委員会に熟読していただき会議にしている。子ども支援センターとの意見交換会については、サポート会議やカウンセリングなど、家庭的な現場の状況が教育委員に伝わり、有意義な意見交換であったとの答弁。

次に、社会教育課については、学校応援団 について、学校側のニーズと登録者の支援内 容が一致していないということであるがいか がとの質疑に対し、学校応援団の活動要請に ついては、授業、環境整備、見守りである。 学校からの要望が少ないのは、授業への活用 である。しかし、延べは1万5,528人の 活動の実績がある。ミシンによる裁縫、スケ ッチ大会指導、稲作体験などは好評を得てい るとの答弁。

次に、監査委員会事務局については、財政援助団体の監査としてどこを実施したのかとの質疑に対し、指定管理の団体としてB&G、日吉老人福祉センター、日吉ふれあいセンター、山神の郷、美山陶遊館、東市来・伊集院の文化会館、補助団体として市観光協会、市社会福祉協議会、市体育協会、市商工会を実施したとの答弁。

次に、公平委員会については、県の研修会はどのような内容で実施されたのかとの質疑に対し、県の職員による不利益処分に関する研修との答弁。

次に、議会事務局については、陳情・請願は採決後、提出された方へすぐに連絡するかとの問いに、採決された翌日には結果通知を郵送しているとの答弁。

次に、認定第2号平成25年度日置市国民 健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ご報告いたします。

歳入総額68億3,767万円、歳出総額65億2,040万1,000円、歳入歳出差し引き額3億1,726万9,000円でありました。

質疑の主な内容は、特定健診受診率65% ないと補助金が受けられないかとの質疑に、 平成24年度からそのようになっていたが、 改正され、特定健診の受診率65%以上、特 定保健指導50%以上あれば加算金がつき、 達成されなければ減額される。本市は特定健 診受診率68.6%、特定保健指導受診率 29.3%で、特定保健指導については目標 値に届くよう努めたいとの答弁でありました。

次に、認定第3号平成25年度日置市公共

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

まず、歳入総額6億6,252万3,000円、 歳出総額6億4,815万4,000円、歳入 歳出差し引き額1,436万9,000円であ りました。

質疑の主なものは、繰入金は1億544万7,000円で、前年度からマイナス1,516万8,000円となるが、その理由はとの質疑に対して、平成25年度は伊集院地域の徳重区画整理が終わり、また、県道伊集院日吉線沿いの郡地区の買収幅確定により受益者負担の対象者が多くなったことによるものとの答弁。

次に、認定第4号平成25年度日置市農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,680万7,000円、歳出総額3,426万円、歳入歳出差し引き額は254万7,000円でありました。

質疑の主な内容は、処理区域内における下水道普及人口525人であるが、世帯は幾らかの質疑に対して、276世帯、処理区域内の使用件数268件、これには小学校、地区館、郵便局が含まれておりますとの答弁。

次に、認定第5号日置市国民宿舎事業特別 会計歳入歳出決算認定についてご報告いたし ます。

歳入総額2億2,842万2,000円、歳 出総額2億2,835万6,000円、歳入歳 出差し引き額は6万6,000円でありまし た。

質疑の主な内容は、前年度と比較して宿泊 者が324人減となっているが、原因は何か との質疑に対し、平成24年度は年末にかけ て中学校や大学のキャンプとして利用されて いるが、平成25年度に利用されなかったこ とが要因である。何とか前年度維持しようと 2月から「いい夫婦プラン」を企画したとの 答弁。

次に、認定第6号平成25年度日置市健康 交流館事業特別会計歳入歳出決算認定につい て報告いたします。

歳入総額2,265万8,000円、歳出総額は2,045万3,000円、歳入歳出差し引き額は220万5,000円でありました。

質疑の主な内容は、株式会社エヌフーズから備品の購入があるが、どういう基準で金額は決められたかの質疑に対して、購入価格に耐用年数を掛けた金額をもとに、株式会社エヌフーズと協議して決定したとの答弁。

次に、認定第7号平成25年度日置市温泉 給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について 報告いたします。

歳入総額814万4,000円、歳出総額644万1,000円、歳入歳出差し引き額が170万3,000円でありました。

質疑の主な内容は、維持管理委託はどのような内容なのかとの質疑に対して、毎日、巡視員が1人で朝夕に泉源の確認を行っているとの答弁。

次に、認定第8号日置市公衆浴場事業特別 会計歳入歳出決算認定についてご報告いたし ます。

歳入総額1,184万3,000円、歳出総額1,033万8,000円、歳入歳出差し引き額は150万5,000円でありました。

質疑の主な内容は、あり方検討委員会で検討された中で、存続に対して意見が出されなかったかとの質疑に対して、高齢者クラブの利用が多くて廃止に反対であるという意見もあったが、湯量不足が一番の問題で理解していただいて廃止の方向で検討しているとの答弁。

次に、認定第9号平成25年度日置市飲料 水供給特別会計歳入歳出決算認定についてご 報告いたします。

歳入総額50万8,000円、歳出総額

50万8,000円、執行率100%となっております。執行部の詳細な説明で了解し、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第10号平成25年度介護保険 特別会計歳入歳出決算認定についてご報告い たします。

歳入総額52億9,522万8,000円、 歳出総額52億2,982万5,000円、歳 入歳出差し引き額は6,540万3,000円 でありました。

主な質疑の内容は、介護認定審査会費では、 審査結果の延期率70%を上回らないよう敏 速な審査判定に努めるとあるが、どれくらい の期間かとの質疑に対して、申請から1カ月 で回答、主治医意見書や訪問調査などがあり、 現状は32日までに通知との答弁。

また、前年度比で介護給付費104%、予防給付費93.4%となっているが、予防給付費減の理由は何かとの質疑に対して、介護給付費は要介護1から5の方々で、高齢になり症状が重症化していることになり、申請者が減少しているとの答弁。

次に、認定第11号平成25年度日置市後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億1,156万3,000円、歳 出総額6億1,089万円、歳入歳出差し引 き額は67万3,000円でありました。

質疑の主な内容は、多受診者などの重複、 類回受診者のうち、認知者数はどれくらいの 質疑に対して、広域連合からの対象者データ をもとに訪問しているので把握していないと の答弁。

次に、認定第12号日置市水道事業会計決 算認定についてご報告いたします。

水道事業収益7億7,916万3,000円、 水道事業費用7億117万円で、7,799万 円が当年度の利益であります。資本的収支は 収入2億1,770万7,000円、支出4億 3,473万1,000円で、差し引き2億 1,702万4,000円の不足額となり、消 費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過 年度分の損益勘定留保基金で補塡されました。

質疑の主な内容は、懸案事項に東市来の慢性的な水量不足を解消するため、引き続き水源試掘を行うとあるが、どこになるかとの質疑に対して、下養母地区になるが、県道沿いで試掘している県道改良計画もあり、改良工事に合わせて配管工事を実施するとの答弁でありました。

ただいまの報告のほか、多くの質疑・答弁 がありましたが、省略させていただきます。

それでは、採決の結果についてご報告させ ていただきます。

認定第1号平成25年度一般会計歳入歳出 決算認定から認定第12号日置市水道事業特 別会計歳入歳出決算認定までの12件につい て、討論もなく、採決の結果、全員一致で認 定するものと決定いたしました。

最後に、委員から、審査に当たり、次のような意見が出されましたので申し添えいたします。

決算審査資料については、担当課によって 備考欄の説明がわからないケースもあり、わ かりやすく、統一性のある明記を求める意見 が出されました。いずれにしろ今回の決算認 定の結果を十分に生かし、改善点に反映され ることを求めまして、ご報告といたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから委員長報告の12件に対する質疑 を行います。質疑はありませんか。

〇7番(山口初美さん)

特別委員長に3点ほど伺いたいと思いますが、一般会計の決算の質疑の中で、就学援助制度ですね、この点についての質疑がなかったか。また、人権啓発事業費の質疑がなかったか。一般会計についてはこの2点と。

あと後期高齢者医療特別会計の決算の質疑

の中で、この後期高齢者医療の中での滞納者 への短期保険証の発行は何件か、発行がされ ているのかどうかというような質疑がなかっ たかということを伺いたいと思います。

〇決算審査特別委員長 (坂口洋之君)

山口議員の質疑に対してご答弁いたします。 いずれの3点の質疑に対しても、決算委員 会の中では質疑等はございませんでした。

〇議長(宇田 栄君)

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号平成25年度日置市 一般会計歳入歳出決算認定について討論を行 います。発言通告がありますので、順次、発 言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を 許可します。

〇7番(山口初美さん)

私は、平成25年度一般会計決算に対する 反対討論を行います。

地方自治法第1条2項、地方公共団体は住 民の福祉の増進を図ることを基本として、地 域における行政を自主的かつ総合的に実施す る役割を広く担うものとするとあります。

地方自治体の役割は、住民の福祉増進です。 福祉増進を何よりも優先し、余力があれば、 市民の暮らしにとって必要な仕事を行うこと が原則であります。ところが、高過ぎる国保 税、滞納者に対する資格書、短期保険証など のペナルティー、介護サービスの後退や介護 保険料の引き上げなど、財政難を理由に福祉 の切り捨てとも言うべきことが行われており ます。

また、義務教育費は無償と定めた日本国憲 法に基づき、教育を受ける権利を保障するた めの就学援助制度が十分に活用されていませ ん。国がPTA会費、生徒会費、クラブ活動 費も援助の対象としているのに、本市ではそれが準要保護に実施されていないのは問題だと考えます。

また、人権啓発事業費として部落解放同盟 という特定の団体への補助金は認めることは できません。市民が苦労して納めた税金の使 い道としてはおかしいし、市民の理解は得ら れないと考えます。

また、役所内に非正規雇用の臨時職員がふ えているのは、私は問題と考えます。住民福 祉を担う職員が不安定な雇用状況にあっては、 住民サービスの低下につながりかねないと考 えます。

また、一般会計から国保会計への1億円の 繰り入れは一定の評価をしたいと思いますが、 増額すべきと考えます。

住宅リフォーム支援制度が創設された点、 特定健診が無料で受けられるようになった点 などは高く評価をするということを最後に申 し上げて、簡単ですが反対討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

〇3番(留盛浩一郎君)

ただいま議題となっております認定第1号 平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認 定について、賛成の立場で討論いたします。

2012年12月に発足した第2次安倍政権で、デフレ脱却を達成するために、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を決定されました。しかしながら、景気の上昇感の薄い中で、本市では持続可能な財政運営を心がけながら、安心安全な市民生活の負託に応えるべく、日夜、精いっぱい努力されたことを評価いたします。

しかしながら、自主財源と依存財源の比率で見ますと、自主財源が全体の26.1%、依存財源が73.9%となっており、自主財源に乏しい財政状況にあります。そうした中、

自主財源の確保と税、使用料など負担の公平・公正性を目指し、債権主管課と特別滞納整理課とが連携し、夜間徴収など臨戸訪問を初め、納税相談、分納誓約書に基づく計画納付、法的措置を含めた未納滞納対策に取り組み、不納欠損に至らぬよう鋭意努力され、分納等による成果報告では、1,236件の報告があり評価をいたすところであります。

市債の現残高については、計画的な借り入れと翌年度の繰り越しの影響により、対前年度比11億9,390万円減の293億241万5,000円となり、健全化判断比率の状況は前年度より数値が改善され、いずれも早期健全化基準や財政再生基準を下回っております。

人権啓発事業費は、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人及び外国に関する人権問題などに加え、犯罪被害者、HIV感染者、インターネット等による人権侵害のほか、ハンセン病問題や拉致問題など、人権をめぐる現状及び課題を正しく理解することは重要であります。継続して市民に広く啓発されるべきと考えます。

就学援助費は、平成17年度から準要保護者について、国の補助制度から市の単独助成事業になっております。国では、平成22年度から要保護児童・生徒援助費補助金に基づく補助単価にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新設しておりますが、準要保護者については市の裁量となることから、準要保護者対象世帯以外の世帯との平等性を考慮し、近隣市と同様に就学に影響の大きい学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費を対象としているところであります。

限りある財政の中でさまざまな配慮がなされ、社会資本の整備、環境、福祉、農林水産業、商工観光、教育、文化などの各分野において、おおむね適正に執行されたと考えております。

よって、平成25年度一般会計歳入歳出決 算は原案のとおり認定すべきものと考え、賛 成討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採 決は起立によって行います。本案に対する委 員長の報告は認定であります。委員長の報告 のとおり決定することに賛成の方はご起立願 います。

[賛成者起立]

〇議長(宇田 栄君)

起立多数です。したがって、認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成25年度日置市国民 健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 討論を行います。発言通告がありますので、 順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を 許可します。

〇7番(山口初美さん)

私は、平成25年度国民健康保険特別会計 決算に反対討論を行います。

高過ぎる国民健康保険税が暮らしを壊し、 払いたくても払えない滞納者を生み出しています。さらに、滞納者へは正規の保険証を発 行せずに、制裁として、短期保険証や資格証 明書が発行されています。これでは病気やけ がをしても、すぐに医者にかかることができ ません。このような冷たい行政を私は認める ことはできません。医療を受ける権利をまず は保障する温かい市政を望みます。

一般会計から1億円の繰り入れをしている 点は一定評価をし、国の負担割合を今の4分 の1からもとの2分の1に戻させる必要があることを申し上げ、反対討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

〇3番(留盛浩一郎君)

私は、認定第2号平成25年度日置市国民 健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は市が保険者となり、後 期高齢者を除く農家や自営業者、非正規労働 者、学生、無職者などが加入されておられま す。

現状では基金も底をつき、財源不足が見込まれる中、さらなる一般財源からの繰り入れは、他の保険者加入者の理解が簡単に得られるものではないと判断をいたします。

また、国保会計に入れ込むことによって削減される事業が出ることを懸念もされます。 そうした厳しい経済状況の中で、国保税収納のために職員の方々が臨戸訪問等の徴収努力を重ねておられます。

医療費抑制策としては、健康づくり運動、 重症化予防のための特定検診及び特定保健指 導の推進、疾病予防のための各種がん検診の 助成などなど、あらゆる点から努力されてい る姿勢を高く評価いたします。

国民健康保険では、保険税を納めたいのに、 経済的・身体的理由により納められない方の ために、保険税の軽減、減免措置を行ってお ります。所得が一定金額以下になった場合に は保険税が軽減されますし、また、災害や病 気等により生活が著しく困難になった場合や、 前年より大幅に所得が減った場合等にも保険 税の全部または一部が免除されます。

本市も保険の未納者に対して、直ちに保険 証を取り上げるとか財産を差し押さえるなど、 そういう暴挙に出ることはありません。しか しながら、再三の勧告を無視され、理由もわ からず未納状態を続けられては、きちんと納 税されている加入者に申しわけが立ちません。 行政処分も下すところもあります。そうした 中でも、滞納分を分納する誓約書を出した人 などに対しては、数カ月間有効の短期保険証 を発行していますし、保険税を1年間滞納し ますと、被保険者資格証明書が交付されるよ うになっております。

これらの成果が市民健康と医療費抑制につながり、安定した国保事業運営が図られることを期待し、賛成討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採 決は起立によって行います。本案に対する委 員長の報告は認定であります。委員長の報告 のとおり決定することに賛成の方は起立を願 います。

[賛成者起立]

〇議長(宇田 栄君)

起立多数です。したがって、認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議 を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第3号平成25年度日置市公共 下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。本案に 対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第 3号平成25年度日置市公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算認定については、委員長報 告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成25年度日置市農業 集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成25年度日置市国民 宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。本案に 対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第 5号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会 計歳入歳出決算認定については、委員長報告 のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成25年度日置市健康 交流館事業特別会計歳入歳出決算認定につい て討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成25年度日置市温泉 給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成25年度日置市公衆 浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論を行います。討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第8号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成25年度日置市飲料 水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。本案に 対する委員長の報告は認定であります。委員 長の報告のとおり決定することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第 9号平成25年度日置市飲料水供給施設特別 会計歳入歳出決算認定については、委員長報 告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成25年度日置市介 護保険特別会計歳入歳出決算認定について討 論を行います。発言通告がありますので、ま ず、山口初美さんの反対討論の発言を許可し ます。

〇7番(山口初美さん)

私は、平成25年度介護保険特別会計決算 に対する反対討論を行います。

介護保険料や利用料の負担は大変重く、わずかな年金から天引きされる介護保険料と介

護サービス利用料の負担は市民を苦しめています。安い費用で入れる特別養護老人ホームが足りず、待機者の問題は改善されないままであり、介護の必要な人が必要な介護を受けられないのは、保険あって介護なしと言うべき大問題です。

また、介護の現場で働く人たちの人手不足 や待遇改善も進まず、介護する人、される人 が安心できる制度にはなっておらず、私はこ の決算をこのまま認めることはできません。 介護給付費の4分の1に満たない国庫負担の 引き上げを強く求めて、反対討論といたしま す。

〇議長(宇田 栄君)

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

〇3番(留盛浩一郎君)

私は、認定第10号平成25年度日置市介 護保険特別会計歳入歳出決算認定について、 賛成の立場で討論いたします。

核家族化が進む中、近年では老老介護も当たり前となってきております。そうした中、 高齢者を社会で見守っていく仕組みとして、 平成12年4月から介護保険制度が始まりま した。

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている保険料が大切な財源となっております。 日置市においては、基金残高が底をつき厳しい状況となってきておりますが、この保険制度を崩壊させるわけにはいきません。

本市の人口は減少傾向にありますが、 65歳以上の人口は年々増加しております。 それに伴い65歳以上の第1号被保険者に占 める要介護・要支援認定者も年々増加してお る傾向であります。

そうした中で、利用者は介護サービスの提供に必要な費用の1割を負担し、残りの9割は、国・県・市で50%負担、残りの50%のうち、40歳以上65歳未満の方の保険料

で29%、65歳以上の方の保険料で21% を負担しております。誰しも要介護状態は避けたいわけですが、もしそうなったときには 大変役に立つ制度であると思います。

担当課では、一人でも要介護状態の人にならないよう、65歳以上の高齢者約1万1,000人にチェックリストを配布し、対象者の把握、分析を行ったり、運動機能向上を中心に栄養改善や口腔ケアの内容も含んだ2次予防教室「いつまでも元気教室」を実施、1次予防事業では、各種健康教室や脳活性化教室等を実施、また、高齢者が介護予防ボランティア活動や介護予防教室等へ参加することにより、その実績でポイントが付与され、申し出により地域商品券に交換できる高齢者元気度アップポイント事業に取り組むなど、市民啓発の努力は評価できるものであります。

今後、その効果が少しでもあらわれ、高齢者の皆さんがそれぞれの住みなれた地域で元気に過ごされ、また、適切な医療、介護等が受けられる地域包括ケアシステムが構築されることを期待し、賛成討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する 委員長の報告は認定であります。委員長の報 告のとおり決定することに賛成の方はご起立 願います。

[賛成者起立]

〇議長(宇田 栄君)

起立多数です。したがって、認定第10号 平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳 出決算認定については、委員長の報告のとお り認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成25年度日置市後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

〇7番(山口初美さん)

私は、平成25年度後期高齢者医療特別会 計決算に対する反対討論を行います。

75歳という年齢で差別をし、家族とも切り離した医療制度をつくったこと自体、私は認めることはできません。

また、見直すたびに保険料が引き上げられ、 高い保険料が年金から天引きされるため、少 ない年金で暮らしている高齢者にとっては命 にかかわる問題となっています。また、滞納 者への短期保険証の発行は、命にかかわる問 題と考えます。

75歳以上の人口と医療費の増加に応じて 保険料が自動的に引き上げられる仕組みになっているのは、この制度の欠陥です。保険料 の負担軽減のために国と県の財政支援を求め、 また、もとの老人保健制度に戻すよう国に求 めて、反対討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

〇3番(留盛浩一郎君)

私は、認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートいたしました新しい医療制度です。この制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼称し、一定の対象層として独立させ、新しい保険システムのもとに組み入れられるものであります。ただし、65歳以上75歳未満でも、寝たきり等の一定の障がいがあると広域連合から認定された方は、原則としてこの新制度に含まれ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

また、世帯単位で保険料が計算される国民 健康保険とは異なり、後期高齢者医療制度で は、個人単位で計算されることになります。 これらの背景には、日本の国家財政が逼迫す る中での医療費の大幅な増加があります。

後期高齢者1人当たりの医療費は、全国平均で約92万7,000円、日置市での平均は91万3,748円で、現役世代の約5倍程度かかっているとされております。

現役世代と後期高齢者との負担関係がわかりにくくなっていて、国としても膨張する医療費の抑制がやりにくい構造となっていました。

このような背景を受けて、国の医療制度改革の柱の一つとして、この後期高齢者だけを対象層として独立させ、医療給付を集中管理するという世界的にもほとんど類を見ない新制度がスタートしたわけであります。

この後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期 高齢者医療広域連合が運営を行い、本市にお きましては保険料徴収、申請及び届け出の受 け付け等の窓口業務を行っております。

被保険者の健康保持増進のため健康診査を 実施し、受診者は前年度比約24%の 955人でした。また、平成25年度から元 気高齢者健康づくり訪問指導、要医療者訪問 指導を導入し、疾病の早期発見、早期治療の 推進、疾病の重症化を予防することにより医 療費の抑制に努められております。

今後ますます高齢化に伴う医療費の増大が 見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の 明確化等を図る観点からも、この制度は必要 であると思います。

以上のような理由で日置市後期高齢者医療 制度特別会計の賛成討論といたします。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する 委員長の報告は認定であります。委員長の報 告のとおり決定することに賛成の方はご起立 願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(宇田 栄君)

起立多数です。したがって、認定第11号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定については、委員長報告の とおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成25年度日置市水 道事業会計決算認定について討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、認定第 12号平成25年度日置市水道事業会計決算 認定については、委員長報告のとおり認定す ることに決定しました。

△日程第17 承認第7号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号)) につき承認を求めることについて

△日程第18 承認第8号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号)) につき承認を求めることについて

〇議長(宇田 栄君)

日程第17、承認第7号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号))につき承認を求めることについて及び日程第18、承認第8号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号))につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

承認第7号は、専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号))につき承認を求めることについてであります。

平成26年10月の台風19号による災害 警戒本部・支部及び避難所の設置等に伴う消 防費の執行について、緊急を要したため予算 措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億4,227万8,000円とするものであります。

まず、歳入では、地方交付税で、普通交付税207万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、消防費の災害対策費で、 一般職時間外勤務手当207万4,000円 を増額計上いたしました。

次に、承認第8号は、専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第6号))につき承認を求めることについてであります。

衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議 員選挙費の執行について、緊急を要したため 予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,422万4,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ247億6,650万 2,000円とするものであります。 歳入では、県支出金で、衆議院議員選挙費 委託金2,171万円を増額計上いたしました。

地方交付税で、普通交付税251万 4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の衆議院議員選挙費で、 選挙執行に伴う投票所管理者、投票所立会人 等の委員報酬の増額、投開票事務等に関する 時間外勤務手当の増額、事務補助に要する賃 金の増額、選挙ポスター掲示板や入場券印刷 等の需用費の増額、入場券等の郵便郵送料に 伴う通信運搬費の増額、ポスター掲示場の設 置等に伴う委託料の増額、投票所借り上げに 伴う使用料及び賃借料の増額、投票用紙読み 取り分類機の購入に伴う備品購入費など 2,422万4,000円を増額計上いたしま した

以上2件ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第7号及び承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、承認第7号及び承認第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分(平成26年度日置市一般会計補正予算(第5号))につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。次に、承認第8号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、承認第 8号専決処分(平成26年度日置市一般会計 補正予算(第6号))につき承認を求めるこ とについては、承認することに決定しました。

△日程第19 議案第64号鹿児島県市 町村総合事務組合を組織 する地方公共団体の数の 減少及び同組合の共同処 理する事務の変更並びに 同組合規約の変更につい

〇議長(宇田 栄君)

日程第19、議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第64号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてであります。

肝付東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法286条第1項及び290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明 させますので、ご審議をよろしくお願いいた します。

〇総務企画部長(福元 悟君)

補足説明を申し上げます。

それでは、別紙のほうをお開きください。 鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を次 のように改正するとしまして、同組合の共同 処理する事務でありますし尿処理につきまし ては、鹿屋市に事務の委託を行うこととなっ たために組合を解散するものでありまして、 別表第1の肝付東部衛生処理組合を削るもの でございます。

次に、別表第2の1の項中、これは職員の 退職手当の支給に関する事務の項でございま すが、枕崎市と西之表市を加え、肝付東部衛 生処理組合を削り、同じく同表の8及び9の 項中の肝付東部衛生処理組合を削るものでご ざいます。

附則としまして、この規約は、平成27年 4月1日から施行するものとしております。 ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、会議規則 第37条第3項の規定により委員会付託を省 略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。議案第64号を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更については可決されました。

△日程第20 議案第65号日置市職員 の配偶者同行休業に関す る条例の制定について

〇議長(宇田 栄君)

日程第20、議案第65号日置市職員の配 偶者同行休業に関する条例の制定についてを 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

議案第65号は、日置市職員の配偶者同行 休業に関する条例の制定についてであります。 地方公務員法の一部改正に伴い、外国で勤 務等をする配偶者と生活をともにすることを 希望する有為な職員の継続的な勤務を促進す ることを目的として、一般職の職員について、 配偶者同行休業の制度を創設するため条例を 制定したいので、地方自治法第96条第1項 第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明 させますので、ご審議をよろしくお願いいた します。

〇総務企画部長(福元 悟君)

それでは、補足説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、公務において活躍が期待される有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的としまして、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする制度を創設するため条例を制定するものでございまして、地方公務員法が平成26年2月21日施行されております。これを受けまして、条例を制定するものでございます。

それでは、別紙のほうをお開きください。 第1条では、趣旨としまして、配偶者同行 休業の必要事項を定めるものとしています。 第2条のほうでは、配偶者同行休業の承認と して、在職期間が2年以上の職員で公務の運 営に支障がないと認め、勤務成績等を考慮し 承認することとしております。第3条では、 配偶者同行休業の期間を3年としているとこ ろです。第4条では、配偶者同行休業の対象 となる配偶者が、外国に滞在する事由として、 6月以上にわたり継続することが見込まれる 者とし、外国で勤務する者や、外国の大学で 就学する者などを対象としております。第 5条のほうでは、配偶者同行休業の承認の申 請、第6条では休業期間の延長、第7条では 承認の取り消し、第8条では、該当しなくな った場合の届け出、第9条では休業期間に伴 う臨時的任用を、また第10条、第11条で は、職員の処遇について定め、第12条では、 委任として条例に定めるもののほかに必要な 事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の 日から施行することとしております。

また、配偶者同行休業の制定に伴い、附則の2項で日置市職員定数条例を、また、第3項で日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を、第4項のほうで日置市職員の育児休業等に関する条例を、第5項で日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を、第6項のほうで日置市企業職員の給与の種類及び基準の関する条例の必要な条例の文の所要の改正を行って、あわせて条文の整理を図ったところでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 65号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第21 議案第66号日置市指定 介護予防支援等の事業の 人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介 護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準 を定める条例の制定につ いて

△日程第22 議案第67号日置市包括 的支援事業の実施に関す る基準を定める条例の制 定について

〇議長(宇田 栄君)

日程第21、議案第66号日置市指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の 制定について及び日程第22、議案第67号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の制定についての2件を一括議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第66号は、日置市指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の制定につ いてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第67号は、日置市包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の制定 についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関する介護保険法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明 させますので、以上2件をご審議をよろしく お願いいたします。

〇市民福祉部長(吉丸三郎君)

それでは、議案第66号、67号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と、それ

と議案 6 7 号日置市包括的支援事業の実施に 関する基準を定める条例の制定につきまして、 別紙により補足説明を申し上げます。

まず初めに、今回の条例制定におきましては、第3次地方分権一括法による介護保険法、この改正により、現在、厚生労働省令で定められております指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことから、これによりまして、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものでございます。

今回の条例制定の考え方につきましては、 法において厚生労働省令で定める基準に従い 定めるものとして、省令により従うべき基準 と参酌すべき基準が示されていることから、 本市においてはこの基準と異なる基準とすべ き事情や特性がないことから、これを用いて 本市の基準として条例を制定しますが、 29条の関係で1点のみ市で見直しをするこ とといたしました。

それでは、別紙により条例案について説明を申し上げますが、この件につきましては9月の全協の中でも資料配付して説明を行いましたので、消防等を中心に説明をさせていただきます。

まず、1つ目の議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、第1章から第6章まで33条までの体系となっております。

第1章で総則として趣旨を定め、第2章では、指定介護予防支援の事業の基本方針を定め、第3章では、指定介護予防支援の事業の

人員に関する基準を定めておりますが、第 3条で従業員の員数、第4条、管理者につき まして、従うべき基準として省令のとおり定 めてございます。第4章では、指定介護予防 支援の事業の運営に関する基準を定め、第 5条で内容及び手続の説明及び同意、第6条 で提供の拒否の禁止、第23条で秘密保持、 第27条で、事故発生時の対応につきまして も、従うべき基準として省令で定めてありま すので、そのとおりとしております。

第29条、記録の整備につきましては、 1点見直しをした部分といたしまして、同条 第2項、省令で記録を整備し、その完結の日 から2年間保存しなきゃならないとされてお りますけれども、本市では、公費過払いの場 合など、返還請求の消滅時効が5年間となっ ていることから、書類の保存期間を5年間と 見直して規定いたしました。第5章では、指 定介護予防支援に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定め、第6章 では、基準該当介護予防支援の事業に関する 基準を定めております。

以上が議案第66号の関係でございます。 次に、2つ目の議案第67号につきまして、 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例につきましては、第5条までの体 系で、第1条で趣旨、第2条、定義、第3条 で包括的支援事業の基本方針を定め、第4条 では、地域包括支援センターの職員に係る基 準及び当該職員の員数について従うべき基準 として省令のとおり定め、第5条ではあります。 いずれも、議案第66号、67号につきま しては、平成27年4月1日からの施行となっております。

なお、今回の制定につきましては、本市では包括支援センターを中心に実施しており、 現在の事業の内容等について特に変更となる 部分もなく、また、市民に対してのサービス 等も今までどおり変わりはございません。 9月29日から10月28日までパブリック コメントを実施しましたが、これについても ご意見等はありませんでした。

以上が議案第66号、67号の補足説明で ございます。よろしくご審議をお願いいたし ます。

以上でございます。

〇議長(宇田 栄君)

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号の2件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第68号日置市情報 公開条例及び日置市個人 情報保護条例の一部改正 について

△日程第24 議案第69号日置市地域 審議会条例の一部改正に ついて

〇議長(宇田 栄君)

日程第23、議案第68号日置市情報公開 条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正 について及び日程第24、議案第69号日置 市地域審議会条例の一部改正についての2件 を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

議案第68号は、日置市情報公開条例及び 日置市個人情報保護条例の一部改正について であります。

独立行政法人の通則法の一部改正に伴い、
所要の改正をあわせて条文の整理を図るため、

条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96条第1項第1号の規定により提案するも のであります。

次に、議案第69号は、日置市地域審議会 条例の一部改正についてであります。

第2次総合計画を策定するに当たり、引き 続き審議を依頼したいので、地域審議会の設 置期間を1年間延長し、条例の一部を改正し たいので、地方自治法第96条第1項第1号 の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明 させますので、以上2件のご審議をよろしく お願いいたします。

〇総務企画部長(福元 悟君)

それでは、まず、議案第68号につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、独立行政法人 通則法の一部が改正され、機関の名称が「特 定独立行政法人」から「行政執行法人」に改 正されたことにより、第1条で日置市情報公 開条例を、第2条で日置市個人情報保護条例 の一部を改正するものであります。あわせま して、第1条の改正文中「並びに地方公務員 法」を「、地方公務員法」に条文の整理を図 るものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年 4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第69号について補足説明を申 し上げます。

第2条中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、附則に1項を加え、第2項として、この条例は、平成28年3月31日限りでその効力を失うと啓するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、第2項では、経過措置を規定したものでございます。現在、平成28年度からを計画期間とします第2次日置市総合計画案を

策定中でありますが、基本構想についての審議を現在の地域審議会委員に引き続き審議いただくために条例の任期を1年間延長するものであります。

2件のご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号及び議案第69号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第68号日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市地域審議会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第70号日置市地区 公民館条例の一部改正に ついて

〇議長(宇田 栄君)

日程第25、議案第70号日置市地区公民 館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第70号は、日置市地区公民館条例の 一部改正についてであります。

日置市湯田地区公民館の移転並びに日置市 美山地区公民館及び日置市平鹿倉地区公民館 の施設整備に伴い、各室の使用料を設定する ため条例の一部を改正したいので、地方自治 法第96条第1項第1号の規定により提案す るものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明 させますので、ご審議をよろしくお願いいた します。

〇総務企画部長(福元 悟君)

それでは、議案第70号日置市地区公民館 条例の一部改正について、別紙により補足説 明を申し上げます。

本案は、湯田地区公民館の移転、整備並びに美山地区公民館の新築及び平鹿倉地区公民 館の施設改修整備に伴い、施設の位置変更や 必要な使用料を設定するために、日置市地区 公民館条例の一部を改正するものでございま す。 湯田地区と平鹿倉地区は、地域介護福祉空間整備交付金事業による施設整備でございます。

まず、別表第1の湯田地区公民館の項で、 まず位置を日置市東市来町湯田3299番地 1に改めるものでございます。これは、東市 来総合福祉センターから現在の東市来商工会 館に移転することによるものでございます。

次に、別表第2の湯田地区公民館の部を大会議室、会議室1、会議室2、調理室と改めるものでございます。

数字につきましては、左から、午前8時30分から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後10時までのそれぞれの時間帯での使用料で、右端の100円につきましては、1時間当たりの冷暖房使用料でございます。

同じく別表第2の美山地区公民館の部に、 集会室、和室、調理室、イベント広場を加え るものでございます。これは、新たに建設す る館の3室を追加するものでございます。イ ベント広場につきましては、地区公民館とし て使用している東郷茂徳記念館の条例が、記 念館等条例として、館のほかに広場と附帯施 設が規定されていましたので、美山地区公民 館の施設として地区公民館条例に規定するも のでございます。

なお、使用料につきましては、湯田地区公 民館、美山地区公民館いずれも他の同様の施 設規模に合わせた使用料を設定しております。

同じく別表第2、平鹿倉地区公民館の部中、 調理室の次にシャワー室を加えるものです。 これは地域介護福祉空間整備交付金事業によ り整備したもので、使用料を1回につき 50円といたしております。

次に、別表第2、備考1の中で、運動広場 の次に日置市美山地区公民館のイベント広場 を加えるものでございますが、これは市内に 住所を有しない者の使用料の割り増し設定が 広場にはないことから、上市来地区公民館と 伊作田地区の公民館の運動広場の次に美山地 区公民館のイベント広場を加えるものでござ います。

附則の1としまして、この条例は、公布の 日から起算して6月を超えない範囲内におい て規則で定める日から施行するものでござい ます。

附則の2としまして、日置市東市来総合福祉センター条例の一部改正になりますが、これは、湯田地区公民館が総合福祉センターから移転することに伴い、湯田地区公民館が使用していた部屋の使用料を日置市東市来総合福祉センター条例に改めて規定するものでございます。

附則の3としまして、日置市元外相東郷茂 徳記念館等条例の一部改正になります。これ は、美山地区公民館の施設にイベント広場を 加えると説明いたしましたが、当該条例は、 これまで記念館の館そのものと広場と附帯施 設が施設として規定されていましたが、館の 入館料の規定しかありませんでしたので、今 回、広場を地区公民館条例に規定することに 伴い、東郷茂徳記念館等条例から広場と附帯 施設を削除して必要な改正を行うものでござ います。広場を含み、東郷茂徳記念館等条例 としていたものを館だけにすることから、ま ず、条例の題名から「等」という文字を削り ます。あわせて、条文中の広場と附帯設備を 削り、「記念館等」という表記を「記念館」 に改めるものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

〇議長(宇田 栄君)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第

70号は、総務企画常任委員会に付託します。 ここでしばらく休憩いたします。次の会議 を13時といたします。

午後 0 時00分休憩

午後1時00分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第26 議案第71号日置市国民 健康保険条例の一部改正 について

△日程第27 議案第72号日置市介護 保険条例の一部改正につ いて

〇議長(宇田 栄君)

日程第26、議案第71号日置市国民健康 保険条例の一部改正について及び日程第27、 議案第72号日置市介護保険条例の一部改正 について、2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

議案第71号は、日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行令の一部改正を勘案し、産 科医療補償制度の改定のため、条例の一部を 改正したいので、地方自治法第96条第1項 第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第72号は、日置市介護保険条 例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明

させますので、以上2件ご審議をよろしくお 願いいたします。

〇市民福祉部長(吉丸三郎君)

それでは、議案71号日置市国民健康保険 条例の一部改正について補足説明を申し上げ ます。

今回の改正につきましては、健康保険法施 行令の一部改正を勘案し、出産育児一時金を 改正するものでございます。

現在の出産一時金は39万円となっておりますけれども、その中で生まれた子どもが重い脳性麻痺になった場合の補償分の産科医療補償制度掛金3万円が含まれて、42万円が基本となっております。

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会において補償の対象者が当初の見込みを下回ったこと、それと平均的な出産費用の増加などの状況を踏まえて、産科医療保険制度における掛金の額の引き下げ、それとまた、出産育児一時金の額については引き上げを行い、総額の42万円を維持することとされたものでございます。

この改正につきましては、平成27年1月 1日から産科医療補償制度の見直しとあわせ て出産育児一時金の支給額を見直すもので、 医療機関等が運営組織に支払う掛金を3万円 から1万6,000円に引き上げるとともに、 出産育児一時金の39万円を40万4,000円 に引き上げるものでございます。

今回の改正条文でございますが、第7条第 1項中「39万円」を「40万4,000円」 に改正するものでございます。

なお、この産科医療補償制度の関係の3万円から1万6,000円の引き下げでございますけれども、条例の7条の中で「規則で定めるところにより3万円を上限として」と記載してありますので、規則のほうを「3万円」から「1万6,000円」に改正いたし

ます。

附則といたしまして、施行期日としては、 平成27年1月1日からの施行するものでご ざいます。

以上が議案第71号についての補足でございます。

続きまして、議案第72号日置市介護保険 条例の一部改正について補足説明を申し上げ ます。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正により、指定介護保険予防支援事業に係る申請者の法人格の有無に係る基準が市町村条例に委任されております。

また、同法同条第3項において、条例は省 令で定める基準に従い定めるものと規定され ており、いわゆる、従うべき基準とされてお りますので、これで従う基準で改正するもの でございます。これによりまして、市条例で 定める基準を厚生労働省令、介護保険法施行 規則で定める法人であることとして、第 14条第2項の条文に追加をするものでござ います。

なお、目次と章名につきましては、事業者の対象が3種になることから、指定地域密着型サービス事業者等にまとめるものでございます

第15条の見出しにつきましては削除し、 条文整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27年4月1日から施行するものでございま す。

以上が議案第72号についての補足説明で ございます。よろしくご審議をお願いいたし ます。

以上でございます。

〇議長(宇田 栄君)

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第72号は、会議規則 第37条第3項の規定により委員会付託を省 略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号日置市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第28 議案第73号市道の路線 の認定及び変更について

△日程第29 議案第74号日置市都市 公園条例の一部改正につ いて

〇議長(宇田 栄君)

日程第28、議案第73号市道の路線の認定及び変更について及び日程第29、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。 〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

議案第73号は、市道の路線の認定及び変 更についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定し、及び 1路線を変更したいので、道路法第8条第 2項及び第10条の第3項の規定により提案 するものであります。

次に、議案第74号は、日置市都市公園条 例の一部改正についてであります。

寄附採納を受けた公園を都市公園として供用するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明 させますので、以上2件をご審議をよろしく お願いいたします。

〇産業建設部長 (瀬川利英君)

議案第73号市道路線の認定及び変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。別紙1の市道認定路線さくら台線は、さくら台の開発造成工事で、建築戸数が70%を超えたため認定するもので、延長が96.2m、起点を伊集院町下谷口1088番地11先から終点を伊集院町下谷口1088番地24先とするものであります。

資料に位置図と路線を赤色の実線で表示してあります。

次に、2の市道変更路線は、株式会社松建の開発造成工事に伴うもので、路線番号が147、路線名が長里団地南線で、変更前起点の東市来町長里43番地3先を変更後の起点を東市来町長里61番地先からとするもので、変更後の延長を470.4mとし53.4m延伸するものであります。

資料に位置図と路線の変更前を黒色の波線 で、変更後を赤色の実線で表示してあります。 なお、この株式会社松建の開発造成工事に 伴い、寄附採納願が3筆あり、日置市に移転 登記済みであり、河川敷部分については県か ら許可を得ております。

以上2件については、日置市市道路線認定 基準要綱に定める基準に合致しております。

次に、議案第74号日置市都市公園条例の 一部改正について、別紙により補足説明申し 上げます。

開発造成工事により寄附採納を受けたもので、建築戸数が70%を超えたため、都市公園として管理するため所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。別表第1、八久保 公園の項の次にさくら台公園、大字伊集院町 下谷口字小永迫を加えるものです。

ここでさくら台公園の場所をご説明いたします。資料を1枚戻していただきますと、先ほどの市道認定のさくら台線の図面がありますが、この中に青色の実線で囲まれたところがさくら台公園の位置になります。

附則として、この条例は、公布の日から施 行するものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号及び議案第74号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第30 議案第75号平成26年 度日置市一般会計補正予 算(第7号)

△日程第31 議案第76号平成26年 度日置市国民健康保険特 別会計補正予算(第2号)

△日程第32 議案第77号平成26年 度日置市公共下水道事業 特別会計補正予算(第 3号)

△日程第33 議案第78号平成26年度 日置市国民宿舎事業特別会 計補正予算(第3号)

△日程第34 議案第79号平成26年 度日置市健康交流館事業 特別会計補正予算(第 3号)

△日程第35 議案第80号平成26年 度日置市介護保険特別会 計補正予算(第3号)

△日程第36 議案第81号平成26年 度日置市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第 2号)

△日程第37 議案第82号平成26年 度日置市水道事業会計補 正予算(第1号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第30、議案第75号平成26年度日 置市一般会計補正予算(第7号)から日程第 37、議案第82号日置市水道事業会計補正 予算(第1号)の8件を一括議題とします。 8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

議案第75号は、平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)についてであります。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億8,159万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、本年度の収支見 込みに伴うもののほか、歳入では、地方交付 税で普通交付税の増額、国庫支出金で地域活 性化・効果実感臨時交付金の決定に伴う増額、 社会保障・税番号制システム整備補助金の決 定に伴う増額、県支出金で地域振興推進事業 費県補助金の決定に伴う増額、繰入金で施設 整備基金繰入金の減額、諸収入で、汚染再生 処理施設整備事業に係る万之瀬川河川改修補 償金の増額、歳出では、民生費で障がい福祉 関連事業の扶助費の増額、農林水産業費では、 農業振興育成事業の補助金及び交付金の増額、 商工費では、観光拠点施設建設工事の工事請 負費等の増額など予算措置のほか、日吉庁舎 整備事業費、伊集院駅周辺整備事業、消防救 急デジタル無線システム整備事業の年割額の 変更等に伴う継続費の補正、来年度の施設維 持管理業務等で年度内で契約を行う必要があ るものについて、債務負担行為の設定など所 要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、 普通交付税を2億116万5,000円増額 計上いたしました。

分担金及び負担金では、児童福祉費負担金 の入所児童数の見込み等に伴う保育料の増額 などにより、119万7,000円増額計上 いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、生活保護費の扶助費国庫負担金の対象者増に伴う増額、 国庫補助金で地域活性化・効果実感臨時交付金の決定に伴う増額などにより、2億5,310万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金の県負担金では、障がい児通所給付費県負担金の対象者増に伴う増額、県補助金では、再生可能エネルギー等導入推進事業費県補助金の決定に伴う増額、地域振興推進事業費県補助金の決定に伴う増額などにより、5,501万7,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を10万円増額計

上いたしました。

繰入金では、施設整備のための施設整備基金繰入金の減額などにより、1億2,327万円を減額計上いたしました。

諸収入の雑入で、汚泥再生処理施設整備事業に係る万之瀬川河川改修補償金の増額などにより、3,577万4,000円を増額計上いたしました。

市債の消防債で、消防施設整備事業債の減額などにより1億800万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費の職員 手当等5万4,000円を増額計上いたしま した。

総務費の総務管理費では、再生可能エネルギー等導入推進事業採択に伴う委託料の増額、日吉庁舎解体工事を来年度実施することなどに伴う減額、社会保障・税番号制度システム中間サーバー負担金決定に伴う増額などにより、2,465万4,000円を減額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障がい者自立支援システムを導入することに伴う委託料の増額、障がい者医療給付事業費や障がい児通所給付費の対象者増に伴う増額、社会福祉費では、保育所運営等費の対象児童の増に伴う増額、生活保護費では前年度の実績による国庫負担金精算返納金の増額などにより、2億6,163万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、養育医療事業費 国庫・県支出金精算返納金の増額、清掃費では、クリーン・リサイクルセンター運営費の 執行残等に伴う減額などにより119万円を 増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、焼酎麹用米に対する助成金の増額、地域振興推進事業費県補助金決定に伴う事業費の増額、住環境整備事業費の確定に伴う工事請負費等の減額、水

産業費では、鹿児島県緊急雇用創出事業費臨時特例基金事業費補助金決定に伴う事業費の増額、吹上漁港航路閉塞土砂除去等に伴う施設維持修繕料の増額などにより685万9,000円を減額計上いたしました。

商工費の観光費では、宿泊費キャッシュバック事業の補助金実績見込み等に伴う増額、 観光施設管理費では、観光拠点施設建設に伴う事業費の増額などにより、1億1,469万6,000円を増額計上いたしました。

土木費の都市計画費では、伊集院駅北口トイレ工事と南口駅前広場工事に伴う増額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額などにより135万円を減額計上いたしました。

消防費の常備消防費では、消防救急デジタル無線システム整備工事等の執行残に伴う減額などにより1,274万1,000円を減額計上いたしました。

教育費の小学校費では、小学校複式学級移行に伴う施設維持修繕料の増額、パソコンリース料確定に伴う減額、中学校費では、教室改修に伴う施設維持修繕料の増額、幼稚園費では、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修業務委託料の増額、鹿児島城西高等学校サッカー部の全国高校サッカー選手権大会出場補助金の増額などにより749万9,000円を減額計上いたしました。

公債費の利子では、前年度事業に係る借入 利率の確定などにより938万1,000円 を減額計上いたしました。

次に、議案第76号は、平成26年度日置 市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2億6,816万6,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億 1,537万8,000円とするものでありま す。

歳入では、療養給付費交付金などの交付決

定に伴う増額、繰入金では保険給付準備基金 繰入金の増額、国保財政安定化支援事業費の 決定に伴う財政安定化支援事業繰入金の増額 など、歳出では、保険給付費で、一般被保険 者療養給付費や退職被保険者等療養給付費の 見込み増などによる増額、諸支出金では、療 養給付費交付金返納金の増額などを計上いた しました。

次に、議案第77号は、平成26年度日置 市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,841万7,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金の事業費負担金で受益者負担金の増額、繰入金で一般会計繰入金の減額、事業債の増額、歳出では、事業費の下水道整備費で受益者負担金前納報奨金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第78号は、平成26年度日置 市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号) についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,528万4,000円とするものであります。

歳出では、経営費で備品購入費の執行残に 伴う減額、26年度消費税確定に伴う減額、 予備費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第79号は、平成26年度日置 市健康交流館事業特別会計補正予算(第 3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

歳入では、事業収入で入浴料等の料金収入 の増額、歳出では、燃料費の増額、売店の賄 材料費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第80号は、平成26年度日置 市介護保険特別会計補正予算(第3号)につ いてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,839万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金等の減額、県支出金では介護給付費負担金の増額など、歳出では、保険給付費で居宅介護サービス給付費の利用見込みに伴う増額、地域密着型介護サービス給付費の利用見込みに伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第81号は、平成26年度日置 市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,846万円とするものであります。

人間ドック受診申込者増に伴う雑入、補助 金及び交付金の増額、過年度分の保険料還付 金の見込みに伴う増額などを計上いたしまし た。

次に、議案第82号は、平成26年度日置 市水道事業会計補正予算(第1号)について であります。

収益的支出の総額に2,051万8,000円を追加し、予算の総額を収益的収入及び支出をそれぞれ8億4,032万4,000円とするものであります。

収益的支出は、水道事業費用で水道施設電気計装置修繕費の増額、水道施設電気料金の増額、材料費の増額、構造物減価償却費の増額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから質疑を行います。

まず、議案第75号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

〇17番(田畑純二君)

私は、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)について質疑させていただきます。

私の所属する総務企画常任委員会に属する 以外の案件について、1点だけ質疑させてい ただきます。担当部課長は、できるだけ細か く、具体的にわかりやすく、誠意を持って答 弁してください。

説明資料の23ページ、下のほうでございます。生活保護総務費扶助費補助事業6,242万6,000円となっております。補正前、補正それぞれございますが、この金額の具体的計算根拠、1番目。

2番目、なぜいしき園の入所者がふえたのか、その具体的理由、わかりやすく答弁してください。

3番目に、関連して、本市の現在の生活保 護受給者の4地域別人数と金額、それと大ま かな年代別人数と金額、そして最近の傾向、 状況等を具体的にわかりやすく答弁願います。

最後に、市民の皆さんからの要望とか疑問 点などもございますんで、あえてここでお聞 きする、質疑するわけですが、生活保護受給 者の生活実態をどのような方法でどのように つかみ、実際の受給にどう生かしているのか、 本当に困っている人を助けているのか、あり のままをわかりやすく答弁願います。

以上。

〇福祉課長(東 幸一君)

今ご質問のありました金額の具体的な積算 根拠についてということでございます。

当初、平成25年度の4月から10月までの医療費の支払い額が約2億5,073万円ほどでございました。これに対し、今年度4月から10月までの支払い総額を見てみますと2億8,536万円になります。昨年度

と比較をいたしますと、1.14倍程度に医療費が増加しているというふうになっております。この率を当初の予算で見込んでいた医療扶助に掛けまして、26年度の必要な医療扶助として見込んだところでございます。

それから、2つ目にありました、いしき園の入所者がふえたがその理由はというようなことでございました。

当初、これまで3名の方が入所をなさっていらっしゃいます。今年度に入りまして、知的障がいのある方が1名、それから居宅での生活が困難な精神障がいをお持ちの方が1名、2名増加をしたということで補正予算を計上する必要が生じたものでございます。

それから、生活保護受給者の地域別の人数、金額というようなことでございました。 11月1日現在で保護停止の方を除きますと、 565人が生活保護を受給をしておられます。 地域別の内訳を見ますと、東市来で192人、 伊集院地域で172人、日吉地域で81人、 吹上地域で120人でございます。

年代別で見てみますと、20歳未満が 138人、20歳代と30歳代を合わせて 47人、40代、50代の方が121人、 60代と70代が合わせて212人、80代 と90代が47人でございます。

また、11月に生活保護世帯に直接支払われました生活保護費の総額は、2,384万円となっております。

それから、最近の動向ということでございますが、平成17年度から微増ということで増加を続けておりましたけれども、世帯数と人員につきましては、平成24年6月の391世帯、635人をピークにいたしまして横ばいの状態となっております。平成26年度の10月実績で見ますと、379世帯、587人というふうになっております。

それから、実態をどのような方法でつかん でおるかというようなことでございました。 就労収入のある世帯等につきましては、毎月収入申告の提出を求めているところでございます。就労収入が比較的安定している世帯については、過去3カ月の就労収入の平均で保護費の積算を行っております。

また、就労収入が不安定な世帯では、収入の仮認定と本認定を交互に行いながら、毎月の保護費の変更作業を行っているところでございます。そういった形で、直接、中に入りまして、保護費のほうに反映をさせているといったような状況でございます。

簡単でございますが、説明終わります。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

〇12番(花木千鶴さん)

通告してなかったところですけれども、私 もこの今の生活保護のとこでちょっと伺いた いと思ってたところでした。るる今説明があ ったところですけれども、今回の6,200万 円の増額というのが医療分でしたね。いしき 園については大体300万円。医療費分のと ころで約6,000万円計上されております。 今の説明でいきますと、若干、受給者数は減 っているにもかかわらず、6,000万円と いう、年間かかる医療費からいくと、約1割 程度でしょうか、先ほど1割ぐらい増加して いるというお話だったんですけれども、この 辺の傾向の中で高齢化が進んでいるというの が、年齢層の話もありましたけれども、そこ ら辺の影響によるものなのか、それとも、ほ かに何か突出した要因があるのかどうか、こ の辺の少し傾向について説明をいただきたい のと。

それから、次の同じページにあるんですけれども、国庫支出金の返納が出てたりなんかするわけですけれども、総体的に1億円ぐらいの返納金が生じるわけですが、全体として、市のこれらに対する影響というもの、市の負担金も保護支給額には幾らか含まれるわけで

すが、この辺のところの2点についてをもう 少し詳しく説明いただけないものか。もし、 お答えできない分があったら、お答えできな い分を明確にしていただいて、委員会付託に なっておりますので、そこの報告を待ちたい と思いますが、詳細に少しわかる部分だけで も結構ですので、ご報告ください。

〇福祉課長(東 幸一君)

医療費の具体的な理由にということでございますが、医療費の中身を見てみますと、入院、外来、歯科、調剤、それから食事といったような部分で分かれておるわけでございますが、入院費につきまして、約3,000万円近くが増加をしているような状況でございます。これに加えて、この調剤費関係につきましても、消費税等の絡みもあるかもわかりませんが、200万円から300万円といったような上昇をしておるというような状況にございます。

対象になる方の病状がどうあったかという ことまで、ちょっと把握できないところです が、こういった入院費、外来費、こういった 部分で分けてみますと、そういったところが 原因になっておるようでございます。

それから、2点目の返納金のことでございますが、ここにつきましては、毎年、この支給額が毎月変動していくというような状況の中で、どの時点で精算をすれば一番いいのかという部分もございますけれども、毎年、年度末までつかんでおかなければならないというような状況もございまして、結局、返納という部分が精算で出てくるというふうに理解しておるとこでございます。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

〇21番(成田 浩君)

24ページに書いてありますけど、保健衛 生の予防のほうで狂犬病の予防接種のことで 400頭が250頭増になったと書いてあり ますけど、これだけの違いがどうなったのか。 今、世間では野良犬、野良猫、野猫という種類で非常に衛生的に、また子どもたちの安全のためにも注意をされておりますけど、そういう関係でこの増がどういう関係で計上されているのか、この違いを説明を求めたいと思います。

〇市民生活課長 (有村芳文君)

狂犬病予防の接種事務のことでございますが、この250頭の増につきましては、現在、それぞれ地域を回って予防接種をしているわけですけれども、それとは別に動物病院のほうで接種をされる方がいらっしゃいます。その方が市役所のほうに届け出を出してくださればよろしいんですけれども、もう病院で終わりにして、役所のほうにその届け出をされない方がいらっしゃいますので、その件数はいうのをしてもらっておりますのでいうのをしてもらっております。その件数が見込みの400頭を上回っておりますので、250頭増でこの委託料で支払いをするということの補正でございます。

以上です。

〇議長(宇田 栄君)

よろしいですか。

〇21番(成田 浩君)

今までそういう形式で病院側から個人的に接種したというのが回ってきたケースがあったら、こんだけの数字の違いは出なかったと思うんですよね。今年度だけのそういう計算になったのか。また、別にそれを答えていただかないといけないんですけど、予防接種をしないといけない目標頭数が、本当は日置市にどれぐらいあるのかも、ついでに答えていただきたいと思います。

〇市民生活課長 (有村芳文君)

この手続につきましては、本人さんがして いただくということが前提でございましたけ れども、今回、予防接種率の向上対策としま して、まず届け出を確実にしてもらうという ことがございまして、26年度から新たに先 生のほうにお願いをしている分でございます。

また、その接種をしなければならない数につきましては、これまでもいろいろ議論はされておりますけれども、今のところ、飼い主さんの届け主義でやってきております。そのことについては、今後、漏れのないように私たちも把握をしていく必要があると思っております。

以上です。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号は、各常任委員会に分割付託します。

これから、議案第76号から議案第82号までの7件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〇12番(花木千鶴さん)

1件、介護保険事業の件で伺います。何号になっておりますでしょうか。80号ですかね。説明書でいきますと、62ページです。介護保険事業の中で今予防事業というのは、大変市町村にとって重要な事業になっているわけですが、26年度分で総合相談事業が当初組まれておりました社会福祉士での相談事業ということだったけれども、社会保険福祉士を臨時で雇うことができなかったと。予算は1年間分になっております。

今回、曙福祉会のほうの社会福祉士にお願いをするとして、約3カ月分のものが計上されているというところです。そこで伺うわけですが、この相談事業が社会福祉士でなければならなかったのかというところが1点。その社会福祉士でなければならないかどうかという問題で、1件お答えください。

それから、この相談事業では、どのようなことを予防事業の中でやろうとしていたのか。それが約9カ月できなかった事業になるわけですよね、予定よりも。3カ月だけとなるわけですが、これの影響というものはどういうふうに見ればいいのか。大変予防事業の中では大きな今後影響を与えてくる分野ですので、きちんとその辺の計画と実態についてをご報告をいただきたいと思います。

それから、介護福祉士にする場合の予算を約300万円年間組んでいるようです。これが外部からの派遣職員になって3月で100万円ということになります。この違いを4分の1にはならない理由っていうんですかね、その辺のところを少し、市が直接臨時職員で雇った場合と外部から応援もらった場合とのその積算の違い、単価の違いについてをちょっと説明していただけませんか。

〇介護保険課長(福山祥子さん)

ただいまの総合相談事業の件でございますけれども、まず1点目、社会福祉士でないとだめなのかというようなご質問でございますけれども、総合相談ということにつきましては、主に社会福祉士が対応するというふうなことで包括支援センターの中での3職種の役割というものを考えております。なかなか社会福祉士が雇用できないというような状況もある中では、それに相当する保健師だったりとかっていうふうなことでも対応をしているところでもあります。

それと、総合相談事業の中では雇ってはおりませんけれども、支出をしてはおりませんけれども、そのほかに社会福祉士が今現在資格を持っている者が包括支援センターのほうに2名おりますので、そちらの2名でこちらの総合相談事業も対応していると。そしてまた、チームケアというところですので、保健師、主任介護支援専門員、そのような職種とあわせまして対応しているという状況にあり

ます。

2点目です。予防事業の中で、これまで採用がなかった点について、やれていなかったのではないかというふうなご質問だったかと思いますが、ここにつきましても、今申し上げましたように、欠員であった状況につきましては、今先ほども申し上げましたように、3職種がチームとしてやっているということと、あと2人社福がおりますので、そちらのほうで対応して頑張ってきたという状況にあります。

3点目です。嘱託職員とそれから出向にな ったときのその費用の違いという点でよかっ たでしょうか。ここにつきましては、嘱託職 員は社会福祉士の時間単価を1,500円で 見積もっております。1年間というふうな形 で274万5,000円をこれまで計上して おりました。ここには嘱託職員ですので、も ちろんボーナスとかそういうものはございま せん。これから出向してもらいます職員につ きましては、今回は曙福祉会のほうから出向 していただくという状況になりましたけれど も、出向元の賃金といいますか、お給料でこ ちらのほうが負担金としてお支払いをいたし ますので、その分が予算として上がるという 状況になります。職員としての予算で計上し ておりますので、そこに差が出てくるという 状況になります。

以上でございます。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

ただいま議題となっています議案第76号 及び議案第80号並びに議案第81号は、文 教厚生常任委員会に、議案第77号及び議案 第82号は、産業建設常任委員会に、議案第 78号及び議案第79号は、総務企画常任委 員会にそれぞれ付託します。 △日程第38 請願第2号ウイルス性肝 炎患者に対する医療費助 成の拡充に関する請願書

〇議長(宇田 栄君)

日程第38、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。 〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

〇文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま議題となっております請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡 充に関する請願書について、文教厚生常任委 員会における審査の経過と結果について、ご 報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市祇園之洲町53番地1、 ひまわりビル3階、全国B型肝炎訴訟鹿児島 県原告団代表宮崎一博氏から提出され、去る 9月9日の第4回定例会本会議におきまして、 本委員会に付託されたものであります。

なお、紹介議員は、中島昭議員であります。 請願の趣旨は、1、ウイルス性肝硬変・肝 がんに関する医療費助成制度を創設すること、 2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによ る身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患 者の実態に応じた認定制度にすることを求め、 地方自治法第99条の規定により、政府及び 国会に対し意見書を提出することを請願する ものであります。

本請願の審査については、9月12日、22日に委員会を開催し、紹介議員の出席と健康保険課、福祉課による説明を求め質疑を行いましたが、9月議会では結論が出ず閉会中の継続審査となっておりました。そのため11月13日に委員会を開催し、請願提出者の代理人を参考人として出席を求め、審査を行い、質疑・討論・採決を行いました。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、鹿児島県内における対象者はど のくらいかとの質疑があり、参考人より、日 置市内で約460人、鹿児島県内で約1万 5,000人と推定されるが、自覚症状がな い肝炎患者もおり、実態は不明である。国は、 平成21年制定の肝炎対策基本法において、 ウイルス性肝炎の多くが、予防接種が原因の B型肝炎と輸血やフィブリノゲンの製剤の投 与が原因のC型肝炎と認めたものの、その証 明が難しい状況で多くの患者が立証手段を失 って司法の救済の対象にならない矛盾が生じ ている。そのため法の基本精神にのっとり、 医原病であるウイルス性肝炎の特異性を認識 し、国が責任を持って患者支援策を進めてほ しいとの考えで、この請願を提出したと答弁 がありました。

また、請願の趣旨が医療費の助成とあるが、 肝炎患者の平均的な医療費はどのくらいかと の質疑に対し、長崎医療センターの八橋先生 の調査では、慢性肝炎の患者の医療費は、年 10万円以上が67.1%、年20万円以上 が40.9%、年50万円以上が11.7%と なっている。また、肝硬変の患者の医療費は、 年10万円以上が46.5%、年20万円以 上が21.1%となっているとの参考人の答 弁がありました。

次に、委員より、請願書の中で、就業や生活に支障を来しと文面にあるが、その状況はどうかとの質疑があり、肝がんや肝硬変の患者は、年三、四回入退院を繰り返し、定職につけない状況である。長崎大学の調査によれば、会社の理解があり仕事を継続している人が67%、仕事を変更した人が21%、仕事をやめた人が8%となっていると参考人から答弁がありました。

次に、請願の願意の中で、身体障がい者手帳の認定基準を緩和とあるが、基準の厳しさを具体的に示していただきたいとの質疑があり、参考人から、現在の認定基準はポイント

制で認定になっているが、実際には亡くなる前の症状に近い症例が多く、救済されていない。例えば、先ほどの長崎医療センターの調査では、腹水がたまっても、90日間たまっていないと身体障がい者手帳の認定基準には合致しない。そのような患者のうち3割の患者は1年以内に死亡している。非常に厳しい基準であると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑、意見がありましたが、当局及び参考人の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

これから請願第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。請願第 2号については採択することにご異議ありま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書は採択することに決定されました。

△日程第39 意見書案第6号ウイルス 性肝炎患者に対する医療 費助成の拡充に関する意 見書

〇議長(宇田 栄君)

日程第39、意見書案第6号ウイルス性肝 炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意 見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。 [文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま議題となっております意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第2号の願意が、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充をするため、国会及び政府への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、1、ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成制度を創設すること、2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求め、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(宇田 栄君)

これから本案について質疑を行います。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規 則第37条第3項の規定により委員会の付託 を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、意見書 案第6号は委員会付託を省略することに決定 しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。意 見書案第6号について、原案のとおり決定す ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、意見書 案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費 助成の拡充に関する意見書は原案のとおり可 決されました。

> △日程第40 陳情第8号手話言語法制 定を求める意見書の提出 を求める陳情書

〇議長(宇田 栄君)

日程第40、陳情第8号手話言語法制定を 求める意見書の提出を求める陳情書を議題と します。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第41 陳情第9号川内原発再稼 働に「反対」の声をあげ てください。 (陳情)

〇議長(宇田 栄君)

日程第41、陳情第9号川内原発再稼働に 「反対」の声をあげてください。(陳情)を 議題とします。

本件は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第42 陳情第10号受動喫煙の 防止措置について

〇議長(宇田 栄君)

日程第42、陳情第10号受動喫煙の防止 措置についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第43 発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について

〇議長(宇田 栄君)

日程第43、発議第2号日置市議会委員会 条例の一部改正についてを議題とします。

発議第2号について提案理由の説明を求め ます。

[議会運営委員長門松慶一君登壇]

〇議会運営委員長 (門松慶一君)

ただいま議題となっております発議第2号 日置市議会委員会条例の一部改正について、 提案理由の説明を申し上げます。

さきの9月定例会において、日置市議会基本条例が制定されましたが、この条例第4条第1項では、議会は全ての常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに日置市議会会議規則第7章に規定する協議等の場を原則として公開するものとすると、議会活動に関する情報を積極的に公開するよう規定されているとこであります。

しかし、現在の日置市議会委員会条例の傍聴の取り扱いは、第19条第1項で、委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できると規定されているため、今回、委員会の会議は、日置市議会基本条例第4条第1項の規定により、原則として公開するものとするとし、また、同条第3項では、委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項は議会規則で定めることを規定しています。

また、そのほか今回の一部改正に伴い、あ

わせて条文の整理を行っています。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、発議第 2号は、委員会付託を省略することに決定し ました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、発議第 2号日置市議会委員会条例の一部改正につい ては原案のとおり可決されました。

△日程第44 議会改革特別委員会付議 事件の追加付託について

〇議長(宇田 栄君)

日程第44、議会改革特別委員会付議事件 の追加付託についてを議題とします。

本件は、これまで議会改革特別委員会において議会報告会の開催及び議会インターネット中継並びに議会基本条例の制定について審

議してまいりました。これに加えて、議員定数に関して調査検討するものであります。議員定数に関する調査検討について、議会改革特別委員会に追加付託します。

△散 会

〇議長(宇田 栄君)

以上で、本日の日程は終了しました。 12月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。 午後2時00分散会

第 2 号 (12月11日)

議事日程(第2号)

日 程 事 件 名

日程第 1 一般質問(8番、7番、18番、9番)

本会議(12月11日)(木曜)

出席議員 22名

1番 中村尉司君

3番 留盛浩一郎君

5番 黒田澄子さん

7番 山口 初美さん

9番 上園哲生君

11番 坂口洋之君

13番 並 松 安 文 君

15番 漆 島 政 人 君

17番 田畑純二君

19番 長 野 瑳や子さん

21番 成田 浩君

欠席議員 0名

2番 畠中弘紀君

4番 橋口正人君

6番 下御領 昭 博 君

8番 出 水 賢太郎 君

10番 門 松 慶 一 君

12番 花木千鶴さん

14番 大園貴文君

16番 中島 昭君

18番 池 満 渉 君

20番 松尾公裕君

22番 宇田 栄君

事務局職員出席者

事務局長 上園博文君議事調査係 下野裕輝君

次長兼議事調査係長 松 元 基 浩 君

地方自治法第121条による出席者

市 長 宮 路 高 光 君 教 育 長 田代宗夫君 市民福祉部長 吉 丸 三 郎 君 教育次長 内 田 隆 志 君 東市来支所長 富 迫 克 彦 君 吹上支所長 山之内 修君 財政管財課長 鉾之原 政 実 君 地域づくり課長 堂下 豪君 商工観光課長 田淵 裕君 福祉課長 東 幸一君 介護保険課長 福 山 祥 子さん

副 市長 小 園 義 徳 君 総務企画部長 福元 悟 君 産業建設部長 瀬川利 英君 消防本部消防長 上 野 敏 郎君 日吉支所長 田代信 行 君 崎 総務課長 野 博 志君 企 画 課 長 大 園 俊 昭 君 博 君 税務課長兼特別滞納整理課長 前田 市民生活課長 有 村 芳 文 君 健康保険課長 平田敏 文 君 農林水産課長 久 保 啓 昭 君

農地整備課長	藤澤貴充	君	建設課長	桃	北	清	次	君
上下水道課長	丸 山 太美雄	君	教育総務課長	宇	田	和	久	君
学校教育課長	片 平 理	君	社会教育課長	今	村	義	文	君
会計管理者	満 留 雅 彦	君	監查委員事務局長	松	田	龍	次	君
農業委員会事務局長	福留正道	君						

午前10時00分開議

△開 議

〇議長(宇田 栄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

〇議長(宇田 栄君)

日程第1、一般質問を行います。 順番に質問を許可します。

まず、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

[8番出水賢太郎君登壇]

〇8番(出水賢太郎君)

皆さんおはようございます。さきに通告を いたしておりました3項目について質問いた します。

まず、1番目の友好都市との交流事業について質問いたします。

現在、日置市では国内で北海道の弟子屈町、岐阜県の大垣市と関ヶ原町、滋賀県の多賀町また、鹿児島県内では姶良市と南大隅町、海外ではマレーシアのスバンジャヤ市また韓国の南原市と交流を続けております。それぞれの自治体との交流は学生のホームスティや国際交流などの人的交流、物産展の開催などのく経済交流、歴史をたどる文化交流など幅広のく展開をされています。合併を契機に多くの予算が必要になった半面、日置市を広くPRできるとともに市民間の交流が広がり、文化面や経済面などさまざまな活動が展開される可能性にも満ちています。

しかし、このような交流については、まだ多くの市民には認識をされていない点も否めません。市の広報誌などでも特集を組み市民への啓発活動に努められていることも十分理解をしておりますが、まだまだ足りないのではないかと考えます。

そこで、2点を市長に質問をいたします。

1、市民間の交流をより促進するべきではないでしょうか。2、経済活動につながる交流を進めていくべきではないでしょうか。

次に、2番目の地域づくり推進事業について質問をいたします。

この件につきましては、6月議会でも質問いたしましたが、この半年の間に来年度から 実施される第3期地区振興計画の策定作業が 進んでいますので、再度質問をさしていただ きます。

市は、これまで6年間の反省を踏まえ多くの住民が参加する地区公民館の理念や構想づくり、また地区自らが考える自治と共生・協働による地域づくりなどの観点に立って、参加したくなる会議などを実施して、第3期地区振興計画の策定を進めてきました。その作業の中で各地区よりさまざま声が寄せられていると思います。その中で特に問題になっているのが、年間1億5,000万円の地域づくり推進事業費の取り扱いについてであります。

地域にとっては、なかなか整備ができなかった道路や水路、道路ミラーや防犯灯など、 生活環境を整備することができるよい事業ではあります。しかし、その反面、共生・協働の視点が足りないことやハード面に偏りすぎていることなど、問題点があったことも周知のとおりであります。

そこで、地域づくり推進事業の今後について市長の見解を伺いたく3点を質問したします。

1、第3期地区振興計画策定に当たって、 各地区からの要望や課題はどのようなもので あったでしょうか。2、地域づくり推進事業 費の使い道について、自由裁量化の声が上が っているがどのように考えますか。3、過疎 化・高齢化が進む地区では、共生・協働が成 り立たなくなっていますが、どのように方策 を考えていますか。 次に、3番目の地方創生について質問をい たします。

本年5月に増田寛也元総務大臣が有識者グループの日本創成会議が自治体消滅の危機を発表し、それがきっかけとなり安倍政権は地方創生に取り組むことになりました。9月3日、第2次安倍改造内閣で石破前自民党幹事長が地方創生担当大臣に起用され、また安倍総理を本部長とし石破氏と菅官房長官が副本部長とする、まち・ひと・しごと創生本部――いわゆる地方創生本部が発足いたしました。

そして、11月28日にまち・ひと・しごと創生法が公布され、具体的に動き出しました。ただ、この地方創生という言葉が私たち、日置市にとってどのような意味あいを持っており、またどのような形で政策として反映されていくのか、まだ具体的に見えてこないのが実情ではないかと思います。そこで市長に質問いたします。政府の地方創生の政策において日置市ではどのような取り組みを行うのでしょうか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め1問目の 質問とします。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

1番目の友好都市との交友事業について、 その1でございます。

これまで友好都市交流は、親善使節団交流、 スポーツ少年団相互交流、青少年派遣事業等 を行ってまいりました。また、本年度は、弟 子屈町の阿寒国立公園80周年記念式典への 参加に市民40名を公募し派遣を行い交流を 深めたところでございます。

今後も、姉妹都市等の節目の年など記念事業等の開催に合わせ、市民の皆様方を派遣し 交流を深めていきたいと考えております。

国際交流におきましても、小・中学校生の 派遣、ホームスティの受け入れ及び親善大使 の派遣等を行うなど交流を深めております。

また、市民レベルの交流を深めるため、来 年度から隔年ごとに市民の皆様を南原市へ派 遣し交流が推進されるように計画中でござい ます。

今後とも友好関係及び文化活動等を通じ交 流の進展に努めてまいりたいと思います。

2番目です。これまで大垣市及び弟子屈町とは、農林水産物や特産品などのイベントの 開催時等に合わせて、物産交流販売を行って おります。今後も双方の物産館等でも特産物 等の販売を行うことができないか検討を行い 交流を深めてまいります。特に弟子屈町とは 黒毛和牛の繁殖用雌牛の斡旋や、乳用牛の導 入をするなど事業交流も行っているところで もございます。

2番目の地域づくり推進事業について、その1でございます。第3期地区振興計画の策定につきましては、これまでの経緯を踏まえ、地区住民が参画する10年度を見据えた基本理念の設定、自治と共生・協働による地域づくりなど4つの観点を提示しております。

「整備すべきハードはたくさんある」という 要望と同時に、人口減少を踏まえた地域存続 や空き家対策への対応強化への声も多くあり ました。ハードで目指す身近な社会基盤整備 への回帰と、ソフト事業による多彩な仕組み づくりを図りたいとの方向性を説明しており ます。

2番目でございます。地区振興計画にもとづく地域づくり推進事業は、地区公民館に予算と権限を与え、地域課題を市民自らが考え解決に取り組む、地域内分権の一環として位置づけております。地区によって、社会基盤の整備状況や地区住民のニーズは異なり、財源面を含めて自由裁量とのご意見ですが、やはり3年間は同一の水準の中で、個性ある地区公民館の仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。

3番目でございます。共生・協働の推進には、多様な主体の連携が不可欠と考えております。市民と市の連携だけでは限界があって解決しない課題をNPO法人やボランティア、各種団体とも一緒になって打開しようというものでございます。

担い手が少ない過疎・高齢化地域ほど、この取り組みが求められておりますが、高山地区や平鹿倉地区等幾つかの地区において、多様な主体と連携した協働による地域づくりが展開されるなど、新しい局面も見られます。

今後も国・県等の動向等を見ながら、新し い方策も検討したいと考えております。

3番目の地方創生法でございます。

先月の21日開催された国会で、地方創生 関連2法案が成立しました。また、この法案 成立前の10月20日に国は、都道府県の対 象者を関係に「まち・ひと・しごと創生」関 する地方公共団体担当課長会の説明会を開催 し、国の取り組み状況や関連2法案の説明、 また、国と地方が総力を上げて取り組むため の指針として、国の「長期ビジョン」と「ま ち・ひと・しごと創生総合戦略」を年内に決 定することなどが報告されております。その 中で、都道府県や市町村におきましても、

「地方版の創業戦略」と「地方人口ビジョン」の策定が努力義務とされていますが、本市におきましても人口減少問題は重要な課題となっており、両計画の策定に向けた策定を進めてまいります。

以上でございます。

〇8番(出水賢太郎君)

それでは、それぞれの項目について質問を させていただきます。

まず初めに、1番目の市民館の交流をより 促進するべきではないかという項目でござい ますけれども、今、回答でございましたが、 来年度から隔年ごとに南原市のほうに市民の 皆さんを派遣するということで、これは中身 的には今回、弟子屈町に皆さん40人の方が 行かれましたけれども、それと同じような内 容ということで考えてよろしいでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

まあ、今後に海外の場合につきましては、 やはり経費的なものもございますし、まあ今 まで使節団という形でございましたけれど、 議員おっしゃいますとおり隔年おきに市があ る程度、一定の補助金を出して、自己負担も 伴いながら市民に広く公募してやったときたいと、これを先般私、南原市行ったときによるいう今後のあり方ということも検 討さしていただき、お互いに理解を得て今後、 今回弟子屈をしました、あいうことを南原の ほう来年やっていきたいというふうに思って おります。

〇8番(出水賢太郎君)

まあ、日韓関係がいろいろと言われてる時期ですけれども、そういう時期だからこそこういった民間の交流というのは大事になってくるのではないかと思います。非常にこういった形で交流が促進されるということは喜ばしいことだなというふうに考えます。

次に、市民への周知の問題ですけれども、 ことし入ってから広報誌のほうでも特集を組まれております。ただ、私ちょっとショックを受けたんですが、まあ市民の方とよく話をしてて、この前弟子屈に行ってきましたととう話をしたら、何でその北海道のところと交流をしてるのとかですね、多賀町に行ったとましたと言ったら、何の関係で行ったのとよく聞かれます。それで、そのたびに説明はするんですけれども、ああ皆さん意外と知らないんだなと、ご存じないんだなというのが率直な私の感想です。

まあ、この辺についてどのように広げて行こうと思うか、そして、また今の状況も含めてですけれども市長のご見解をお伺いしたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

広報誌等でそういうことで交流のあった時 には説明しますけど、今回も自分が体験しな ければ、ただ広報誌があってさらりと見て中 身まで私わからないのかなということは思っ ております。そういうことで今後、やはり市 民の皆さんは新たにそういう公募をするきっ かけをした中において、1つ全部一緒にわか るとは大変難しゅうございますので、今後は 市民のそういう交流を大事にしながら、多く の市民の皆様方が姉妹都市との交流、またそ ういういきさつ、こういうものを学んでいた だけるよう、また行った方々の感想文とか、 そういうものも広報誌等にまた載していけば 幅広くまた市民の皆様方が認識していただけ るんじゃないかな、そういうことを今後やっ ていきたいと思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

弟子屈のほうでも中学生の交流でホームス ティに行かれた子どもたちが、弟子屈中学校 のほうで壁新聞をつくっているんです。その 壁新聞というのは北海道で1番をとったそう なんですけども、その時に、日置市に行って こうでした。こういうことでした。永山在兼 さんはこういうことをしましたということを、 事細かに書いて学校に張ってあるんです。校 長先生にお聞きしましたら、ちゃんとそうい う教育もしておりますと、お聞きしたところ によれば、その何年か前でしょうね、ホーム スティで交流してたお友達同士になって、年 をとって結婚をするとなって鹿児島から北海 道まで結婚式に呼ばれたそうです。そういっ た交流も続いてるそうであります。ですので、 まあ弟子屈だけではなくて、ほかの自治体の 交流にもそういう部分を広げていただきたい なと思います。

そこで、一つ提案があるんですが、来年が 市政施行10周年ということで、10周年の 記念式典も行われる予定であります。恐らく 各交流の自治体の代表の方々もお祝いに駆け つけてくださると、来賓でお呼びすると思い ますけども、例えばそのときに、せっかく今 度、全部の自治体が集まるというのは余りな いことだと思います。まあ、妙円寺詣りなん かがある時は、それに関係する多賀町、関ケ 原町、大垣市来られますけれども、でもほか のところは来られないわけですので、ここが すごくいい節目のきっかけになるかと思いま す。そういった中で、共通のテーマで例えば 地域活性化だったり、地場産業の育成だとい うような感じで、それぞれの自治体で共通の テーマがあると思うのですが、そういった自 治体サミットじゃないですけども、まあパネ ルディスカッションなのか、文化会館でそう いう皆さんに集まってもらって市民の皆さん にも参加してもらって、環境自治体会議じゃ なかったですけど、ああいう感じで大きくは しなくてもいいと思いますが、何かそういう 形でイベントができないのかなと思うのんで すが、市長はどのようにお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

今、この10周年におきまして私ども内部の中でいろいろ検討しております。今、ご提案ございました、そういう派手でなくても、まあ一つの一こまの中で今回10周年で、それぞれ姉妹都市のほうにもお呼びかけをいたしたいと思っておりますので、具体的に実行委員会の中において、そういうものも入れて、また全、それぞれの姉妹都市のよさとかそういうので、おかるというふうに思っておりますので、近提案いただいたことは十分、心にとめております。

〇8番(出水賢太郎君)

ほかにも例えば、中庭にブースをつくって テントでそれぞれの自治体のそういう案内 ブースをつくるとか、いろいろやり方がある んじゃないかなと思います。そういう実行委員会のほうで、きょうの提案について、また ご検討いただければなというふうに思ってお ります。

次に、経済活動につながる交流を進めるべきではないかという項目に質問を移らさせていただきます。

マレーシアのスバンジャヤ市と友好都市盟 約を結んでおりますけども、恐らく鹿児島県 内でこういった形でマレーシアの都市と友好 都市盟約を結んでいるところは確かなかった んではないかなと思うんですが、日置市だけ かなと思うんですけど、そういった中で今、 マレーシアの経済というのが非常に伸びがあ って、アセアン諸国の中でも今はシンガポー ルなんかよりもマレーシアのほうが上だとい うふうに言われてます。

そういった中で、マレーシアが国家戦略で ハラルビジネスというのを展開しています。 このハラルというのは何かといいますと、イ スラム教の開発でアルコールとか豚を使った ものは食べれない、そこで今後はそれを使っ てるものも材料に入っているものもだめです し、運ぶ時もそれが乗せたものは運べないと、 それをちゃんとクリアしてますよ、そういう ことはしてませんよということで全部認証を 受けてそれでハラール認証というマークを受 けて、それをマレーシアは中東の諸国に輸出 をするというです。

例えば、日本から物を輸入して中継貿易で、マレーシアで加工してそのまま今度は中東に持って行くという形でやっているそうでございます。で私が調べましたところ、日経新聞が日経ビジネスという雑誌の中で、今、マレーシアのほうでセランゴール州の工業団地というものが、一番マレーシアの中で勢いがあるんだということで特集を組んでます。セランゴール州というのは、スバンジャヤがあ

るところですよね、ですので、そういった部分で投資を今、日本のほうもどんどん日系企業も進めていると、特に食品関係のそういった産業も進出をしているというふうにお聞きしております。

先日でしたけれども、南日本新聞にも載っておりましたが、大隅のほうのJAあおぞらさんがお茶を加工して、中東に輸出するのにマレーシアに持って行くんだという話も出てたようでございます。ですので、日置市の例えばそういう地場産品をやはり、例えば農産物もですし、食品でもいいんですけども、いろんなものをマレーシアの輸出する可能性というのはあるんじゃないかというふうに私は今回考えました。

その点、市長は今後の交流も含めてですけれども、どのようにして行きたいか、ご見解をお伺いしたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

今回のマレーシアスバンジャヤ市の交流をする調印式がありまして、私も向こうのほうに現地に行きました。そのときに、市長とも交流の中におきまして、一番問題は環境問題、環境問題をお互いに勉強して、そういう中で向こうの市長のこちらのほうに来、施設等の見学もしました。一番、交友友好都市の中におきまして、人との交流もですけども経済交流、これもひとつの大事なことであるというふうに思っております。

今、ご指摘ありましたとおり、マレーシアの国際戦略のハラルビジネス、こういうものもあるというのを認識しておりまして、特に今後、特に私ども吹上町におりました国際交流のザカリアというのがおりましたけれど、これがこれに関与しているということで情報を得ておりますので、今後彼とこういうどういう形の手法でいいのかどうか、彼とそういうやりとりをしながら日置市ができる範囲の中でどうあるべきなのか、彼も私どもの町の

実態は十分存じ上げておりますので、彼を中心としてまたスバンジャヤ市とも、彼もそれぞれの連絡網になっていただき、これは大きな今後検討材料であると思っております。

特に今、日本おきましても6次産業という 農業の分野におきましても、どうしてもこの 海外のほうにどういう形で輸出していくのか、 このお茶もですけど、今、牛肉とかいろんな ものも木材も出し、そういうものを輸出して いかなければ事業展開ができないということ でございますので、こういうマレーシアのこ とも含めて私ども日置市におきます農林水産 物のこの輸出のほうも検討もしていきたいと 思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

それと、マレーシアは今、経済成長が著しくて日系企業がどんどん進出をしていると、ということはそれだけ日本人がマレーシアにたくさん今、住んでいる状況もあると思います。そういった今度は日本食の部分で自分たちのこの日本の食事をあちらに輸出するという観点もまた必要かと思います。

まあ、ザカリヤさんの件は、JAあおぞらの件にも絡んでたようですので、その辺もまた情報交換もしていただきたいというふうに思っております。

次に、経済活動ということであるのかどうかわかりませんけれども、今、市長は大河ドラマの関係で島津義弘公の大河ドラマの関係で誘致活動も姶良市やら湧水町整備の組んでやってますけども、例えば、これは一つの提案なんですが、鹿児島県内だけでNHKに陳情活動起こしても、なかなかインパクトは弱いかと思います。例えば、関ヶ原だったり多賀だったり、特に関ヶ原もその舞台ですので、一番の舞台だと、その関ヶ原町と組んで誘致運動を進めればもっとNHKに対しても押しがきくんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

まあ、ご指摘ございましたとおり、今大河 ドラマの誘致という形の中で私ども日置市、 姶良、湧水、えびの、この薩摩の義弘公を中 心としたそれぞれの武将におきます、携わっ ている市町村と連携をしております。これだ けじゃあちょっと私のほうも押しも少ないと いう、押しも弱いと思っておりますので、特 にこれは鹿児島県、県自体が一緒にまた観光 協会の戦略もございますので、そういう方々 も取り組んで行かなきゃならないし、今おっ しゃいましたとおり特に私どものこの関ヶ原 町、大垣、こういうこところに大変、この関 ヶ原に今、官兵衛がございますけど、これに ゆかりのある町も多うございますので、とり あえずこの地元のほうをある程度その方向性 を見出した中において、そういう具体的な策 をまたそれぞれの町・市と話をして、またお 願いするべきはお願いし、また一緒にそうい うものを誘致合戦をしていく方向の中で進め て行かなきゃならんというふうに思っており ます。

〇8番(出水賢太郎君)

づくり推進事業の部分に移りたいと思います。 まず初めに、第2期の地区振興計画がこと しで最後ということですけども、積み残すと いうことが、まあ1期のころも話があったん ですが、いろいろ積み残しがあったんじゃな いかというふうに思います。まあ、前回6月 議会で私、同じことを質問させていただいた んですが、当時の市長の答弁だとちょっとこ う具体的にまだわからないというところもあ

それでは、次に2番目の地区振興計画地域

もうことしも、今年度もあと4カ月というところで、ある程度のその積み残しの部分もわかってきたんじゃないかなと思うのですが、その辺の把握、それからその積み残しがもしあった場合に、地域のほうではどのようにこ

ったのかなというふうに思います。

の積み残しの解決を要望されているのか、そ してそれに対して第3期の中で市長はどのよ うにその積み残しの対策を考えていらっしゃ るか、お答えいただきたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

この地域づくり事業をしましてもう6年という中で、それぞれ1期、2期という中でさしていただきました。それを3期ということでして、第1期目でつくった地域づくり、大変膨大な形の中でございまして、まあ、いろいろ課題もあるし、積み残しもあったというふうに認識しております。

その中で、2期目のまた計画のそれぞれの地域が見直しをして、その実施の中においても若干は残っておるのではないかなと思っております。この中におきまして、3期目におけばも、3期日である。と思っておりますけども、3期日の考え方というのが一応5,000万円つのが方と思っが一応5,000万円つのがあると思っが一次をすることにもいうの地域であるがどういう方向性が、半分はり、この地域であるこという方向性がある。とまっておりまってはいるのででは、そうになっております。となって進めさせてもちっております。

この2期目の積み残しということでございますけども、若干はあると、どれだれあると量的なちょっと私も把握はしておりませんけど、そういう部分である程度2期目の中で事業的な計画した部分については、今回はそれぞれ積み残しといっても予算を配分しておりましたので、その3年間でする事業というのは大体もう入れておりましたので、まあある程度担当のほうからの報告の中では完了しておるという部分を報告をいただいております。

〇8番(出水賢太郎君)

私がなぜこのような質問をしているかとい

うと、うちの伊集院北校区、北地区の場合が 要望を出したら2,400万円ぐらい積算で 上がってきたんです。ただ、3年間でうちの 割り当てでいくと1,200万円しかないく まあこれは、新しく出てきたものでもなくて 結構ずっと継続で出してきて、まあ優先準で 切られた部分ももちろんあります。ずっとと ってたんだけども、例えば建設課のほうで来 るかと思ったけど、まだ来てないとか、こっ ちは農地整備だから予算がつくからもういい がとか、いろいろやったんだけどその中でも やっぱり積み残しというか、まだ足りないよ ねという部分がかなりありました。まあ、地 域によって差があるかと思います。

ただ、そういったところで、これ2番目の 自由裁量の話にもつながってくるんですけど も、今、市長が答弁されたようにハードが 50、ソフトが50、財源の部分もあるかと 思いますが、地域をやはりそういうソフト面 を強化していきたいという思いが強いという ことで感じておりますけれども、一方ではや っぱり地域では、もう少しハードの割合を上 げてもらえんかなというところもあります。

この辺の実態というのは、まあ積み残しの 実態も余りこう数字的には出せないような感 じでしたけども、おそらく地域づくり課のほ うではある程度把握もされてるかと思います が、その辺の考え方とか、現状というものは どうとられていらっしゃるか、お答えいただ きたいと思います。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

第2期の当初は、1期の積み残しがある地区もあったかと思っております。第2期では、新たな課題というのが主に中心になってきたというふうに認識しております。策定時の計画からしますと、内容が変更になるものとか、あるいは差しかえられたりするものもありまして、個別に積み残しがあるかどうかという比較は難しいものがあるんですけれども、実

積を見てみますと、第2期の1年目、2年目と第1期のまあ3年間の件数と比較しますと、大幅に件数が減少しております。これは市部、特に伊集院地域におきましては、第1期と比較しますと、第2期の課題のハードの課題のというのは3分の1ぐらいまであります。で、内容を見ますと、やはります。で、内容を見ますと、やはります。で、内容を見ますと、やはります。で、から工事費も大きなものになくなったから工事費を重点化、限定化してい考えなりまして、事業費を重点化、で、我々りまして、まな傾向もあるということで、我々ります。ところではほぼ終わってもところでございます。

まあ、今、上がってくるのが大体、市道とかそういった形の大きな工事費がかさむような課題が多く上がってきているような現状でございますので、先ほど言いましたように、公共工事で手が届かないところの細かなハードの整備というのは終わってきたというような形で考えているところでございます。

〇8番(出水賢太郎君)

今の答弁、確かにそのような考え方、捉え 方あるかと思います。だた、実際は1期目の 時だったんですが、細かい工事が多すぎて事 務量も多くなった、予算も少ないですから、 まあ例えば、舗装するにもちょこっとしかで きないと、ふたは側溝のふたもちょこっとし かできないと、これじゃあ意味がないよねと いうのが、恐らく各地区館でも話になって、 ある程度まとめましょう、まとめないと大き な工事はできないというのを皆さん気づいた わけです。それで、2期目はある程度まとめ ました。結果、小さい工事が全部小さい要望 箇所は切られてるんです。そこを待ってたん だけど、まあ、なかなかやっぱりできないよ ねと、どうしようかというので、もう自由に 使わせてもらえないかなというのが、ある程 度声が上がってきたんじゃないかなというの が実態じゃないかなと思うんですが、その辺 は市長はどのようにお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

最初と1期目の場合は、市道とか国道とか もう何でもかんでも上がってきたのは実態で ございました。その中でやはり発注したりい ろいろする部分がございまして、今おっしゃ いましたとおり、ある程度2期の全体を見ま すと、ある程度指摘のところにおいては、済 んでおるところがあるし、また農村地域の広 いところはまだ課題もたくさんございます。 まあ、特に今、農道とかそういう部分につい ては、今それぞれの地域では、農地水と中山 間地域支払い、これをうまく活用して農道と か用水路そういう部分については一緒、同じ ような約2億円程度その部分もお金がござい ますので、やってる部分もございます。基本 的には市道とか里道、その集落道、そこの部 分に手を入れていかなきゃならないという部 分があったのかなと思っております。

そういうことを考えて、今後におきましても、この半減しますので、まあハード主体という部分もありますし、その使い方は自由度というのはある程度その地区によって話し合い、そういう小さいところをする地域もあります。だから、大きくとった地域もござがいいた。この自由度というのはその地区館でやっておりますので、ある程度私どものほうは地区から上がってきたものについて整理をしながら進めております。この考え方は今も変わりません。

まあ、自由度と言いますか、その部分がある程度はその金額だけ提示してやっております。今後3期目は恐らくまだ、そういうまだしなければならない部分がたくさんあるのかなと思っておりますし、その中でさっき言いました農林水産の部分についてはそういう今ある農地水、この中山間支払等でもできます

けど、今後はやっぱり市道のもんにつきまして、こちらのほうはこの分でできない分については、予算的にもこの直接お願いに行って、これも恐らく全体を見た最優先度になりますので、緊急性になりますけども、今後この建設土木のほうではできない部分については、またきちっと対応もしていきたいと思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

今、市長が中山間と農地水の話をされました。私も農地水の活動については、九州大会があって大分まで行って、いろいろ勉強もさせていたがたんですけれども、地区館のほうがそれを把握されてない事例もあるかと思います。ですので、やはりこの農地水、中山間とこの地域づくり事業がリンクしていかないといけない。一緒にやっぱりテーブルにつかないといけない部分があると思うのですが、それがその地区館によってしてるとこもあれば、してないところもあると、差があると思いますので、ここはまた地域づくり課のほうでうまくまとめていただきたいなというふうに思います。

それと、今言われた、ハードが50、ソフトが50%という話なんですが、これを全部の地区館に一律で同じ基準で決めてしまったことが果たしていいのかなというのが私の思いの中にあります。例えば、ある地区ではハードを6対4にすると、ハードとソフトの比を、でもまあハードが比較的に少ないところは、もうハードは3割ぐらいでいいよと、3対7でいきましょうという考え方もあるんじゃないかなと思います。

その総額の予算の7,500万円と7,500万円、この総額の中での割合を結果的に5、5に持って行けばいいのかなと、そこのやりくりをしていけば地域の要望にもある程度こたえることができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方というの

は、いかがお考えでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

まあ、3期目でこのようにハード、ソフト 重点しました。この中で3期目を通してみ当に また反省し、検証しまた4期目という本当に この地域づくりというのも、もう10年して まいりました。また、新たな展開というす。 というなきやならないと思っておりますがと思っておりませんので、とりあえず第 1期目と同じように一つの基準でして、本当にでこばこが出、本当に今後もうれた 対づくりにかかわって10年ですので、また 新たな方策のこの地域づくりという事業も何 か展開すべきなことかなと思っております。 いうことじゃないのかなと思っております。

とりあえず今回50、50の中でやっていただき、その中でまた積み残しがあったり、またソフトはもう大変だ、基本的のこの50、50としていけばハードのほうがまだしやすいんですよ、実際言って、ソフト50するということは大変なことだと、人的と時間がかかるのは事実なんです。ですけど、これをそれぞれの地区がうまくどういうふうにしてかけるのか、こういうものもまた、現在してみて、またいろんな意見を聞いて、また次の時には変えていくべきではないかなと思っておりますので、今回3期目はこういう一つの基準を決めた中は、これで走らせていただきたいと思います。

〇8番(出水賢太郎君)

今、市町が答弁されたとおり、ハードの50を決めるというのは非常に大変な作業で埋めていくのが精一杯なんです。ですから、本当言えば結果論ですけどもメニューをたくさんつくって、そのメニューから選んでもらうやり方のほうがよかったのかなという気がいたします。

例えば、行政の出前講座なんかも五十何種

類あります。その中で自分が聞きたいのを選 ぶような形になってますけれども、この地域 づくりのソフトの事業にしても、一応4本柱 でしたか立てましたけれども、あれではちょ っと少なすぎたと思うんです。もう少しそっ から細目で事業を幾つかずっと30種類ぐら いでもいいんですよ、並べて、その中で自分 たちの地域に合う事業というのは何なんだろ うかというのを考えてもらって、そこを予算 的なものを組んでもらうというふうにしない と、地区館にたった4本の柱で後してくださ いといわれても、きつかったと思います、正 直話、我々に決めきれんかったです。20ど しこ地区館では要望が出ました。でもどの事 業もほかのにかぶってるよね、ああ、これは あっちの事業でもできるよねといってたら、 1つしか結局当てはまるのがなかったんです。 これじゃ困るよなといって、もう1回練り直 して今もう提出はされていると思うんですが、 やはりそういった形でちょっと具体的なメニ ューをもう少し充実させて提案をされてた方 がよろしいかと思います。

それと、答弁の中で空き家対策の話がございました。まあ、地区館のほうで地区振興計画の中で対応をということなんですけども、実際問題、出たのがやりたいけどそれだけのノウハウがないというのと、お金ももちろんかります。それともう一つ財産権の問題、やはりここを地区館がどこまで、地域がどこまで入っていけるの、だからそのためにはやはり空き家対策条例というのを市のほうでちゃんと制定してもらって、そういうもとがあって初めて地区が出て行けるんだよという意見もございました。

その辺ついて市長のお考えをお伺いします。

〇市長(宮路高光君)

この4本柱というのは、今おしゃる具体的なもの大事かもしれませんけど、この6年間を通じた中で皆さん方が地域の課題でござい

ました空き家対策、またこの少子化の問題を 含め過疎化の問題を含めた中で困っているも の、健康づくりこういうものの大枠ですけど、 具体的なものはやはりその地域が違いますの で、それでうまく使っていただければいいし、 今回この3年間を見て空き家条例のつきもそ の地区がどのような形でやっていくのか、そ ういう私どもが条例つくってこう決めるのも 大事かもしれませんけど、ある程度それぞれ の地域で課題で、ほなまあ地域の中で空き家 対策で10万円ぐらいは補修するお金をやり ますとか、そういうものは自分たちで決めて 自由裁量ですので、その範囲内の中でどれだ け決めて、どれだけの方を転入していくとか、 そういう実際、今回の場合はそういうものに 地域でやってほしい、それをきちっとしてし たときに、今後次の3年間後については、市 としていろんなデータが上がってきますので、 どういうのが一番望んでいるのか、そういう ものもやっていきたいと思っております。

そういう部分で今回こういうソフト事業の中においては、いままで上がってきた項目を上げてございますので、これはそれぞれの地域の中でやっていただくし、まあそういう対策をしないでいいところもあったり、さまざまでございますので、こういう3年間の検証をした中で次のステップにいかなかきゃならんと思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

市長のおっしゃるのもよくわかります。ただ、この空き家の問題については、地主さん、家主さんに話しを持っていこうとしても、いやその財産権の問題になるのがあるもんですから、地域でこう話をしても強く言えないと、ただし、市のほうがそういう条例をつくってくれれば、そういう条例にもとづいてすよ、お話をしてるんですよというのが言いやすい、そのいうお話もあるんです。ですので、その

辺は十分ご理解をいただきたいというふうに 思います。

それと、3番目の共生・協働とその人材不足の件です。この件なんですが、外部からの支援ということでNPO法人やボランティア各種団体、この辺を活用したいというお話でございました。実際にそのどういったじゃあ人たちが、どういった形で地域に入って協力をしてくださるのか、この辺が具体的にまだ答弁では見えてこないのですが、具体例をちょっと上げていただきたいと思います。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

これまで高山地区と平鹿倉地区のほうでは 具体的な取り組みがあります。NPOと連携 しまして高山地区では高齢者の輸送事業とい うのを今取り組んでおりますけれども、それ の実証運行を地区と一緒になって取り組んで おります。また、高山地区とは都市との交流 事業ということで食育セミナーとかいった講 座を開催しまして、鹿児島市を中心に人を呼 んで交流事業をやっております。

平鹿倉では、ピザ窯を制作しておりますけども、これもNPOと協働した事業でつくっておりまして、このピザづくりを生かした交流事業で、ことしの事業としましては里山再生プログラム事業と題しまして、自然の植物観察会とか、あるいは清流や鉱山跡への参道の整備、その参道の整備で出た廃材を燃料にしてビザ窯を焚いて、ピザを焼いて昼食会という取り組みをしているところでございます。

確かに外部も含めまして、多様な価値観にもとづいて活動している協働の取り組みが求められてきておりまして、この地域おこし協力隊も一つのそういった手法だと思っておりますので、そういったことも含めまして今後も検討していきたいと思っているところでございます。

〇8番(出水賢太郎君)

今、課長のほうから地域おこし協力隊とい

う話が出ました。これは総務省のほうが行っている事業で確か100%補助事業だったと思います。種子島のほうでは西之表市でショウガを植えて、協力隊の人が来て、ショウガを今度は製品化して東京なんかに送って売ると、生姜山という地名なんです、これがまた。前、政務調査で我々も行ったんですが、やっと今製品化をして学校跡を工場にしてやられてます。

こういった活動もありますので、これを私 も今答えられましたので提案したかったので すが、ぜひ検討をされていただきたいなと思 います。

また、高山、平鹿倉この辺の活動をほかの 地区館にも広げていかないといけないではな いかと思います。まだ、ここだけではそれぞ れ地域によっては環境の差とか認識の差とか いろいろあると思いますけれども、やはり、 そういう活動を広げていかないと、予算を組 むにしてもですけども、やっぱり市民のご理 解というのもないといけないと思いますので、 そこら辺は検討いただきたいと思います。

それと、もう一つですけれども、例えば自 治会等で奉仕作業なんかも道路ののり面なん かも伐採をしてますけれども、高齢化で人も 集まらんし、危ないと、自分たちで木を切り よったけど、とてもじゃないけど怖くてでき ないというのもよく聞かれます。

この前も議会報告会の中でもそのような声が上がりました。で、これを地域づくりのほうできないかということでやっているところでもありますけれども、やはりその辺の認識というのが皆さん持ってらっしゃらない部分もあります。この辺の問題をやはりこれからは自治会に任せるのではなくて、ある程度やはり市が見ていかないといけない部分があるんじゃないかなと、まあ建設課のほうである程度されても、やはり地域の方がいままではずっとお手伝いでやってこられた部分もあ

るけど、もうそれができなくなってきているというのが現状だと思います。その辺のこれは、5年後、10年後先にも大きな問題になってくると思うんですが、その辺の考え方をお伺いいたします。

〇市長 (宮路高光君)

共生・協働という中で市道、また河川の愛護作業という中でこういうことをやっていただいております。おしっしゃいました面のもまいるのところにしてさいます。そういうところについとこの作業班がおりますのところにはこの作業班をそこのところにはこの作業でで、難しいところにはこの作業であれているところにはこの作業であれている。 おいう共生・協働、できないらことを含めないのは、また自治会長ともいうます。 がら進めていきたいと思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

やはり、作業班もですし、また自治会によっても対応が異なってくると思いますが、やはりそういったことの周知、それからやはり事業費についてはそれなりに予算をちゃんと確保していただきたい。これがこれからの大きな課題になってくると思いますので、ご検討をいただきたいと思います。

次に、3番目の地方創生について質問に移ります。

市長が考える地方創生とはどういった思い とか、お考えでいらっしゃるか、まあ難しい とは思いますけど、お答えいただきたいと思 います。

〇市長 (宮路高光君)

まあ、にわかに地方再生というのが言われておりますけれど、基本的に今までもやはりこういう都市間の競争含めて、アベノミクスにおいても地域が衰退しているという部分が

あって、こういう地方再生と、まあ一番問題 は人口減少という増田さんがショッキング的 な話をしたそこから生まれた話なんです。だ けど基本的には私はそれぞれみんな意識の中 にはあったと思っております。ただ言葉とし て地方創生というのが出てきただけでござい まして、やはり地域がいかにして活力的に現 状を維持できるのかどうか、一番それに伴う のはもう人口減少なんだと思っております。 その中で今回、国の法案が2本通りました。 まあ、都道府県知事会とか市長会という中に おきまして、今、地方交付税というのがある。 この地方交付税というのが地方を創生してい る一番大きな源なんです。これに代わるまた、 補充と言いますか、それぞれのメニュー方式 を含めた恐らく交付金化という部分が、この 法の中で出てくるのかなと思っております。 その中で今後におきまして、どういう形の中 でこの交付金化がなされるのかわかりません けど、やはり私ども市といたしましても、今 一般単独でしておったそういういろんなもの を含めて、恐らく交付税の中で賄われた部分 もございますけども、こういうものはちょっ ともう少し具体化した部分がなければ、見え てきませんので、私はそういう交付金とか事 業債をしたもんにおいて、今一番日置市にし てサービスをしていく中において重要なもの を上げていきたいというふうに考えておりま す。

今、具体的には言えませんけど、私どものほうもこのことについて法案が通った中において、また勉強もしていきたいというふうに思っております。

〇8番(出水賢太郎君)

市長、最初の答弁の中で市町村において地 方版総合戦略、それから地方の人口ビジョン の策定、この2本をしなさいよということで 国から言われていますということでした。今 言われたこの地方版の総合戦略、これのでき ばえに応じて石破大臣がおっしゃたんですが、 交付金を支出しますよと、できばえがよけれ ばたくさん出るのかなと、悪ければ少ないの かなと、その辺がよくわからないんですけど も、そういうこともおっしゃってます。

ということは、この地方版総合戦略の中身 というのは、非常に大事になってくるんだな というふうに思います。今、検討中だと思い ますので、詳しいことはおっしゃることはで きないとおっしゃいましが、例えばそのスケ ジュールだったりとか、あと今、何で私が市 長にこの地方創生をどう考えてますかとお聞 きしたのは、やはりそういう市長がお考えに なっている骨というのが、この地方版の総合 戦略には絶対入ってくると、これがやっぱり みそになって交付金をどしこもらえるかとい う話になってくるかと思います。ですので、 まずスケジュールとそれから、今わかる範囲 で結構でございます。地方版総合戦略をどの ように具体的に策定をしていくのか、中身を どうするのかというのをお聞きしたいと思い ます。

〇市長 (宮路高光君)

基本的に総合版と、人口減少ビジョン、何年後にどれぐらい推計しておられる、そのためにそれをどう食いとめていくための戦略、地方版の戦略計画の中でどう対応していくのか、このことだと思っております。

恐らく基本的に27年度からにおきまして、 基本的に3カ年計画、10カ年計画の中におきまして、市としてどういう仕事的な内容を 人口減少をどう食いとめていくのか、これが 一つ大きな戦略の中と一致してくると思って おります。基本的私のほうも今、第2期の 10カ年計画をつくっておりますけど、これ もやはり一つはこの地方戦略版と考え方は一 緒だと思っておりますので、それの少ないな がら重点策をこの戦略版の中で3カ年計画に どれぐらいのをどうするというのを計画書を つくって、内閣府だと思いますけど上げて、 まだその自体が内閣府のほうでどれだけの予 算規模といいますか、全国的にとれているの か、まだこうようわからない部分がございま すので、そこ辺りは毎年、そういう戦略を含 めた予算の取り方というのも、また十分職員 とも含めて勉強しながら進めていきたいと思 っております。

〇8番(出水賢太郎君)

本当、おっしゃる通りで総合計画との整合性、私も今から質問しようかと思ってたんですけれども、ここが大事になってくるのかなというふうに思います。議会報告会いせいます。議会報告会の中でも地区振興計画をつくったけれどをとうですよねという感じだったんですがきをとるのかという感じだったんですがラではないけないと思うので、そこは市長のほうで情報収集もとられて進めていただきたいで情報収集もとられて進めていただきたいと思す。

それと、最後にお聞きいたします。内閣官 房のほうがこの創生本部が打ち出しているん ですが、日本版シティマネージャー派遣制度 というのを打ち出しています。どういうもの かといいますと、地方創生に積極的取り組む 市町村に対して、意欲と能力のある国家公務 員や大学研究者、民間の人材を首長の補佐役 として派遣して、地域に応じた処方箋づくり を支援すると言われております。

で、原則人口5万人以下の町と派遣をすると、これが幹部職員対応でということなんですけども、この辺は市長はどういうようにお考えでしょうか。呼ぶか呼ばないかは別としてですけれども、こういった制度がありますけれどもどうお考えでしょうか。

それをお聞きいたしまして質問を終わります。

〇市長 (宮路高光君)

今、国のほうでそういう小規模の自治体に対しまして、人材派遣というのをいろんなさっきも協力隊もでしたけどあると思っております。

今回もこの創生本部において、そういう人 材派遣して地域におけます取り組み方を援助 したいということでございますので、そうい う部分についてまた私どもの日置市におきま しても、そういうことが大事なことでござい ますので、また内閣、総務省のほうに相談し ながら進めていきたいというふうに思ってお ります。

〇議長(宇田 栄君)

ここで暫く休憩いたします。次の会議を 11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、山口初美さんの質問を許可し ます。

〔7番山口初美さん登壇〕

〇7番(山口初美さん)

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられました市民の皆さんの声を真っ直ぐに市政に届けて、その実現のために、 さきに通告いたしました4点について今回は 質問を行います。

まず、1問目は子どもの医療費の無料化についてです。

鹿児島県内でも出水市、曽於市、志布志市、 南大隅町などで高校卒業まで子どもの医療費 が無料になりました。今、高校卒業まで無料 というのが新たな流れとなっています。

また、県内で中学校卒業まで無料になったのが阿久根市、鹿屋市、霧島市、いちき串木

野市、薩摩川内市、垂水市、西之表市、枕崎市、南さつま市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、十島村、さつま町、長島町、大和村、知名町などと10市6町2村というふうに拡充が進んでいます。本市も一日も早く中学卒業までの無料化を実施するべきではないでしょうか。

次の質問は、脱原発についてです。

今度の総選挙政策で自民党は原発は重要な ベースロード電源とし、再稼働を進めること を宣言しています。しかし、福島では今なお 12万を超える方々が避難生活を余儀なくされ、事故の終息も原因究明もできていないの です。あたかも事故などなかったかのように、 原発推進にしがみつき再稼働を進めるなど、 断じて許すわけにはいきません。事故が起これば避難しなければならないような危険なものをがずまた動かそうとするのか、市民の多くは納得していません。ましてや、実効性のある避難計画は未完成です。安全で円滑な住民避難が可能な現実性のある日置市の避難計画の完成はいつになるのか伺います。

次に、今、示されている避難計画では、多 くの市民が被爆してもおかしくない、放射能 を浴びてしまうと、被爆計画だとの批判があ ります。これについて市長のご見解をお聞か せください。

また、有効な避難計画ができ上がるまでは、 川内原発の再稼働に対して不同意を貫くべき ではないでしょうか。市民の安全を守る立場 をしっかり示していただきたいと思います。

次の質問は、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

高すぎる国保税が市民を苦しめ、滞納者を 生み出し国保への加入手続きをしていない無 保険者を生み出し、社会問題となっています。 このような重大な社会問題に対して本市とし てはどのような対策をとっておられるのか、 まず伺います。 国保税を払いたくても、高すぎるために払 えない人は滞納者として扱われます。保険証 の有効期限が定められた短期保険証の発行や 資格証明書が発行されています。私は、この 高すぎる国保税の問題は市民全体の問題であ ると捉えています。本来、病気やけがの時に 誰もが安心して医療が受けられるようにする ための国民健康保険制度ですから、正規の保 険証を発行するべきではないでしょうか。

住民の基本的な人権を保障するその立場から考えれば、まずは、医療を受ける権利を保障するというのが大前提で、そのためには正規の保険証の発行をするのが自治体のするべき仕事と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

4問目は、学校再編計画について伺います。 学校あり方検討委員会が決めた小・中学校 の適正規模、それをもとに教育委員会が示し た基本方針や再編計画など、市民と共通認識 ができたとお考えなのか、教育長にまず伺い ます。

2問目といたしまして、小さな学校でも長い歴史を持ち、地域に根づき、子どもたちー人一人が大切にされ、保護者が協力して支え、教師が熱意を持っているこの教育力のある小さな学校を守り、残す努力をもっとするべきではないかということで、教育長と市長にご答弁いただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〇市長(宮路高光君)

1番目の子どもの医療費は中学校卒業まで 無料化すべきではないかとのご質問でござい ます。

〔市長宮路高光君登壇〕

平成26年10月1日現在で、ご質問のと おり、県内19市の乳幼児医療費助成制度の 状況は高校卒業までが3市、中学校卒業まで が10市実施しております。本市は、今年度 10月から診療分から対象者を小学校卒業ま で拡大しましたが、現在は、まだ実績が把握 できておりません。

今後、中学卒業まで無料化することになりますと、さらに新たな財源が必要になってきますので、今後の実績や本市の財政状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

2番目の脱原発について、その1でございます。避難計画については、今後も充実していく必要があることは認識しています。今後も引き続き国・県と一体となって訓練等を行いながら検証を行い、早い時期に実効性のある計画にしてまいりたいと考えております。

2番目でございます。被爆計画という考え 方は持っておりません。今後も県の協力をい ただきながら充実させてまいりたいと考えて おります。

3番目でございます。国が定めたルールに よって再稼働されているという認識でありま す。再稼働については、政府が責任を持って 行うと伺っているところで、市といたしまし ても今後も防災対策や避難計画を充実してい くことが責務であると思っております。

3番目の高すぎる国保税保険税の引き下げ についてとご質問で、その1でございます。

国民健康保険の加入届けは、本人の申請にもとづき行われますことから、無保険者の実態は把握できない状況にございます。したがいまして、国保税を原因として無保険者であるか確認できないところもございます。なお、社会保険等を喪失した方々への周知としまして、全世帯配布の「国保だより」などにより、国民健康保険への手続につきましては、定期的に掲載し啓発に努めております。

2番目でございます。

国保税を過年度より滞納されている世帯に つきましては、納税相談後、分納誓約による 分割納付をお願いし、分割納付の期日日にお いて短期被保険者の更新をすることでご理解 をいただいております。

資格証明書につきましては、納税相談にも 応じない世帯に送付しております。国民健康 保険は、相互扶助の精神によりみんなで支え 合って国民健康保険制度を維持しており、国 保税額を納めない人がいると、ほかの人の負 担が大きくなり、制度の維持が難しくなると いうこともご理解いただきたいと思っており ます。

4番目の学校再編教育については、教育長 のほうに答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

〇教育長 (田代宗夫君)

学校の再編計画についてお答えをいたしま す。

1番目ですが、再編対象校を中心に24年 度から地域・保護者の方に検討委員会の結果 や教育委員会の基本方針・再編計画など説明 をしてまいりました。それらの説明の中でも、 さまざまなご意見をいただきまいたが、おお むねご理解をしていただいていると認識をい たしております。

2番目です。これまでも小規模校のよさや 学校が果たす地域での役割などについても、 議論をしてきております。しかし、これから の厳しい社会を生き抜いていかなければなら ない子どもたちにとって、切磋琢磨する場面 や多様な考え方に接する場面などの望ましい 教育環境をつくってあげることも教育委員会 の務めであると考えております。

〇7番(山口初美さん)

一通りご答弁をいただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。

この子どもの医療費ですが、子どもが病気やけがをしてもお金の心配なくいつでも医療が受けられるという安心感は、まさに命の安心につながります。子どもの病気は待ったなしです。医療費の無料化によって病気が悪化する前に受診ができるために、子どもの救急

医療の利用は減少していると言われておりますが、この点については市長はどのように認識しておられますでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

まあ、緊急医療という中におきまして、兼 ね日ごろそういう無料化する中で、まあちょ っとした軽い部分の中でも治療が受けられて、 そういう重い緊急医療というのが減っている のも実態であるというふうに認識しておりま す。

〇7番(山口初美さん)

これだけ県内でもたくさんの自治体で無料 化の拡充が進んでいるわけですが、よその町 から日置市に引っ越して来られた方から、日 置市は子どもの医療費の無料化はおくれてい るんですねというふうに私も言われました。 元いた町は中学校卒業まで無料だったという ことでした。これでは、子育て支援に本気で 取り組む町としてアピールすることはできないのではないでしょうか。若い子育て世代はすいのではないでしょうか。若い子育て世代はまっ 今問題になっている子どもの貧困の解決策と しても、この医療費の無料化の拡充は本当に 急いでやるべきことだと考えます。

高校や中学まで無料にした自治体も現に財政が豊かであるわけではなくて、財政に余裕があるからやっているというわけではなくて、本当にこの子育て支援が本当に今必要なんだということで、やっておられるというふうに思います。

本市でも新たな財源が必要だということで、 今後今、小学校卒業まで無料になったその実 績だとか、本市の財政状況踏まえながら今後 検討してまいりたいというふうにご答弁いた だきましたけれども、新たな財源、どれぐら い必要なのか試算しておられましたらその数 字をぜひ示していただきたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

はっきり数字はまだ今、小学校までの中の

実績も上がっておりませんですけど、13歳から15歳というのが約1,500人ぐらいおりますので、約5,000万以上は今の実績からいくとかかるのかなと持って、とりあえず私ども10月に皆さん方の要望ございましたので、小学校までやりました。そういうのを一、二年ちょっと見た中でやっていかなければならん。

さっき言いましたように、子育てこのころについては、これだけ私、全市町村がしている中においては、国がある程度関与していかなければならないと、いつも国のほうにもこのことは申し上げております。市町村間でこういう医療費が無料だからことじゃないと思いでとか、こういう言えることじゃないと思っております。これは、国策の中で一つこういうものも今までいろいろ無料化、学校の医僚の問題も一つ入れて、私は国が国策としてすべきであろうかというふうに考えております。

〇7番(山口初美さん)

私も同感でございます。国が本当にきちんと国策として位置づけてやるべきことだという認識は私も持っております。本市を含めて鹿児島県内は病院の窓口での無料化というのがまだ実施されておりませんで、九州内では沖縄と鹿児島だけがまだ実施をしていないわけです。やはり病院に行く前にお金の心配をしないといけないのは、幾ら無料化になっていても、それはもう変わりはないわけで、そこら辺の改善も今後、努めていっていただきたいというふうに考えます。

次の、質問に移ります。避難計画は今後も引き続いて国や県と一緒になって訓練なども行いながら、できるだけ早い時期に実効性のある計画にしていきたいというご答弁でございますが、まあ、先ほど1回目の時にも申し上げましたけれども、その避難計画をつくら

なければいけないような危険なものを、何でまだわざわざ動かさないといけないのだろうかという市民の疑問です。これは本当に大きなものがあります。電気は足りてるんじゃないかという声もたくさんありますけども、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

今回の再稼働にいたしましても、原子力委員会が安全性であるという判断をした中でしていることでございますので、私どもはやはりこういうことについて、やはり注視していく必要があるというふうに思っております。

〇7番(山口初美さん)

この原発事故の避難計画につきましては、 今回、私のほかにも2人の同僚議員が質問出されています。川内原発が再稼働に向けて準備が進められようとしておりますが、日置市民の安全確保の問題はやはり市長の責任としてきちんとやっていただけなければならないというふうに考えます。

福島の原発事故では制御不能になった原発の水素爆発などによって放出された大量の放射性物質から安全、円滑な住民避難を実施できずに大混乱と被爆、避難過程において多くの犠牲者を発生させました。さらに、ふるさとを奪われた被災者に自殺者を含む多大な原発災害関連死者を生み出しています。

3年9カ月たちましたけれども、こうした 福島の事故の経験から私たちは本当にしっか り学ばなればならないと思いますが、再度伺 いますが、市長に伺いますが、もし川内原発 が再稼働して、もし重大な原発事故が起こっ たら一人の犠牲者を出さずに安全に避難がで きると考えておられますか。

〇市長(宮路高光君)

私どもは自治体の中で市民の安全を守っていく、避難計画路を含めたなかにおきまして、 これは一人も被爆者にといいますか、そうい うもんの計画路といいますか、そういうものをやっていかなければいかん。基本的にこのことについては、市もですけど国がきちっとその中におきまして、私は責任をとるべきだというふうに思っております。

〇7番(山口初美さん)

福島の子どもたちに、100人に越える甲 状腺がん見つかったということも報道されて おりますが、そういうこともきちんと見ない で安倍首相や薩摩川内市長から鹿児島県知事 などが再稼働を推進をしてるわけです。これ を本当では常識では考えられないということ で多くの市民が怒っています。原子力発はコ ストが高い上にとてつもないリスクがります。 福島の教訓は原発と人類は共存できないとい うことです。しかも、電気は足りています。 そして、福島の事故は終息していないし、事 故の原因究明さえできていないのです。汚染 水処理も全くできていません。何度も申し上 げて申しわけありませんけれど、福島では 12万人も県民がふるさとに帰れずに避難生 活をしているんです。このような目に日置市 市民に遭わせていいとお考えか市長に伺いま す。

〇市長(宮路高光君)

まあ、今おっしゃいますとおり、福島の皆さま方大変ご苦労されているのは事実でございます。私ども市民の皆さま方を守るためにそういうことを想定しているということはございませんので、いろんなあらゆる手段をとりながら市民の皆様方を守っていく必要があるというふうに思っております。

〇7番(山口初美さん)

この間の国民と企業と省エネの努力、これで原発13基分に相当する電力が節電されたというふうに言われています。市長はこのことをご存じか伺います。

〇市長 (宮路高光君)

そのように報道されている部分は、存じ上

げております。

〇7番(山口初美さん)

私は、このことは日本社会は原発ゼロでも 十分やっていけるということを証明したとい えるというふうに考えます。再生可能エネル ギーについて去年1年間の発電量が原発3基 分になったと言われています。原発ゼロを決 断したドイツでは、2000年には6%だっ た再生可能エネルギーが、現在30%になっ ているんです。急速にこの再生可能エネル ギーの活用が進んだわけです。日本でも原発 ゼロを決断してこそ、再生可能エネルギーの 普及に本腰を入れることができるのではない でしょうか。

この点について、市長の見解を伺います。

〇市長(宮路高光君)

今、それぞれの地域で再生エネルギー、特に太陽光が主体的になっているのが事実でございます。その反面、太陽光の場合につきましては、安定的といいますか、一定的に継続して送電ができないというのも、これも事実でございます。その中におきまして、特に再生エネルギーの場合につきましては、このコストがどういうふうに展開してくるのか、恐らく各九電等におきましても、このコスト値上げというのがまだまだ今から再生エネルギーだけに頼っておればそういうことも言われるんじゃあないかなというふうに思っております。

〇7番(山口初美さん)

この本市では、避難計画がまだ完成していないということですね。再稼働はその避難計画ができてからにしてくれというようなことは、市長のほうから九電なり、国になり県知事になり、そういうこと言っていただけないでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

この、再稼働と避難計画というのは別の形の中で、私たちはこの避難計画について国も

県も大きく関与していただかなければ、我が 避難計画については日置市だけでできること じゃないということを県のほうにはお願いも しております。

〇7番(山口初美さん)

本当にこの市民の不安はまだまだ大きいものがありますし、再稼働を本当に認めていない市民はたくさんおりますので、市長は市民の本当に不安に応えて、市民の安全を守るそういう立場でしっかりと動いて行っていただきたい、発言していっていただきたいということを要請して、次の質問に移りたいと思います。

次は、国民健康保険税ですが、無保険者の問題です。実態の把握は全くできていないということで、本人の申請が大前提であることからそういうご答弁は予想しておりましたけれども、お金がない人も医療を受けられる、そういう国保に改善していけば無保険の人を生み出すこともないというふうに私は考えます。

本市でも資格証明書を発行しておりますが、この資格証明書というのは、医療費を10割を支払うために国保税を払えないような人が10割の医療費を払えるはずもなく、医者にはかかれません。また、資格証では、収納率の向上には役立たないということで、資格証明書の発行はしていないという自治体もふえてきているんですが、その点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

この資格証明書、基本的にはそれぞれ大変な方は納税相談もやっております。ですけどそういう納税相談すら来ない方もいらっしゃいますので、そういう方々にはそういう形の通知もしていかなきゃならないと、今、国民健康保険におきましても、大変財政的にも逼迫しているのも事実でございます。

さっき言ったようにみんなで支える中にお

いて、分納制度というのもしております。そ ういう部分でありますので、やはりそういう 方もある納税相談に来てほしいと、そういう 方々でない方にこのような資格証明書は送付 しているのは事実でございます。

〇7番(山口初美さん)

それでは、今現在、短期保険者証の発行数、 資格証の発行数の状況について伺いたいと思 います。

〇健康保険課長 (平田敏文君)

お答えいたします。11月30日現在の人数でございますが、短期保険者証が398世帯で804人、資格証明書が53世帯の71人となっております。

以上です。

〇7番(山口初美さん)

今、国保税を含めた滞納整理強化月間ということで力を集中して取り組んでおられるが、ちょっと私のほうにも相談があったいますが、ちょっとけた方から相談があったい方が、その方は分納をしておられるということなんですが、市役が追いつかないもられるというなんですることもあるのでしょうか、何います。とですることもあるのでしょうかにあるというにはない。

〇稅務課長兼特別滞納整理課長(前田 博君)

お答えします。分納相談に来られた方に対しましては、相談のところで分納の額等につきましていろいろとご相談の中で話をしていくわけなんですけども、そういう相談をしてもなかなか、またいらっしゃらないとかいう形になった場合は、訪問をいたしまして、その方の資産状況とかを把握するというために、訪問をしてその内容を聞くということをしております。

できるだけ分納相談に応じていただくような形で、丁寧な相談に応じているわけなんですけれども、中には今議員がおっしゃたような形になるケースもあるかと考えております。 以上です。

〇7番(山口初美さん)

払えない人も結構おられるわけですが、も ともとの国保税が高すぎるという問題がある んですよね。そしてまあ、払えない方という のはお金がなくて困っておられる。国保税だ けでなくて、ほかの電話代だとか、水道代だ とかいろいろなものも滞っていたり、いろん な問題を抱えておられる方がたくさんおられ るわけなんですが、ちょっと私が相談を受け た方は少しこう役所が脅されたようなそうい うふうにも受けとられた面があるようですの で、本当にそうではなくて、やはり市民の苦 難に寄り添い、相談に乗り信頼関係を築いて いく中で、この問題を解決をしていく、少し でも払えるように努力をしていただくという、 そういう行政であるべきじゃないかと考えま すが、その点についてはどのようにお考えで しょうか。

〇稅務課長兼特別滯納整理課長(前田 博君)

お答えいたします。少しでも払っていただけるような形では相談をしているわけですけれども、その方の各種借り入れとかあるということはわかっておるんですけど、税金に対して借り入れがあるからといって、それが免除になるわけではございませんので、できるだけ少しでも払っていただくような形で職員としては対応しておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうには思っております。

〇7番(山口初美さん)

まあ、12月師走も半ばになってきまして、 本当にこの自営業者とか、農業されている方 とか、年金暮らしの方、たくさんの市民方々 が年末をどうやって乗り切ろうかと必死に生 きておられます。

この今、滞納整理強化月間というのぼりばたも市役所の庁舎の周りにも、たくさん立っておりまして、払えない方たちは、市役所というのは敷居が高いわけです。そういう人たちが本当にああゆうのぼりばたを見たら、ちょっと足が引っ込むんじゃないかなというふうに私は心配もしたりするんですが、まあ、この滞納整理に当たられるそういう仕事をされる方々の苦労もお察ししますけれども、数字に負われて収納率向上ということでこの仕事の内容がやはりつらい仕事にならないように、私は本当に心配をするわけです。

市民の苦難軽減の本当にやりがいのある仕事として、滞納整理の仕事も当たっていただけたらというふうに思いますが、その点市長はどのように。

〇市長 (宮路高光君)

職員のほうに言葉のかけ方、丁寧さ、これは兼ね日ごろ指導しております。受けとめ方がその言葉が威圧感になったり、そういう場面があるのかなと思っておりますけれども、やはりこの滞納月間というのも、やはりこういうことをしていかなければ、収納率も上がらないし、ほっとけばほっとくほど、やはり大変な大きな歳入減になってきますので、やはり払える義務をみんながそういう義務を負っておりますので、職員にもそういう指導をしながら、面談をするに当たっては、言葉遣いだけは十分注意するよう指導していきたいと思っております。

〇7番(山口初美さん)

収納率のみに焦点を当てるのではなく、本 当に真の滞納の改善につながるような対応を 希望します。市民を追い詰めるようなことが 絶対にないように気をつけて仕事に当たって いただきたいと思いますが、私は、以前も市 長に申し上げましたけれども、困った時は市 役所へぜひ相談に来てくださいと、かならず 解決の方法がありますと、そういうようなことをいろんなところに行かれたときにご挨拶をされたりするときに、そういうことを本当に市民にアピールをしていっていただけたいと思いますが、実行してしていただいてますでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

まあ、そういう相談のいろなかなく、 と思っております。この税だけじゃなく、 いろんな地域のことにつきましていますしていますというもござい負担したりする部分もござり負担けるの税、保険料というのは大変ご負担けどちってがいるからいるかがでごかれたのがででで、 私どもでいく、これをみんが平等というの大路にはあって、 相反にあって、払わないでないますがはまんがであった。大変大きないでの次はによっている。 まん延したら大変大きないででいまけれども、 ではしいというふうに思っております。

〇7番(山口初美さん)

国保制度改善強化全国大会というのが開かれまして、そこが特別決議を上げておりまして、国保への保険者支援制度への1,700億円の公費投入を確実に実施することということを決議を上げておりまして、これを市長もご存じかと思うんですが、これが各自治体の国保財政の厳しい中、一刻も早い投入が望まれるわけですが、この見通しというのは何か聞いておられますでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

これは、国費の投入ということで、今ございましたとおり3分の1でなくはやく2分の1の投入ということで、約ご指摘のあった金額だというふうには思っておりますけど、今、国保の中におきましては、基本的にこれを保険者を1本化というのが一番大きな課題でご

ざいます。

それと並行しながら、国費の投入といいますか、そういうこともやはり全体にお願いをしなければならない部分だというふうには思っております。

〇7番(山口初美さん)

まあ、国保は本当に低所得の人たちが多く 入っておられまして、国の財政支援がなけれ ば本当に成り立たない制度でございます。今、 国がその地方への財政支援を今現在4分の 1になってしまいましたので、それをもとの 2分の1に戻させるというのが、これはどう してもやっぱり必要だと思いますので、市長 のほうでも機会あるごとにこのことを発信し て発言していっていただきたいということを 申し上げまして、一応、国民健康保険税のほ うは終わりたいと思います。

最後の学校編計画についてですが、おおむねこの方針は市民にも理解していただいたというふうに認識をしているという、教育長のご答弁でございましたが、小さな学校であってもそれぞれ特色のあるすばらしい教育がなされているということは教育長も、市長もその点は、高く評価しておられると思います。

そのことから考えますと、望ましい学校規模とは一概には言えないと思うのですが、その点について、教育長はどうお考えでしょうか。

〇教育長(田代宗夫君)

小さな学校が望ましい学校ではないと、規 模の学校でないということが言えるのかとい うことでございますけども、私どももこれま でもお話申し上げてきましたとおり、平成 22年から23年にかけまして専門家の方々、 鹿児島大学の元の学部長や県の教育委員会の 指導官をされた方、校長やいろいろな専門家 を入れた会議の中で、今の子どもたちにどう いう学校が望ましいかという提言をいただい て、その提言にもとづいてこの再編を行って いるところでございます。

したがって、小規模校が全てそういう望ま しい学校ではないということは、これまでも 申し上げておりません。小規模校は小規模校 なりのよさがあり、大規模校は大規模校のよ さがあります。でも、どうしても越えられな い部分があるという部分であります。

一つは、集団で行う学習とか、体育の学習というのはどうしても越えることはできませんし、学級の中で五、六人の学級で勉強するのと、20人、30人の中で学習するのと、多様な意見がいっぱいある。子どもの持っているものを30人違うわけでございますから、そういう中で切磋琢磨しながらその中で学んでいくという、これはなかなか超えることのできない課題だと私は思います。そのの当時ではというのは、このような規模ですというな規模でいるのような規模でするで、人規模校が悪いとかいう意味では捉えておりません。

〇7番(山口初美さん)

市民の心の中にはどうしても地域の学校をなくしたくないという強い思いがあります。 保護者の中には小規模校であるということをあえて選んでその地域に居住するという例も、 そんなたくさんはないですけどもあります。 ある意味選ばれた学校ともいえるのではないでしょうか、この点は教育長はどのようにお考えでしょうか。

〇教育長(田代宗夫君)

今、申し上げましたとおり全ての例えば 100人の人が100人ともどちらかがいい という結果にはならないと思います。その子 どもの性格やいろいろなものもございますの で、あると思いますが、全ての100人がお おむね総合的に考えたときに、どういう規模 が望ましいかということだと思います。

私どもは、市の教育委員会、市として学校

設置しているわけですから全ての子どもを考 えたときにどういう規模のものが望ましいか という視点で考えているわけです。ご案内の とおり小規模校でももちろんいい面もいっぱ いあるわけでございますけれども、先ほど言 いました、どうしても越えられない課題とい うのを考えたときに、そういう形で再編を行 っておりますので、それともう一つは、やは り今後これからの時代を考えたご案内のとお り世界中で起きた一つの小さな出来事が世界 の国に広がっていくような影響が及ぼすよう なことになっていくようなグローバル化され た世界の中で子どたちはこれから生きていく わけですから、そこにはどう強く、これまで 以上に切磋琢磨しながらたくましい力を持っ た子どもを育成することが私は求められてい ると思っております。

それと、もう一つは今回の第1次編成の中で、例えば日吉地域でありますと4校が再編の対象校になっておりましたが、この4校とも28年4月からの再編を希望するという皆さんの総意でございますから、そのようなことを考えると、私はこの再編の考え方というのは間違ってはいないと思っております。

〇7番(山口初美さん)

教育長はそういうふうに受けとっておられるかもしれませんが、本当に私のところにはやっぱりまだ早いがと、まだ学校を残してほしいという声がたくさんあります。先ほど、集団学習がなか難しいというその点は、各自治体努力して一生懸命やっているところあります。月に何回かとか、週に何回かというなが寄って1カ所にみんなが寄って一緒に体育の授業をしたり、そういう工夫をしてやっぱり地域に学校を何としても残すべもおさいうことで取り組んでいる自治体もあります。この点については、教育長はどのようにお考えでしょうか。

〇教育長 (田代宗夫君)

鹿児島県内でもそういうところも市町村も ございます。しかしながら、私どもの市の中 で集合学習とって小さな学校が日置小学校に 行ったり、当然そういう努力はいたします。 しかし、そういうことが毎日できるわけでは ないわけです。毎日学習していくわけですか ら、その移動の時間とかいろんなものがいっ ぱいそこにはあるわけでございますから、常 にそういう形の中で学習することができれば それに越したことはないと私は思っておりま すので、そういう意味では、もちろん今の現 状の中ではそれはかなわないですので、そう いう大きな学校と一緒に修学旅行に行ったり、 集団宿泊をしたりやっております。でも、そ れを毎日やることはこれは難しいことでござ いますから、そういう形にするのは、これか ら望ましい方向ではないのかなと思います。

〇7番(山口初美さん)

それでは、この再編が具体的に今、日吉地域で進められようとしておりますけども、この再編準備委員会は委員は、どのような構成にしようという計画なのかお示しいただきたいと思います。

〇教育総務課長(宇田和久君)

お答えいたします。各校区より保護者3名、 学校教員が3名、各地区公民館から2名ずつ、 それと地域内の幼稚園、保育園の未就学児の 代表者ということで考えております。

以上です。

〇7番(山口初美さん)

私のところにも文章いただいておりまして 17日の水曜日からこの準備検討委員会が開催されるということで、この代表で来られる 方々がやはり、その地域の人たちの声をきち んとつかんで来ていただきたいし、そういう 地域の人たちにもどういう協議が進められて いるというのを報告をきちんとしていただく という、みんなで一緒に考えて進めて行く、 代表の人たちが会議には参加するけれども、 やっぱりみんなの意見が反映されるような、 そういう会議になるように努力をする必要が あると思うのですが、その辺については教育 長はどのようにお考えでしょうか。

〇教育長 (田代宗夫君)

当然、大変大事なことだと思いますので、 この協議に参加して話し合われたことについ ては、またそれぞれの校区に持ち帰って考え ていただき、そしてこの準備委員会の進め方、 決まった内容等については、それぞれある時 期に区切ってそれで皆さんにも周知するよう な方法をとっていく予定でおります。

〇7番(山口初美さん)

進め方についてはそのように努力をしていただきたいと思いますが、日吉地域は5つある小学校を1つにまとめるという計画で進めることになっておりますので、この再編が一遍に進めば地域が急速に寂れることが大変心配されます。多くの市民の方々がそのことを心配しておられます。

また、子どもたちの教育環境も大きく変わるわけで、子どもたちへの影響というのも心配されるわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

〇教育長(田代宗夫君)

子どもたちへの影響ということですが、いままで日置市では皆田小学校が湯田小学校のほうに統合したわけですけども、どんな影響かといわれないと中身がなかなか言えないんですが、もちろん小さな学校から大きな学校へ行くときには、子どもたちも大変友だち関係がないでしょうから、その学級の編成の仕方とかあるいは、その学校の先生が必ずその学校に行くようにとか、いろんな手だてを立てながら新しい学校に行ったときに子ども自身が困らないような手だては十分これまでもしてまいっております。

〇7番(山口初美さん)

今のやっぱり小さな学校は、地域の宝であ

り本当に地域の中心であります。その前に再編をする前にもっとできる努力はあるんじゃないかという声は、まだまだ根強くあるわけですが、市長としてはその複式学級がふえているような地域には住宅を建てるなど努力をされてきたわけですが、日吉地域はどういうわけかそれがなかったわけなんですが、その点について市長は何かお考えがありましたら。

〇市長(宮路高光君)

この公営住宅の建設の基準というのが、それぞれの校区に市営住宅が幾つあるのか、これが一番基準でした。日吉地域の場合については公営住宅、それぞれの地域に大変多くございまして、その地域に公営住宅の少ないところから優先させていただいてところでございまして、日吉地域のそれぞれの校区はどこも該当しなかったということで、今回この学校との関係もございましたけど、今、地方のほうに公営住宅をつくらしていただいたということでございます。

〇7番(山口初美さん)

今回教育委員会が日吉地域から再編を進め るということを示されまして、28年の4月 からということが、それを目標に今後協議を 進めて行かれということなんですが、まだ、 保護者などと話をしてみますと、28年から は早いんじゃないかというような声もありま す。まだ心の準備といいますか、いきなり 26年にその話がきて28年からはもう学校 が1つになるというような、余りにも急ぎ過 ぎじゃないかという声もありますので、そこ ら辺もぜひ考慮していただいて、児童数が減 少するというのは先は見えているかもしれま せんが、それを先取りして小さな学校を1つ にまとめてしまうというような、そういうや り方ではなくて、本当にやはり地域の人たち の意見を1つ1つを尊重して再編してしまえ ば後戻りができないと思いますので、あとに 悔いが残らないように、私としては今の学校 のまま続けていける間はできるだけ先延ばし にして続けていってほしいというようなこと を考えます。

〇議長(宇田 栄君)

山口さんもう1分ないですから。

〇7番(山口初美さん)

はい、再度この日吉地域の学校再編が1番目に進められていることについて、市長としてはどのようにお考えなのか、その点をお伺って終わりたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

さっきから教育長のほうが答弁したとおり でございます。目標28年ということでございますけども、今月準備委員会ができますの で、こういう期限等も準備委員会の中で十分 意見も尊重しながら、また28年度ができない場合、いつきちっとできるのか、これは準 備委員会の中できちっとした形の結論を出し ていけばいいというふうに思っております。

〇議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩いたします。次の会議 を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、池満渉君の質問を許可しま す。

[18番池満 渉君登壇]

〇18番(池満 渉君)

国の借金は今や1,000兆円を超える膨大な額であります。前の総理大臣でありました福田赳夫さんは、初めて赤字国債を発行したときに、これは本当に臨時の措置ですと、本来このようなことはやってはならないのですと言ったと言われております。同じく大平前総理、恥ずかしい責任を感じて夜も眠れないと赤字国債を決定したときには言ったそう

であります。それぐらいやっぱり国が借金をするときには、財政を厳しくするときには決断をしなければならない。ただ、今はどうしても金が足りないと国のほうでも赤字国債をどんどん、どんどんというような雰囲気さえ見えるところであります。

多くの収入を交付税に頼る地方自治体は、 国の動向を注視をしながら独自の財源財政縮 減にも取り組まなければなりません。社会構 造の変化とともに我々議員も、あるいは多く の市民からも要望があります。そういったも のにも応えなければならないし、当局のご苦 労は当然お察しをするところであります。

そこで、本来行政がやらなければならない 事業か、あるいは個人の責任として委ねられ るものはないのか、またほかに方策はないか などの精査、事業ごとの精査をさらに進める 必要があります。今回は、その一つでありま す農業集落排水事業の今後について質問をい たします。

まず、加入戸数や人口などの推移、処理場及び管路などの現状をお示しいただきたいと思います。平成12年から供用を開始して今14年目であります。施設の改修など、長寿命化に向けた計画などはいかがでしょうか。また、合併浄化槽の利用者が市内にもたくさんおります。この合併浄化槽への切りかえなどは検討されないのか、この農業集落排水事業の今後の方向性について質問をいたします。次に、本年の収穫作業も終わりました。米

私は、以前の一般質問でもこの問題を取り上げましたけれども、その後どのような動きがなされているのか、時間は余りたっておりませんけれども実態などについてお示しをいただきたいと思います。

価についてであります。

もちろん、直ぐに解決できることではありませんが、本市の米づくりをされる方々が採 算がとれる米づくりについて、しっかりと頑 張っていけるように今後JAなどと関係機関との連携をどのように進めて行かれるのか質問をいたします。

誠意ある答弁を期待といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長 (宮路高光君)

1番目の農業集落排水事業の今後について その1でございます。

永吉地区の農業集落排水事業は、平成8年 から平成12年までの4年間で処理場及び管 路施設が整備され、供用開始後14年が経過 をしております。加入戸数は、平成26年 4月現在、処理区域内戸数271戸のうち加 入戸数は257戸、加入人口は処理区域内人 口525人のうち518人となっていますが、 年々加入戸数、人口とも減少傾向にあります。 処理場及び管路等の状況につきましては、大 規模な不都合の発生はありませんが、定期的 な保守点検の状況により早めの修繕対応をし ているところでございます。

平成12年度供用開始から14年が経過していることから、県生活排水室の指導もあり、 平成27年度から3カ年間で施設の機能診断、 整備構想、整備計画について補助事業により 計画策定を進める予定でございます。整備計 画の策定後、長寿命化のための施設改修計画 が必要となれば、補助事業での施設の改修整 備をすることになります。

3番目でございます。農業集落排水事業の 当初計画人口は、定住人口825人、流入人 口が285人の1,110人でしたが、年々 減少傾向にあり、現在、供用開始時点の水洗 化人口617人の約2割減の518人となっ ております。現状では、施設使用料で維持管 理費用を賄える状況にありますが、今後も加 入戸数が減少し、施設使用料収入の減少が顕 著になり、使用料を改定しても維持管理費を 賄えない状況が続くことになれば、費用対効 果を検討する必要があります。 現状では、加入戸数の動向や施設の全面的な更新時期の投資効果を比較検討してから、合併浄化槽への切りかえなども含めて検討することになると考えております。

2番目の今年の収穫作業も終わったが、本 年度の米価についてというご質問でございま す。

その1でございます。JAさつま日置の平成26年産の米価につきましては、前年度に比較いたしまして30kg玄米の1等米で、早期米で7,000円から6,000円に、普通期米で5,700円から4,750円に1,000円程度値下がりしております。主食用米でのこのような需給バランスにおきまして、本市の水田農業の方向としては、市内を中心とする焼酎メーカー向けの焼酎麹用米の推進を図っております。

日置市農業再生協議会におきましても、同様に推進して面積拡大を図るため、国からの交付金に加え市の補助金も上乗せしたところ、前年度の93haに対して、今年度は148haまで拡大しております。今後も米価の状況を注視していく必要がありますが、水田を活用した食用米以外の作物で農家の所得を確保していく方策について、国の方針も見きわめながら関係機関との連携により進めてまいりたいと考えております。

主食用米につきましては、現在米価が下落している中、農業機械の償却などを考慮すると、経営の採算も厳しいものがあると思われます。日置市内では、吹上地域の早期米においてJAと連携した特色ある米づくりとして特別栽培米を契約的に販売しております。このようにJAと連携した付加価値のある米づくりと、その価値を理解して購入していただくようなマーケティングも重要な取り組みの一つであると思っております。また、水田の業の採算性につきましては、農業機械を効率よく利活用するための規模拡大と、水田の

集約化が重要な要素となると思われますので、 JAや農業委員会など連携を図りながら、 人・農地プランに位置づけられた担い手農家 への農地集積を進めてまいりたいと考えてお ります。

以上で終わります。

〇18番(池満 渉君)

この農業集落排水事業、これは合併前の旧 吹上町の施策として始められたことでありま す。もちろん住民のためにということで取り 組んだ事業でありますが、ご答弁いただきま したように、非常に人口が減ってきていると いうのは事実であります。一番最初につくっ た時に12億7,000万円ほどの金がかか って、だいたいその半分が国庫補助、そして その半分ぐらいを起債して返していくという ことで、大体年間に2,600万円ほど返済 額と金利を合わせて負担をしていくわけであ ります。それを、平成42年まで、あと 16年かけて返していこうというところであ ります。このこと自体には私は始められた経 緯もあり、あるいは今使っている市民の方々 のこともありますので、何ら文句も言うつも りもございません。ただ、どうしても加入者 あるいは人口が減っていく中では今後の維持 管理というものは、修繕費やらがどんどん出 てくれば、非常に使用料の収入だけでは難し くなっていくんではないかということを危惧 するわけであります。

今朝の新聞にも鹿児島県の公共施設の今後 の改修の予定なども出ておりましたけれども、 道路や橋いろんなものと同じようにやっぱり 出てくるわけですので、この今後をどうする かということをしっかりやっぱり考えておく 必要があると思います。

なぜ、特にこのことを言ったかといいます と、合併浄化槽というそのもう一つ別な制度 もあるわけです、現在では。この伊集院地域 における下水道については、規模が大き過ぎ ますのでそれは別としても、この農集については、これから先答弁ありましたように、見きわめをしっかりしてどこ辺で費用対効果ということでどうなるのかということをしっかりと見きわめをして、合併浄化槽への切りかえ、もしかしたら合併浄化槽の今後は補助金制度も、もしかしたら先にはもっともっと減っていくかもしれません。そこ辺やらを時期を見きわめて取り組んでいただきたい、そのように思います。

このことは、次の質問はいたしません。

さて、米価の件であります。なかなか一朝 一夕には解決できる問題でもございませんし、 全国的にも米余り、在庫があるというような ことで言われています、下がりました。私た ちの議会報告会の中でも市民の方からも何と かできんのかというような声もありました。 経済連に例えばJAそれから民間の相対の取 り引きがもう主でございますけども、日置市 のお尋ねいたしますが、精算されたお米がJA を通じて納められる量とそれ以外の商社、あ るいは相対の取り引きなどを含めてJA以外 はどれぐらいの割合なのかをお示しをいただ けませんか。

〇市長 (宮路高光君)

総体的に割合の数字は持っておりませんけど、基本的に私どもこの日置市の場合につきまして、早期と普通があるわけでござ基本的にでは基本的にでは基本的につきましては基本的につきましては基本ので販売されている状況でごといます。普通米にいたしまして大変このございが崩れておりまして、まあ水田再編でございが崩れておりまして、まかいですよというに合っていないさいうことでありまして、特に今回の昨年からのことしにかけましてさっき申しあげましたとおり、こうじ米とそのほかの

転換した方々が多うございまして、その中で 農協に提供するのは4,000万 t ぐらいし かないと、普通は7,000万以上あるんで すけど、半分しか農協は通じてないという、 まあ大まかな考え方でございます。その中で 今回この米価の価格の中、普通経済連を通じ る中で標準販売価格というのがあるんです。 これは4,600円でございました。それで、 それぞれの農協が上乗せをする、それで県下 あちこち違いまして、米価格におきまして 150円上乗せしたというのが、この 4,650円ということになりました。

今おっしゃいますとおり、この日置管内は 多くは、全体的がJAを通じて販売してない というのが実態であると思っております。

〇18番(池満 渉君)

今、市長がおっしゃったようにJAを通じ て経済連、全農へのいわゆる供出、変な言い 方ですがというのは、割合が少ないと思いま す。それぞれが農家が個人の方に、あるいは 業者それから米を取り扱う方とかいろいろに 売っているというのがほとんどだと思います が、前回、前の議会でも私言いましたけれど も、しかしながらその商社が町中の大体の取 り引きの価格のベースになるのがJAへのそ の価格だということを申し上げました。です から、ここ辺を少し上げなければというふう に思うんですが、JAも100円、150円 の上乗せをしてということですから、JAの ほうが実は経済連にやって全農にやるとどう しても銘柄米、全国の米余りの中では東北の 米とかいろんなとこ、鹿児島県では伊佐米と かなんとかいうのは売れるけど、引き合いが あるけれども、なかなか引き合いのないとこ ろは安い状況になっている、いまのところど うしようもないということを聞いております。 なかなか大変だろうと思いますけども、この 例えば J A と一緒になって、もう少し日置の 米というのを宣伝をしていってもう少しこう

引き上げること、補助金を出すということじゃなくて、もっと宣伝をしていくということが私は大事だと思います。

で、その売れる米をつくるには、一つには うまい米をまずつくろうと、そして売れたも のをしっかりと販売していこうと2つの方策 でしょうが、ここで市長が早期米について吹 上のほうでは特色ある米づくりということで、 特別栽培米のことを契約的にということでございましたけども、この早期についてのこのいわゆる、答弁をいただいた、これについては大体幾らぐらいの価格なんでしょうか。これについては6,000円ぐらいということでしたけれど、これぐらいでしょうか、 これより高いんでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

まあ J A の中におきまして、3 種類ぐらい 普通早期の中でこういう特色をしているのは、 今は吹上のそれと、金峰のところ、それと普 通の早期米と3段階に分かれておりまして、 今回の場合につきましても早期米6,000円 ぐらいですけど、吹上につくっている米等に おきましては、これより500円ぐらい上が りという値段をつけて有利な販売、これは基 本的には契約栽培の中でこの米をこれだけと いう部分の中でつくっておるということで、 JAの中におきましては、金峰と吹上のほう が早期米におきまして全部じゃございません けど、農家を限定いたしまして、そういう形 の肥料のやり方とか、低減農薬を含めて肥料 含めて、そういう若干規制があるわけでござ いまして、そういう部分でやっているのが特 色であろうというふうに思っております。

〇18番(池満 渉君)

この特別栽培米については契約をということでありますが、肥料のやり方云々について、では行政のほうとしてはうまい米をつくるためにどのようなことを、もちろん専門であるJAなどと一緒になってされるんでしょうが、

行政としてどのようなうまい米づくりに取り 組んでいらっしゃるのか、二、三そういった 事例がればお示しをいただきたいと思います。

〇市長 (宮路高光君)

全体的に私ども中山間でございます。一番 普通米を含めた中でお米は尾木場のこの棚田 でつくる、そういう水といいますか、これが すばらしいところ。棚田の米づくりというこ とで日置市には3カ所程度、まだ尾木場、ま た日吉におけます、草見のところ、それと上 与倉こういうところでこういう棚田の米をつ くり、それぞれ販売をしていると、こういう ところは若干JAを通じないでもうお得意先 を持っておりまして、農家の方々が個人売買 をしているのも事実でございます。そういう ことしは全体的に日置市の水田を見たとき、 やはり難しいと言えば難しいかもしれません けど、私ども行政におきましてもそういう堆 肥のやり方とか、肥培管理の方法もあろうか と思いますけど、その地形を特色をあらわし た米づくりと、こういうものを若干広げてい く必要があるのかなと思っております。

〇18番(池満 渉君)

この地理的な水がきれいだとか何とかというたい文句で、日置市全体の米がということは無理ですよね、だからといって市内のほかの米に例えば尾木場のお米とか書いて出すことも、これも偽装ですのでこれもできませんし、何とかい方法なないものかといううに私も思っていて、ほかのJAやほかの地域では割とまとまったところで伊佐米とか伊佐ブランドというのができているんですが、本市の場合は難しいのかもしれませんが、何か売り出す方法が少しでもあれば、それがきっかけとなって日置の米全体が少し底上げされるんではないかというような気を私は素人なりにしております。

ぜひ、そういったことを研究をして少しで も補助金を出すということじゃなくて、一緒 になって少し売る、高く売る努力を知恵を出 していただきたいと思います。

今回は、特に市長の考えで、答弁で行政一 つの考えでこうしたいというような答弁がで きる質問ではないかもしれませんが、最後に 市長はことしでしたか、JAさつま日置の理 事に就任をされたとお聞きをいたしました。 行政に身を置くものとそれからJAという一 つの組織に身を置く理事の一人として、両方 が見える立場におなりになったわけでありま すが、この米をどのようにしていくかという ことについて、いろいろとそのこうじ米とか 何とかもっと農家のためにはあるんですが、 とりあえず主食用の米を何とかしていこうと いうことについては、このJA理事とそして 日置市長という立場を合わせてどのようなお 考えをお持ちなのか、その基本的なところを お伺いして質問を終わりたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

そのきっかけというのは、議員がちょうど 昨年の9月だったと思います。この米価を私 のほうに質問しまして、私は答えることがで きませんでした。今はある程度ノー原稿でも、 今議員がおっしゃったことについては、いろ いろと向こうの理事会にも入っておりますの で、担当から報告いただかなくてもある程度 わかるようになりました。

この中もで大変今米価のあり方ということで、理事を含め職員とのバトルと言いますか、 価格保証の問題につきまして何回もさしていただき、こういう単価になったのも事実でございます。

今後、今おっしゃいますとおり、米の場合につきまして大変この水田再編事業の中におきましても、やはり米余りの時代でございます。今、おっしゃいましたとおり、米の資産で価格をとれればいいんですけど、やはり今のところにおいては、やはり国の制度というのをうまく使いながら、基本的に農家にどれ

だけ所得があるのか、こういう部分で今のところは場当たり的なことはやっているのは事実ではございますけど、今回私ども約五、六十haをこうじ米というものに推進さしたおというものに推進さしたら、農家の方々もやはりある程度がいます。今後、一ズに、これをあちこういうことがおい、日置市のことも日置だからこうじ米やろうと米のことが表がこれるところがない、日置市の場合は幸い三、四年前から、このようなととがよりも先駆けて取りかかってとがないましたので、そのようなことがまだある程度の余裕がございます。

今、国としてもJAとしても、この主食用 米変わる飼料米というのがあるわけなんです けども、これをJAが今後取り組んで行くと いう部分がございますけども、ここにはちょ っと課題がもう少しございます。これをどう いう形の中で利用できるかということが、ま だ確実に実験ほ場の中でされたわけでもない、 まあ単価的には約10万円ぐらいの助成金を いただけるわけなんですけど、これが需要と 供給のバランスが崩れたときにおいて大変な、 また処理に困る部分もございます。そういう ことも含めて今後、この米の主食用米、こう じ用米、飼料米、やはり基本的にはこの水田 農業という、一つの特色の中で農地を荒らさ ないのが大前提。そういう部分の中で私ども いろんな組み合わせをしていかなきゃならな い。一つがいいというのではなく、いろんな 組み合わせをしながらこの日置市にあります 水田というのを守っていき、そのことが農家 の皆様方に少しでもプラスになる、所得に加 味できる、そういう方策をまだ途中でござい ますので、また確立したものございませんけ ど、今後お互い手探りをしながら農家のため になるような水田農業をやっていきたいとい うふうに思っております。

〇議長(宇田 栄君)

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

〇9番(上園哲生君)

さきの通告に従い、今後の原子力発電にど のように向き合っていくかについて質問いた します。

東日本大震災の影響で国内の48基全ての 原発が運転停止する中、原発の安全対策として独立した原子力規制委員会が新設され、世界で最も厳しい新基準で安全審査をするということで現在約4割の13原発の20基がその審査申請をしております。その中で最も早く審査が進み、原子力規制委員会の合格証に当たる審査証の決定を9月10日に受けたのが九州電力の川内原発1、2号機でした。

国のほうも可能な限り原子力発電への依存 度を減らしていきたいと考えているようです が、原発停止を補う火力発電に使う原油、石 炭、天然ガスの輸入額が昨年度3,7兆円も ふえ、電気料金は東日本大震災前と比較する と、家庭向けで約2割、企業向けで約3割も 高くなっており、さらに不安定な情勢が続く 中東からの輸入ということで安定供給にも問 題があります。

また、地球温暖化対策を話し合う国連の気候変動枠組条約締約国会議——COP20はただいまペルーで開催されておりますが、来年度COP21では温暖化排出量の削減目標を示さなければなりません。

また、一方今後大いに進めて行かなければならない太陽光や風力等の自然再生エネルギーには、国のほうも2030年までに20%以上という目標は立てておりますが、環境には優しくても発電量が不安定で現在太陽光に偏りもあり、買い取り価格は高くコスト高であり、制度設計の見直しも迫られております。

そのような背景の中で原発再稼働の早期認

可を目指す、とても行き届いたとは思えない 避難計画で地元説明会を開催し、国内の原発 で重大事故が起きないという安全神話の崩壊 した経験をまるで忘れたかのような進め方に、 市民の理解を望むべくもないと感じます。

半径30km圏内の自治体として安心して住みやすいふるさとにしたいとさまざまな施策に取り組んでおりますが、何か有事があればせっかく努力してきた施策が根底から覆されるような状況になる可能性を余りにも安易に捉えているように思えてなりません。原発の立地自治体、その隣地の自治体はこれまで電源交付金を受け、さまざまな事業に活用してまいりました。

また、住民の方々も原子力立地寄附金の給付を受けてこられました。地域経済への影響も大きいということもあり、曰く言い難しという点もあるだろう推察いたします。しかしながら、本市はそのようなしがらみは一切なく、率直にさまざまなことを確認し協議できる立場にあったと考えております。

そこで、本市議会は9月議会の最終本会議において、市長並びに市議会の同意なしには再稼働しないようにとの県知事宛てへの意見書を可決し届けましたが、市長は地元同意の範囲は県と実施自体にすべきと判断されました。国・県からの強い要請があったのかなとの推察もいたしますが、本市議会と異なる判断に至った市長の見解を伺います。

次に、これまで市長も段階的に縮減、廃炉への見解を示されてきましたが、何語もとに寄らず始めたものは必ず終わりがあります。その終わり方に最大限の注意を入らって処理に当たらなければならないのが原発への廃炉への対応であります。そのままに放置していくことは許されず、その処理費も処理費用も莫大なものであります。国は運転開始から原則40年と定めてきましたが、1回に限り特別点検を受けて設備の安全性が確認されれば

20年間の延長を認めております。

今現在全国に運転期間 4 0 年前後の老朽原発が 7 基あります。そのうち 8 2 . 6 万kWと出力の大きい関西電力の高浜原発 1 、 2 号機が運転延長の認可申請をしようとしております。廃炉費用が 4 0 0 億円から 6 0 0 億円ぐらいはかかるだろうと試算をし、その想定した運転年数にもとづいて費用を積み立ててきましたが、その年数よりも手前で廃炉にすると積立金不足が生じ、その不足額の損失を決算期に一括計上する現行法では無理があり、原発体系の見直しがとりだたされております。

また、2016年4月から、電力小売り全面自由化による競争激化も予測され、なかなか廃炉への環境も整わない状況にあります。そのような状況の中で九州電力においても老朽原発7基のうち1期が運転年数39年の玄海原発1号機であります。現時点では特別点検を申請して運転延長を求めるのか、廃炉にしていくのかわかりませんが、その動向が大変気になるところであります。当然、川内原発再稼働にも今後にも影響が出てくるだろうと考えます。市長は廃炉への対応についてどのように考えておられるのか伺います。

3番目の質問といたしまして、市民の放射線への不安感を少しでも和らげ、放射線による健康影響への合理的な判断ができるよう、放射線の性質や被爆に関する基礎知識を習得する機会を提供することも大事であると考えます。2012年度から義務教育課程で放射線理科教育が始まっておりますが、どのような状況でしょうか。

また、生涯学習の現場で放射線教育を担える人材教育や職員研修によって社会全体の放射線に関する常識の向上を図っていくことについて市長、教育長はどのようにお考えなられるのか伺います。

運転開始から31年、30年経過した川内 原発1号機、2号機の再稼働に向けての手続 が粛々と進み、10月28日は実地自治体の 薩摩川内市議会と市長の地元同意がなされ、 11月7日には鹿児島県議会と知事の再稼働 の同意がなされました。原子力規制委員会は、 認可使用前検査を実施し年明けには再稼働さ れるとの報道もあります。市民への丁寧な答 弁になることを期待いたしまして、最初の質 問といたします。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

今後の原子力発電にどのように向き合って いくかというご質問で、その1でございます。

九州電力社長との会談後の記者会見におきまして、同意が必要な地元の範囲は県と薩摩川内市と申し上げましたが、その根拠は鹿児島県、薩摩川内市と九州電力との間で取り交わされております川内原子力発電所に関する安全協定書にもとづくものであることや、県が広く県民のことを考慮して判断をされると考えたからでございます。

このことについては、議会の一般質問の中でも私は当初からそのような申し出をしておりました。

議会の意見書におきまして、議会が慎重に 審議されたことを重く受けとめ、このことに ついては知事のほうにその意向を伝えており ます。また、再稼働に不安を抱く市民もいら っしゃると認識しておりますので、不安が解 消され理解が得られるように、その方策につ いて合わせて要望したところでもございます。

2番目でございます。これまでも申し上げてきたとおりでございまして、原発は今度、段階的に縮小し、代替エネルギーへの転換を推進すべきであると思っております。 40年を経過する原子炉におきましても、事業者が特別点検を実施し原子力規制委員会が審査し認可を受けた場合に20年を上限に延長ができると伺ってもおります。このことについては、現段階において私が判断できる問題では

ございません。今後、原子力規制委員会及び 国が責任を持って審査されると認識しており ます。

3番目でございます。原子力災害は、地震や風水害などの災害と違い、放射線を五感で感じることができないため、自分で放射線の強さや汚染の状況等判断できないという特殊性を持っております。

このことから、災害時に市職員も一定の放 射線等の知識が必要と思いますので、職員に 対する情報提供も行っていくつもりでござい ますし、特に先般、福島の相馬の市長とお話 をする機会がございました。大変この原発に 被害をこうむった相馬市でございまして、そ の方とお話をする中、やはりその体験をどう しても私、市民の皆様方、議会の皆様方にお 聞きしていただきたい、これを来年の2月ご ろ予定をしております。なぜこの方をお呼び したいということでございますけど、この方 お医者様でございます。医師でありながら市 長をしております。この放射能のいろんな原 理というのは十分わかっている方でございま して、ぜひ来年の2月に日程を決めまして、 とりあえずどういう範囲をするかわかりませ んけど、この放射線を体験したまた医師であ り、科学的に放射線というものが人体に与え る影響というのを十分に認識した人でござい ますので、その方を周知して講演会等をやっ ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

〇教育長 (田代宗夫君)

原子力発電にどのように向き合っていくかということでございますが、ご指摘のように放射線について正しい知識を学ぶことは大変、大切なことであると考えております。文部科学省は23年10月に放射線等に関する副読本を作成し、26年3月にはその改訂版を全児童・生徒に配付をいたしております。その

副読本の活用を今年度指導してきたところで あります。全ての学校で既に放射線教育に活 用した、または、活用する予定であることを 確認をいたしております。

今後は、発達段階に応じた計画的な教育が 必要であると考えております。

〇9番(上園哲生君)

そこで、昨日の新聞でしたけれども、お隣のいちき串木野市の市長が今のままの手順を踏んでいって、そして川内原発の再稼働になった場合には容認をするというような記事が出ておりましたけれども、そのことについて市長はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

私がどうこうではなく、これは田畑市長の 見解の中で容認するということでございまし たので、これが私がこのことにどう思うとい う答えはちょっと難しいと思っております。

〇9番(上園哲生君)

いや、田畑市長は田畑市長としまして、こ ういう手続きを踏んできて再稼働ということ になったときに市長はそれを容認するかどう か、そこをちょっと確認させていただきたか ったんですよ、いかがでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

いろいろと手続きを踏んでまいりまして、 原子力委員会等におけますそういうもうクリ アしておりますので、基本的はこの国が責任 を持つという形でございましたら、私どもが これをどうか規制できる権限を持っておった らできるわけでございますけど、何も権限も ないわけでございますので、そういう国の責 任で再稼働するということになれば、私も何 も言えないというふうに思っております。

〇9番(上園哲生君)

今、おっしゃるとおりなんですけれども、でも市長はここの約5万ちょっと超える住民の方々のそして、2万2,000世帯の方々のやっぱり生命と財産とそして安全性ということにやはり一番の責任を持つ方であられますんで、やはり国のほうで、国のほうでというご説明が来ますと、その通りなんですけども、なんとなく責任転嫁をしているような市民としてはするんじゃなかろうかと思うんです。

そこで、やはり具体的にいろんな問題について市長それぞれの見解をお持ちだろうと思いますので、1つ、2つ突っ込んでお尋ねしてまいりたいと思いますけども、まず、この原子力発電の再稼働というのは、再稼働しようとしまいと、一番の問題はこれまで30年間使ってきた、そしてそこには使用済み核燃料もプールの中に保管をされております。

この情報はインターネットの中でもいろんな数字が出ていくもんですから、しっかりとした情報がなかなかつかめないところがありますけども、一応、私は電気事業連合会の資料を中心にして、ちょっと尋ねをいたしますけども、今、川内原発の1号機、これは89万kWです。2号機もそうですけども、そこで使用済み核燃料のそのプールの容量が1,290t、そして今現在の貯蔵量が

890t、今後まだ8年ぐらいはその稼働し ても入れる状況があると、その要領があると いう説明がありますけども、今度はその後の 問題が出てきてますよね、結局それをそのま まにしておくわけにはいかないと、というこ とになるいと、それを今現在は少し冷却した 後には、フランスであるとか、イギリスであ るとか、そういうところで六ケ所運河の再処 理場がちょっと故障して稼働しておりません ので、そういうところに依存をしながら再処 理の処分をいております。そして、今大体、 本数にしましてことしの4月で2,167本、 これがガラス固化体という、要するにあれで すよね。リサイクルした時に日本は資源のな い国ですから、ウランとかプルトニウムとか そういう再利用できるものにわけたあとの放 射性の何と言いますか、核のごみといってお りますけども、その廃液の部分をガラスと混 ぜてそのガラス固化体にしていると、その本 数が2,167本と、ところがまだプールの 中にいっぱいいろんなところのもう、容量を 再稼働したときにたりるんだどうかというよ うな状況で中間貯蔵という形で管理をしてる わけですけども、こういうものをガラス固化 体にしましても、その後をどういうふうにそ の始末をつけるか、一つのやり方として地下 300mのところに100万年ぐらい埋めて、 地層処理をしようと、いわゆる自然にまた地 表の中にまた戻していくというやり方で今計 画はなされておりますけれども、現実そうい うものを埋めるというところの自治体、手を 挙げる自治体は今のところないわけなんです けど、そういうふうな最終完結がまだいたら ない段階でこういうその再稼働という状況な るまでできたわけなんですけども、このこと について市長はどのようにお考えなられます カン。

〇市長(宮路高光君)

まあいう難しい質問でございまして、私が

当事者であればいろいろ答弁できる部分もあ るわけなんですけど、基本的にこの再稼働す る中におきまして、この廃棄をどうするのか、 まだ日本全体の中でできてないのも事実でご ざいます。特に玄海町の町長さんの話の中に おきましても、やはりその日本でできる間は その自治体の中でそういうものを保管せざる を得ないだろう、どこかこれを受け入れてく れるというのは大変難しいというお話もお聞 きしました。今回のこの再稼働するにいたっ て、大変な大きな県にしても薩摩川内市もご ざいますけども、私ども周辺にもある程度の 影響があるというのは事実でございます。で すので、こういうことにつきまして関係の 30km圏にある首長とも十分こういうものに ついては、同じような方向の中で対応してい きたいというふうに思っております。

〇9番(上園哲生君)

なかなか、我々も知識不足でよく理解ができないところがあるんですけども、一生懸命やっぱり学習して、そしてそういう物に対しまして市民にきちっと説明ができなければなかなか市民の不安感というのは払拭できないんじゃないかなと考えます。

 けですから、それに比例した引当金等積み立 て金は減じているわけです。そのことを心配 をしておりましたけれども、まあここらがど ういうふうになるのかなと、結局きちっと終 るためには、安全に廃炉に持って行くために は、その費用というものを裏付けとして持っ ておかなければなりませんので、今総務課の ほうからいただいた資料によりますと、大体 特定放射物の廃棄物の処分費は49億 7,300万円ぐらい減じてると、あるいは 施設解体費も25億円ほど予測より落ちてき ていると、あるいは27年度時点における引 き当ての額も大分予測通りいっていないとい うようなことで、これをこのまま置いておか れると大変なことだなと一方では考えるわけ です。

ですから、そういうところきちっと市民に 説明をしていかないと、なかなかご理解をし ていただけませんし、ただその感情的なとこ ろでとまってしまうんじゃなかろうかと思う んです。ですから、先ほど放射線につきまし ても基礎知識のことも質問いたしましたけれ ども、まずは再稼働の施設がどういう状況に あるか、そこらあたりの説明というものは、 大変大事であろうかと思うのですが、市長は どういうふうにお考えになりますか。

〇市長(宮路高光君)

今後、今回の説明会もありました。原子力 規制委員会も来、国も来、県のほうもしまし た。いろいろとこういう分の中ではまだ不十 分であるということも認識しております。

今後におきまして、あらゆる機会も含めましてこの原子力の中におきまして再稼働が開始されても、やはり市民のこういう勉強会といいますか、こういうものは続けて、私どもが説明するというよりも、ある程度の専門的な方がきちっと説明をしていただくような機会はつくっていきたいというふうに思っております。

〇9番(上園哲生君)

確かに専門家の意見というのも大事なんですけど、いろいろ専門家の人たちの話を聞いてますと、例えば原子力規制委員会にいたしましても、彼らも施設設備についての安全性ということについては、我々は責任持つと、だけれどもそれを再稼働するかどうかはそこの市民の同意が要るんだというような発言です。要するに自分らが再稼働しなさいと言った覚えはないというような言い方になっていると思います。

と申しますのも、やっぱり予測ができない 部分がいっぱい出てくるわけです。例えば、 先般のこれは新聞報道ですけども、原子力規 制員会は、川内原発周辺では過去に巨大噴火 を繰り返したカルデラが集中しており、噴火 の前兆有る無しにかかわらず異常な料運び出し の指置を速やかに業者に求めるというよと 形でなか一番専門家の集団であるとことないまかなか一番専門家の集団であるとさないまかながいきわたるということないまから、想定がいきわたるということないまりな説明になってるわけです。ですから、ような説明になってるわけです。ですから、大でいろんな情報とれる時代ですから、ホトでいろんな情報とれる時代ですから、ですのが現状であろうと思うのです。

一つ加えますと、その福島第一原発の事故の時に第4号機はちょうど定期検査の時期で原子炉の中に燃料入ってなかったんです。ところが結局、中間貯蔵施設のなかで、その水を循環させて冷却しとったとことが電源喪失をして、そして水が高温になり水蒸気が上がり、そして燃料が露出をして水素爆発につながったということで、なかなかに想定外のことが生まれてくるもんですから、再稼働するかどうかの判断はそこの地元同意というとろんだろうと考えます。

そういうことを考えたときに、やっぱり一

番影響を受ける地元の市長としてしっかりやっぱり情報をとったり、あるいはその時の状況に対応することを常日ごろから準備をしておかなきゃならんのじゃないかなと考えるんですけど、市長はどういうふうにお考えになりますか。

〇市長 (宮路高光君)

今から再稼働する中におきまして、ひゅう ぜんとも私ども協定書を結んでいるのは、情 報の共有といいますか、そういうものはきち っと結んでおりまして、事前協議という分に は何も入っておりません。こういう情報の提 供が九電とスムーズにいくように、絶えず私 のほうは九電のほうに要請をしていきたいと 思っております。

〇9番(上園哲生君)

そのように願います。やはり本当に市民の 皆さんも、それから我々もよく理解ができな いところがあります。でも、これまで30年 も動かしてきたわけですから、そして、その 一応今の国の原則にしたがいますと、40年 ということになりますと、あと10年足らず という形です。ですから、我々は地元市議会 の同意という中で、やはり中電さんに対して いろいろお聞きをしたかった。それが、まあ 実地自治体の市議会とそして市長、県議会と 県知事ということで市長がくくられたもんで すから、極めて我々は残念な思いをしとった わけです。まあ、これはもう今そういう形で 進んでおりますので、今後見守らなければな りませんけど、いずれにしましてもこの 10年足らずの間にまた延長問題が出てくる のかどうか、そういうところを検討しなけれ ばなりませんので、やはりそういうものに対 して我々も地元同意の中にせめて市議会を入 れていただきたいと思うのですけど、そのこ とについて今後の要請ということにつきまし ては市長どのようにお考えになりますでしょ うか。

〇市長 (宮路高光君)

この地元同意というのが国としても一つの 定義はないと、九電のほうが要請している中 で、要請しているのは県と地元薩摩川内市で あったということで、今回はこのようになっ たと思っております。このことについて、そ れぞれのまだ私だけの日置市だけのどうこう という問題じゃございませんので、いろんな 関係の市町村とも十分しながら、これにまた 九電のほうが答えていただけるのかどうか、 またこれもまだ課題でございますので、そう いういろんな意見があったということにおい ては、意見交換もしていきたいと思っており ます。

〇9番(上園哲生君)

相手が決めるといやあそれだけのことですけども、やはり先ほどもちょっと申しましたように、なかなか恩恵を受けているところは言い難しという部分もあろうと思うので直にをういうことで言いますと、我々はることであるいながって感じることにものながったと思うのです。ですから、やはり私でもというのは、ぜひとも今後のことはやはり入れて対というに、ほかの議会とはちょっとだくように、ほかの議会とはちょっとだくいうところをやはり強調していただきんだという思いがいたします。

先ほど同僚議員が脱原発を標榜しているドイツのことをちょっとお話になりました。私もドイツの原発に対しまして、どういう状況になっているのかちょっと勉強してみました。そうしますと、やはり旧ソ連のチェルノブイリの事故によって部分的に放射能に汚染されたところがありまして、やっぱりそのことが強い反省になっておりまして、その脱原発という形で進められております。

ただ、少し違うのは、脱原発を主張する市

民の方々は、それであれば自分らの電気料を 値上げしてくれと、まあそこまで言わなくて も、産業界より家庭の電気料のほうが高くな ってます。ですからEUの中でドイツは経済 的優位性を保っているのは、そういう市民の やはり主張する以上は、自分らも負担をする というやっぱり姿勢があるんだろうと思いま す。そこらが少しまだ我々のところは市民の 皆さんへのやっぱり説明なんかが足りないと ころがあるんじゃないかなと思ったりもしま す。また、スウェーデンの原子力発電は、こ こはその原発を持っている電力会社が出資を して、その維持管理会社を独立した維持管理 会社を設立しておりますけれども、それは原 発の敷地内にあります。ですから、そこの会 社が何かあったときにはまず対応しなければ、 まず自分らがそういう被爆をしてしまうとい うような状況にやはり身を置いてやっている わけです。

福島第1原発の時には、やはり東京本社と福島の現場での情報のやり取りの中にやっぱりいろいろ祖語があったという情報もあります。確かなことはわかりませんけれども、そういうふうなことを踏まえますと、やはりそういうことも今後、原子力発電を使って発電をする電力会社には要請をしていきたいなと思うんですけど、市長どのようにお考えになりますか。

〇市長 (宮路高光君)

さきも申し上げましたとおり、そういう情報を交換する場がありますので、またいろいると議会の要請とかいろんな中でしていきたいと思っておりますし、また、必要があれば九電のほうから来ていただき、またその稼働する中に当たっての説明をしていただければいいというふうに思っております。

〇9番(上園哲生君)

まあ、本当に市民の皆さん方からよく理解 ができる、なかなか理解ができなくても丁寧 にやっぱり説明をしていく我々はそういう姿 勢を尽くしていかなきゃならないだろうと思 います。

最後になりましたけれども、先ほどその教育長のご答弁がありましたとおり、放射線等に関する副読本ですか、これを使って今指導しているところであるという答弁でございすしたけれども、この原発の処理になるためにはい時間がかかるのです。安全になるためにはいるの冷却水で冷やすんでもつような指摘もありますと、そのことを考えますと、その人たちに負担を残すような状況になるかもしれません。そういうことも踏まえまして、内容的に今どの大況なのからます。

〇教育長 (田代宗夫君)

今、ご指摘がありましたとおり、例えば小 学生がこういう書いてございます。30年と か全て説明書の中に何十年かかるということ までも、全てこの中に捉えてあります。従っ てやはりこういういことを小学生の時からしている程度、学年に応じてですけれども指導していな射能の性質とかあていな特に福島は家族の影響を受けたわけでといるようでありますので、これをもとにしながらきちっと学年に応じてこれからもおしながらきちっと学年に応じてこれからも指導しているように校長会等で指導してまいりたいと思います。

〇議長(宇田 栄君)

これで一般質問を終わります。

△散 会

〇議長(宇田 栄君)

以上で本日の日程は終了しました。明日、 12日は午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会をいたします。 午後2時05分散会

第 3 号 (12月12日)

議事日程(第3号)

日 程 事 件 名

日程第 1 一般質問(14番、11番、20番)

本会議(12月12日)(金曜)

出席議員 22名

1番 中村尉司君

3番 留盛浩一郎君

5番 黒田澄子さん

7番 山口 初美さん

9番 上園哲生君

11番 坂口洋之君

13番 並 松 安 文 君

15番 漆 島 政 人 君

17番 田畑純二君

19番 長 野 瑳や子さん

21番 成田 浩君

欠席議員 0名

2番 畠中弘紀君

4番 橋口正人君

6番 下御領 昭 博 君

8番 出 水 賢太郎 君

10番 門 松 慶 一 君

12番 花木千鶴さん

14番 大園貴文君

16番 中島 昭君

18番 池 満 渉 君

20番 松尾公裕君

22番 宇田 栄君

事務局職員出席者

事務局長 上園博文君議事調査係 下野裕輝君

次長兼議事調査係長 松 元 基 浩 君

地方自治法第121条による出席者

市 長 宮路高光君 教 育 長 田代宗夫君 市民福祉部長 吉丸 三郎君 教育次長 内 田 隆 志 君 東市来支所長 富 迫 克 彦 君 吹上支所長 山之内 修君 財政管財課長 鉾之原 政 実 君 地域づくり課長 堂下 豪君 商工観光課長 田淵 裕君 福祉課長 東 幸一君

福 山 祥 子さん

介護保険課長

副 市長 小 園 義 徳 君 総務企画部長 福元 悟 君 産業建設部長 瀬川利 英君 消防本部消防長 上 野 敏 郎君 日吉支所長 田代信 行 君 総務課長 野 崎 博 志君 企 画 課 長 大 園 俊 昭 君 博 君 税務課長兼特別滞納整理課長 前田 市民生活課長 有 村 芳 文 君 健康保険課長 平田敏 文 君 農林水産課長 久 保 啓 昭 君

農地整備課長	藤澤貴充	艺君	建設課長	桃	北	清	次 君	
上下水道課長	丸 山 太美雄	主 君	教育総務課長	宇	田	和	久 君	
学校教育課長	片 平 理	! 君	社会教育課長	今	村	義	文 君	
会計管理者	満留雅彦	君	監査委員事務局長	松	田	龍	次 君	
農業委員会事務局長	福留正道	i 君						

午前10時00分開議

△開 議

〇議長(宇田 栄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

〇議長(宇田 栄君)

日程第1、一般質問を行います。 順番に質問を許可します。

まず、14番、大園貴文君の質問を許可します。

[14番大園貴文君登壇]

〇14番(大園貴文君)

おはようございます。初めに、9月議会で 定住促進対策に一般質問をさせていただきま した。平成27年度から過疎地域の見直し、 そして補助額の見直しが計画されたことに対 しまして評価いたします。今後、窓口や道路 等による市の看板で大々的に広報していただ き定住促進につながっていくと願っておりま す。と申しますのも、知らない人が非常に多 すぎる。この情報化社会の中で、いかに日置 市の情報を発信するかということは重要なこ とだと考えるからでございます。

それでは、さきに通告してあります「第 2次日置市総合計画」について、市長に質問 いたします。

合併後10年目を迎えるに当たり、本市の3カ年の計画が示されたわけですが、振り返ってみたときに、これまでの実績に伴う地域の実情と住民の声はどうでしょう。市長の目指してこられた福祉のまちづくりは、押し寄せる時代の変化に対応された施策となり、均衡あるまちへと進み魅力ある日置市として図られたでしょうか。

第1次総合計画では、4地域の示された方 向性や計画は政策分野別に課題を精査し、進 むべき方向性が示され一体的な発展を目指し 進められてきたと思いますが、外部から見て 評価はどうでしょう。今回、2次の策定に当 たって本市の課題整理について報告されてい なす。

1つ目に、日置市の強みと弱み。2つ目に、まちづくりアンケート結果。3つ目に、世の中の潮流。4つ目に、日置市の課題がそれぞれ掲載されています。これらの課題から弱点を改善していくことが重要施策となって計画されると私は思いますが、市長は計画策定に当たって、重要課題となる改善策について過疎化少子高齢化への対応、吹上浜の一体的な活用、住民の生活圏の拡大や新市の一体性の確保、産業振興と雇用の場の確保、新市内外との連携についてあると考えますが、政策にどのように盛り込まれているのか、まずお示しください。

その中で、特に日置市を代表する吹上浜一帯を拠点としたアスリート森の構想についてですが、すばらしい計画だと私は考えています。観光・スポーツを楽しめる自然を生かした本市ならではの特色は、県内外からの誘客人口の増を図られ、地域全体の活性化につながると考えます。

しかしながら、その中にある吹上のキャン プ村跡地や、さつま湖についてはこれまで手 つかずの状態で、地域の魅力ある資源を生か されることなく、隣接する市有地も暗く、ひ っそりとした空間のままとなっています。住 民の声は、伊集院の中心部だけがこの10年 で大きく変わり、「いいね、周りの地域にも 一つぐらいは地域を支える核が必要だよ。」 吹上の住民から何とかさつま湖の買収とキャ ンプ村の新しい拠点づくりをお願いし、地域 の活性化につなげていただきたいと強い要請 がたくさんあります。さらには湯之元にある 老人福祉センター及び公衆浴場も廃止されて いくと、ますます寂れていく。人口も合併前 は1万人を超えていたのに、今では8,000人 足らず。このままだとさらに人口減少が進み 商店街や温泉、観光に至るまで疲弊し、一段 と厳しくなり地域の活力は低下していくと予 想されます。私は何とか早期に改善を図る必 要があると考え提案いたします。

キャンンプ村跡地に誰でも参加でけるスポーツとして、新しくて楽しくできるスポーツとして注目を浴びているパークゴルフ場の建設を、そして誰もが知るさつま湖を買収して、森林遊歩道と湖を生かしたスポーツを組み合わせた一体的な健康づくりテーマパークを計画し、移転が計画される「ゆーぷる吹上」の老人福祉施設の併用も生かされ、市民の福祉の向上とスポーツや健康づくりを楽しめる交流施設が充実することで、砂丘荘を含め地域全体が変わり、地域に活力がよみがえると考えます。以上を申し上げ、質問の要旨について市長にお伺いいたします。

1、吹上浜アスリートの森づくりの展開について、キャンプ村跡地に誰でもできるスポーツとしてパークゴルフ場の建設を検討できないか。

2、さつま湖の買収について、岩崎産業と の交渉はどうなっているのか。

3、「ゆーぷる吹上」の整備計画について、 年次計画と活用策についてどのように進める のかをお聞きして、1回目の質問といたしま す。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

1番目の第2次日置市総合計画について、 その1でございます。

吹上浜アスリート森づくりについては、吹 上浜の自然を生かしたスポーツ交流の拠点施 設の整備として第1次総合計画の日置市の創 生プロジェクトに位置づけられています。吹 上浜キャンプ村の跡地の活用につきましては、 キャンプ村在り方検討委員会の提言において、 「白砂青松の地理的特性並びに吹上浜公園及 び吹上温泉の地域資源を生かした環境整備を 図り、交流人口及び雇用促進の拡大を初め、 地域商工業へのさらなる波及効果を高めることを期待します」とあります。

この提言を踏まえ、現在、既存のクロスカントリーコースとの活用を図るために、跡地の外周はクロスカントリーコースの整備を進めているところでございます。

ご提案のパークゴルフ場については県内でも施設が少なく、交流人口の増加に十分期待できる施設であると思っておりますので、検討委員会でも整備してもらいたい施設の一つとして提案をし、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

2番目のほうでございます。岩崎産業との 交渉につきましては、交換地のことや売買を 含め、その後進展はいたしておりません。こ の件のつきましては、相手方としましても継 続中であると認識いただいており、岩崎産業 の出方も見ながら交渉を進めてまいりたいと 考えております。

3番目です。ゆーぷる吹上につきましては、ことしの2月より直営により運営をしているところでございます。指定管理者の理由として、施設の老朽化による施設の不備などが指摘されていましたので、改修計画を策定し整備を進めているところでございます。これまでプール、浴室用のボイラーの改修、プール塗装など行ったところでございます。維持管理についても専門技術者を雇用し、計画的に整備に努めております。

今後、本館屋根の防水工事、本館内装など 計画に基づく年次的に改修を進めていく予定 でございます。活用策につきましては、さき に吹上老人福祉センター及び日置市営公衆浴 場在り方検討委員会から提言書が提出され 「現在の福祉センター及び公衆浴場を廃止し、 その機能・役割をゆーぷる吹上に移すことが 現実的で妥当である」旨の提言をいただいて おります。 市といたしましても、老朽化した施設や類似施設については統廃合を進めていきますので、老人福祉センター及び公衆浴場を廃止し、その機能をゆーぷる吹上に移していきたいと考えております。その機能を移すためには必要な施設整備についても検討してまいります。高齢者の方が温泉に入り、くつろげる場所として、また温泉・プールを利用した健康づくり、研修合宿など幅広く利用のできる、健康交流施設として有効活用を図っていきたいと考えております。

以上で終わります。

〇14番(大園貴文君)

市長のほうにそれぞれ答弁いただきました。 まず初めに、1問目にパークゴルフ場の建設 についてをお聞きしたいと思います。

先般、議員といちき串木野との交流会の中で、私のほうも初めてこのパークゴルフというものを実際に体験をさせていただきました。 4 コースの 9 ホール約歩いた 距離数が 7,000歩ということで、非常に幅はそんなに広くなくて、十二分に楽しめる時間、そしてまた、そこには女性の方や子どもたちも参加している様子がみられ、また低料金で500円という金額で一日終日遊べるということで、自分たちも楽しい思いをさせていただきましたけれども。非常に時代に合ったスポーツじゃないかなと考えております。

また、それをその中でいちき串木野市で建設をされ、今では指定管理者に指定していちき串木野のほうではやっております。年間280万円のお金を納付金として市に払って経営が成り立っている。そこにはまた雇用も生まれている現状でございます。

そういった状態から見させていただいて、 ぜひこれは眠っているこの吹上の資源である キャンプ村の跡地に必要ではないかなと。こ れまで拉致やいろんな問題で暗いイメージの ところを、若干でも明るい兆しが見えるよう な方向づけをしていくべきだと考えます。

市長は今後、検討委員会等に提言をしていただきながら進めていくと今お話がありましたけれども、そういった観点から高齢者の福祉の向上、また地域の地域間の交流、そしてまた市外からのお客様方が日置市に来ると、いろんなスポーツが楽しめて「いいな」というような場所づくりを進めて率先していくべきだと考えます。

また、キャンプ村の中にはまだ十分使えるであろうと考えられる管理棟とトイレ、このようなものがあります。そういった生かされるものを生かしながら、そして不要なものは撤去してその辺を整備していくことで十分かなと思います。

また、反対側にある市有地につきましても、 十分車のとりあえず駐車場としての利用でき るスペースも確保されており、大きな大会等 も誘致でき、また施設利用促進協議会等の提 言も踏まえながら、今後前に進めていくべき だと考えます。市長の考えをお聞きいたしま す。

〇市長 (宮路高光君)

第1次計画の中にも入っておりましたけど、 第1次計画の中におきましては、それぞれの 4地域におきます課題解決のためにして、こ こは手つかずになっておる部分でございます。 そういう中で、今回の第2次総合計画の中に おきます位置づけの中で整備をしていかなき ゃならないというふうに思っております。特 に、キャンプ村のほうも廃止いたしました。 また、今ご指摘がございました多目的グラン ドも大変広いところがございます。

こういうことを一体化しながら、今もう吹上の場合はスポーツを通じた交流人口、こういうものが、大変ほかの地域よりも多くの皆様方が来ておりますので、ここを一つの拠点としながら、今後多くの交流人口の皆様方がおいでいただき、そのことで雇用もできます

し、また地元の産物もそういうところで利用できるんじゃないかと思っておりますので、このところにつきましては、十分検討をしてまりたいというふうに思っております。

〇14番(大園貴文君)

吹上の場合、交流人口が主でありまして、このいちき串木野のパークゴルフについても年間2万9,000人、3万弱の利用者が来ていらっしゃる。市内の方々もいらっしゃれば市外の方々もいらっしゃると思います。やはりそういったところで、この施設を十分に生かして、そして地域の活力になることを考えます。その計画については十分審議会等で提言いただければ、市長の提言によって進めていただきたいとそのように考えます。

続きまして、さつま湖のことにつきまして 質問いたします。さつま湖の買収について岩 崎産業との交渉の継続中であるということで ありますけれども、市長の考えはさつま湖を どのように、どういった考えであったら買収 できると考えていらっしゃいますでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

この件につきましては、合併当初いろんな 方々からもいただき、私も交渉に入ったわけ でございますけど、基本的に一番問題に、折 り合いができなかったのは価格の問題でござ いました。私どもが提示した価格と向こうの 価格が大変大きな開きがあると。

また2番目に、交換地という部分がまいりまして、私どもも大変あっちこっちの交換地を見つけてご提示しましたけど、それで成立しなかったということで、そのとき中止ということではなくて、中断しましょう、そういうお話で終わっております。

その後、向こうのほうからも何も言ってきておりませんし、私どものほうからもまだ呼びかけもしてないのは事実でございます。今後また、いろいろとこういう大きな財産の取得でございます。こういう中でおきましてい

ろいろとまだ課題が残っておると思っておりますので、ちょっとじっくり考えて交渉もしていかなきゃならないんじゃないかとは思っております。

〇14番(大園貴文君)

今、交渉が進まないのは価格、それから交換地等の話し合いが進まないという話ですけれども、市長はもし買収できた場合に、どのような活用策を考えていらっしゃいますか。

〇市長(宮路高光君)

基本的に旧吹上の場合につきましても、大変公園等を含めてきれいなところでございました。環境的にも大変すばらしい部分であるというふうには思っております。

基本的には市でするのか、民間の中でして いくのか、ここらあたりは別として、とりあ えず交渉といいますか、価格がどうなのか、 ようわかりませんけど、これもこちらからい けば、またいろんな価格の部分がございます ので、ここあたりの折り合いをきちっと腹を 据えて待つ部分があったり、そうしていかな ければこちらからお願いに行けばいろんな問 題が出てくると思いますので、この後につい てはちょっと私はさつま湖のところは置いて いただき、新しいさっき言いましたように、 自分たちの土地のキャンプ村、また多目的広 場こういうところを活用しながら、今後、吹 上の交流人口が出てくるこちらのほうが先じ ゃないかと、当分の間このさつま湖のほうは ちょっと置いていきたいというふうには考え ております。

〇14番(大園貴文君)

市長の今答弁の中でもありましたけれども、 やはり吹上浜一帯の構想という中にはさつま 湖は日置市の中でもシンボルとなる湖畔であ り、運動公園に隣接する位置は、湖を活用し たスポーツ等も考えられ、そしてまた、水資 源を活用し、農地の干ばつ対策にもつなげら れると私は考えております。 そういった活用策も考えながら、こちらからの値段の価格の差については、こちらができる可能性の価格をしっかりと提示して、そしてその中で進めていくということも大事かと思います。ただ単純にこちらが幾らの価格、相手が幾らだったという話しではなくて、とはりその活用策について、具体的にもっととがあることが、まず前提じゃないかなと思います。そこに投資効果、費用対効果があるとかと思います。

伊集院の駅の整備を考えましても、利用者 5,000人ということで15億円ぐらいかけております。で、整備がされてきます。私たちも楽しみです。やはり、そういったことと一緒に、地域の核となるものをしっかりとした計画を練ってすべきではないかなと思います。

その辺について今後、企業誘致もなかなか 過疎地域にはやって来ない中で、工業団地に も、また今回新しく誘致される企業さんにつ いても働く場所が確保されていいなというふ うな考えもあります。そういったこと等も考 えますと、ある程度の日置市としての市長の 英断をもって、さつま湖の買収についての臨 み方をお聞きしたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

さつま湖については先ほども言いましたように、私はちょっともう少し時間をかける必要があると思っております。

それよりも、先ほど申し上げましたとおり、 吹上浜のキャンプ村を含めたすばらしい松林 の一帯がございます。両方ビジョンを持って すればいいことかもしれませんけど、一つず つ掲げて、一つずついいものをつくっていく 形が大事だというふうに思っておりますので、 ちょっとさつま湖につきましては、当分私は 向こうとの交渉というのは、こちらか進んで 入るという気持ちはございません。今、話の とおり跡地を含めた多目的まだ大変10ha以上の広い土地があそこにあります。あのものをもう少し活用して、その上でまた、さつま湖というのは出てくるというふうに思っております。

〇14番(大園貴文君)

一体的な構想ということで、市長はそういった高いところから、見地から見ないといけないと私は思っていますので、計画はしっかりと練っていきながらそういったものを生かしていく、まずはできることからということで理解いたします。

それにしてもちょうど運動公園に行くとき にロープが張ってあって荒れているあの姿を 見ると、非常に住民としては寂しい思いでい っぱいでございます。そういったこと等も頭 に入れていただきながら、今後の計画にしっ かりとつなげていっていだきたいと考えます。

続きまして、ゆーぷる吹上の整備計画についてでありますけれども、これまで前向きに改善計画を進めていくということの話でありました。あそこには、ゆーぷにはスポーツ合宿と、また入り切れないときには砂丘荘なども使って、2つとも市に施設となっております。利用者さんが安心して利用できるのかなというふうに考えておりますが、そこに地域との交流ということで、老人福祉施設もそこに来ることが非常にすばらしいのではないかと。

これまで、吹上の老人福祉施設は目的に沿って、高齢者がゆっくりと温泉を楽しみ、大広間では食事を楽しみながら保健師さんによる健康運動や講話を聞きながら、健康づくりに活用されてきました。これからもやはりそういったことが、特に必要になってくるのかなと。そこに行きつく公共交通(コミュニティバス)があるわけなんですけれども、そういったもの等を活用しながら利用されていくことが大事かと思います。高齢者に不便のな

いような公共交通の整備もあわせて、市長の 考え方をお聞きいたします。

〇市長(宮路高光君)

さっきも説明しましたとおり、検討委員会では廃止の方向、基本的には28年3月をめどに廃止をしていきたいというふうに思っております。

その中におきまして、この27年度におきまして、特にゆーぷるの改修もですけども、高齢者の皆様方がちょっとやっぱしつくろえる場所もつくらなきゃならない。予算的にも27年度の当初の中でも補正の中でも出てきて、そう大きなものじゃないですけど、やはり合宿の方と一緒にというわけにいきませんので、別棟みたいな形で今までありましたゆっくりして血圧をはかったり、そういう憩いの場をあの施設の中につくっていきたいと。

基本的には27年度で廃止をしていくと申し上げますのも、公衆浴場の問題もございます。特に廃止に至った経緯の中においては、大変吹上温泉の中の湯量が足りない。この湯量をやはり今の民間の皆様方に早く分けてあげるのも、やはり今後の地域の活性化であろうという考え方持っております。

そういう2つの要件の中を廃止するわけで ございますので、そういう中においては、や はりゆーぷるのほうにそういう同等のある程 度の施設をつくって、またこの交通についり は福祉バスもございますので、今までどおり いろいろとそういう活用をして、高齢者クラ ブの皆様方が憩いができる、特にあそこは プールといいますか、健康といいますかそう いうものも活用していけば、今以上に福祉セ ンターであった以上に、またゆーぷるそうい うものも活用しながらやっていけば健康づく りができるというふうに思っております。

〇14番(大園貴文君)

地域の在り方検討委員会の人たちはわかっていらっしゃるかもしれません。今後の計画

については、市長の今のその考え方を十二分 に住民の方々に告知できるような方向性、計 画、年度等をお示ししながら、こういうふう に変わっていくんだと、夢と希望が持てるよ うな、そういったことをしっかりと伝えてい っていただきたいとそのように考えます。

ところで、28年度に移設して廃止されていった跡地については、どのようなお考えかお聞きいたします。

〇市長(宮路高光君)

土地に対する面積規定もございますので、 基本的に湯之元地域の方々が活用できる新しいそういう建物をつくるとかいうもんじゃなく、避難所を含めた中のそういうものができていけばいいのかと、あれを解体しなきやならないということで、廃止するからすぐ壊すということじゃなく、また湯之元地区の皆様方と十分このことについては地域の財産でございますので、そういう考え方の中で話を進めていきたいというふうに思っています。

〇14番(大園貴文君)

そうですね。湯之元地区だけではなくて、 やはり市の財産でもありますので、その土地 が有効に生かすためにどうしていけばいいの かということが一番大事であり、また、その 一番身近な湯之元地区の方々にはご理解いた だかないといけないと、そのように考えてお ります。

きょうは3件の質問をさせていただきました。地方創生の鍵は、新しい発想から地域の資源を最大限に生かした拠点づくりから、地域の産業の振興を進め雇用活性化につなげていくべきである。そのためには特定の地域に偏らない事業展開を目指し、均衡ある本市の発展に4地域の特性を十分に生かし、地域の核としての位置づけで整備し、総合計画は実りあるものに実現していくべきであると申し上げ、一般質問を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可し ます。

[11番坂口洋之君登壇]

〇11番(坂口洋之君)

皆さんおはようございます。一般質問2日 目、本日2人目の質問となります。ことし最 後の12月議会は第47回衆議院選挙の告示 日と日置市議会開会日と同日にスタートいた しました。14日、日曜日に投開票予定です。 新たな日本の政治の進路が決まります。 700億円近い今回の総選挙の費用は全て税 金で賄われ、本市においても2,171万円 の選挙にかかわる経費が支出される予定です。 投票率の低下が危惧されますが、投票率向上 と、市民が政治と選挙に関心を持つことを願 います。私は市民の命と暮らし、平和と雇用 を守る社民党の自治体議員として、2点につ いて質問いたします。

1点目であります。小中学校の土曜授業の考え方について質問いたします。10月9日の地元紙が「土曜授業全小中学校導入へ全国初来年度から」という見出しを見ました。学校関係者も驚かれたと考えます。その後、各関係機関との協議の中で、12月3日鹿児島県議会の中で六反省一教育長から来年度より原則第2土曜日午前中年間で30時間の授業時間の増加となるということが報告されました。

その目的は県内では全国学力テストの低迷などが指摘されており、土曜授業を導入するかは市町村教委が判断するとのことであります。今回一般質問通告後に、土曜授業来年度実施に向けての県教委の方向性が示されたので、本市の考え方と目的を含め、質問いたします。

1つ目は、文部科学省が土曜日授業導入について研究されているようだが、本市の考え方を伺いします。

2つ目は、これまで学校週5日制への移行

の目的と経過の状況はどうなのか。

3つ目に、文部科学省が24年度に実施した「公立小・中学校・高等学校における土曜 授業に関する調査」の内容と結果について教 育長の考え方をお伺いします。

4つ目に、本市においての児童生徒の土曜 日の過ごし方・部活動の状況はどうなのか、 お尋ねいたします。

次に、ことし3回目の川内原発再稼働と避難計画について質問いたします。11月7日住民説明会や再稼働についての県民世論が反対や、実効性のある避難計画が示されていない中、鹿児島県知事が再稼働について同意をいたしました。原子力規制委員会の残る審査をクリアすれば、全国で最初に川内原発が再稼働されようとしています。私は、実効性のない避難計画が示されない中、いまだに川内原発には2,000本を超える核のごみがございます。その中で、4項目について質問いたします。

1つ目は、川内原発再稼働の地元同意の経過について市長の見解を伺います。

2つ目に、実効性のある避難計画作成に向けての現状と課題はなにか。

3つ目に、要援護者の把握と避難計画の現 状はどうなのか。

4つ目に、小・中学校における避難計画への取り組み状況はどうなのかということをお伝えいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長 (宮路高光君)

1番目の小・中学校の土曜授業の考え方に ついては教育長に答弁させます。

2番目の川内原発の再稼働と避難計画について、その1でございます。

1については、きのう9番議員の質問にも 答弁したとおりでございます。鹿児島県、薩 摩川内市と九州電力との間で取り交わされま した安全協定書に基づきまして事前協議がな され、了承されましたのでこのことにより地 元同意の見解を示したところでございます。

2番目でございます。実効性のある避難計画については、訓練を通して国・県、関係機関との連携を検証しながら、修正や見直しを行っていくことが重要であると考えております。特に、原子力防災については国・県との連携が不可欠だと思います。

3番目でございます。避難行動計画要支援 者の把握につきましては、民生委員等を通じ ましてその名簿の充実を図っており、災害時 に自力避難ができない人とか、支援を受けら れよう体制づくりに取り組んでおります。

本年度名簿作成を行っているところで、名 簿が整い次第、個別の支援計画を作成し、自 主防災組織や自治会などの協力を得て避難支 援体制の整備に努めてまいります。また、福 祉施設や病院等の避難計画についても、避難 先が汚染区域にならないように県が原子力防 災・避難施設等調整システムにより受け入れ 先を迅速に調整するとされております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

〇教育長 (田代宗夫君)

小・中学校の土曜授業への考え方について お答えをいたします。

1番目、子どもたちの土曜日の過ごし方の 現状や子どもたちを取り巻く地理的環境・社 会的環境の状況を踏まえますと、学校・家 庭・地域が連携して子どもたちの生きる力を 育成するために、これまで以上により豊かな 教育環境を提供する必要性を感じております。

2番目です。学校週5日制の趣旨に基づいてスポーツや地域の活動などに取り組んでいる子どもたちがいる反面、テレビやゲームをするなど、その趣旨に沿った活動をしていない状況も見られました。

3番目ですが、3番、4番一緒にします。

それぞれの市町村教育委員会の置かれた状況 で違いがあります。本市の状況等を考慮しま すと、実施するならば今のところ月1回程度 で、豊かな体験活動や確かな学力の定着に向 けた取り組みなどが適切だと考えております。 しかし、鹿児島県全体で一斉に実施する方向 が望ましいと考えております。

国の調査によりますと、子どもたちの土曜日の過ごし方について、全国では小学校で習い事やスポーツ、地域活動への参加、中学校では学校の部活動への参加が最も多くなっております。この傾向は本市でも同様であります。

しかし、全国で「家でテレビやビデオ・D VDを見たり、ゲームをする」というのが小 学校で約22%、中学校で約21%となって おります。本市でも小学校で20%、中学校 で18%おり、約2割の児童生徒の土曜日の 過ごし方に課題があると捉えております。

次に、川内原発についてですが、今年度中に原子力防災マニュアルを作成するように、全校に指導いたしております。その中に、避難計画も含まれております。避難は保護者引き渡しを原則としているところでございます。今後は保護者引き渡し訓練などを通して、より実効性を高めていかなければならないと考えております。

〇11番(坂口洋之君)

市長、教育長にご答弁をいただきました。 まず最初に、小・中学校の土曜授業への考え 方について、再度質問をさせていただきたい と思います。

12月の4日南日本新聞に、「土曜授業月 1回通知」という社会面に大きな掲載記事が ございました。そして県教委から市町村へ事 実上の要請という形で通達がございました。 土曜授業については、ちょうど2002年か ら完全に実施されたということで、私が子ど ものころは、土曜日の午前中は授業があって 昼から帰るというこういったスタイルがあったんですけれども、ちょうど12年前からこの土曜授業がスタートしたということでございます。

私もちょっと調べてみますと、前回の総選 挙のときに自民党のマニフェストの中で、土 曜授業の復活ということで、政権が変わった ことによってこの土曜授業の導入について全 国の自治体のうち、26年度現在で3,565校、 17.1%が小学校で導入され、中学校で 1,794校、18.3%が導入をされている ということでございます。

導入の特に多いところは、東京、福岡、岡山県、三重県ということで、全国によっても土曜授業をかなり導入している自治体もあれば、余り導入されていないという自治体もあるということで、自治体や各県の取り組みによってもかなり差があったということを私も認識をしたところでございます。

そういった中で、来年度以降に一応県としても導入を検討しているということですので、 そういった観点から再度質問をさせていただ きたいと思っております。

まず、2002年から完全学校週5日制というのが導入されまして、ちょうど12年が経過いたしました。当時の状況を見ますと地域や家庭に帰るんだということで、学校現場でも実際完全に週休2日になっても、保護者が当時は共働き世帯も多いということで、地域や家庭の受け入れが本当にできるのかというそういった声があったんですけれども、現状はこの5日制ができて12年が経過しましたけれども、この週5日制の12年間について、教育長としてどのような形でこれまでの状況について検証されているような考えが持たれているのかお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

ただいま、お話がありましたとおり、平成 14年度から完全学校週5日制が完全実施さ れて導入されたわけですけども、現在は、ご 案内のとおり第3土曜日は子ども会活動の日 とか、あるいはPTAやおやじの会、または 子ども会、それから地域が実施するサツマイ モを植えたり、あるいはそば打ちを体験した りという豊かな体験活動を基盤としながら、 さまざまな教育活動が実施をされていること はご存じのとおりだと思います。

このように家庭と学校と地域が連携をして、 お互いで役割を分担しながら、社会全体で子 どもを育てていくという、その趣旨は定着し てきているのではないかと思っております。

ただ、これからもこの学校週5日制については同様の趣旨を生かしながら進めていく必要があると考えております。しかしながら、 先程も全国の土曜日の過ごし方の実態を申し上げましたとおり、子どもたちの過ごし方にはいろいろな課題も見られていることもわかったところでございます。

以上です。

〇11番(坂口洋之君)

今回、ちょうど南日本新聞記事も私も読ませていただいたんですけれども、土曜授業が月1回、年間10日ほどということで、年間で申しますと30時間の授業の増ということなんですけれども、12月3日の教育委員会への県からの事実上の通知の内容と目的について、もう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

〇教育長 (田代宗夫君)

県から通知がありましたのは、第一番目に はやはり土曜授業の実施の必要性とか、基本 方針とかそういうものであります。そのほか、 主な留意点等が述べられております。

週5日制の趣旨というのは先ほど申し上げましたように、今後も変わらないんですが、本県の子どもたちの土曜日の過ごし方には課題があること、また子どもたちの学び学力等の問題から、学びの状況等を考えたときには、

もっと土曜日を含む学校の教育課程全体の見直しをして、より豊かな教育環境をつくること必要であるというようなことが述べられておりますし、そのほか、土曜授業の実施の日とか、月1回、原則としては第2土曜日にするとか、そのほか関係法令の改正等が記されております。

〇11番(坂口洋之君)

土曜授業をすることしないことについてど うこう申し上げることではないと思うんです けれども、今回、県教委からの事実上の要請 という形で示されているんですけども、学校 教育法施行規則の一部改正では、従来、特別 の必要がある場合は当該学校を設置する地方 公共団体の必要が求める場合に変更されたこ とから、土曜授業を行う場合は、まず、市町 村教育委員会が必要を求める場合を、するか しないかの判断の根拠となるとまず思うんで すけども、簡単に言うと、まず県が要請する 形ではなくて、市町村がまず、するかしない かを判断するような形で、最終的には多くの 自治体が実施するという形が同意形成ができ た場合、初めて県が具体的に動くべきではな いかと思うんですけれども、先に県が事実上 の要請をしたということは、法的にやはり私 はちょっとおかしな点があるんじゃないかと 感じておりますけれども、そこら辺について の教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思い ます。

〇教育長 (田代宗夫君)

確かに土曜授業を実施するしないについては、学校教育法の施行規則の改正で第60条で「学校を設置する地方の公共団体の教育委員会が必要と認めたときには休業日に授業ができる」というようなことで、普通、休業日というのは、この施行規則の中で日曜日と土曜日と書いてありますが、先ほど言いましたように、市町村の教育委員会が必要と見たときにはこの限りではないと、いうことは授業

ができるということでございますので、市町 村の教育委員会の判断によって実施するとい うことは、ご指摘のとおりでございます。

〇11番(坂口洋之君)

全国でも初めて、県が主体となった形でしているということが、まず今回の土曜授業の大きな特徴ではないかと思っています。ほかの県は、まず教育委員会の中で土曜授業をするかしないかを、まず判断をした形で実施する事例があったものですから、この点について指摘をしたところでございます。

今回、まず目的といたしましては、全国学力テストの低迷ということで、やはり授業時間をふやさなければいけないということで、県教委が今回の導入に至ったわけでありますけれども、本市の今回の導入の要因の学力テストの低迷ということから、本市の学力テストの状況はどうであったのか、その点についてお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

本市でも、全国学力テストでは県平均とほぼ同じ程度でございますので、県の教育長が言ったとおり全国平均と比較しますと下回っております。なお、点数は平均はそういうことでございますが、学力テストの内容、思考力とか判断力とか表現力など知識を活用する能力、そういうものが県も同様に落ち込んでいるという結果でございます。

〇11番(坂口洋之君)

今回、多分恐らく事前に各自治体の教育長が集まる、県の教育長会ですよね。こういった中で多分、事前にそういった導入に向けて話し合いがされたのかもしれませんけれども、文部科学省が鹿児島県の県の研究モデル校として、26年度現在、鹿児島県で2校両授業を実施されております。南さつま市の小・中一貫の坊津学園と、喜界町の喜界小学校が実施されておりますけれども、当然、情報を把握されておりますけれども、当然、情報を把握されておりますけれども、当然、情報を把握され

ていると思いますけれども、この2校の取り 組み状況と成果について、教育委員長会でど ういった話がされたのかお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

県の教育長会と県のほうと、いろいろこの 実施についても意見交換等もそのほかのもの とあわせましてやったこともございますが、 当然この土曜授業を実施する基本的な方針、 趣旨というのでしょうか、そういうところが 一番大事になって来るんじゃないかなと思っ ておりますので、そういう基本の方針とか、 あるいは当然土曜授業の内容とか、は 実施の時期とか教職員の勤務の問題とか、な ういうこと等がお互いの教育長のいろんなま ういうこと等がお互いの教育長のいろんなま 見が出されたところでございます。なお、な 見が出されたところでございます。ま た県内では南さつま市の坊津学園、それから 喜界のほうでモデル校として実施をされてお ります。

それぞれの地域に応じた内容を実施をいた したわけですが、2校の取り組みの状況につ いては、私どもも主な内容とか、そういう効 果等についても資料提供を受けて資料を持っ ております。その2校が実施をした中で、成 果というのもまだ1年ですので、そういう大 きな成果というのはどうなのかわかりません けれども、子どもたちが大変楽しみながら考 えたり、いろんなことを推測したりしながら 教科を超えた応用力を高めるような、そうい う機会になったのではないかとか、あるいは 土曜日に実施をすることで、まあ、土曜日で すので一般の方々も学校に応援団として参加 することも割と可能でございますから、そう いう方々を入れた授業等が実施をされたとい うようなことでは、授業等が活性化されたの ではないかとか、あるいは子どもの学習意欲 が高まったとか、そういうこと等が今のとこ ろは成果として上げられていたようでござい ます。

以上でございます。

〇11番(坂口洋之君)

おおむね新聞に書いてあったことが、ほぼ 教育委員長会の中で話し合われたことと私も 理解をしているところでございます。

今回、先ほど教育長が述べたと思うんですけれども、今回の実施の検討に入った段階の 県教委の考えといたしまして、一つ目に習熟度に応じた個別指導、そして外部人材を活用した体験学習というのが盛り込まれていたと思うんですけれども、今後実施を検討されている段階で、教育長自身この習熟度に応じた 個別指導、外部人材を活用した体験学習などをどういうふうに新たな形で組み入れたいををどういうふうに新たな形で組み入れたいのか、また、今でも外部人材の活用という体験学習はされているとは思いますけれども、本市で具体的にどういった内容が取り組まれているのか、ご説明願いたいと思います。

〇教育長 (田代宗夫君)

第1点は、今2点ほどお話がございましたけれども、習熟度の応じた個別指導ということが述べられましたけれども、かねて学校では、特に中学校では数学とか英語とか教科の中で、習熟度に分かれた授業をやっておりますけれども、そういうのももちろん何でも授業をしていわけですけれども、ただ、土曜日ということであれば、かねてできないような例えば学年全体でそれぞれ補充とか発展的な学習を一緒にやって、その中で学びたいところに行って学ぶとか、そういう学習も可能だろうと思います。

何もこれは、私が申し上げましたことを押しつけるわけではございません。こういうのがあるというようなことで、土曜日にふさわしい、かねてでしたらできにくいようなものを入れ込むことによって、授業というのもがこれまでの授業と、また変わった形で実習ができていくのかなあと、そういう意味で申し上げておりますので。

もう一つ外部人材の活用については、先ほ

どもちょっと申し上げましたけれども、例えばいろんな体育大会、持久走大会というのをやれば応援団がたくさん来てくれますし、あるいは郷土の学習とか、あるいは環境的な学習とかいろんなそういうものを実施をすれば、地域の方もお手伝いがふえる、つまり地域の人材が活用しやすい曜日でございますので可能であると、そういうことで地域と学校との連携も深まりますし、より授業の中身が豊富なものになっていくのかなあと、まあ、そういうこと等を考えております。

〇議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩いたします。次の開議 を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇11番(坂口洋之君)

実施するかしないかは、当然ながら教育委員会を開いてそして順序立てて進めていって、 そして議会にも当然説明をされると思われますけれども、今後の判断への取り組みへの過程、そこらへんの状況についてどういうふうに、今後進めていく考えなのか、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

〇教育長 (田代宗夫君)

私どもの日置市としましては、27年度に 市内全小・中学校で一斉に第2土曜日に授業 の実施をする予定で、環境整備を現在進めて おります。ただし、規律については、まだ未 定でございます。

この後、やはり一番は学校の校長会と、あるいはその次に実施をするのは学校でございますので学校長、それから土曜日に授業をするとなりますと、関係のこれまで行われていましたスポーツ大会とか、そういう子ども会とかスポーツ少年団とか、市の体育協とかP

TAなどの関係団体との調整もしていかなければなりませんし、また勤務時間にかかわることであれば、教職員団体との話もしていかなければなりません。

そして、学校の教育課程を今度は組みかえをしていかなければならないという作業等がございますので、今後、そういうところで連携を取りながら、話し合いを詰めて最終的な決定をしていきたいと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

10月に土曜日導入ということが新聞に載りました。そして12月の4日に県の教育長が具体的な形で発表をされておりました。学校現場に聞いても、管理職を含めてこの忙しい時期に、来年度以降、次期は具体的にどうなるかわかりませんけれども、当然もう学校では教育課程の編成が進んでいるということをお聞きをしております。

そういった中で、新たな形で実施することについて、やはりこの時期が早ければ当然4月以降になると思いますけれども、私とすれば非常にわかりづらいんですけれども、である課程の計画というのは非常に時間をはります。ある程度余裕があって、1年でらいたがあります。ある程度余裕があって、1年がつくれるんですけれども、余りにも唐突いかられるんですけれども、余りにも唐突ら出れども、かっぱり管理職も含めて数多く出されておりますけれども、そこら辺の状況について、教育長はどう認識されているのかお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

ご指摘のとおり、私どもも正式には12月3日付の県からの公文を受けて、実際には動き出したということになっておりますので、各学校には当然、その公文を送付をしてございます。まだ、しかし具体的な指示は今はしておりません。

今後、臨時校長会等を開いて、この公文等についての説明をし、今後どうしていくか、 そういうこと等もついて話をしていかなければならないと思いますので、そういう手順を 踏まえながら、いつごろから実施ができるのかそういうことについても、今後関係団体等 と話し合いをして詰めていかなくてはならない問題だと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

年明けには、高校3年生にとっては非常に 重要な高校受験があります。そういった中で 並行してこの教育課程の編成作業も、場合に よってはまだ決まってはおりませんけれども、 当然考えていかなければいけませんけれども、 やはり学校現場から見ますと、時間的な余裕 をしっかり確保しながら、するにしても進め ていただきたいというそういった声がありま すので、そのことを伝えておきますけれども、 そのことについての教育長の考え方をお聞か せ願いたいと思います。

〇教育長 (田代宗夫君)

当然、これから実際的には取り組みを始めていくという段階になっておりますので、そういうこと等も踏まえながら、最終的には決定していきたいと思います。

〇11番(坂口洋之君)

次に、子どもたちの土曜日の過ごし方のこ とについて、再度質問をいたします。

先ほど教育長の答弁で、やはりテレビや ゲームで過ごす時間が多いというそういった ご指摘もございました。また、私もちょっと いろいろ聞いてみたんですけれども、本来地 域や家庭に帰るという、非常にそういった趣 旨で始まった学校5日制なんですけれども、 実はスポーツ少年団等に入られている小学生 も多いし、中学生ももう部活でほとんど土曜 日がもういつもスケジュールが埋まっている という、そういった子どもたちものいん また習い事とか塾で学ぶ子どもたちも多いん ですけれども、そういった方たちがなかなか 地域のいろんな行事や活動に、実情は参加さ れていないというそういった声を地域の方か らもお聞きしておりますけれども、現状につ いて、教育長はどのように認識されているの かお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

確かにスポーツ少年団、特に小学校であれば少年団であり、中学校であれば部活の問題等もあると思うんですが、土曜、日曜日に試合が大変多くて大変だという意見等も聞いております。したがって日置市であります市のスポーツ少年団の会等もございます。

その中で、適正な練習日とかそういうのが 決められておりますので、やはりそういうの をきちっと守っていただいて、それだけでは ないわけですから子どもたちの活動というの は、そういうスポーツとか部活の活動も大事 ですが、そのほかにさまざ豊かな体験活 動等も、地域でいろいろなことをやっており ますので、やはりそういうこと等にも出て、 子どもをたくましく育てなければいけません ので、そういう指導は関係団体とはこれまで もしておりますけれども、今後もやっぱりし ていかなければならない課題だと思っており ます。

〇11番(坂口洋之君)

私が子どものころは、第2土曜日は地域活動をするような形で、ちょうどもう30年ぐらい前ですけれども、なるべく地域のいろんな活動に参加するという、そういったことを言っておりましたので、例えば第2土曜日などは部活とかスポーツ少年団も可能な限り活動を自粛しながら、地域でいろんな活動に具体的に参加すると、そういったことなどを主として検討、考えできないのか教育長にお尋ねいたします。

〇教育長 (田代宗夫君)

現在は第3十曜日の午前中は子ども会活動

ということで、かなり実施をされていると思いますが、今ご指摘のように第2土曜日に今度は地域活動とそういうのをしなさいと、気持ちは大変わかるのですが、これから子ども会とか少年団体等とも話をしていかなければなりませんけれども、そういうことはこれから団体等いろんなPTAそういうところとも十分話をしながら、どうすべきかについては今後、また語ってまいりたいと思います。

〇11番(坂口洋之君)

次の、市長にお尋ねをいたします。川内原 発の再稼働の取り組みについて、再度お尋ね をいたします。

11月7日に県知事が、事実上再稼働についてやむなしというそういった発言もされてきております。日置市は全国で初の再稼働ということで、全国からも非常に注目されておりますし、またこれまで日置市は県外の30km圏内の自治体の関係者とか、またマスコミなども数多く取材に来られておりますので、日置市の取り組みなどが非常に基本になるのではないかと思っておりますけれども、現状について、まず市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

現状については薩摩川内市、県が知事を含めましてそういう方向に行きましたので、それが現状だというふうに思っています。

〇11番(坂口洋之君)

10月29日の日に、ちょうどこちらのほうで最後になる原子力規制委員会、内閣府、県、九州電力の再稼働についての住民説明会がございました。市長自身も参加され、隣の森市長も参加されたということを私も認識しております。

なかなか議論については、かみ合わなかったという声も数多く寄せられておりますけれども、日置市で最後にあった住民説明会について、市長自身の率直な感想と、住民の声を

どういうふうに感じたのかお尋ねいたします。

〇市長 (宮路高光君)

あの説明会を見て、やはり説明会ですので聞くべきは聞いてほしいと、そういう聞くという場じゃなく、一方的な抗議があり、最初から始まらない。そういうのが本当に説明会かと、やはりせっかく国・県いろんな方が来ている中において、ああいう形をおとりになるということは、ちょっといかがなものかなという考え方を持っています。

〇11番(坂口洋之君)

私も原発再稼働反対の立場なんですけれど も、私自身もちょっとこの点は大きな問題が あったんではないかということも認識してい るところでございます。原発については今回 3名の議員が一般質問をしております。

また、再稼働のその経過の中で、市長はこれまでも市民や議会を含めて総合的に判断するということを答弁で述べられております。 再稼働については、これまでも私どもも自治体の同意の範囲として、議員、市長も日置市として同意の範囲に求めるべきではないかという主張をしておりますけれども、市長は一貫して薩摩川内市と県ということも述べられてきております。

再稼働の経過の中で、なかなか市民からも 議会や市長の考えが非常にわかりにくいとい うそういった声があります。議会の中で数多 く議論はしているんですけれども、なかなか 市民から見ると非常に見えにくいんですけれ ども、11月にはいちき串木野市長が、知事 に再稼働の判断を向けて直接文書を持って、 知事に申し入れをされております。そうして 日置市議会が9月議会の中で、議員全員の賛 成で再稼働の合意については、市長・議会の 同意を求めるべきとの文書を県知事に送付を しております。

再稼働に向けて市長は知事に具体的に、どのような形でどのような対応を求めたのか。

まあ、これまでも市長は知事に言うべきことは言っているということも言われておりますけれども、そういった内容をもう少し具体的に述べていただきたいと思います。また、知事に言った場合、知事のお答えはどういったものだったのか、このことについて市長にお尋ねいたします。

〇市長(宮路高光君)

議会のほうが陳情を採択しました。このことについては直接議会としてはこういうものであったという考え方を述べさせていただきました。知事はそのとき、どうこうというご意見はいただけませんでした。それは知事が判断することであるというふうに思いました。

〇11番(坂口洋之君)

市長もたびたび原発の再稼働については、 国が定めたルールによって再稼働されるという認識ということも述べられております。また、再稼働については政府が責任を持って行うと伺っているということも、きのうの答弁でも述べられております。国が責任を持つという範囲が非常にわかりにくいという、そういった声もあります。

そういった中で、現在、福島では今なお 12万人の方が避難をしているという状況で ございます。そういった中で、国が責任を持 つ範囲について、再度質問をいたします。第 一義的責任は福島事故の場合は東京電力です。 そして原子力損害賠償法では、国が責任を持 つということは書いてありますけれども、国 が全額賠償するということは一言も書かれて おりません。福島では今でも12万人が避難 され、県内にも200人弱の方が避難をされ ておりますけれども、国が責任を持つ範囲と、 現状福島が国が責任を持って東京電力が第一 義的責任でありますけれども、本当に国が責 任を持って対応でき、もしこちらでも福島同 様の事故があっても、不安なく事故があって も生活できる環境にあるのか、そこら辺につ

いての、国の責任についての教育長のもう少 し詳しい考え方をお聞きしたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

まあ、福島の。

〇議長(宇田 栄君)

ちょっと待って、今のは教育長と言った。

〇11番(坂口洋之君)

あっ、市長です。

〇市長 (宮路高光君)

今、福島のああいう事故があり、また原子 力委員会という一つの機構ができ、また新た に審査をするわけでございますので、それは そのときと今の福島とは違う大きな責任があ るというふうに思っております。やはりこの 賠償にいたしましても、いろんな中において も、きちんとやはり国がそういうものは新し い規制でやって、もし事故が、いろんなこと があったら、私は国がいろんなあらゆる面に ついて責任を取るべきであるというふうに思 っております。

〇11番(坂口洋之君)

当然福島の事故も賠償については、私も細かい内容についてはいろんなことがあるからわかりませんけれども、やっぱり具体的なこの原子力損害賠償法についても、改善する余地があると思いますけれども、そこら辺についても具体的な補償も含めてもっと踏み込んだ形で国に意見を求めていくべきではないかと、私は考えておりますけれども、そのことについての市長の考え方を伺います。

〇市長(宮路高光君)

それはそのとおりだと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

そこら辺は今からまた進められていきます ので、やっぱり具体的にそういったことも指 摘をしていただきたいなと思っております。

当然その中で、まず本市においても、まず モニタリングポストの設置をもっとふやすし てほしいとそういった声もありました。また、 ョウ素剤の配布のあり方など、国からあらゆる財政的な措置をされると私は考えております。一方で、自治体としての避難計画のあり方、地域住民の安全、それに伴う啓発活動など職員や自治会の方々はいろんな形で携わなければなりません。

1つ目には、この避難計画を作成するために総務課の職員はかなりの労力を使っております。また各自治会の自治会長もどこまで支援していいのかわからないという、そういった声も寄せられておりますけれども、職員の負担と自治会長への負担について、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

〇市長(宮路高光君)

特に、私どもの責任は避難計画路、これが一番私ども行政にとって大きなものだと思っております。それに伴ういろんな機材、財源というのは、やはり県・国のほうできちっと処置をしていただきたい。

そういう中におきまして、私どももまた、 自治会のほうにそういういろんな財政措置を する必要がある場合については、今後とも財 政措置をしていきたいというふうに思ってお ります。

〇11番(坂口洋之君)

次に、実効性のある避難計画についてお尋 ねいたします。

昨日も、同僚議員から避難計画のことについて質問をされました。今後とも国・県と連携しながら、課題等を見つけながら避難計画を充実していくことが責務ということも述べられてきております。

そういった中で、ことしの5月28日、29日、30日市内3カ所で原子力災害避難計画住民説明会が開催されました。参加者から質問も数多く出され、数多くの指摘もされました。行政主体で今からつくりあげないといけないという行政からの発言があったと私は認識をしております。

それから5カ月が経過しております。実行性のある避難計画についての改善点は、具体的にどのようなものがあるのか、また、風向きの変化による避難先や避難ルート、改善点を含めて、今後避難計画については、また作成を進めていくということなんですけれども、具体的にどういった時期に示されるのか。そこら辺を市長はどの時期を目標に、住民の皆さん方に示したいと考えているのか、そこら辺の考え方をもう少し、市長の考え方を伺いたいと思います。

〇市長(宮路高光君)

5月にこの避難計画について、それぞれの 箇所で説明会をさせていただきました。その ときも、まあ、具体性がない、いろんなまだ 危険な箇所もあると、いろんなご指摘もいた だきました。

この避難計画をつくるには、私ども日置市だけでできるわけでもございません。県との調整といいますか、他市との調整というのも必要でありますし、特に、この避難計画路というのは風向きによっては、またいろいろとまるっきり反対の形の中の避難計画というのもしなければならないというのはちょっとりますので、いつまでというのはちょっと、今この場面で申し上げられませんけれど、このことについては県と危機管理局と十分、今後調整をしながら進めさせていただきたいと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

避難計画はもう少し時間がかかるとの答弁なんですけれども、具体的に30km圏内の方々が、もし災害が起きた場合に避難先がもう決まっております。

先般の「議員と語る会」の中でも、やはり 避難先の問題等も指摘されたわけなんですけ れども、じゃ、なかなか避難する方々がどこ に具体的に避難していいのかというそういっ た市民への周知、また受け入れ先の公民館と か公共の施設など数多く指定されておりますけれども、そこら辺の受け入れ側の認識もまだまだ低いんじゃないかと思っておりますけれども、説明会から半年近くたちますけれども、そこら辺の進捗状況について具体的にどうされているのかお尋ねいたします。

〇総務課長 (野崎博志君)

避難所での運営ということでございますが、 避難を受け入れていただく施設に対しまして は説明をさせていただいて承諾はいただいて いるところです。また、そこの運営について は市のほうで責任をもって行っていきたいと いうふうに考えております。

また、本市は南さつまのほうに避難させていただくところもあるのですが、南さつまのほうでは、うちの職員が行くまでの間は南さつまの職員で避難所の運営をしていただくというような話も、今できているところでございます。

以上です。

〇11番(坂口洋之君)

具体的に受け入れ先の自治会との話し合い、 そこら辺の状況についてはどうなのか。南さ つまとの話はできているという答弁であった んですけれども、そこから先のことについて、 もう少し状況をご説明願いたいと思います。

〇総務課長 (野崎博志君)

その市内の受け入れ先の自治会には、具体的な話というのは実際行っておりません。避難所とさせてくださいという了解をいただいていると。そこでその避難所の運営というのは市の職員が行うということで、そこの自治会の役目、そういった役割までの説明というのはしていないところでございます。

〇11番(坂口洋之君)

年明けにも再稼働がされようとするその時期に、まだ具体的に受け入れ先の自治会との話し合いもまだ細かくはされていない、そういった状況で本当に再稼働を、まずしていい

のかという気持ちも私にはあるんですけれど も、もうちょっと早く、もう少しアポを取る なりするべきじゃないかと思っていますけれ ども、市長の考え方を伺います。

〇市長(宮路高光君)

今、総務課長もお話ししましたとおり、今の一つの風向きは別としての30km圏域という部分の中の避難計画でございます。さっきも言いましたように、風向きによっては、むしろまだいろんな南さつま市ではないほかのところもやらなきゃならない。

これはさっきも言いましたように、私どもの市だけでできることではなく、もう一回県のほうが危機管理局のほうがきちっとした、そういう対応になった避難先というのを示していただくことが大事だというふうに思っております。

〇11番(坂口洋之君)

避難計画について再び質問いたします。 7月の13日に東市来の湯田の田之湯の自治会が自主的に避難訓練をされております。その後、総合企画委員会もこの状況についても調査をされたとお聞きしておりますけれども、総務課からも訓練に対して3名の職員が参加をされております。その内容と検証について、また日置市として3名の職員が参加された目的などについてご説明をお願いしたいと思います。

〇総務課長(野崎博志君)

東市来の田之湯自治会のほうが避難訓練を 実施していただいたわけですが、うちのほう の出した計画どおりにやっていけるのかどう かということで実施していただいたところで す。田之湯自治会につきましては、4ルート 避難経路を設けて実施されております。

また要望等については、避難する道路にある橋梁とか、崖崩れとかそういったところの 点検も兼ねてやっていただいたところでございます。またそういったところの改修、そう いった要望も届いているところでございます。

うちの職員が3名出席したのは、その自治会だけではなかなかわかりづらかったりというのもございますので、職員のほうで協力できる部分があればということで参加させていただきました。

以上です。

〇議長(宇田 栄君)

坂口洋之君、あと2分しかありませんので。

〇11番(坂口洋之君)

その後、市長宛に要望書が出されてきております。市長も読まれていると理解しておりますけれども、その要望の内容と市長はそのことについてどのように認識されたのか伺います。

〇市長 (宮路高光君)

特に、田之湯の場合については、そのルートに橋梁があったり、老朽化、また蓬莱館等におけますあの崖の問題、そういういろんな課題があるということで指摘もいただきました。その避難ルートだけじゃなく、通常のそういう長寿化をする中においても、このことはしていかなければならないことであったというふうに思っておりますので、できるところから改善をやっていきたいと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

今回は田之湯自治会がされたと思いますけれども、今後、原発だけじゃなく、当然、風水害も含めた形で、それもあわせた形でも原子力災害の避難訓練も市としても積極的に、自治会で実施することを私は求めたいと思いますけれども、そのことについての市長の考えを伺います。

〇市長 (宮路高光君)

市のほうでも、この原子力については今後、 毎年そういう総合防災訓練もございますし、 そういうところに入れたり、また自治会が単 独でするところには、市としても側面から協 力していきたいと思っております。

〇11番(坂口洋之君)

ここの訓練の中で、やはり道路などの課題も出てきていると思いますけれども、当然この道路などの改善点については、どういう形で考えているのかお尋ねいたします。

〇市長(宮路高光君)

道路の中について、狭隘といいますか狭いところがあったり、またそのガードレールとかがないとかそういうご指摘もありましたので、そういうのを総合的に道路としての使用ができる、そういうものを含めた中で補修等をやっていきたいというふうに思っております。

〇議長(宇田 栄君)

坂口博之君、1分ないですのでね。

〇11番(坂口洋之君)

はい。最後に、教育長に小・中学校における避難計画への取り組み状況についてお尋ねをいたします。先般、30km圏内の小学校の先生とちょっと話す機会がありまして、この避難計画についてお聞きしたんですけれども、なんか計画があるみたいだというけれども、よく認識されていなかったと思うんですよ。当然、今回できていないところは指導をするというそういった答弁なんですけれども、いちき串木野市の生福小学校で原子力災害の避難訓練をしまして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、保護者の引き渡しの訓練をして、

〇議長(宇田 栄君)

坂口君、終わりましたので。

〇11番(坂口洋之君)

はい、じゃ、終わります。

〇教育長(田代宗夫君)

まだ、今年度末までに計画のできていないところについては指導しておりますので、でき上がります。そして、先ほどもいろいろございましたけれども、形だけじゃなくてやっ

ぱり実行ある避難訓練が必要だということで、 今、日置市の教育振興計画の中にも盛り込ん でおりますけれども、保護者の引き渡しの訓 練などを通して、そういう実効性のあるもの にしていきたいと思っております。

〇議長(宇田 栄君)

次に、20番、松尾公裕君の質問を許可し ます。

[20番松尾公裕君登壇]

〇20番(松尾公裕君)

私は先に通告しておりました2問について 質問いたします。

まずは、森林整備と木材活用についてであります。森林は治山や治水のためなどの多面的機能がありますが、また地球温暖化防止など環境問題にも貢献しております。戦後復興のために、急激な木材需要が進められましたが、その後、国の方針で補助事業などで杉、ヒノキの植林が始まり、今日50年、60年の成木も大量に生産されております。昭和の時代までは住宅ブームであり、木材需要もありましたが、その後は需要が落ち込み、今日供給過剰になっております。

そのような状況の中で、山の手入れもおろ そかになり間伐や枝落としもせずに放置され 密集林となり、山はやせ細っているところが 多く見られます。やせ細った木は台風等に折 れやすく、また根が浅いため大雨などの土砂 崩れの要因にもなっていると言われます。

このような山林状況でありますが、やはりしつかりとした山林をつくっていくためには間伐が第一であります。市有林の間伐は、やや進んでいるようですが、民間の間伐はほうぼうで無間伐を見かけます。40年、50年前親の代で植えつけ、草払いをして難儀苦労をしてきた杉、ヒノキが台無しになってきております。今使える資源、将来使われるであろう大事な資源であります。本市の間伐状況はどのような状況か伺います。

また、以前、東市来で入会林野事業を導入して、各地区で入会林野組合をつくり共有名義などのもえ山を登記簿上、個人の所有権に改める所有権移転など、大変にありがたい事業で多くの方が自分の名義や確定をして、山林などへの管理意欲も出てきて、皆さんが非常に喜ばれた事業でありましたが、他の地域でもこの事業を進めたならば、共有名義の名義変更などが進められ、山の管理も山の持ち山として確認され、山林に対する自覚が出てくると思います。

最近の若い人は、自分の山がどこからどこまであるのかわからない若い人が多いのではないかと思います。そこで、この入会林野事業を導入したらと思いますが伺います。

次に、山林の多面的機能を高めていくには、 木材の需要などがないといけませんが、今ま では外国産に押されて国産材の自給率も 20%台になっておりましたが、今後は自給 率向上のために国産材を大いに活用しなけれ ばなりません。最近では木材の成木も多くな り、供給過剰になって来ておる状況でありま すが、県森林組合もできるだけ公共的施設や 民間住宅にも県産材を活用してくれとの要望 書も出ておりますが、市においても公共的施 設は積極的に木材建築をすべきだと思います が。また、地材地建に対して補助金を出す考 えはないか伺います。

次に、湯之元のまちづくりについてでありますが、湯之元のまちは国道より北側は都市計画で土地区画や道路整備が進んできており、いよいよ湯之元橋も完成しつつあり、だんだんと住宅もでき上がり、一歩一歩まちが形成されるところであります。

さて、国道より南側は第2都市計画区域となっておりますが、そのために昔のままの家が建ち並んで、道路整備もされず商店街観光も衰退の一途であります。このような状況を「頑張ろう会」や「まちづくり80人会」で

まちを盛り返そう、元気のあるまちにしようと一所懸命まちづくりの議論をしております。かつての湯之元のまちの繁栄した時期を振り返り、それをもとににぎわいのあるまちづくりを目指し、精いっぱい協議しているところであります。

しかしながら、まちの中心部は人口の減少 や高齢化などで空き家も点在しております。 やはり一方では道路環境の整備も必要で、人 が移り住んでくるような安心・安全なまちづ くりも考えていかなくてはなりません。そこ で、湯之元南側地区の発展を考えるときに、 道路整備を中心とした街路整備事業等の実施 を考えるべきではないかと思いますが伺いま す。

また、湯田地区館から要望のあった、新田川沿いの市道の暗渠化についても、道幅が広がれば車の行き来もよくなり、交通上の不便もなくなり住みやすいまちになります。また、地区館が商工会へ移動となれば、より重要道路になりますので、この新田川の暗渠化を考えるべきと思いますが伺います。

次に、山仁田川のことでありますが、ことしは大雨が少なかったせいか一度だけ氾濫がありましたが、毎年三、四回は氾濫をしております。昨年度は総額の事業費が試算してもらいましたが、家屋移転など含めて総額1億円程度がかかるとのことでありましたが、残りの150m程度の未整備であります。早急の改良が必要であります。山仁田川の改良はいつから始まるか伺います。

以上、2項目ですが1回目の質問とします。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

1番目の森林整備と木材活用について、その1でございます。

本市の民有林の杉、ヒノキ林の約6割が間 伐対象林であり、保育段階の森林が依然とし て多い中小規模零細な所有構造や、林業労働 力の確保などが課題となり間伐が進まない状況がございます。これらの間伐推進につきましては、県や森林組合等と連携し間伐推進会議の実施や間伐推進員制度の活用、森林組合等における施業の集約化などの支援を通じて、積極的に推進しているところでございます。

また、入会林野事業における整備状況は、 平成18年度までに7件の456haを実施しております。近代化法を活用した入会林野整備は、農林業上の利用増進を図る観点からも大変有効であると考えていますので、整備の必要性を適正に判断した上で、入会権の存在する土地については、その権利者及び県とも連携して、引き続き森林等の利権関係の明確化に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。公共建築物等における木材の利用促進につきましては、平成24年度に日置市公共建築物等木材利用促進方針を策定し、市が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進しているところでございます。

また、地材地建の補助につきましても、県においても地材木材を積極的に使って家づくりに取り組む大工・工務店等を「かごしま緑の工務店」として登録し、支援する制度等があるほか、国においても地域材を活用した木材住宅等についてポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取り組みが実施されたところでございます。今後、このような制度の普及啓発を図るとともに、関係機関とも連携し、地材地建の推進に努めてまいりたいと思っております。

2番目の、湯之元のまちづくりについてでございます。

その1でございます。街路整備事業等を導入することで人口減少、高齢化、空き家問題の解決に直接つながるとは考えにくいのでございますが、湯之元第一地区土地区画整理事

業より、南側区域においては狭隘の道路も多く、また都市計画道路も計画されておりますので、安全に通行できる道路整備は必要であると考えております。

しかし、湯之元地域におきましては、土地 区画整備事業に年間6億円の事業費を投入し、 市街地整備を進めております。南側地域の街 路事業に着手するのは多額の事業費が必要で あり、市の財政状況を考慮しますと、湯之元 第一地区土地区画整理事業と並行して事業を 進めていくことは困難であると考えておりま す。

2番目でございます。新田用水路の暗渠化についてでございますが、湯田地区の連絡協議会のご意見をお聞きし現地を確認しておりますが、用水路組合との調整、消防水利としての利用形態、景観、温泉管等の問題も含め、今後検討していきたいと思っております。

山仁田川については、平成23年度に河川 改修の概略設計、平成26年度に東市来総合 福祉センター横の駐車場から上流側へ約 60mの区画において、実施測量設計中でご ざいます。来年度から年次的に河川改修工事 を計画しております。

以上でございます。

〇議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩いたします。次の会議 を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇20番(松尾公裕君)

先ほど答弁をしていただきましたけれども、順を追って、また2回目の質問をいたしたい と思います。

市長の答弁の中で、積極的にこの間伐については推進をしているというようなことであ

りますけれども、しかしながら、私が現状を 見る限り余り間伐は、最近進んでいないなあ と思うわけであります。

そこで、市有林の面積と間伐の状況、それから民間の面積と間伐の状況、これからの間伐をどれぐらいの面積で進めていくのか、その点をまず伺っておきたいと思います。

〇農林水産課長(久保啓昭君)

市有林につきましては503haございまして、民有林のほうが9,583haということで、間伐につきましては市有林と民有林をあわせて、一緒に5ha以上の部分をあわせてやっておりまして、25年度末までに2,050haほどの間伐の実績でございまして、約間伐をする標準的な対象林が4,600haほどございますので、約45%の進捗という状況でございます。

また、これからの計画につきましては、県のいきいき間伐推進事業等で平成25年から5年間間伐の計画を立てておりまして、それに目標に向かって推進していくというふうに考えております。

〇20番(松尾公裕君)

今面積と間伐率が45%ということであっ たと思いますけれども、昔は切り捨て間伐と いうんですか、これをやったわけであります けれども、私のほうの議員も一所懸命になっ て十二、三、四年前に、この我が地域ではほ うぼうの声をかけて、そしてこの間伐を積極 的にお願いをしてしたわけでありますけれど も、本人の負担なしで切り捨てられたという ことで、非常にこれは、割りかた若い木であ ったと思いますけれども20年、30年の木 を切り捨て間伐をやったわけでありますけれ ども、私も相当30件以上の相談をして進め たことがありますけれども、今後は間伐の切 り捨て間伐というものは、最近聞いておりま すと木材へするための間伐といことを聞いて おりますけれども、切り捨て間伐というか、

小さな木、まだ一回も間伐もしていないような山林もあるようでありますから、そういうところを切り捨て間伐を進めたほうがいいのではないのかなと、できる部分についてはそう思うわけですがいかがですか。

〇農林水産課長(久保啓昭君)

間伐につきましては、以前はそういう切り 捨て間伐が山の中で一応間伐しているという 状況でございましたけれども、平成23年度 から森林施業の集約化とか、また搬出間伐、 5ha以上まとめた箇所ということで、持ち出 しをするという方向の事業の見直しがござい まして、現在、若干そういう問題もございま して、間伐が若干進まない状況もあるという ふうに考えております。

〇20番(松尾公裕君)

持ち出し間伐ということで、切り捨ては今 はないというようなことでありますけれども、 私はそれこそ、大きな山はですが、中程度の 谷合にあちこちある山は、もう間伐をしてい ない無間伐の20年生、30年生がほうぼう に点在しているんじゃないかなと思うんです が、これは、まずはとにかく細く長く伸びた のを、早く間伐をしてやらないと、あとが全 然使い物にならないというふうになると思い ますので、私はこれは研究することが必要で はないかなと思うところですが、その点と、 それから間伐は10年に1回ぐらいはして、 木をだんだん大きく太く立派な木にしていく わけですけれども、年間の先ほども聞きまし たが、間伐の年数が非常に少ないわけですよ ね。これでは間伐は間に合わないということ でありますので、何かもうちょっとスピード を上げてもうちょっと間伐をふやす方法、そ れからそういういい方法、いい事業はないか、 それを伺います。

〇農林水産課長(久保啓昭君)

先ほど申しましたとおり搬出間伐ということで、搬出するための路網の整備ということ

で、人力ではなかなか厳しいものもございますので、そういう作業機械の導入ということで、森林組合等が、購入する場合にはまた補助をしたりとかいうことで、そういう推進を図っていきたいというふうに考えております。

〇20番(松尾公裕君)

次に、入会林野事業でありますが、東市来のほうで平成11年から19年ぐらいまでかけて、この入会林野事業をやりましたけれども、おおよそ1,000人ぐらいの申請があって、そしてこの事業を進めたわけでありますが、内容的にはもえ山とか、あるいは共有名義とかこういうのを入会林野事業で、個けてありますけれども、そうしますとやはり山に対する愛着とかそういうものが出てきて、対する愛着とかそういうものが出てきて、対する愛着とかそういうものが出てきていい事業だと思っておるところですが、他の地域でもその取り組みはしないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇市長 (宮路高光君)

今、ご指摘がございましたとおり、今、東市来のほうで、特に上市来校区のほうを主体的にやっておりまして、伊集院町におきましては上神殿、現在450haぐらいこの入会林野におきます事業を展開しております。

特に、今後におきまして県でも十分打ち合わせをさせていただき、その入会権といいますかそういうところがどれぐらいあるのか、そういうものも調査をしながらやっていきたいというふうに思っております。

〇20番(松尾公裕君)

私は、これを今、上神殿のほうでも進めているというふうに聞いたんですが、それが事実がどうか私ちょっとわかりませんけど、東市来においては多分さっきの答弁の中では7件の450haということは、7組合の450ではなかったのかなと思うんですが、ちょっとそこはわからんところがありますの

で、これはまた改めて聞きたいと思います。

ですから、共有名義が非常に他の地域でも 私は多いと思いますけれども、これからは 20年、30年先に自分の山がもうわからな くなっていくのではないかなと、また世代が 変わって行けば、なおさらわからなくなって いくんじゃないかなと思うわけでありますが、 この現状で今後、日置市の山林はというか、 この名義それはこういう形、自然のままでい いよというようなことになってしまうんでしょうかね。それはいかがですか。

〇市長(宮路高光君)

今ここにちょっとデータがあるわけなんですけど、東市来の場合は鉾之原、田代、植木、伊作田、養母、湯田この地区でやっておりまして、伊集院地域は上神殿ということで、総計合せて456、上神殿の場合は昭和51年という大変古い中でやっておりまして、この東市来等につきましては平成7年から18年度までやっておるというのが実情でございます。

おっしゃいますとおり、恐らくこの相続というのは大変難しい中でございますので、この入会権を使えばある程度そういう相続関係のほうがうまくいくというのは立証済みでございましたので、またほかの地域にそういうものを広げていきたいというふうに思っております。

これは県とも十分調整をして、打ち合わせをしていかなければならない仕事でございますので、今後ほかのところにどういうところに点在しているのか、そういうものを調べて進めていく必要があるというふうに思っております。

〇20番(松尾公裕君)

これはほかの地域でも広めていくということでございますので、そのようにしていただきたいと思います。

次に、公共的施設を木材建築でということ

であるわけでありますけれども、市長の市政として山林の多面的な機能、あるいは地球環境、それから県産材の活用ということを考えて、この木造建築で学校とか体育館とか庁舎とか、こういうものをつくる考えは。まあ、いろいろ森林組合のほうからも、これ毎年公共的な施設には、ぜひ活用してくれというのが毎年要望が出てきているわけでありますけれども、木材活用での基本的な市長の考え方を伺います。

〇市長 (宮路高光君)

特に公共施設におきましては、やはり木の ぬくもりといいますか、今学校建設もしてお りますけども、大変多くの木材を使用してい るのが事実でございます。こういう住宅にお きましても、基礎的なところといいますか、 外観につきましてはコンクリートかもしれま せんけれども、中身につきましてはこういう 木材使用ということを仕様書の中に入れてご ざいますので、特に私ども日置市におきます 公共施設については、なるべく木材を活用し た形の建築、そういうものを今後とも取り組 んでいきたいと思っております。

〇20番(松尾公裕君)

木材の活用を進めるということでありますけれども、私はできるだけ木造建築で全体の骨格も木造でと思うわけですが、そういうことも考えていただきたいと思うわけであります

県としては県産材の推進で、国の補助金があるそうでございますけれども、県では医療施設とか社会福祉施設、こういった公共施設等の建設補助金があるそうですね。これを26年度は県内で62施設がこれを着工しているということでありますけれども、私が伺った中では、日置市は22年度に2軒だけしか活用していないと、その後はないということを聞いているわけですが、日置市は極端に低いのではないのかなと思うんですが、これ

についてはいかがですか。

〇市長 (宮路高光君)

ご指摘のとおりだという部分が否めません。 今後、そういう木材しながら補助金、特に先 般妙円寺のほうの、あれ学童だったと思うん ですけど、そういう木材を利用した補助金を 利用して、福祉施設といいますかそういう施 設にも適用されるということでございますの で、今後あらゆるそういう事業等を見つけな がら、またそういう施設さんとも十分打ち合 わせをしてやっていきたいというふうに思っ ております。

〇20番(松尾公裕君)

いろいろな今木材の質がというか、木材構造、木材でつくる木造建築はいろいろな新しい発明がされておりますけれども、直交集成板(CLT)というのが、木板の組み合わせたパネルでつくる木造でありますが、山佐木材がこれを開発をしておりまして、木造の中高層ビル、まあ、四、五階を建てたり、あるいは研究中であったりということを聞いております。

それから、鹿大の塩屋教授は開発した「SAMURAI集成材」長さ18mでも20mでもたわみがないというのを聞いておりますが、これが今後、実用化されるというふうになっていけば、学校とか庁舎にも大いに使われると、今後、うちもまだ日吉は既に設計ができておりますが、吹上もそれから学校も今からあるわけでありますので、やはり20m、15mという広さが必要なそういうのが結構ありますので、そういうのにSAMURAI集成材とかというものは十分使われるんじゃないかなと思うわけでありますけれども、これについては、今後そういった公共施設で活用されないのかどうか伺います。

〇市長 (宮路高光君)

そういう集成材、大変耐震にも強いという ことを言われているのも事実でございます。 なるべく私どももそういうものも使用しなが ら、基本的には木材の活用というのが大きな 課題でございます。

森林組合のほうでも、今後、特に再生エネルギー、中越のほうに今回バイオマスの施設ができるわけでございまして、特にこの木材利用につきましては、間伐もですけど、鹿児島森林組合としてこの需要を向こうのほうから頼まれておりますので、相当な大きなりのは多なければならないるのは必ずといかなければならないるのなダンプも整備をしていかなければならないということを開をしていますので、森林組合と十分いろんな形の中で打ち合わせをして進めていきたいと思っております。

〇20番(松尾公裕君)

次に、地材地建でありますけれども、各市町村でこの補助事業などをやっておりますが、この地材地建に取り組んでいる市が、阿久根、出水、伊佐、南種子島、屋久島というところで地材地建に対しての補助金を出しておるわけでありますが、木造住宅で市内での資材購入、市内の製材業者からの購入というこうけれども、我々のこの市も結構山手側にはんのった規則を定めてやっているわけでありますけれども、我々のこの市も結構山手側にはんのかなどものもありますが、もう成木になったものもありますが、いかがですか。

〇市長 (宮路高光君)

地材地建という中で、それぞれ補助金というものもございますけど、今回リフォームのほうもさせていただきました。大変多くのこの地元の木材を含めた皆様方がありがたがっているということも聞いております。基本的には一つのご提案という部分で受けとめさせ

ていただき、また、ほかのところも十分研究もさせていただきたいと思っております。

〇20番(松尾公裕君)

次に、この湯之元のまちづくりについて、 先ほどの答弁では街路整備事業は非常に難し いということでありましたけれども、今、 「頑張ろう会」とか「まちづくり80人会」 で一所懸命議論をしているところでございま すが、温泉を中心に観光振興をいえば模索中 でございますけれども、もうこの80人会で はそれこそすばらしいリーダーがおりまして、 鹿児島天文館の総合研究所の理事長である永 山吉高氏、それから東川隆太郎さん、まちづ くりの専門家ですが、この方々が湯之元のま ちをよく分析して、将来を考えて今みんなを リードしているところでありますけれども、 3つのグループに分けまして、「すぐできる こと、長期的に取り組むこと」とかいろいろ 分けて一所懸命取り組んでおります。

その中でも、湯之元駅に足湯を設けたらど うかとか、あるいは100人入る宴会場が欲 しいなとか、温泉神社を生かすとか、空き家 の利活用とか、湯之元に人が移り住みたいと 思うような環境づくりがほしいなとか、観光 客を呼ぶためにショウブ園をつくってもらい たいとか、いろいろそれこそ100ぐらいの 意見が出て、「どげんかせんといかんど」と いうことで、今一所懸命取り組んでおるとこ ろでありますけれども、このような真剣な議 論の意見がだんだんまとまってくるかと思い ますが、来年の春のころは。

市長はこのことに対しまして、尊重して推 進をしてくれるでしょうか、どうでしょうか。 まずこのことを伺います。

〇市長 (宮路高光君)

この80人会の発足会に私も出席させていただきまして、中身を十分理解しているというふうに思っております。今それぞれの方々が自分たちのまちを、みずからが足で歩き、

またそれぞれの夢を語っている様子、また大変大きな写真もできまして、あちこちポスターを張っておりまして、大変ユニークな形の取り組みをしているのが実態でございます。

今ご指摘ございましたとおり、いろんなご 要望があるというのはわかっておりますし、 基本的にすぐできること、中長期的にできる もの、また行政がするもの民間がするもの、 なんもかんも行政にいろんなものをつくって ほしいという、これはもうよくわかるわけで ございますけど、やはり湯之元の場合もどう しても行政主導というのもあろうかと思いま すけど、民活を活用したものをどうして誘致 してくるのか、こういうものもきちっと皆様 方の運動を通じて考えていくべきだというふ うに思っております。

〇20番(松尾公裕君)

湯之元の街路整備事業というのは、非常に 難しいというようなことでございましたけれ ども、都市計画もあるし、同時的にはできな いと、財政上非常にこの事業には街路整備と いうのは難しいだろうというような答弁でご ざいましたけれども、この湯之元のまちをち ょうど一番古いところを、真ん中を山田湯之 元線というのが通っておりますね。湯之元球 場の下からずっと神社を超えて、寿司屋さん の前を来て国道に出る、あの道路をもっとち ゃんとした整備をしてくれないかな。あれが 一番中央のまちにとっては一番基本であるん だよということであるんですが、あれを広げ るというのは住宅あたりに非常に難しい、ち ょっと時間もかかると、予算もかかるという ことでありますけれども。

ただ、その中でこれだけはできるんではないかなと思うんですが、その中に電柱がその狭い5mぐらいの道路に電柱が、中のほうに50cm、60cmぐらい入って、電柱が道路の中に立っているんですね、方々に6本ぐらい立っておりますけど、これは通行を非常に妨

げておりますので、これだけはぜひ今後相談 していただいて早目に取り除いてもらいたい なと思います。街路整備がちょっと難しいで すから、せめてそこだけはしていただきたい なと思うんですが、それはどうですか、ちょ こっと。

〇市長(宮路高光君)

基本的にちょっと整理をしていかなければならないと思っております。先ほども申し上げましたとおり湯之元全体の地区を考えたときに、今区画整理をやっております。その中で中途半端ないろんなものをあそこに入れてみても、大変これは大きな弊害にもなると思っておりますので、とりあえずある程度、区画整理のほうのめどがついたら、この南のほうをどうするのか。

やはり基本的に、今、しなければならない 部分について電柱とかそういうものは撤去し ていくべきかもしれませんけれども、基本的 にはあそこをまちおこしをするには、基本的 はやはり街路事業でないと私は大変これを区 画整理するということは大変難しいですよ。 やはり消防とかいろんな中におきまして、年 次的でも街路事業を入れてある程度の消防、 救急車、こういうものが入れるそういうとこ ろを大きな道路網をある程度、大きな何十 メートルという街路ではなくても、離合でき るぐらいのそういうふうな道路へつくらなけ れば、この南のほうも大変だと思いますけど、 とりあえず、今、区画整理の中におきまして あの地区に相当なお金をつぎ込んでおります し、これが10年かかるのか、あとどれだけ かかるのか大変まだ大きな課題を残している のは事実でございます。

おっしゃいますとおり南のほうもどうにか しなければいかんというのは、十分わかって おりますけど、ここあたりの整備を大きな展 望と中期短期的な展望の中で整備をしていく べきだというふうに思います。

〇20番(松尾公裕君)

都市計画をやって、ああいうたくさんの予算を配分してもらっておって、余り強いことも言われないところでありますけれども、しかしながら南側については、その電柱ぐらいは、せめて移動してもらうように早目にしてもらう。これはまだこの先、都市計画は10年も十二、三年もかかるんじゃないかと思う。その後からちゅうよれば、もう人がいなくなりますよ。中央集落のあの周辺は。

そういうことでありますので、今いる人たちがこれから後に子どもたちがそこの地域に家をつくろうかというぐらいの環境整備は、ある程度軽い環境整備はしてもらわんといかんと思っております。

次に、地区館より要望があった新田川の暗渠、これは暗渠化については湯之元堀内線ですが、今後検討するというようなことでございますが、とりあえず私はこれが地区館も商工会のほうに来年4月以降に移動するとなれば、結構会議とかいろんなイベントとかというもので、商工会の前をしょっちゅう車が通るだろうと思います。

非常に四つ角になったところは、もう入りにくい、非常に不便を来しておりますので、特に私が一番お願いをしたいのは、ちょうどあの寿司屋さんの下から商工会まで40mです。これの暗渠化をできるだけ早く急いでもらいたいなあと、そんなにたくさんの金はかからないと思いますけれども、暗渠化をしてもらえばそこの部分だけでも駐車場の広いところに行けますので、そのようにしていただきたいなと思うわけでありますけれども、それについて、まずそこをお願いいたします。

〇市長 (宮路高光君)

基本的に雨が降る日、大変暗渠があふれて 水浸しになっているのも見させていただきま した。特に水利組合を含めてここあたりがど ういうふうに事業化して可能なのか、地域と 水利組合とも十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

〇20番(松尾公裕君)

次に、山仁田川の整備ですけれども、これも南側地域になるわけでありますが、毎年のように氾濫をしております。ことしはとにかく1回ほどしかなかったわけですが、昨年は2回ありまして、毎年三、四回氾濫をしております。これはもう40mmを超えれば、必ず氾濫をしておりますので。

ですから、ことしは福祉センターのほうから60mするということでございますので、残りはまた今後70m以上あるかと思いますが、前に進めてもらいたいと思いますけど、一番大事なところは、あのちょうど大文字になった浜岡さんとかみかどさんの、あの大文字になった新田水路とそれから山仁田川が交差するところです。あそこでオーバーするわけですから、あそこの改良をしっかりやってもらわないといけないと思いますよね。

そこは十分今後、研究をしていただいて、 あそこがこぼれれば全体こぼれて来ます、ま ちなかこぼれますので、そこを今後進めてい ただきたいなと思っております。こうして今 度は事業を60m上のほうにするということ でございますので、これは前向きに毎年、こ れは中のそういう事業が、何とか事業という ものがあって進めていくんでしょうが、それ はどうですか。

〇建設課長 (桃北清次君)

60m区間につきましては現在、実施測量中でございます。この河川におきましては補助事業等はございません。まあ、合併特例債等を予定しているところでございます。

〇20番(松尾公裕君)

事業等じゃなくて特例債を使うということ でありますが、今後、やっぱり余り5年も 10年もかかれば、あんまり時間が長いなあ と思いますので、年次的に30mばかりずつ やれば、3年ばかりで終わりますので前向きに一つお願いをしたいと思います。前向きに検討されますことを期待をして、きょうの質問を終わりたいと思います。

〇議長(宇田 栄君)

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

〇議長(宇田 栄君)

以上で、本日の日程は終了しました。 15日は午前10時から本会議を開きます。 本日は、これで散会をいたします。

午後1時30分散会

第 4 号 (12月15日)

議事日程(第4号)

日 程 事 件 名

日程第 1 一般質問(5番、17番、12番)

本会議(12月15日)(月曜)

出席議員 22名

1番 中村尉司君

3番 留盛浩一郎君

5番 黒田澄子さん

7番 山口 初美さん

9番 上園哲生君

11番 坂口洋之君

13番 並 松 安 文 君

15番 漆 島 政 人 君

17番 田畑純二君

19番 長 野 瑳や子さん

21番 成田 浩君

欠席議員 0名

2番 畠中弘紀君

4番 橋口正人君

6番 下御領 昭 博 君

8番 出 水 賢太郎 君

10番 門 松 慶 一 君

12番 花木千鶴さん

14番 大園貴文君

16番 中島 昭君

18番 池満 渉君

20番 松尾公裕君

22番 宇田 栄君

事務局職員出席者

事務局長 上園博文君議事調査係 下野裕輝君

次長兼議事調査係長 松 元 基 浩 君

地方自治法第121条による出席者

市	長	宮	路	高	光	君
教 育	長	田	代	宗	夫	君
市民福祉	止部長	吉	丸	三	郎	君
教育	次 長	内	田	隆	志	君
東市来る	支所長	冨	迫	克	彦	君
吹上支	所 長	Щ≂	と内		修	君
財政管則	才課長	鉾≂	と原	政	実	君
地域づく	り課長	堂	下		豪	君
商工観う	光課長	田	淵		裕	君
福 祉	課 長	東		幸	_	君
介護保险	食課長	福	Щ	祥	子言	きん

副 市長 小 園 義 徳 君 総務企画部長 福元 悟 君 產業建設部長 瀬川利英君 消防本部消防長 上 野 敏 郎君 日吉支所長 田代信 行 君 総務課長 野 崎 博 志君 企 画 課 長 大 園 俊 昭 君 税務課長兼特別滯納整理課長 博 君 前田 市民生活課長 有 村 芳 文 君 健康保険課長 平田敏 文 君 農林水産課長 久 保 啓 昭 君

農地整備課長	藤澤	貴 充	君	建設課長	桃	北	清	次	君
上下水道課長	丸 山	太美雄	君	教育総務課長	宇	田	和	久	君
学校教育課長	片 平	理	君	社会教育課長	今	村	義	文	君
会計管理者	満留	雅彦	君	監査委員事務局長	松	田	龍	次	君
農業委員会事務局長	福留	正道	君						

午前10時00分開議

△開 議

〇議長(宇田 栄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

〇議長(宇田 栄君)

日程第1、一般質問を行います。 順番に質問を許可します。

まず、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

[5番黒田澄子さん登壇]

○5番(黒田澄子さん)

皆様、おはようございます。昨日は衆議院 議員選挙、また、本市では伊集院梅マラソン まるごとフェスタが盛大に行われました。慌 ただしい師走の一日でありましたが、我が党 においては、九州沖縄悲願のリベンジ大成功 の意義ある日となりました。ことしも残すと ころ2週間、無事故で安全な日々をと願い、 通告に従い、公明党所属議員といたしまして 一般質問させていただきます。

初めに、「子どもたちの公平・平等な健全 育成のために」日置市高等学校運動部全国大 会補助金交付金要綱の見直しについてお尋ね します。

現在の要綱を見ますと、サッカーと野球に限定されている点に違和感を感じます。今回、金額の改正をしたい旨の説明を全員協議会で受けましたが、要綱を確認して、2つ以外の種目等については当てはまらない点について、青少年の健全育成の視点から、不公平ではないかと考えます。

また、中学校における要綱では、文化的活動も含まれていますが、同様に変更するお考えはないかお尋ねいたします。

次に、女性の生涯にわたる健康支援についてお尋ねします。

1点目、本市における産後の母子への産後

うつや児童虐待防止策等を含むサポートの現 状をお尋ねします。

2点目、国は今年度まで産後ケアモデル事業に取り組んでいますが、産後ケアに対する 市長の見解を伺います。

3点目、本市でも宿泊型・デイケア型・助産師による訪問型等の総合的な産後ケア及び産後におけるお困りごと解消の手だてとして、例えば上の子どもの保育所や学校への送り迎えや買い物など、細やかな有償ボランティアをコーディネートする厚生労働省の進めるファミリーサポートセンターの設置に取り組まないかお尋ねします。

3番目に、さらなる定住促進について伺い ます。

1点目、本市の定住促進は、過疎地へ市外 から転入を促す点のみが実施されていますが、 市の考える定住の見解をお尋ねします。

2点目、市内の賃貸等に住んでいる若者世 帯の市民が市内に家を購入する際も、定住促 進制度を導入するべきと考えますが、いかが お考えかお尋ねします。

3点目、岡山県笠岡市では、ユニークな事業に取り組んでいます。子育て支援も念頭に置き、実家の1km以内に子ども世帯が引っ越してくるか、また同居すると、引っ越し費用5万円と手続等に5万円補助しています。家の購入に対してはさらに定住促進の費用が充てられています。この三世代同居等支援事業では、働く女性等にとってネックとなる病児や病後児の面倒を助けてもらえることなど、子育て支援を視点に置いています。

本市でもこのような事業について研究をし、 今後実施していく考えはないかお尋ねします。 最後に、今後の共生協働の地域づくりのあ り方についてお尋ねいたします。

1点目、人口減少・高齢化・過疎化の課題 を抱える本市の共生協働のまちづくりの理想 と今後の展望をお尋ねします。 2点目、第3期地区振興計画の策定に当たり、ハード・ソフト事業の割合が一挙に各50%へと変更されましたが、この割合の根拠についてお尋ねします。

3点目、この計画の策定や実施における地 区館長の業務は大変多忙となっている現状と、 そのこともあり館長の後継者づくりにも困難 を極めているとの現状があります。現在、週 1回勤務を基本に、館長報酬は1カ月2万 5,400円となっていますが、この引き上 げを考えないかお尋ねして1回目の質問とい たします。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長(宮路高光君)

1番目の子どもたちの公正、平等、健全育成のために市の高等学校運動部全国大会補助金交付要綱の見直しをすべきだという点については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目の女性の生涯にわたる健康支援等ということでございまして、その1でございますけど、本市において、産後1カ月までに新生児・産婦の訪問を実施し、産後不安定になりやすいメンタル面のサポートや育児指導、授乳指導等を実施しております。

また、市内4地域においても、各専門職が 対応する育児相談を実施し、多くの市民の方 に利用いただいております。また、産後1カ 月以降も支援が必要な方に対してまして、助 産師や保健師が乳児訪問を行い、育児指導を 実施するとともに、地域の母子推進員による 「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施するなど、 市民の多様にニーズにあわせて事業を展開し ております。

その2でございます。近年、核家族化の進行や晩婚化による初産年齢の高齢化等産後の家族の支援が得られないケースもふえてきております。そのような環境の中、産後のサポートが受けられず、また育児に対する不安が大きい方等を産後、包括的にサポートする

事業の必要性について十分認識しております。

3番目でございます。産後ケアには、助産施設等で24時間過ごし、母乳育児の確立や育児不安の軽減を目的とした宿泊型、日中のみ支援を受けるデイケア型及び自宅等への訪問指導等があります。

現在、行政においても、育児相談や子育てサロンなどの通いの場や、助産師、保健師における乳幼児訪問指導を実施しておりますが、夜間の対応を含めた事業などは実施しておりません。

産後ケアの宿泊型については、現在、一部 助産院等で実施しておりますが、全額自己負 担になり、経済的負担が大きく、利用者が少 ない状況にあるため、行政支援が必要である と認識しており、来年度、国の補助事業を活 用して実施する予定でございます。

また、ファミリーサポートセンターについては、平成25年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査において、利用したいというアンケート結果は得られませんでしたが、自由意見が寄せられており、地域での子育て支援を行う上でも、今後、検討していきたいと考えております。

3番目の、さらなる定住促進のため、その1でございます。

定住促進事業における定住につきましては、 過疎地域における定住の促進を図ることが趣 旨でございますので、市内に転入した住宅、 また新築、または購入する方へその費用の一 部を助成することで本市への転入のきっかけ など人口増加へつなげていくものと認識して おります。

2番目でございます。定住促進対策事業補助金制度の対象を市内に住んでいらっしゃる方までの拡充ということになりますと、人口減少の抑制策という部分では効果があると考えますが、財源等の問題もございますので、今後におきましても転入者を対象とした制度

を考えております。

また、現に市内に住んでいらっしゃる方に つきましては、住み続けていただける住みや すいまちづくりを行ってまいります。

3番目です。笠岡市の三世代同居等支援事業につきましては、家族のきずなの再生と定住促進を図る目的で、市内に居住する親、子、孫が同居、または近隣に居住する場合に補助金を交付する制度でありますが、本市におきましては、定住を含めました人口減少対策プログラム策定の取り組みとして、1月にプロジェクトチームを立ち上げることにしておりますその中で、本市に合った施策の検討を行ってまいります。

次に、今後の共生協働の地域づくりのあり 方についてでございます。

その1でございます。ご指摘のありました 人口減少社会は、本市にも着実に到来しております。共生・協働によるまちづくり推進なしには公共は維持できないと認識しております。その根拠を担うものが地域自治の維持・存続と市民参加の推進であると考えております。それらの啓発と共生・協働のまちづくりに市民が当事者意識を持って取り組んでいただくために、現在、日置市共生・協働まちづくり指針が策定委員によって審議されているところでございます。

2番目ですが、これまで2期における地区 振興計画策定及び推進過程の課題として、地 区住民の参画や実施事業の地域づくり側面か らの乖離が指摘されておりました。第3期で は、それに対応するために、さらに地区公会 館として取り組む共生・協働による地域づく りの基盤を形成するために、地域課題解決に 見合った各種の仕組みづくりに軸足を移すこ とにし、ハード面では、身近な地域基盤の整 備を見直していただくことといたしまして、 これらを勘案して、また財源の面も鑑み、そ れぞれ50%に設定してございます。 3番目でございます。現在、市が報酬を支払っておりますのは、条例による地区公民館長で、地区で推薦をいただいた方を市長が任命しております。規則では、館長は市長の命を受け地区公民館の事務を総務し、支援そのほかの職員を指導・指揮監督することを職務として、一月に5日の勤務としていますが、役職員の打ち合わせ時や事業調整に連日顔出しされる方もおられます。

さらに、本年は第3期地区振興計画に係る 未来会議の開催等、例年になくお忙しい年に なったことは承知しております。館長さんを 初め関係各位に敬意を表します。

なお、役職員負担の軽減については、地区公民館が近隣自治組織として自立することが肝要であり、その中心をなす専門部会の活性化やリーダーの発掘を地区と一体で取り組んでまいります。

また、地区館長を補佐し、地区公民館事業 や活動を支援する支援員の待遇については、 27年度に改善を考えております。

以上でございます。

[教育長田代宗夫君登壇]

〇教育長(田代宗夫君)

高等学校運動部全国大会補助金交付についてでございますが、ご質問の要綱は、平成20年全国高校サッカー選手権大会に城西高校が出場するに当たり制定されたものであります。制定には、種目・金額等他自治体の交付状況も参考にし、3つの大会を対象としております。

理由としましては、特に知名度が高く、かつ全国的な水準で開催をされる大会に日置市内の高等学校が出場し、日ごろの鍛練の成果を発揮し十分な活躍ができるよう激励するため。また、日置市のPR効果も大きく出場選手の多額の旅費等が必要となることを考慮して制定をいたしております。

現在、各高等学校では、サッカー・野球以

外の運動部が九州大会、全国大会に出場する場合は日置市体育協会からの補助金や各学校PTAの特別予算として基金を設けたり、後援会組織などの手だてで対応が十分できていると認識をいたしておりますので、全ての運動部、文化部を補助対象にすることにつきましては現在のところ考えておりません。

〇5番(黒田澄子さん)

ご答弁をいただきましたので、1 問ずつ再 質問していきます。

まず初めの高等学校の全国大会出場に関する補助金の交付についてでございます。今回、この補助金の上限を50万円から100万円へと改正したい旨、11月21日の全員協議会にて副市長より説明を受けました。この点には何ら異議はございません。

この要綱の1条、趣旨には、市長は日置市内の高等学校が全国大会に出場し、日ごろの鍛練の成果を発揮し、十分な活躍ができるよう激励するために予算を定める云々とうたってあります。しかし、2条では、先ほどから言っていますように、野球とサッカーの大会だけだというふうになっているわけです。

この内容について、大きなスポーツ種目の 格差を感じますが、この点、いかがお考えか お尋ねします。

また、2種目限定の根拠をお示しいただきましたけれども、補助金要綱の中には知名度が高くとか、そのようなこと、また日置市のPR効果が大きい・小さいというのは特定の学校だけがそのPR効果があって、その他の学校がないというようなことをどういったところの基準で判断されるのか、そういった点をお尋ねしたいと思います。

〇教育長(田代宗夫君)

先ほども申し上げたんですが、ここに規定する以外のスポーツについては、先ほど申し上げましたように、それぞれのPTAやいろんなところの予算で足りているということで

ありまして、この大会については大変多額な 予算を必要としているというようなことから、 この補助要綱をつくったところでございます。

○5番(黒田澄子さん)

スポーツの格差、種目の格差についてのご 答弁をいただいてないんですけれども、その 点をもう一度お尋ねします。

〇教育長(田代宗夫君)

スポーツの格差というより、皆さんもご案 内のとおり、この2つの大会については全国 的に皆さんも大変関心の高いものであり、も う一つは、今申し上げましたように、多額の 予算がかかるということから、今この要綱を つくって補助をしております。

○5番(黒田澄子さん)

教育長の答弁で、それぞれ学校の補助金や 後援会などの組織、PTAでも組んでいます。 私も中学校のPTA会長をしているときに、 全国大会に剣道部が行ったときに、とにかく もう続けてでしたし遠方だったということで 慌てて次の年はそういう全国大会に向けての そういった制度をつくろうということでつく った経緯があります。しかし、そこが、保護 者がお金を出しているPTA会費の中からそ こをつくっていくわけですので、全て保護者 負担になるんです。だけれども、今回のこの 私が申し上げていますこれは市の税金の中か ら出されていく特定のところに対する補助金 ではないかなというように思いましたので、 今回質問させていただきました。その点、い かがお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

今ご指摘がございました要綱をつくる、きのうもちょっと鹿児島のほうで城西高校の壮行会をさせていただきました。やはりこれは全国レベルの中で、ただ差別をするというものでなく、日置市全体の気持ちといいますか、これを1つにし、また応援体制を含め、そういう気持ちも入っているということも十分理

解してほしいと思っております。

○5番(黒田澄子さん)

別にこういったサッカー・野球が決してい けないとかそういったことじゃないんです。 昨年、吹上高校も一生懸命頑張って弓道部が そういう大会に出られました、全国レベルに。 今年度も出られたそうです。私は、そのとき にこの要綱が改正されればよかったのかなと いうふうに感じました。それで、当局の皆さ んは、市のPRをするからとかそういうふう におっしゃるんですけれども、やっぱり税金 の使い方としていかがかなという点で、市民 の声も調査させていただきました。私の伺っ た方、ほぼ全員が、税金を使うのに何でその 2種目だけなんですか。 うちの子はバスケッ トに入っています。いや、我が家はバレー部 に入っている。剣道もやっているんです。一 生懸命頑張って今回はテニスが錦織選手で、 今後テニスをする人たちもふえていくのに、 そういったもので全国大会に行っても市のこ ういった補助がないというのはおかしいです ね。どなたもご理解いただける様子ではなか ったんですけれども、こういった市民の声に 対しては、どちらかわかりません、教育長で も。どのようにお考えでしょうか。

〇市長(宮路高光君)

基本的に、さっき言いましたように、体協の中でやる部分もございます。税金ということでございますけど、その効果といいますか、子どもたちは平等だというのはわかりますけれども、そこあたりの理解のしようがそれぞれ違うというふうには思っております。またこの部門については、大変ほかの部よりも多額の経費が、また保護者の方々も大変多く・サッカーについては何千万という一つの募金活動もやらなきゃなりません。ほかの部活については保護者の負担はあるんですけど、この2つについては今は全国レベルの中でそのよ

うな多額の費用が要る。鹿児島のそれぞれの 市町村においても、このような要綱の中で今 やっているということで、日置市だけがやる ということじゃなく、それぞれの各市町のと ころもお聞きした中で、今この2つだけを実 施しているというところでございます。

○5番(黒田澄子さん)

もう質問という形で言っても平行線ですの で、質問ではないんですけれども、やはり市 長が激励をするということが趣旨でこの補助 金がつくられていて、私たちのまちにそうい った大きな大会によく出場する学校がある。 そのことは十分わかっています。が、やはり 春高バレーだって最近はテレビでどんどん出 ていますし、今後PRができる種目とか、あ とお金がいっぱいかかるとかというのは大ま かな金額であって、それぞれ大変だと思って います。九州大会に出て、その後そのまま例 えば北海道あたりで全国大会があったり東北 であったりというときにはそれなりに保護者 の負担も大きくなるわけですので、この点は 今後検討されたいと思いますし、市民の声は 全然理解をいただいていないということだけ はお伝えしておきたいと思います。

では、続きまして女性の生涯にわたる健康 支援について伺いたいと思います。

今回、前向きな答弁をいただきました。産 後ケアについて質問するに当たりまして、鹿 児島市の施設、また日置市内の施設を研究調 査してまいりました。ちょうど時期も同じく 広報ひおき10月号や、「妊活・妊娠・ 全・子育て応援マガジンいっぽ」にも大きマガジンいっぽったとが取り上げられておりました。マガジンいっぽの中には、里帰り出産ができないとか実家が近くにない場合について、自宅に帰って10日目ぐらいが一番落ち込む時期なので、1カ月健診までの間にサポートが必要であると書いてありました。

助産院などで行う産後ケアには入所型や訪

問型があり、助産師が訪問指導や赤ちゃんの 沐浴をしたり、また、1カ月健診前の悩みで 一番多いのは母乳が出ない、赤ちゃんが飲ん でくれない、体重がふえないなどで、市内の 産婦人科では乳房外来で対応してくだかいと 言われます。助産院でも、デイケアのほかに ナイトケア、夜だけ行って泊まって帰るとい う、そういったこともされているということ で、そういったナイトケアの充実もしていき たいというふうな意向が語られておられまし た。

少子化の中で、このまちで出産していただ いた女性の体や心の健康を支えるために、産 後直後のケアが必要であるとの考えで、国が 今年度まで産後ケアのモデル事業に取り組ん できたという経緯があります。今回、宿泊型 について、やっていきたいというふうなご答 弁をいただいておりますけれども、多様な ニーズがありまして、助産師さんたちも回っ てくださっておるんですけれども、なかなか そこでは拾えない話などもあったり、実はそ こでは言えなかった話とか、あとやっぱり母 親になったら、出産するとすぐ母乳が出ると いうふうにほとんど思うんですけれども、実 際はそれがうまくいかない。赤ちゃんがなか なか上手に飲めなかったり、いろいろなこと があるわけです。

それで、今後この産後ケアのスケジュールをどのようにお考えなのか、来年度から実施のような感じでご答弁をいただいていますので、ご紹介いただきたいと思います。

〇健康保険課長 (平田敏文君)

お答えいたします。

先ほど答弁もありましたように、27年度から宿泊型の産後ケアということで、最大7日間、1日約18,000円かかりますので、それの2分の1を補助したいというふうに考えているところでございます。

初めての取り組みでありまして、どれだけ

のニーズがあるかわかりませんが、とりあえず今回はこの宿泊型から事業に取り組んでいきまして、そのほかデイケア等につきましては、現在本市において助産師等による育児相談や訪問指導も実施しておりますので、そのほうで対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○5番(黒田澄子さん)

来年度から宿泊型が始まるということで、 今までの負担が少し軽減されるということで、 いい制度が始まることを期待したいと思って おります。

このファミリーサポートセンターについては、今回はニーズが余りなかったというふうなことがありましたが、地域審議会等でも双子のお子さんをお持ちの方などが、非常に子育てが大変なんだという話をされていて、シルバー人材なんかでこういったボランティアじゃないですね、有償のそういったものもできないのかとかいうようなお声も出ていました。まず、ファミリーとおお声も出ていました。まず、ファミリーというものをアンケートになっていたかお尋ねいたします。

〇福祉課長(東 幸一君)

お答えいたします。

アンケートの問い方といたしましては、今回、子ども・子育てに係る部分で、子育てをする上で周囲からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうかといったような形で自由意見を求めたところでございます。

〇5番(黒田澄子さん)

どのような形のサポートが必要ですかというのと、国が進めるファミリーサポート事業というものはこういったこういったものを有償でやるんですよという声かけとはまた全然捉え方が違うのかなと思います。

今回、県内で設置されているところが鹿児 島市、いちき串木野市、枕崎市、出水市、薩 摩川内市、霧島市、姶良市、鹿屋市、志布志 市、西之表市、徳之島町、和泊町となってい るようです。

始良市は、安心子ども基金を利用して国と 県が3分の1ずつ補助をされる中で委託料 420万円で社協に委託をされています。依 頼会員、頼むほうの会員が368人、提供会 員が164人で、平成25年度利用が実績で 594件でした。

薩摩川内市は、市直営でやっておられます が、市の職員が1人と臨時職員1人、嘱託職 員1人の雇用で、経費は国の保育緊急確保事 業のファミリーサポートセンター事業を活用 して、413万7,000円の事業費のうち の3分の2の280万円が補助金で賄われて います。ここは呼び方が、任せて会員 130人、お願い会員331人、そしてこの お願い会員の若いお母さんたちの中に、私も 預かってあげられるよという両方できる会員 69人で、平成24年度の実績が2,914件 あったそうです。ほぼ平日30分利用で 300円、そのうち薩摩川内市の場合は半額 を助成されていました。これは別に助成して くださいということではありませんが、その ような使い方をされています。

これは産後の女性のみならず、体調不良の 場合やお仕事が遅くなったり、既に介護も行っている場合の女性のサポートとして今後、 本市でぜひ取り組んでいただきたいなと考え て今回提案しました。一番利用が多いのは学 校の送り迎えを、お仕事をしているお母さん たちがちょっとお願いしますというものとか、 例えば産後、お買い物に行けない。赤ちゃん は外に、1カ月以上たたないと出すことはで きませんので買い物ができない、そういった ものを手伝ってもらう、そういったものをワ ンコインだったり、時間単位で300円だっ たり、そういったお手伝いをしていただけるというものでございます。やり方は市が直営でやったり、社協さんにお願いをしたり、またほかの形でやったりということはあると思いますが、コーディネート力がやっぱり一番問われるところだと思いますが、ほんとに困っている若い人たちにとってはありがたい制度かなと思っておりますので、もう一度このファミリーサポートセンター、取り組まれる様子をお伺いしたいと思います。

〇福祉課長(東 幸一君)

今、議員のほうからいろいろとご紹介がありましたとおり、他の市町村でそういった取り組みがなされている状況は把握しているところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げました自由意見の中でも、こういった制度があったらいいなと、あれば使う機会もあるかもしれないというようなふうにご意見もいただいておりますので、今後につきましては、この利用希望者の把握とか、それから事業実施の方法、それから夜間希望等、こういったものを、今ご紹介がありましたけれども、先進地を参考に検討させていただきたいと思っております。

○5番(黒田澄子さん)

今回の産後ケア等、このファミリーサポート支援事業につきましては、子育て支援の中でもお産直後というここがすごく穴があいてしまっていて、支援が余りほとんどされていない、そういったところを何とか賄えないかなという点で、近隣市町村も取り組んでいますし、国もここを一生懸命進めようとしておりますので、何とぞ頑張っていっていただきたいと申し添えておきます。

それでは、定住促進について、市長の答弁 の中で、これはやはり過疎地域だけに限定す るというような、そういった意味合いのご答 弁でした。やっぱり、今回なぜ私が日置市内 の若者に対してもそういったことができない かなということを提案したかと申しますと、 この財源というのは日置市のもので、それを いただく人は市外の人たち、この市で一生懸 命働いて賃貸ではあってもこのまちが好きで 住んでくれている人たちが、さあおうちを建 てようと思うときには何ら特典がないと、そ して今、太陽光の設置だったり合併浄化槽の 補助金なんかも賃貸の人はほとんど関係がな くて、おうちをお持ちの方にはそういった制 度もあるんですけれども、そういう若者には 余りそういった光は当たっていないというふ うに感じております。このまちに住んでくだ さっている方たちがこのまちにとどまること も私は定住ではないかという点で、今回市長 にお尋ねをしたんですけれども、市長からは やはり過疎地域への定住ということだけがご 答弁であったんですけれども、その点もう一 度お伺いしますが、このまちに住んでいる人 たちが外に逃げないことへの手だてというの は何か市長としてはご展望があるのでしょう か。

〇企画課長 (大園俊昭君)

定住の促進ということで平成24年度から 事業を実施しております。現在のところ、過 疎地域に対象ということで行っているところ ですけれども、来年度からはこれまで一律で ございました補助金額を高齢化率あるいは人 口減少率をもとに3カ年といたします。また、 伊集院地域の周辺部につきましても対象地域 に加えるというような制度の見直しを行って いるところでございます。

このようなことから、今後の3年間の動向 等を踏まえまして、次の段階で市内在住者へ の定住促進については研究していきたいとい うふうに考えているところでございます。

また、若い世代の方が日置市を定住の地ということで選んでいただくことは大変貴重なことでございますので、そのための施策もい

ろいろと講じているところでございますけれども、今後も若い世代の方が住み続けていっていただけることができるような、魅力ある施策の取り組みというのを進めながら、定住促進にはつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番(黒田澄子さん)

先ほど言われた過疎債を原資で過疎地域に ということでいままで行ってきたものが、若 干伊集院地域にも広がるということは先日お 伺いしましたので、この点は評価できる点で すけれども、妙円寺地域と伊集院小学校地域 はここから外れるということで、このまち中 の人たちはまた今回外れてしまったなという 感じがしておりますけれども、例えば、今外 れた地域の人たちが、実は吹上の人だったり、 日吉の人だったり東市来の人だったりしたと きに、そっちのほうに行っておうちを建てた いなということも、日置市内の中でも今回外 れたところの町部というふうに言われている ところから過疎地域にちゃんと若い人たちが 帰って住もうとすることも、やっぱり今後応 援していってほしいなというふうに思います。 外から来る人たちを取り込むことも大事なん ですけれども、町部にいる人たちがちょっと でも、今市長が一生懸命子育て支援のために 住宅を建ててくださったり、そういったこと が進んできておりますので、住宅よりももう おうちを建てようとかいって地元に帰ろうと する人たちのそういった支援もしていただけ ないかなという気持ちで今回は提案をしてい ます。

今後また3年が終わったら、何とか検討も 考えていきたいというご答弁でしたので、そ の点は評価し、また頑張っていただきたいと 思います。

私は今回、笠岡市の事例を非常におもしろい制度をつくられたんだなと思って勉強してみました。これは3世代同居等ですので、同

居しなくても大体1㎞圏内、聞いてみましたら、地図で、グーグループマップできゅっと引っ張って1㎞のところ以内に住んでいるかどうかはチェックされるみたいなんですけれども、転居してきてくれさえすれば引っ越し費用やそのときの手続の費用を合わせて10万円くらい出してくれるということでした。

最初は、笠岡市さんは子育て支援というこ とで、先ほども言いましたとおり、両親が働 いていても子育てを祖父母に応援していただ けるという狙いで始められたそうですけれど も、私は逆に今度は、その子どもたち、孫た ちがもっともっと育っていったときには、今 度はお父さん、お母さんたちのほうが高齢に なっていって、いろいろとちょっとご支援い たただきたいということやら、見守りをして いただきたい、そばにいてくれるだけで安心 できるといったことも今後起きてくるのかな。 この日置市も高齢化に向かっておりますので、 そういうこともあるのかなというふうに思っ て、今回、そのような過疎地における自治会 が消えるとかそういったことを打破する一手 として、おもしろい取り組みだなと思ってご 紹介したところでした。まずは研究のところ から入ってみられないか、もう一度市長のご 見解を伺います。

〇企画課長 (大園俊昭君)

本市におきましても定住促進対策あるいは 子育て支援の一層の充実、こういったのは重 要かつ早急に取り組む課題というふうに認識 いたしております。このことから、先ほど市 長より答弁も行いましたけれども、1月に人 口減少問題に関しますプロジェクトチームを 設置いたしますので、ただいまありましたよ うな他市町村の先進データを調査しながら、 本市に合った制度について検討していきたい というふうに考えているところでございます。

〇5番(黒田澄子さん)

それでは、4番目の共生・協働の地域づく りのあり方について伺っていきたいと思いま す。

市はこれまで地区振興計画に基づいて地域の課題を地域で解決するとか、今後、我が地域はどのような地域にしていきたいかということを市民の側からみずから考え地域づくりをしていくのであるといったような趣旨のお話を議会でもたくさん伺ってきました。これまで多くの議員もこの点で質問に立たれています。そこで、1期の振興計画に上がっているハード面の課題はほとんど解決されているとの見解を示されていますので、その点でお尋ねをします。

1期の策定に当たり、この振興計画なるも のがどれくらい市民に理解されていたとお考 えかお伺いします。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

お答えいたします。

地区公民館の設置とあわせまして計画づくりに着手した経緯がありまして、第1期におきましてはほとんどが自治会主体で解決すべき課題が集約されたと考えております。自治会では、役員を中心に地域課題が話し合われてきたと認識しておりまして、計画づくりに地域住民の参加が少なかったり計画策定が市民に行き届かなかった地区も多かったものと考えております。

○5番(黒田澄子さん)

そのとおりだと思います。全くさっぱりわからない中でいろいろなことを調べ上げることで精いっぱいだった。それはほとんど役員の人たちだけでしなければならないこととしてやっていってたんじゃないかなというイメージと実際そういったふうであったというふうに私も感じています。しかし、地域づくり課のほうでは、この計画は住民が主体で、住民がみずからこうやっていくんだ、そういったことがこの地域づくりの基本なんですよ

と毎回お話がありますので、やはり今大きなこういった計画をされるときの準備というものが余りになおざりにされて、計画だけはさっさと進んでいくけれども、住民の理解というものはなかなか追いつかなかったのが1期目だったのかなというふうに私も思います。

その1期目で、8番議員も言われたんですけれども、1期目のときには市長も、もう市道でもなんでもかんでもいっぱい事業が入ってきていたと。でも、それは何でもかんでも入れていいということで入ってしまっていたんだと思っています。やっぱり計画以外のところのものが1期目にたくさん上がっていたのは、やっぱりそういう、最初からそういった声が拾われていなかったんだと思うんです。だから、ほんとに1期目は地域づくりのモデルに余りならない、1期目を過ぎていったのかなと私は感じています。

そこで、この3期目の計画は、順番に10%、15%、20%まで上げてきたんですから、今回3期目は25%でいいんじゃないかなと私は思ったんですけれども、それが何と倍以上の50%、ここの根拠が先ほどのご答弁では余りちょっと明確になっていないので、もう一度ご答弁願いたいと思います。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

8番議員の質問でもお答えしましたけれども、ソフト事業を拡充していくということが地域づくり推進事業を地区の特性を生かした自治機能の維持や協働の仕組みづくりなどソフト事業に軸足を移していこうという考えのもとで取り組んでおります。地区振興計画に基づく課題解決で取り組んできました身近なハード事業につきましては、市が計画的に進める公共事業では行き届かない身近なハード整備として必要と考えていたものでございまして、6年間の取り組みでそのあたりはほぼ達成しつつあると考えまして縮小するものでございます。

今後の方向としましても、地域づくり推進 事業はソフト事業を中心に位置づけていきた いと考えているところでございます。

〇5番(黒田澄子さん)

8番議員もその点をつついておられました。 現場はやはりハード面がまだまだ残っていま すよと言っているけれども、当局側はもうほ ぼ終わりました。話がやっぱり平行線になっ ているなということを考えます。

私たち伊集院地区公民館は31の自治会が ありまして、1万人以上の住民が住んでいま す。各自治会特色のあるいろんな取り組みを 長年されてきて、それなりに地域づくり一生 懸命されてきているというふうに理解してい ます。しかし、この事業が始まったことによ って、地区館でおいて事業を展開しなければ ならない、ソフト事業をやらなければならな い。ねばならない、ねばならないというよう なイメージの中で、地区館の秋祭りが実施さ れるようになりました。秋祭りに私は何ら異 論もありませんし、もともとお祭り好きです ので楽しいなと思っておりますけれども、市 は、何か形があるものをつくることを非常に 努力をされているというか、力を入れている ように映ってくるんですけれども、それがほ んとの地域づくりなのかなというふうに疑問 を持ちます。

大体この事業は、どれくらい先を見越して こういった事業を推進されているのか、その 点についてお伺いいたします。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

協働のまちづくりを進めていく拠点・組織としまして地区公民館を位置づけまして、地域の課題は地域で解決していこうとする新たな住民自治の仕組みとしまして地区振興計画に基づく事業に取り組んでいるところでございます。

自治会は地域コミュニティの中心としまして地域の取りまとめや問題解決に取り組んで

おられますけれども、あくまでも地縁による 自主的な組織でありまして、自治会を初め各 種団体等の皆さんの意見を十分に反映できる 組織としましては、やはり地区公民館を主体 にした地域づくりというのを推進していきた いと考えております。

高齢化や過疎化が進む中におきまして、地 区公民館の担う役割と期待はますます大きく なってくると考えておりまして、今後も地域 の特色と実情を重視しました地区の主体的な 地域づくりへの支援は継続していきたいと考 えているところでございます。

○5番(黒田澄子さん)

小さな規模の地区公民館はまとまりもいいですが、1万人を超えて31自治会のあるところを市はどう考えているのかなというのがここ6年間疑問でありました。

とっても大変です、ソフト事業をしていくということで、現場が。ですから、もうちょっと、8番議員もおっしゃいましたけれども、4本の柱とかじゃなくて、メニューをもっと出してくるべきだと思いますし、まますしているがでもできたのか、地域づくり課が中心になっていろんなというに振られて、ソフト事業で取り込めることにはこんなこともあるよ、あんなこともあるよっていう話し合いがなされた上でこうやって50%を出してこられたのか、その点をお聞かせください。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

先ほども申しましたように、我々が取り組む地域づくり、協働の地域づくりはソフト事業が中心になるということを考えておりまして、計画づくりにつきましても先進事例とか紹介しましたり、あるいはこういった課題でこういう解決に向けて動きたいと、何か事業としてはありますかという質問には応えているつもりでございます。なかなかその辺がソフト事業を拡充する中におきましては、やは

り地区での話し合いが不可欠になってきます ので、ノウハウとかが必要になってきますの で、地区によっては差が出てくると思います けれども、今後も必要な支援はしていきたい と考えているところでございます。

○5番(黒田澄子さん)

どんどん支援をしていってほしいと思います。なぜかというと、自治会長さんも民間の方です。行政でそういったことを学んだり先進事例なんかをわかっている人たちではないということを基本に、よくおわかりの行政の方たちがいろんなノウハウをどんどん提供していってほしいなと思います。

健康保険課の健康づくり活動もどんどんソフトに入るということでございますが、12月1日に岡山県の津山市の安本氏を講師にお招きされた介護予防のトップセミナーが開催されたということで、それに参加された同僚の議員さんたちが筋力アップの体操を週1回、3カ月やったビフォーアフターの映像を見られて、もうほんとにふらふらして歩いておられた方がちゃんとしっかりと歩いておられた方がちゃんとしっかりと歩いておられる姿に感動したということで、こういったことをどんどん紹介できないのかと思うんですけれども、この事業について、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

〇介護保険課長(福山祥子さん)

ただいまご質問のありました事業について ご紹介をいたします。

この介護予防の事業は、高齢者の方々が身近に通える場所を選定いたしまして、週に1回だけ集まりまして、重りを使用しました6種目の誰でもできる簡単な体操をゆっくりと実施するという簡単な筋肉トレーニングでございます。これを今年度は妙円寺の2区を対象といたしまして、モデル地区といたしまして1月から3カ月間実施してまいります。来年度におきましては、私ども介護保険課のほうでは4地域2カ所ずつの計8カ所を対象

といたしまして、来年度からは拡充していこ うと思っております。

体操自体は各地域の方々がやりたいという ふうにお声を上げていただいたところに私ど もがある一定期間支援をさせていただきまし て、今後はその方々が中心となって、主体と なってやっていただくような事業を想定して おります。

以上でございます。

〇5番(黒田澄子さん)

このような事業もソフトのメニューに入れ ていただいたりすると、地域の方たちが今苦 労をしながらその策定に当たっておられるん ですけれども、ほんとにソフト事業は行政が 考えるときにも一番難しいことだと思います。 それを現場に流されるときに、もっともっと 丁寧に、もっともっと理解いただけるように、 聞いてきたら教えてあげますよって、こうい うスタンスではだめなんじゃないかなと私は 思います。もっと聞いてくださいよ、こんな こともあります。ほら資料もこれがあります よって、メニューもいっぱいつくって、ほん とにこのまちの地域づくりを一生懸命やって いきたい、このまちをいいまちにしていきた いと思う思いがあるのならばそれくらいのこ とはできるんじゃないかと思って、今回はこ ういったメニューのことも庁舎内でお話され ましたかというふうにお伺いをしたところで ございます。

今の伊集院地域も未来会議とかをしてくださっておりまして、私も自治会から頼まれて行ってねといって行かせていただいています。会議のあり方としては非常にためになりますが、最終的につくり上げていく、何をしていこうかというところでは、やはり非常に難しい問題があります。自然があったり地域のつながりがあります。でも、それがどうやった形になっていくの、これにどうやって事業に固めていくのという部分は非常に苦しい産み

の苦しみをどこの地区館もやっておられると 思いますので、今後そういった点のサポート を一生懸命やっていただけるかどうか、その 点、もう一回お伺いします。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

地区振興計画に基づきます地域づくりは、 地域に一定の財源と権限を与えまして、地域 独自の自主的な地域課題解決の取り組みを推 進していこうとするもので、そういった形で 始めました。地区からそれが負担になってい るという声もお聞きしましたけれども、それ を地域が負担感として背負うのか、あるいは チャンスとして捉えるかでまた地域の取り組 み方も変わってくるかと思っております。

地区・地域から相談があったことにつきましては、先ほども申しましたように、できるだけ情報を提供していきながら支援はしていきたいと考えているところでございます。

〇議長(宇田 栄君)

あと2分であります。

○5番(黒田澄子さん)

百何世帯の地域と1万人を超える世帯の地域とでは手だての仕方にやはり工夫を行政はしていただきたいと申し添えておきます。

あと館長さんのことを言いましたけれども、 ご答弁の中では館長さんには敬意を表します ということで、敬意で終わっております。し かし、支援員の待遇を改善するというふうに 書いてあります。私は、支援員さんのことは 今回は申しておりませんでしたが、支援員の ご答弁をいただきました。館長さんについて は今後そういったことはお考えにならないの かだけお伺いいたします。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

地区公民館の運営、活動の推進に当たりまして館長の役割というのは今後ますます大きくなると考えております。今後、館長の役割やあるべき姿等を踏まえまして、必要な時期に見直していきたいと考えています。

○5番(黒田澄子さん)

これで最後にしますけれども、必要な時期に検討ということですので、必要な時期が早く来ますようにと願いますが、市は自治会の行政嘱託員に対して人口別にランクをつけて分けられた経緯があります。でも、地区館長さんについては100世帯と1万人のところと、全然それはなかったということで、もう一度その点について、どのようなふうに検討していかれるかだけお伺いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〇地域づくり課長(堂下 豪君)

行政嘱託員は任務に対します責任報酬の考え方とあわせまして、職務上、担当する自治会の規模を一定の考え方で報酬に反映館長の問題を一定がます。地区公民館の監理統括としての性格が強く、地区の活動内容によりまして差が生じることはあるかと思っておりまして差が生じることはあっておりますが出てくるものではないかと思っておりますがいましたように、今後考えておりますので、役割、あるべき姿等を検討しながら見直していきたいと考えています。

〇議長(宇田 栄君)

ここで、しばらく休憩いたします。次の開 議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、田畑純二君の質問を許可し ます。

〔17番田畑純二君登壇〕

〇17番(田畑純二君)

私は、さきに通告しました通告書に従いま

して、3項目一般質問いたします。

さきの同僚議員の一般質問と重なる部分も ありますが、私は私の立場で、私なりに一般 質問させていただきます。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして第1の問題、本市の社会インフラの再生についてであります。

社会インフラの管理主体は、国、地方自治体、高速道路会社、鉄道事業者、民間企業とさまざまであります。地方自治体が管理主体となっている施設は下水道、砂防、海岸堤防等及び公営住宅の100%、橋梁、橋数の96%、港湾施設数の91%、トンネル本数の72%などと多いです。民間企業の施設と違って、地方自治体には社会インフラ更新するための減価償却の積み立て制度がありません。現在は国も地方も厳しい借金財政にあり、問題が集中的にあらわれるのは社会インフラの大部分を管理する地方公共団体であります。

市長は、社会インフラの老朽化と地方自治 についてどのように考え、日ごろの行政でど うしていますか。具体的詳細にわかりやすく 答えてください。

2番目、将来のまちづくりを見据えた社会 インフラの再生を図るためにインフラの再編、 集約化、長寿命化、民間活用などインフラ老 朽化への対策にはインフラマネジメントの考 え方が重要であると言われております。

合併して10年経過する本市においても、 旧町の均衡あるいは発展と周辺部活性化のために施設の安定運営を行うべきであり、諸公 共施設の維持費を考え、運営見直しの必要も あります。本市では、社会インフラの再生を 図るためにどんな政策をどう実行し、その成 果・効果はどうか、市長の具体的明快なる答 弁を求めます。

3番目、国土強靱化地域計画は、基本法第 13条において都道府県・市町村が定めるこ ととなっており、当該都道府県等の区域にお ける国土強靱化に係るほかの計画等の指針と なるものであります。

国土強靱化は、地域の強靱化の積み重ねでもありますので、地方公共団体が主体となって地域計画を策定し、その中で重点的に進めるべき具体的な施策、事業を示しながら、国・地方・民間が一体となって、国土強靱化を進めることが不可欠であります。

政府としては、地域計画策定モデル調査の 対象団体以外に対しても随時相談に応じるこ とにしていますと内閣官房国土強靱化推進室 参事官も述べておられます。

市長は、国土強靱化の本格的な推進に向け てどのように考え、今後本市ではどうしてい くつもりか、わかりやすく明快に答弁願いま す。

4番目、近年、全国的にインフラの損傷事故がふえてきています。高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進んでおり、近い将来、更新需要の増大が懸念されています。その中には、バブル経済崩壊後の景気対策や平成の大合併に伴う合併特例債によって整備されたインフラの更新も控えており、計画的にマネジメントしていくことが必要です。

現在、全国の都道府県・市町村においては、 総務省通知により、全庁的・分野横断的にイ ンフラ管理の方針を示す公共施設等総合管理 計画の策定が要請されております。この計画 では、将来のインフラのあり方を描いた上で、 維持・更新費の削減目標とそれを実現するた めのマネジメントの方針を示すことが求めら れます。

市長は、本市での社会インフラ老朽化の解決に向けての課題は何で、それにどう対処していくつもりですか。市長の具体的でわかりやすい、明快なる答弁を求めます。

5番目、最新の文部科学省調査によります と、平成4年度から平成23年度の20年間 では公立の小中高等学校は全国で6,834校 が廃校となり、最近では毎年全国で約500校が廃校となっています。学校のほとんどは、言うまでもなく地区や地域の中心に位置し、廃校で放置されることは地域の衰退を大きく加速させるおそれがあります。そのため、地域の共有資産として校舎を残す地元の要望も高く、地元の意向を配慮して有効活用が図られ、全国各地で次のような多様な活用事例が見られます。

1、社会教育施設、2、福祉医療施設、3、体験交流施設、4、産業施設、5創業支援施設、6、庁舎や住宅等の複合公営施設、大学施設。

廃校活用には3つの課題があり、本市を初め多くの自治体にはどれかに属しています。まず1番目に、現役学校が休校・廃校となる予定でその後どうするのか。2番目に、もう既に廃校になっているのを今後どう活用するのか。3番目に、活用中物件の諸問題解決方で廃校を活用しているところの目的遂行、諸課題の解決及び運営改善、採算収支改善であり、今後これらは増加していくと考えられます。

市長は、本市での地域振興における多様な 廃校活用と課題、今後起きてくると思います が、その方向性をどう考えどう対処していく つもりか、市長の見解と方針を具体的にお示 しください。

第2点、本市の福祉政策についてであります。

全ての人々の基本的人権の尊重と恒久平和 希求の基調となる社会保障にあっては、ノー マライゼーションの理念に基づき、全ての 人々が21世紀においても健康で文化的な最 低限度の生活が保障され、戦争と平和の時代 から平和と福祉の時代へと発展させることが 喫緊の課題となっているとも言われておりま す。

人口減少・少子高齢化社会が本格化する

21世紀を見据え、今国民一人一人が問われているのは、今後も健康で文化的な最低限度の生活が持続的に保障された平和と福祉の時代へと発展すべく、ソーシャルガバナンス、すなわち国民協治による社会福祉の普遍化を通して市民福祉社会を構築し、いずれの国とも友好関係を保つための外交努力を重ね、国際社会において名誉ある地位を占めることだとも言われております。

市長は、本市での市民福祉社会の構築をどのように考え、日ごろの行政の中でどうしているか、具体的にわかりやすく、詳細に答弁願います。

2番目、我が国では福祉政策は公的扶助・ 社会保障・公衆衛生と並ぶ社会保障政策の構 成要素の一つであり、狭義では、狭い意味で はと社会福祉サービスの分野を、広義、広い 意味では公的扶助と社会福祉サービスをあわ せた分野であると言われております。

社会保障とは、言うまでもなく、誰もどのような生活困難に直面しても、最低生活水準を確保し、安定した生活が維持できることを通して、通常の社会生活を享受できるようにする国と自治体の政策・制度であると言えます。本市での福祉政策はどんなものがあり、市民の日常生活にどう役立っているか、具体的にわかりやすくお示しください。

3番目、地域ケアシステムとは本人及び家族の選択に基づいた住まいと住まい方の基盤の上に、必要な生活支援と福祉サービスに媒介されながら、保健・医療・福祉・介護・リハビリテーションなどの専門サービスが包括的に提供される体制です。医療から介護へ、病院から地域へというキーワードによって地域包括ケアシステムの構築が取り上げられ、地域包括ケアシステムは単なる制度サービスの整備だけではなく、地域づくりという面がクローズアップされます。地域医療・介護確保推進法においても、地域包括ケアの考え方

に従って医療及び介護改革が進められようと しています。

本市では、地域包括ケアシステムの実現に 向けてどんな考え方でどのように対応してい るか、市長の見解と具体的方針をわかりやす く明快に答弁してください。

4番目、地域間格差が大きい国保財政ですが、国民健康保険に限らず、医療保険は厳しい財政状況に陥っており、都道府県運営移行は国保改革の1つのステップと言われております。国保財政の改革だけでは健康は守れず、総合的視点からの改革が求められております。と1世紀の改革が求められております。21世紀の高齢社会には、医療の制力には、医療の機会を国民に均等によりに提供していくためには、医療の機会を国民に対等にかった医療の機会を国民に対等によった医療の機会を国民に対等による必要があると言われております。

地方分権時代においては、福祉政策における地方の役割は大きくなり、福祉政策の財源を捻出するためにも、特に地域経済の再生は不可欠であります。自治体はこうした総合的な視点から、住民の福祉維持に対応していく必要があります。

市長は、国民健康保険における自治体の位置づけと課題をどう捉え、どのように対応していくつもりか、市長の忌憚のない率直で内容のある誠意あふれる答弁を求めます。

5番目、近年の待機児童の問題はここ 20年ほどの間に生じましたが、不思議なこ とに、少子化の進行とともに待機児童問題の 深刻さが増しているように思われます。本市 でも、待機児童問題の現状やそれに対する全 国各自治体で行われているさまざまな取り組 みを調査研究し、待機児童解消に向けた課題 や手がかりについて具体的に真剣に検討し、 実施していく必要があります。

それと同時に、単なる数字合わせとしての 待機児童解消ではなく、まちづくりや地域活 性化の視点から待機児童問題を考え直してみ る必要があります。来年度から実施される子 ども・子育て支援制度は需要に着目して需要 と供給のバランスを図ろうとするものであり、 待機児童の解消にも一定の効果があるのでは ないかとは期待されます。市長は、本市での 待機児童の現状とこの問題解消の鍵をどう考 え、どのように対応しているか、市長の見解 と方針をわかりやすくはっきりとお示しくだ さい。

第3点、最後であります。本市の健康政策 についてお尋ねいたします。

1番目、厚生労働省がまとめた2014年 度厚生労働白書によりますと、男性は平均寿 命79.55歳に対し、健康に日常生活を送 れる健康寿命は70.42歳で、9.13年短 いです。女性の平均寿命は86.30歳で、 健康寿命は73.62歳で、約13年短く、 健康寿命を伸ばす重要性を訴えました。2つ の寿命の差が開くと医療や介護費用が高くな るためです。

深刻化する少子高齢化や人口減少社会の懸念の中で、重要性を増す健康政策、中でも政府が戦略市場に位置づける健康寿命の延伸に向けた取り組みには、単なる健康づくりを超えて新たな社会のあり方まで見据えた戦略的な活動が求められております。

市長は、健康寿命を伸ばした健康長寿社会 をどう構想し、日ごろの行政でどうしている か、具体的詳細にわかりやすく答弁願います。

2番目、日本全国各自治体では、健康づくりに関連した多くの事業や活動が行われています。しかし、それらを通して各自治体の健康や福祉の課題が解決してきたとは言い切れず、これからの健康なまちづくりのために政策の目的達成のための条件整備を図る必要が

あります。

地域の地家整備の調整ということは最も重要な地方自治体の役割といえ、それは地域づくりの調整とも言えます。ここで調整というのは、地域行政だけ考えるのではなく、さまざまな参加者が知恵を出し合い、協働でつくり創造する場を設定することが本格的な役割であり、その過程で行政の進むべき役割を果たしていくことが重要な責務と言えます。

市長は、健康づくりから健康政策への自治 体の役割と責務をどう考え、どのように実行 しているか、明確に、詳細に答弁願います。

最後です。4番目、本市では生活習慣病の 重症予防に向けてどんな政策をどう実行し、 その成果・効果はどうか、具体的にわかりや すくはっきりと答えてください。

以上申し上げ、おのおのに具体的に明確で 内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしま して、私の1回目の質問を終わります。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

1番目の本市の社会インフラの再生について、その1と2は関連がございますので一緒に答弁させていただきます。

本市の道路、橋梁、下水道、公営住宅など

インフラは、古いものは建築 5 0 年以上を経 過しているものもあり、経年劣化による損傷 の修繕・更新等、そのための財源の手当てが 課題でございます。

このため、社会資本総合整備計画に基づきまして、道路、公営住宅、橋梁などの長寿命化の取り組みを推進し、インフラ機能の維持と安全性の確保を図っているところでございます。

3番目でございます。国土強靱化につきましては、大規模自然災害等が発生した場合には人命の保護が最大限図られること、迅速な復旧・復興に資することを目標とする国土強靱化基本法が制定されており、この中で都道府県、市町村が策定する計画として、国土強靱化地域計画を策定することができると規定しております。

このため、国土強靱化地域計画を円滑に策 定するための指針として、国はガイドライン を示していますが、本市といたしましても県 やほかの市町村の動向を踏まえて検討したい と考えております。

4番目、インフラの老朽化問題は、地方公 共団体が抱えている共通の課題であることか ら、本年4月に、総務省から公共施設等総合 管理計画の策定の指針が示され、各地方公共 団体において平成28年度までに計画を策定 するように依頼がありました。このため、本 市は平成27年度中に計画を策定、施設の建 てかえや維持管理の方針を定め、中長期的に 必要な費用を把握するほか、施設における課 題を明らかにするとともに、施設のよりよい あり方を検討していく際の基礎データにする こととしております。

5番目、本地区における廃校の施設につきましては、主に地区公民館として活用しており、その中の一部は地区公民館の機能をあわせ、体験交流施設としても利用を図れるところでもございます。

廃校の活用は、地域のよりどころとして建物を残してほしいという地域の意向に応えるとともに、地域振興の拠点施設として活用できる可能性がありますので、今後、廃校の活用を検討する際にはどのような活用策が適しているのか、地域の皆様方の意向を十分尊重し、有意義な活用策を慎重に判断することが重要であると考えております。

2番目の本市の福祉政策のその1でござい ます。

本市は高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が生涯にわたって住みなれた地域で安心して健やかに暮らせる地域を目指して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

多様化する課題に対しまして行政で解決することは難しく、声かけや見守りなど住民同士の助け合いを初めとして、自治会長、民生委員児童委員、福祉施設など各種団体、事業者の協力・連携が重要となっております。いつまでも安全・安心な日置でいつまでも生き生き健やかに、ともに暮らしともに支え合う福祉のまちづくりの目標に向けて取り組んでまいります。

2番目でございます。本市の福祉政策は、 高齢者や障がい者、社会的援護を要する市民 への支援など、社会福祉に関すること、生活 保護法に基づく援護等の生活福祉に関するこ と、健康づくりと保険事業、介護保険に関す ることなどがあります。全ての市民が生活の 拠点である住みなれた地域で、人としての尊 厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい 自立した生活を送るためのサービスを行って いきます。

3番目でございます。今後も高齢者が増加 していく中、介護が必要な状態になっても、 できる限り住みなれた地域で安心して生活で きるよう、医療、介護、予防、住まい及び生 活支援サービスが切れ目なく一体的に提供さ れる地域包括ケアシステムを実現することは 重要なことでございます。本市におきまして も介護予防や認知症対策の充実、在宅医療・ 介護連携体制の整備、地域づくりや社会資源 開発、多様な生活支援サービスの創出などの 基盤整備に努めてまいります。

4番目でございます。我が国の皆保険制度の中でその位置づけですけど、国民健康保険の保険者は各自治体であり、国民健康保険に加入している被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡を保険事故とする医療保険事業を行っております。保険者として保険事業を安定的に運営するために税金を賦課徴収し、加入者にご負担をお願いしているところでございます。また、医療費の適正化や健康づくりを展開し、歳出の抑制に努めているところであります。

課題といたしまして、年金生活者や非正規 職員など所得の低い方への負担をいかに抑え、 またふえ続ける医療費の対策が必要であると 考えております。

5番目でございます。現在、保護者の希望 する保育園に入所できないという場合もある と思いますが、保育協議会の協力を得ながら 保育園に入所していただいており、待機児童 はないと考えております。

今後、入所児童も増加傾向にありますので、 保育協議会との連携による保育園の定員増や 施設整備等に対応していきたいと考えており ます。

3番目で、本市の健康政策について、その 1でございます。国は健康寿命の延伸を優先 課題として目標を設定しており、本市におい ても国と同様に日置市健康づくり推進条例の 中で健康寿命の延伸をうたっているところで ございます。

7 5 歳以上の割合がピークを迎える 2025年問題として、いかに元気な高齢者 をふやしていくかが課題でありますが、各関 係各課とも十分連携を図りながら、課題解決 に向け政策化しているところでございます。

2番目でございます。平成24年度の日置 市健康づくり推進条例を制定し、市民が安心 した健康的な生活を送れるよう、また社会保 障制度を守っていくためにも行政の責務を明 確化しております。その上で、市民、医療、 事業所、地域などの役割についても明記し、 元気な地域づくり運動を推進しているところ でございます。また、現在、第2期総合振興 計画においても保健、福祉、介護など総合的 に解決していくための具体的方策について、 本市の最優先課題として現在政策化している ところでございます。

さらに、各地区公民館単位で作成しております第2次地区振興計画においても、地域ごとの課題に合わせた事業が展開できるような仕組みをつくっているところでございます。

3番目でございます。本市について、現在、 日置市国保レセプトデータや特定健診の結果 などを総合的にデータ化した医療費分析ツー ルを導入しており、医療費分析を行うことで 本市の課題が明確になっております。また、 本年度より本格的に稼働している医療と介護、 健診データを一元化した国保総合データシス テム(KDBシステム)もあわせて活用し、 介護予防までを見据えた総合的な施策を計画、 実行、評価することに活用しております。

4番目でございます。さきに述べました医療費分析ツールを用い、生活習慣病の重症化を予防するため、3カ月以上治療を中断している方を訪問し、受診勧奨等の指導を実施しております。また、糖尿病等の重症化を防ぐため、市内医師会と連携した糖尿病重症化予防教室を開催し、毎年約60名の参加があります。教室終了後、糖尿病のコントロールも安定するなど一定の効果が出ております。教室終了後もOB会を開催し、継続した取り組みを支援してまいります。

以上で終わります。

〇17番(田畑純二君)

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、 さらに深く突っ込んで、別の角度、視点から も含めて、いろんな重点項目に絞って質問し ていきます。

1、本市の社会インフラの再生について。 我が国においては、昭和30年ごろから道路、 港湾など産業インフラ、大都市近郊の大規模 団地の整備が実践的に進められました。 50年ごろからは下水道など生活関連インフラ整備が集中的に進められてきました。社会 インフラの大部分を管理し、厳しい借金財政 にある地方自治体が社会インフラ問題の難局 を乗り越えるには、地方分権と自治の活性化 が必要であります。ですから、社会インフラの利用者である受益者である地域住民の参加 により、住民が望む地域の将来像をまず明ら かにし、将来像を支える社会基盤の構想を描 いてみる必要があると思われます。

この構想により、現状の社会インフラを点検評価して、構造開始、転換を含む社会インフラの再生へと進むからです。

市長は、日置市の住民が望む地域の将来像をどのように考え、それを支える日置市の社会インフラの構想をどのように描いているんですか。まずお聞かせください。

〇市長(宮路高光君)

インフラの場合は、安心・安全、特に道路、 橋梁、こういうもの。また、施設的な耐震化、 こういうものが必要であろうかと思っており ますので、こういうものについては計画的に またいろんな診断を行って実施していかなき ゃならないというふうに思っております。

〇17番(田畑純二君)

そういうことですけど、その構想によって 現在の日置市の社会インフラをどのように点 検評価しどのように改造、廃止、転換を含む 社会インフラの再生を進めていくか、市長の 見解と認識方針を、意気込み、さらに具体的 に示してください。

〇市長(宮路高光君)

基本的に社会資本総合整備計画をつくりまして、これに対します財源の手当て、こういうものをきちっと計画しながら、年次的にこういうものについては対応していかなきゃならないと思っております。

〇17番(田畑純二君)

社会インフラマネジメント、公共施設マネジメントですけど、高度成長期に地方が競うように建てた施設の多くが先ほど言いましたように老朽化で岐路に立っており、その解決には省エネと同じ省インフラの発想が大事であると説く大学教授もおります。残すなわち、資産を身の丈にあわせて減らす。残すなわち、値を最大限に引き出す。その鍵を握るのは民間の活用であり、民間との連携が重要であるというわけです。市長はこのような考えインフラ再生の行政にどう生かしていくつもりか、市長の見解と方針をお聞かせください。

〇市長(宮路高光君)

それぞれの公共施設がもう50年近くなっているものもございます。やはり壊すものは壊し、また新しく整備していくものは整備していく。やはりこれは地域とのコミュニケーションをきちっとした中で進めていかなければならないというふうに思っております。

〇17番(田畑純二君)

それから、これは今言いました失敗しない 公共施設マネジメントとしての考え方なんで すけれども、詳しく言いますと、時限爆弾と しての公共施設とインフラ、それから2番目 に、財政課題としての公共施設マネジメント、 3番目に、建設白書作成から始めると失敗す るんじゃないかという考え方、それから先ほ ども言われました公共施設総合管理計画を作 成する必要があると。公会計改革の結合など という見方がある。市長はこれらのことをど う思い、現在どんな政策をどう実行していて、 その成果・効果はどうか。不十分な点は今後 どうしていくつもりであるか、これを聞かれ たら再度さらに詳しく述べていただきたい。

〇市長(宮路高光君)

今後指摘がございましたように、あらゆる 角度から考えていかなきゃならない。公共施 設等総合管理計画というのを策定する予定で ございまして、これに基づきましていろんな 整備をしなきゃならんと思っています。

〇17番(田畑純二君)

それから、都道府県、市町村が定めること になっている国土強靱化地域計画策定は、義 務づけられてはいませんが、国土強靱化を推 進する上での地方の果たす役割及び地域強靱 化を系統的に進めるための国土強靱化地域計 画等の重要性に鑑みて、より多くの都道府県、 市町村において計画策定が円滑に進められる よう、国土強靱化地域計画策定ガイドライン を取りまとめ、内閣官房国土強靱化推進室が ことし6月6日に公表しています。これは先 ほどちょっと市長からも答弁があったんです けど、そして市長が、本市でもこのガイドラ インに沿って計画を具体的に策定していく必 要がありますが、本市は日置市としての地域 計画をどのように策定していくつもりなのか、 市長の見解と方針、意気込み、決意、もう一 度、さらに具体的に答弁してください。

〇市長 (宮路高光君)

国のガイドライン等も示されておりますので、他の市町村等の計画、そういうものも十分検討させていただきながら今後つくっていきたいというふうに思っております。

〇17番(田畑純二君)

先ほども答弁の中でもありましたんですけれども、公共施設等総合管理計画は、政府のインフラ長寿命化計画体系における行動計画に相当するものであり、これに基づいて、道路、河川、学校といった分野ごとの個別施設

計画を策定していくことになります。そして、 長期にわたって継続可能な計画であること、 公共施設道路、橋梁、上下水道などの全ての インフラが対象となること。分野別、種類別 に点検、診断、維持管理、更新、統廃合、P PP、PFI、広域連携などの方針を示さな ければならず、広い分野での高度な専門知識 が必要となる。そのために、埼玉県川越市、 人口34万7,000人のところは、この計 画案の作成を東洋大学に委託しました。本市 では、どのようにして作成していくのか、先 ほども答弁がありましたですけど、市長の見 解と方針を具体的に、わかりやすく答弁して いただきたい。

〇市長 (宮路高光君)

来年度にこれを策定するつもりでございますので、今ご指摘のとおり大変専門的な知識を必要といたしますので、十分そこあたりは考えながら、基本的にはどこかに委託をしていかなきゃならないというふうに考えております。

〇17番(田畑純二君)

それから、公共施設の総合管理計画、一般 的にはよく言われるんですが、よく専門誌で 書いているんですけども、策定のポイントは、 1番目に数値目標の設定、2番目に将来の需 要変化の考慮、3番目にまちづくり等の連携、 4番目に公会計見直しの動きへの配慮。

計画策定のこつは、まずは手元の情報から 計画をつくり上げ、PDCAを回していく中 で精度を高めていく。2番目、データの取得 更新に際して現場に過大な負担をかけないよ うに配慮する。3番目、見た目の美しさに目 をとらわれず、メンテナンスしやすい計画と すること。というふうに言われています。

以上のことを聞かれて、市長はどう思われるでしょうか。市長の見解と認識、今後の計画策定に向けての姿勢、意気込みなどを改めて具体的に示していただきます。

〇市長 (宮路高光君)

今の、今回の公共施設等総合管理計画につきましては今おっしゃいましたとおり、いろんなデータを含めた中でマネジメントしていかなきゃならない。議員がご指摘したとおりだと思っております。

〇17番(田畑純二君)

それから、総務省の調査によりますと、高度経済成長期に建てられた老朽した公共施設が、厳しい財政状況から撤去される、放置されるケースが相次いでいると言われています。全国の自治体が撤去したいと考えている公共施設はおよそ1万2,000件に上るそうです。人口減少に続き、税収の伸びが期待できとない状況では、放置する可能性があり、総務省は今年度から撤去費用に充てる地方債の発行を認めることにしました。

それで、本市のこの種の公共施設の現状と、 それからこの地方債を老朽化しているが撤去 されず放置されている公共施設にどう活用し ていくか、市長の見解と具体的な方策をお知 らせいただきたい。

〇市長(宮路高光君)

ご指摘ございましたとおり、今回、総務省のほうでことしからそういう地方債も借り入れられるということでございますので、私ども日置市にもそういう建物というのがいっぱいございますので、これを年次的に活用しながら、解体のほうもしていかなきゃならんと思っております。

〇17番(田畑純二君)

福祉政策について、ちょっと別な観点も含めて質問します。

20世紀はまさに戦争と平和の時代でありましたが、第1次世界大戦から約70年たった今、なお一部の国や地域では内線状態が続いており、改めて自覚させられるのは、全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和の希求の大切さと主張する人もおります。そして、社

会保障の本来の機能は、所得の再分配によって持続的な国民生活の安全・安心を確保すべき国家的な役割である、制度である。

以上のことを聞かれて、市長はどう思われ ますか。

それでもし賛同されるのであれば、このような基本的な考え方や理念を今後の日置市政 運営にどのように反映させるか、市長の、市 民の安心・安全の生活をどう確保していくつ もりであるか、市長の基本的方針をお聞かせ いただきたい。

〇市長 (宮路高光君)

特に、福祉政策につきましても大変多くの 財源も必要とします。また、内容的にも大変 複雑・多様化しています。超高齢化などに至 って、特に今後団塊の世代の方々が75歳に 到達するこの年代、一番大きな、パイが大き いと思っておりますので、これに対応した形 の中で福祉政策をやっていかなきゃならない というふうに思っております。

〇17番(田畑純二君)

それから、福祉の制度というのは福祉政策の分野における政府の活動を規定・制約・方向・条件づける規範的に枠組みのことであると言われています。その意味で、福祉政策の理解には福祉制度の理解が不可欠です。この制度の本体は、関連の法令、規則、個別法と政令、省令、告示、指針などの行政規則でありますが、その解釈と施設のあり方が制度の有効性を左右することになると言われています。

市長は、福祉の制度をどのように理解し、 日置市政を運営していく中で市民の福祉向上 にどのように役立てているか、また今後役立 てていくつもりか、さらに詳しく、細かく具 体的に示してください。

〇市長 (宮路高光君)

福祉政策につきましては、今後大変多額の 費用がかかる。今消費税の問題も言われてお ります。やはりこの社会保障問題に国がどう かかわるか、国の予算をどう投入していくの か、このことが一番大きな課題であるという ふうに思っております。

〇17番(田畑純二君)

地域包括ケアシステムについてお尋ねします。

住みやすい地域づくりの必要条件がケアの 充実ですし、その実現が地域包括ケアシステムの構築ということになります。これを子育 て支援の手法にもつなげていくこと、対象別 ではなく共生型の仕組みをつくること、子育 てと高齢者支援を連動させることなど、地域 でのこれからの努力こそがよく言われている、 問題のある2025年から2050年に向け て、時代に備えることにもなって、これが地 域包括ケアシステム構築の目的である。

市長は、これからの地域包括ケアシステム 構築の目的をどのように捉え、理解し、今後 の日置市政運営の中にどうしていくつもりか、 市長の見解と方針をお示しいただきたい。

〇市長 (宮路高光君)

地域包括ケアシステム、ほんとに今後、この25年をピークにしたときにおきまして、 多くの皆様方がこういう形に来るというふうに思っております。特に医療・介護、こういう連携、こういうことも十分しながら、今おっしゃいましたとおり、それ以上に子育て、こういうものを含めて、今後、包括ケアシステムをつくっていかなきゃならないのかなと思っております。

〇17番(田畑純二君)

鹿屋市は、10月から高齢者の自立支援や 地域の課題把握を目的に開く地域ケア会議の メンバーに医療福祉の14関係機関を加えま した。幅広い職種と連携し、適切なサービス 提供と介護保険給付費の抑制を図りたい考え です。国は高齢者が可能な限り住みなれた地 域に暮らせるように、先ほどもありましたよ うに、包括的な支援体制、地域包括ケアシステムづくりを自治体に求めており、ケア会議はそれを支援、実現するための手法で、6月に一部施行しました改正保護保険法で努力義務となりました。本市でも鹿屋市のように、今後高齢者問題を地域全体で検討解決していくための地域ケア会を開くべきだと。その検討をしてはどうかと思いますが、市長はそういう研究検討していくつもりはないかお伺いします。

〇市長 (宮路高光君)

今も現在も、地域ケア会議等におきまして やっております。これが今後パイが大きくな りますので、このシステムをどう構築してい くのか、ここあたりは十分検討していく必要 があるというふうに思っております。

○17番(田畑純二君)

健康政策についてお聞きしますけど、健康 長寿社会の実現をテーマにしたことしの厚生 労働白書は、健康寿命を伸ばすことが重要だ と指摘しています。寝たきりにならずぴんぴ んころりが老後の理想でしょうが、2つの寿 命の差を縮める努力は欠かせません。それで、 老後の安心を保障する国の政策は後手後手に 回って、いろんな問題がありますけれども、 今後、どう老後を過ごせばいいのかという嘆 きがいろいろもう出てきていると。市長は、 市民の皆さんにどう老後を過ごしていただき たいとお思いでしょうか。そして、そのため に不足している今後の本市の福祉政策と健康 政策をどう立案し、実施していかれるつもり か、市長の見解と方針を具体的にお示しくだ さい。時間が来ましたのでこれで最後の質問 といたします。

〇市長(宮路高光君)

本市におきましても、健康づくり推進条例 を策定しております。議員もおっしゃいまし た健康寿命、これが一番私も大事であるとい うふうに思っております。そのためには、予 防、健康づくり運動、こういうものをあらゆる地域によって今後導入していかなきゃならないと、ほんとに平均寿命というのがありますけど、健康寿命というのが一番大事であるというふうに認識しておりますので、そういう政策を今後ともやっていきたいと思います。

〇議長(宇田 栄君)

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可 します。

[12番花木千鶴さん登壇]

〇12番(花木千鶴さん)

私は、さきに通告しました3点について質問いたします。

まず1点目は、ヤンバルトサカヤスデ対策 について伺います。

ヤンバルトサカヤスデは、人体や農作物に 対して積極的に害を与えはしないが、大量発 生して不快さを催させる不快害虫と言われて います。しかし、駆除のために焼いたり熱湯 などをかけて刺激するとシアン化水素を含む 悪臭ガスやその他のガスも放出し、頭痛や下 痢、吐き気といった症状に襲われることもあ ります。台湾原産で、日本には1983年に 沖縄本島に進入後、北上し、本県でも平成 6年度からさまざまな対策を講じてきたよう ですが、現在、南薩地域で大量発生している ため、県も市町村も駆除や蔓延防止に苦労し ているようです。

県のホームページによると、本市吹上地域でも平成15年度に確認されたとありますが、 進入状況と今後の対策について伺います。

2点目は、自殺やうつ病対策について伺います。

本県は、自殺死亡率が全国でも高い状況に あることから、自殺予防情報センターの設置 を初めさまざまな取り組みを進めていて、こ こ二、三年は減少傾向にあったものの、また 本年度は増加傾向にあるとのことです。

本市でも、県の自殺対策緊急強化事業を活

用してこころの健康づくり講演会など多くの 事業に取り組んでいますが、現状と課題はど うか伺います。

また、本年度10月に、本市妙円寺団地内に財団法人メンタルケア協会鹿児島支部が設立されました。自殺予防やうつ病対策で圧倒的に不足しているのが専門職のマンパワーですが、今後、協会に所属する精神対話士の活用を図ってはどうか伺います。

3点目は、日置市の小中一貫教育の取り組 みについて伺います。

本市ではこれまで、土橋小中学校と上市来 小中学校で小中一貫教育を見通した連携教育 の研究をしてきましたが、その成果と課題は どうか。また、その取り組みを発展させた形 で中学校区にある小学校と中学校を一体とし た学力向上対策「のびゆくひおきっ子事業」 が3年目を迎えております。その成果と課題 は何か。

最後に、ことし6月議会の同僚議員の一般 質問の中で、本市は施設分離型の一貫教育を 目指すと答弁されましたが、その考え方につ いて伺います。

特に、小中一貫教育を進めていく上で、教育課程の編成や先生方の共通理解、運営上の課題などの施設分離型は難しい面を多く持っている。どのように取り組んでいかれるのかお伺いして、1問目といたします。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

1番目の、ヤンバルトサカヤスデ対策についてでございます。

ヤンバルトサカヤスデについては、今年度は発生の報告を受けておりませんが、平成25年度に吹上キャンプ近くに発生の確認がされております。このときには、直ちに駆除剤を散布して、その後の発生を防いでおります。ことしの7月にも確認をしましたが、異常は見られませんでした。

ヤンバルトサカヤスデは直接的に作物や人に被害を与えるものではありませんが、時には異常発生し、おびただしい数で家屋の中に進入するなど、いわゆる不快害虫というものでございます。県においても平成11年にヤスデ対策検討委員会を立ち上げて、効果的な駆除方法の検討をしていますが、天敵がいないため、長年苦慮しているとのことでもあります。

現在、南薩地域で大量発生しており、本市でも発生している可能性もありますので、市民の方にはヤスデについての情報提供を行い、生息が確認されましたらご報告をいただくよう周知していきたいと考えております。もし発生が確認されましたら、直ちに駆除剤を散布するなど、早目の対応をしたいと考えております。

2番目の自殺、うつ病対策についてでございます。

その1でございます。

本市の自殺対策といたしまして、精神科医師による相談事業や心の不調な方気づいて、つなぎ、地域で見守るためのゲートキーパーの育成等の人材育成、自殺対策やうつ病についての地域の方々に理解していただくための講演会やサロンにおける健康教育等の普及啓発事業を実施しております。

国を挙げた対策として、全国的にも自殺が3万人を下回るなど大きな成果を上げております。市におきましても年々減少していますが、一時大幅に減少した平成24年度を除いてはほぼ横ばいとなっております。課題といたしましては、青壮年期の自殺者及び高齢者の自殺が多いこと、青壮年期への自殺対策の介入がしづらいことなどが挙げられます。

その2でございます。この精神対話士は、 対象者の話を徹底に聞き、治療などを要しな い方を対象の中心として仕事して把握してお ります。精神対話士は、鹿児島県では十数人 と少ないため、認知度も少ないようでございますが、メンタルヘルス対策の社会資源の一つとしての活躍が期待できる職業と考えております。

行政の自殺対策として治療の必要な方を早期に発見し、つなぐシステムが有効と考えられますが、予防対策としての傾聴活動としての役割は、民生委員や地域ボランティアと同じく地域資源としての重要なものと考え、広く市民の方にも周知していきたいと考えております。

3番目については教育長後のほうに説明さ せます

〔教育長田代宗夫君登壇〕

〇教育長 (田代宗夫君)

日置市の小中一貫教育の取り組みについてお答えいたします。

1番目ですが、小中学校の教職員が共通の テーマや課題を共有し、学力向上や生徒指導 等に具体的な取り組みを進めることができた と考えております。

また、情報の共有化が進み、家庭学習の充実など図られつつあります。今後は授業における教職員の交流を充実させ、児童生徒の学力面での課題である思考力、判断力、表現力等の向上を図る指導方法の改善に結びつけていく必要を感じております。

2番目です。中学校との小中の連携を通して、学びや学びの方法を中心にした共通理解、共通実践が行われ、子どもたちの学びの連続性が構築できつつあり、学力の定着に効果があったと考えております。この事業により、これまで以上に小中学校の交流が活発になってきておりますが、さらに子どもたちの力を引き出すための授業づくりなど踏み込んだ取り組みが必要だと考えております。

3番目です。小学校・中学校の発達段階も 考慮しながら、9カ年を見通した学びの連続 性を重視した一貫教育を推進したいと考えて います。

その1つとして、合併10年ということから、これからの日置市を担う子どもたちを育てるという視点で、9カ年で学ぶひおきふるさと教育を定着しているところであります。日置市を素材に、教科、朗読、いろいろな教育活動を系統的に位置づけた教育課程を作成し、全小中学校で取り組んでいく予定でおります。

〇議長(宇田 栄君)

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後 0 時01分休憩

午後1時00分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇12番(花木千鶴さん)

それでは、1間ずつ伺ってまいります。

本日は、皆様机の上にあるのではないかなと思いますが、議長の許可をいただきまして県のホームページの1つを配付させていただといます。どうぞご確認いただければと思いますが、ごらんになってわかるようになってわかるようないかります。大変にあるともあるそうですから、知人の話ですといます。となるともあるそうです。あるたりは、何年も前から見ていたんだけど、なになるとは思わなかったと言っていました。

本市でも、役所に連絡したケース以外にも 発生しているかもしれません。市長の答弁の 中にもそのようなところがございました。こ れは、市民みんなが気にかけないと見逃して しまいそうなものなんです。生態としては、 年に1回産卵します。1匹が数百個の卵を産 みます。1年のうちに2回集団移動をするそうです。南薩地域でも2000年ごろから必死になって駆除しているにもかかわらず、南九州市では、データによりますと、数千万円をもう駆除剤に投じているそうですが、その増殖に追いついていないということが書かれています。

この前見たんだけど、いなくなったというのは移動しただけであって、いなくなったといっても裏山あたりで増殖しているかもしれない。落ち葉の下とかに住みつくんだそうで、ですので、先ほど周知のことがございましたけれども、大変私周知が大事なんだと思うんですけれども、具体的に周知といっても、もう配って、もう周知してありますだけでは終わらないのではないかとか、その周知をどんなふうに徹底していかれるおつもりか、具体策をお示しください。

〇市民生活課長 (有村芳文君)

周知につきましては、花木議員さんのほうからこういうものを今いただいておりますが、 そのようなふうにして、わかりやすくしていかないと、ということで思っております。

また、今月の中旬に発行しますお知らせ版で、発生が確認された場合の市への情報提供 ということで掲載予定をいたしております。

また、今後はホームページで、またそれから広報紙でヤスデで紹介やら、県内の状況とか、それから生息しにくい環境づくりなどについて周知をしていきたいと。今おっしゃられましたように、見ているものの中にこの該当のヤスデがあるかもしれないけれどもわからないというのが多分、私たちもまだ現物を見ておりませんので、今まで住んでいる在来のヤスデなのか、このヤスデなのか、その辺も区別ができるように、わかりやすいように広報していきたいというふうに思っております。

〇12番(花木千鶴さん)

具体的に取り組んでいただかないといけませんが、まず、見つけたら行政のほうに連絡をということだったんですけれども、市役所に電話をするのかとかそういうのが具体的なことなんだと思うんです。だから、どこに連絡をするようにするんですか。

〇市民生活課長(有村芳文君)

見つけましたら、まず本庁か各支所に連絡をいただいて、また保健所等にも連絡をいただいても結構かと思います。また、それから今後は、自治会長研修会の中でも説明をさせていただいて、会長さんのほうにも届け出をしてもらえるようにしていきたいと思います。

〇12番(花木千鶴さん)

わかりました。役所に電話をするのが簡単 じゃない高齢者の方も、ひとり暮らしでいら っしゃいます。家の周りにいっぱいいても、 どうやって連絡すればいいかわからないとか、 チラシなんかを見ていなかったとか、そんな のもあるかもしれないので、今ありましたよ うに自治会長さんとか等の気づいたところで 連絡をしていただくなりして、横で情報を共 有し合って、聞いたらもう自治会長さんが、 隣の人が役所に電話をしてくれるというぐら いにしてほしいなと思うわけです。

南さつま市での発生も聞いていますので、いつ入ってきてもおかしくない状態ですし、繁殖しているかもしれない。2010年の11月ごろはJR枕崎線の線路に群がっていて、列車が踏みつぶしてスリップを起こしてというのが数件起きているんだそうです。ですので、知覧町では火災まで発生したケースもあります。駆除しようとしてですけれども。ですので、どんなトラブルが発生するのかは予測がつかないので、ぜひ取り組まれたいと申し上げて、次の質問に入ろうと思います。

自殺者数やうつ病患者は、数で言えば確認 はできるかもしれませんけど、この対策では、 数字にあらわれる前の段階がとても重要、先 ほど予防の問題がございましたが、予防段階が大変重要です。個人が悩みを抱え始めた段階での具体的な支援ができていると思うのか、研修会があったり相談業務もあったりということはございます。この数年、この問題に取り組んできた市の事業として、この悩みを抱えた段階のフォローができているのかどうか、そしてその支援は十分と思うのかどうか、もう少し詳しくそこを説明していただけませんか。

〇健康保険課長 (平田敏文君)

市のほうにおきましては、自殺対策事業に つきましてはいろいろと事業をしているわけ でございますが、特に心の相談会等も年に数 回行っているところでございます。

その中で、なかなか自分の悩みとかそのようなことが言えないとか、あるいは心の不調等を持っていながらなかなか相談できなかったりしているようなことが多いようでございます。そのために、本人だけでなくて、周囲にいる方が気づいて、そしてつなぐということが早期発見とか早期治療につながってくるということで、ゲートキーパーの養成等行いながら、そこら辺を大事に取り組んでいっているところでございます。

また、働き世代の自殺者も非常に多いというようなことで、行政の介入等が非常に難しい部分等もあるわけですが、企業等とも連携を図りながら、企業内でもメンタル対策への取り組み等も今後また強化していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

〇12番(花木千鶴さん)

ゲートキーパーの皆さんも講習を受けられて、地域の情報を共有したり、連携したり、連絡をしたりとかいうことをしていただいているんだと思うんですけれども、悩んでいる段階から徐々に行き詰まってうつ病を発症して自殺まで至ってしまうとか、そういうプロ

セスがあって、周りの人や家族も様子がおか しいと思っているんだけれども、気づいて、 よかれと思って励ました言葉がなお一層逆に 追い詰めてしまうということもあるのがこの 種の症状です。そのうちに家族までうつ病を 発症してしまうというケースも少なくありま せん。かといって、精神科や心療内科クリニ ックというのはとても敷居が高いんです。な かなか本人をそこに連れていくことができな い。難しいところです。

そこで、今回このメンタルケア協会の支部ができたことを私は期待を寄せているところなんですけど、先ほどの答弁は比較的前向きに考えて周知を図っていきたいというような形で周知を図っていくのかなと思うんです。市民の皆さんに、こんな協会がありますよと言って連絡先と協会の名前だけをするのか、いろんな周知の仕方があると思うんです。どんな形で周知を図っていこうと今お考えですか。

〇健康保険課長 (平田敏文君)

精神対話士のことでございますが、妙円寺 のほうに鹿児島県の支部ができたということ で、私もお会いしてお話をお伺いしたところ でございました。近々12月18日に市のほ うでこころの健康づくり講演会を開催してい るところでございます。そこで、初期の段階 としまして保健師のほうが悩み等の相談を受 けまして、保健師のほうで対応できないとき はそれぞれの専門職へつなぐというようなこ とを考えております。そこの段階で、もしそ のような案件等がありましたら、連れて行っ て見守っていますが、当日はこの精神対話士 の方も講演会に出席されるというようなこと もお聞きしておりますので、連携しながら市 民の方に精神対話士の情報提供も行っていき たいというふうに考えているところでござい ます。

また、メンタルヘルスの要フォロー者に対

しましては、医療機関へのつなぎやカウンセリングの勧め、そしてまた家族フォローと、さまざまな対応等もありますので、その対応の1つとして精神対話士のほうも紹介していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇12番(花木千鶴さん)

協会の方のお話ですと、病院などと違って、 精神対話士さんという方は、その患者さんの ご自宅を訪問するというのが随分違います。 引きこもりになっていたり不登校になってい たりとかというその家族の状況に応じて当事 者の状況に応じて出向いていかれる、電話で の相談も応じられるということですので、相 談がしやすい感じがするわけです。

先ほど本市の状況のところで、青壮年期の 方ですとか老齢期の方の自殺が多いんだと、 傾向的に。本市におられる精神対話士の方は、 企業の中のセクハラ、パワハラを初めさまざ まな企業内における悩みを抱えた企業戦士の 皆さんの相談役を務めてこられたという経験 の方です。ですので、本市でも、市民だけで なく企業の皆さんとか、本市も私も総務にお りますので、何百人も抱える企業のようなも のですが、役所内でもさまざまなことがある かと思いますが、そういったいろいろなとこ ろで活用することのできる人材だと思ってい ます。周知ばかりでなくて、市の事業に相談 者として入っていただくことはどうなのかと か、研修会の講師を依頼するとか、実際に顔 を見ていただき、声を聞いていただき、そう いう機会があって誰かにつないでいくとか、 当事者がそれでいってみようと思うとか、そ ういう使い方も、やっぱりペーパーによる紹 介だけではなくて、そういった活用の仕方も できないかなと思うんですが、その辺いかが お考えですか。

〇健康保険課長 (平田敏文君)

健康保険課のほうでは、この件につきましては各種専門職にお願いしまして事業を進めているわけですが、そのときにこの精神対話士が必要であるというようなことが、案件等が発生しましたら、ぜひ紹介をして、その中で伝えていきたいというふうに思っております。

それとまた、この方は講師としても活躍されているというようなことですので、地域の会合とかあるいは企業とそれらの依頼等、あるいはそういうのが必要だというようなことがありましたら、紹介をしながら一緒になって十分取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

〇12番(花木千鶴さん)

さまざまにご活躍いただきたいと思ってい るわけですが、私も。今回、この件では教育 長には通告をしておりませんが、やはりお話 をるる伺いますと、引きこもりですとか不登 校になっているですとか、学齢期の子どもた ちの相談もかなりあるんだそうです。そうい ったケースもあって、私も障がい児の保護者 の皆さんですとか家族の皆さんが病院で治療 を受けている方もたくさんおられるわけです。 そういったところでも、何とか相談相手にな っていただける方であればと思っているとこ ろなんですけれども、そこで教育長あれなん ですが、福祉の分野でも、そういった意味で ご活躍いただけるのではないかと思っている んですが、福祉の分野ではやはりこういった うつ状態ですとかそういうのというのはどん なケースがあったり、また今後活用が考えら れる面があるのか、少しご紹介をいただけま せんか。

〇福祉課長(東 幸一君)

今、うつの状態の紹介というようなことも ございましたが、そちらのほうにつきまして は、それぞれ子どものほうでご相談等がある 分については幾分対応はしておりますが、ち ょっと中身については詳細にはちょっと申し 上げにくいところでございます。

活用の方法につきましては、今ありましたように、障がいを持つ保護者の方とかそういった方々からのいろんなご相談もあるかと考えております。私どものほうで企画をしたりします研修会等でこの精神対話士のほうの事業の中にも講演会活動といったような部分があるようでございますので、そういったところで、私どもといたしましてはこの講演会等にご依頼をして、またその活動をしていただくというような形で利用させていただければというふうに考えております。

〇12番(花木千鶴さん)

そうですね。福祉の分野、介護の分野、いろいろあるかと思いますので、ご活躍いただきたいと思うし、市のほうは活用していただきたいと思うわけです。協会の活動計画も立てはおられるようですけれども、設立されてまだ間もないことから、周知はもちろんですけれども、活動が目に見える形での行政支援をぜひとも考えていただきたいと思うわけです。そうされることのほうが市民福祉向上に綱かると思います。

精神対話士という資格は一体どうすればと れるんだろうかと皆さんお考えだろうと思い ますが、研修を受ければ誰でもとれるという 簡単なものではありませんで、研修を受け、 論文を出し、面接を受けて、受験者の1割程 度しか合格できない難関を突破されるんだそ うです。今回、鹿児島支部が本市に設立され たことで、精神対話士の存在や活躍が目に見 えてくると、今後、資格をとってみたいとい う若い人も出てくるかもしれません。有効な 活用のあり方を工夫されて、自殺やうつ病の 対策が成果を上げられることを期待しており ますので、次の質問に移ります。

土橋小中連携の発展的な取り組みとして、 これまで中学校の先生が小学校に行く、行っ て授業ができるというような形のもの、乗り 入れていくことは大事でそれを二重事例なん かを出された例があるわけです。このような 形で連携を深めていこうと取り組みが進んで きているわけですが、土橋のこの例のほかに 二重事例はほかに例があるのでしょうか。

〇学校教育課長(片平 理君)

土橋中学校以外にということで、土橋中学校のほうでは、簡単に紹介させていただきますと、中学校の教員が小学校に行きまして授業を行うと。それから、中学校の教員が6年生とのつなぎということで、春休み中の小学校6年生への課題を中学校の教員がつくって、学校のまります。そのほかの学校につきましては、同じように小中学校ということで、ましては、同じように小中学校ということでましては、同じように小中学校ということでましては、同じように小中学校ということをやっております。

それから、ほかの中学校区におきましては、 それぞれ1つの中学校に複数の小学校が来る という連携でございますので、なかなか土橋 小中学校のようにはいかない状況はございま すけれども、ただ、その中で家庭学習の手引 というものを小学校、中学校が一緒につくり まして、そういうものをそれぞれの 子どもたちがお互いに持って小学校から中学 校へのつなぎという形等に取り組んでいると いう事例等はございます。

以上でございます。

〇12番(花木千鶴さん)

今報告がありましたように、本市も連携教育を随分取り入れて、もう何年もなります。 そして、ただこれまでも連携の必要性を言われてきて取り組みもしてきたんですけれども、 やっぱりここに来て、一貫した教育が重要だという、一貫教育がキーワードだというふうにもなってきています。私が初めてこのこと をこの議場で質問したときには、まだ一貫教育って何だろうかというような時代でした。 それが、もう今では全国的に、一貫校をつくるのか連携でいくのかというところですが、 そこまでは文科省は言ってはいないけれども、 一貫教育の必要性を言ってきていることは確かです。どこもこれをやらなければなりませんが、さて、小中一貫教育で、本市はどのような成果を求めるのか、あるいは目指すのか、そこを教育長、お話しいただけませんか。

〇教育長 (田代宗夫君)

先ほど土橋小中学校の連携については、課題、成果等について課長のほうから答弁したところですが、全国あちこちで一体型の一貫校と連携型の一貫校ということで、2つでも、2つでも、1を連携型の一貫校ということで、2つでも、私はまだ一貫校とまでは言っておりませんけれども、先ほど、のびゆくひおきっ子事業の例を出しましたけれども、中学校とそこの中学校に行く小学校が一緒になって3年間学力向上というテーマでやってまいりました。これはまさに一貫校の学力の内容の部分に入るものでありまして、一貫校と使っていないだけであります。

今、全国で大体求められておりますのは、 小学校から中学校へ上がるときの中一ギャ違 う。中学校に入りますと教科担任制の授業に なりますから、今まではほぼ担任が授業をし ていたのがなったり、あるいは部活が出てる。 で、部活動の今度は先輩の関係があるりますと教事と後輩の関係が出るりますとりますとりますとした。 6年生で英語もちようとやってくる。そうけら、 今までの小学校の資質の違うところに入ることで、 で不登校になる子どもが大変多いというのようい うのが1つの目的です。

2つ目は、やはり学力向上ということで、 どこも取り組みを進めております。この学力 向上というのは今、先ほどありましたように、 中学校の専門の先生が小学校の子どもたちに 教えることができるとか、あるいはいろんな 小学校と中学校の学習指導のあり方、家庭学 習のあり方、土橋小中はもうすばらしいガイ ダンスを、ここにこういう、もう既にガイダ ンスもできております、すばらしいのが。こ ういうのを使って小学校と中学校の学習の仕 方を同じようにして学力を上げるとか、そう いう取り組みが基本的には大体大きくは2つ が大きなテーマになって、一貫の取り組みは やっているところです。したがって、私ども も当然、この2つの願いに向けて、あるいは もう一つは、先ほど答弁で申し上げましたが、 ふるさと教育、これは名称はまだ仮称でござ いますけれども、このふるさと教育を小学校 1年生から中学校3年生まで、もう既にこれ でカリキュラムができ上がっておりますが、 1年生の4月にはどんな内容をするというの もつくってしております。これを使って来年、 再来年はモデル校を指定して、その次の 29年度からは実際の中学校、高校をモデル にした連携、一貫教育をやっていきたいと思 っております。狙いとしては、先ほど申し上 げたことでやっていきたいと思っております。

〇12番(花木千鶴さん)

まあ、今教育長がおっしゃったことが一貫 教育の狙いの中に盛り込まれております中一 ギャップの解消と学力向上と、それから共同、 教育、文化、道徳というあたりに、この辺を もう9カ年系統立てて学びの連続性をつくっ ていくというのが言われておりますが、まさ にそれがやっぱり効果だということで言われ ました。その中の一つとして学力向上がのび ゆくひおきっ子事業であり、そして文化、共 同、教育というものがひおきふるさと教育と いうあたりで目指していく、段階的に。ちょ うど来年から本格的な事業を導入していくんだということだと伺ってはおりますが、その辺の流れということでしたでしょうね。

平成25年の本市が発表しております教育 一貫委員会活動の点検評価総括表によります と、学力ではまあおおむね県平均同等、授業 改善によって中学校が伸びてきていると。こ ののびゆくひおきっ子事業を評価されておら れます。今後に向けては、小中連携をさらに 進める必要がある。特に思考力、表現力に課 題が見られるため、9カ年を見通した指導が 必要で、小中の連携がさらに重要になると明 記されておりました。

総評の中では小中高連携によって公開授業や授業研究、相互授業参観等を通した研修会を開催して指導力向上を図るとあります。課題の共有、目標設定、実際の授業をどのように実践するかというのがかみ合わなければほんとは一貫教育にならないんです。だからまないのです。だからですが、先生たちがつなぎになって研究し合う、先生たちがここなって研究し合う、先生たちがになって対策をする先生たちがではそういとだめだということですが、だけど、連携する学校にはその数だけの校長先生がいらっとなっているわけです。

それで伺うんですけれども、現在実施している中学校区ごとの連携の研修会が年に3回ございます。それから、教職員研修会も全体の研修会を合わせると複数回は、複数というか2桁台ぐらいはあります。それが十何回開催されていますが、それでは足りないのでもっと深めていく必要があると書かれているんだと思うんですけれども、今ちょうど5年ごとに、10年計画、5年ごとの切りかえの振興計画策定中です。残り、後半の5年間、その中に今のこのもっと深めた連携の部分を盛り込むのかどうか、そこをちょっとお聞かせ

いただけませんか。

〇学校教育課長(片平 理君)

のびゆくひおきっ子事業、3年間で今年度 の総括ということで、もう先般研究授業等を 通しての研修が終わったところでございます。 課題としましては、今議員のほうからご指摘 がありましたように、なかなかやっぱり小学 校、中学校の教員の意識の差、それから小学 校1年生と中学校3年生という9年の子ども たちの発達段階の違いということで、1つの 事業をつくるときに統一した9カ年というの はなかなか難しゅうございます。実際に、今 年度の、これまでののびゆくひおきっ子事業 の中で1単位時間のモデルというのは示して ございます。そして、それをもとに、全ての 学年で、このモデルをもとにして思考力、判 断力、表現力を培う授業をというふうに組み 立ててはきたところですけれども、なかなか そこのレベルまでご指摘のように入っていか なかったというのが大きなこの3年間の反省 でございます。

それをもとにして、教育振興計画、それから今計画しておりますのはこののびゆくひおきっ子事業のパート2として、その事業の中に突っ込んだものを教科単位で中学校区ごとで、もう少し踏み込んだ、先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、授業を変えてといくという視点で、9カ年で1年生の学びが中学校3年でも生きるというような形の教科に特化したのびゆくひおきっ子事業という形で今計画を進めているところでございます。

〇12番(花木千鶴さん)

以上です。

確認させていただきますが、のびゆくひおきっ子事業が第2弾で教科のところをやると。 それから新たにひおきふるさと教育は教科以外のところの、特に道徳、共同教育あたりでしょうけれども、それと2段構えになってくるんですが、もう一回、ふるさと教育という ものは、共同教育にはとどまらない範囲で、 先ほどは教科、それから何とおっしゃったで すか、幾つかおっしゃったですね。それを目 的にやるとおっしゃったんですけれども、具 体的にもう少しそこら辺の教科、道徳、いろ いろな教育活動とおっしゃったんですが、ち ょっとご紹介いただけますか。来年度からも うスタートいたしますが。

〇学校教育課長(片平 理君)

教育長の答弁の中に、教科、道徳、それか らいろいろな教育活動という答弁をさせてい ただきましたけれども、教科の中にも、素材 が日置市と、日置市を素材にということでご ざいますので、これまで取り組んでおりまし た環境教育の部分も含めて、ですから理科で ありますとか社会という教科が当然入ってま いります。それから、道徳は領域になります けれども、道徳、それからあと特別活動、つ まり学級会活動とかも入ってまいります。そ れから、いろいろな活動といいますのは、総 合的な学習の時間で、地域の人材を生かした、 地域を生かした活動をそれぞれの学校が特色 を出してやっておりますので、そういうもの を網羅した形でひおきふるさと教育、学校で 子どもたちが使う場合にはひおき学というよ うな名称を今考えております。ですから、例 えば、道徳の授業をするんですが、この道徳 はそのひおき学の一つなんだよというような 子どもたちがしっかりと認識できるような、 先ほど教育長が示しましたけれども、カリキ ュラムを9カ年分つくってございますので、 そして授業時数の中にはそれぞれの教科の中 で入れていきますが、このひおき学として特 化して新しいものをつくるということではな くて、それを整理統合して本市の目標であり ます風格ある教育という部分の一つを担えた らいいのかなという形で今考えているところ でございます。

〇12番(花木千鶴さん)

一つ一つがこの間、取り組みの成果が次のステップにつながって、それが横に広がっていくというのが少しずつ見えてくるような感じがいたします。それが成果として大いにあらわれてくることも願うわけですが、私は、福岡県の北崎小中学校の研究公開を随分以前ですが、見てまいりました。ここは、本市の土橋小中学校と同じように、隣接する1小1中の連携による一貫教育だったわけです。当然、2人の校長先生がいらっしゃるわけですが、管理者のリーダーがいかに大事なのかというのがこの研究公開では印象に残るものでした。

本市の2つの学校の土橋小中と上市来小中のケースですけれども、ございます。指導要領に沿った教育課程を学校でつくって、それをもとにした授業の指導計画は担任に任されています。それを一貫した授業をするためには先生方の共通認識がとても大事です。校長先生が日置市の教育理念を十分にわかってご指導いただかなければならないという仕組みです。

私は、宮崎県の五ヶ瀬町に行きましたときに、ここは小学校の4校と中学校2つが一体となったまさに施設分離型の一貫教育を進めているところです。教育長にお話を伺いです。教育長におび、始めるときの校長先生方の反発であるといるところです。教育長生方の抵抗が大きかったというものは徹底した教職員のスキルアンというものは徹底した教職員のスキルアンというものは徹底に取り組む、関して先生の成果を全国に発信できるということとで教育のは果が上がってどのように対してどのように評価をしておりますが、教育長はこの五ヶ瀬教育ビジョンについてどのように評価をしておりますか。

〇教育長 (田代宗夫君)

五ヶ瀬町の教育ビジョンのことについては、

全国的に大変有名なビジョンということで、かなり知れているところですけど、1つ申し上げますと、小規模校の多い――4校小規模校があるようです、ここは。中学校が2校あるようですが、この小規模校を1カ所にまとめると大規模校になるという形で、小規模校のよさを生かした教育をしていく中で小規模校のデメリットを今度は一緒に集めて大規模校として大人数の教育をやろうとする、そういうことを大変細やかにやっていらっしゃるところであります。

また、ほんとにすばらしいなと思うのは、例えば一言申し上げますと、4年生と5年生が4校の小学校が集まったときに、4年生で音楽の授業をすると、4年生の担任が4人いるわけですから、1人が音楽の授業を4校集めてやると三十七、八人になります。大規模校の音楽を1人でやる。残りの3人は余っておりますから、この中では。算数の授業では4校いますから、この中では。算数の授業では4校いますから、このか音楽をしない3人が7人で授業をするとか、こういうシステムをとって投業をするとか、こういちシステムをとっているようであります。

確かに小規模校のメリットを生かして、しかもデメリットを補う方法としては大変私は すばらしいんじゃないかと思います。

五ヶ瀬がなぜこういうのを取り組んだかというのは、小規模校のよさ、そういうものを生かした取り組みということになりますけれども、五ヶ瀬の場合は、その裏にありますすのはやっぱり、地域的な現象というんでしますが、大変寒いらっと思いるさればで、大変寒いところで、気温が最も九川のちょうが、大変寒いところで、気温が最も九川でところで、大変ます。そして、宮崎とか都市からなり離れたところでありまして、先生方は多分雪が多かったりいろいろだろうと思うんで

すが、なかなか通勤することが厳しい町だという話も聞いております。そういう中で、何とか小規模をが生かした取り組みをやっていとした。しかも、月に2回実施をするということになっているようでございますののかもした。しかも一斉にやることもあるないもした。というのは、最低2学年が一緒にど言年生に対した。という方法ですから、そのように取りおいておりますから、2学年の他はまたほかの日くという形なんです。月2回ですからくとすれば形になります。

こういう今度は授業を計画するには、事前にかなりの準備をしていかないをこの授業を 7 人ですると言いましたけれども、全てのどれできるがあったら困るわけできるがあったらないところがあったらないところがあったらないところがあら、達していなければならなかと、から 連絡をとったり、誰が何をするかと、かなりのこの裏にある職員の皆さん方がに 2回ほど合同の学年会みたいなかられても 15分ぐらいますけれない。学校間が大体短くても 15分ぐらいますいらったりしながらそういう計画をされていらったりしながらそういます。

こういう地理的な条件の中でやっていらっしゃるこの内容については大変すばらしいんですが、デメリットとしましてはもう、教職員がほんとに踏ん張って踏ん張ってやっていかないと、なかなか実際に効果のある取り組みをするには厳しいという、そういうデメリットを何とかクリアしなければならないということもありますし、今度は子どもたちにとっては、午前中の交流になるようでございま

すので、午前中に3時間の授業をするようで あります。普通は4時間あります。というの は、もう1時間はそこで移動の時間にとられ てしまいますし、行くときはかねての校時よ りも早く始めないといけないですから、朝、 かねては普通はドリルとかいろんなのをやる 時間が10分、15分あるんですが、そうい う時間をカットしないといけない。そして 3時授業をして、また帰らなきゃいけないわ けでございますから、中学生にとっては今度 は部活動の時間とかいうような――済みませ ん、失礼しました。休み時間です、昼の休み 時間も食い込んで帰っていくという、そうい う厳しい時間設定の中で、いろんな方々が苦 労してやっています。だから、成果としては 大変すばらしいんですが、実際に実施すると なるとかなりの厳しい状況の中がやっていか なきゃならないという面もございます。

以上です。

〇12番(花木千鶴さん)

五ヶ瀬がこのビジョンが始まったのは平成 19年に発表されたと思います。20年から スタートして、私は19年度の1月だったと 思いますが、お話を伺いにいきました。それ から五、六年たちまして大変な成果を上げて いると思いますが、ただ、私がここで五ヶ瀬 を申し上げたのは、連携教育っていうものが 施設分離型の一貫教育というものがどういっ た困難さを持っているし、成果を上げようと 思えばどれほどの努力がいるかということ、 それから、先生方の理解を得るためには、ま さにおっしゃったように、大変なやっぱり共 通認識に立たなければできないという、それ を乗り越えたケースとしてご紹介したところ ですが、五ヶ瀬教育ビジョンの特徴の1つに、 まちづくりと教育を一体化にした五ヶ瀬のま ちづくり教育ビジョンと言われていますけれ ども、教育は時代によって住んでいるところ、 さまざまに課題が出てまいりますので、教育

も異なってまいります。そこで、本市は教育 効果を上げるための、今回、一定人数を示し て学校統廃合の協議に入っているところです が、最終的には地域の意向を尊重すると言っ ておられます。

そこで、小規模校を残す場合は、少人数での教育におのずとなりますが、その課題を、地域が選択して小規模校を残していくとなりますと、市が示した一定人数には足りませんけれども、その課題をどのように克服していくと教育長はお考えでおられるのか、お答えください。

〇教育長(田代宗夫君)

今度の再編の趣旨の中に書いておきました けれども、小規模校のデメリットを補うとい うようなことでやっておりますので、もし仮 に小規模校が残るとしたら、私ども教育委員 会としては、その小規模校の子どもたちがで きるだけ大規模校の、あるいは切磋琢磨する ような場面をできるだけつくって上げるよう な方策をある程度のことはやっていかなきゃ いけないと思っておりますので、再編がうま くいかなければ、できることは私どももやっ ていくし、ここで五ヶ瀬も出ましたけれども、 五ヶ瀬みたいな少人数の教育の中で、しかも 今度は大人数の集合学習というのがございま すので、どういう形になるか、実際どの学校 が残ってどのようになるのかどうかわかりま せんけれども、その現実の実態の中で、デメ リットをメリットに変えるような方策を、で きるだけとでございますが、工夫しなけりゃ ならないと思っております。

〇12番(花木千鶴さん)

まあ、先ほど私も五ヶ瀬のことを言いましたが、大変顕著な例なので出させていただいています。ただ、本市は本市の教育を展開しなければならない。地域の拠点として学校を残したいという願いが大変強い地域の声というのはございますが、本市には地域づくり課

もあって、地域づくり事業というのもあるわ けです。五ヶ瀬は一緒になったことでスリム 化されるんですが、本市の場合には別々で選 択をしたり、考えたり、教育の柱を立てよう としている。ここをどうしていくのかという ことが目指す教育を達成するために統合した らこんなふうにすると今おっしゃったように、 一定規模の目指す数で教育効果を上げたいと 言っている一方、じゃ残すんだったら残すな りのというところで今おっしゃったようない ろんな工夫が必要になりますが、ぜひ、説明 会ではそういうことをお示しいただかないと いけないのではないか。あくまでも選択する のは地域ですが、教育委員会としては教育を どのようにしていかなければならないのか、 どんなハンデを背負うのでそこを克服しなけ ればならないことも地域には伝えないといけ ないと思うんですが、いかがですか。

〇教育長(田代宗夫君)

教育委員会といたしましては、基本的には 再編にお示ししましたような、適正規模の学 校にしたいというのが私どもの願いであり目 標でございますから、それに向けてまず努力 をしていくということでございます。

しかしながら、それにもかかわらず残った 場合は、それなりの対応をまたしていかなき ゃならないという、これもまた責任でござい ますので、それは当然やってまいります。

〇12番(花木千鶴さん)

やっぱりまちづくりは人づくりと市長はよくおっしゃいます。教育とまちづくりはやっぱり両輪でなければならないということになるので、その辺のところを、地域をつくっていく、小規模が残してほしいと、地域が部分ところの教育は、やはり人数で補えない部分も地域で協力してもらう、その辺のところのプランというものは、地域として地域づくりは、それはどんなふうに展開していけるのかということも含めて、やはり考える必要があ

るのではないのかなと思っています。

再編は10年計画となっています。今後はほかの地域の参考にもなるように、1小1中によるモデルをこれまで積み上げたことも含めてやる。そして、1つの中学校に対して複数の学校がある場合のやり方というものを新たな研究課題にして、今後、第2弾で控えている統廃合のところが参考になるような、やっぱり実践を積み上げてほしいと思うんです。それには客観的な評価を得るぐらいの取り組みをされたいと思うんですが、いかがですか。

〇教育長(田代宗夫君)

そのとおりだと思っております。ことし今、 新しい方向、指導計画をつくっておりますの で、来年と再来年2カ年間は、どこかの小中 の1校1中については、もうすばらしい取り 組みを土橋小中がやっております。どこに出 しても私は恥ずかしくない取り組みを現在や っておりますので、もうこれはどこに出して もモデルになる取り組みでございますが、た だ、中学校と小学校が2校3校というような グループの取り組みについては、これからモ デルを2年間指定をしまして、そこで29年 度から全小中学校一斉に始める前に、モデル として2年間やっていただきますので、その 間、いろんなところの一貫校についても勉強 してもらったりしながら、私どもの日置市に ふさわしいようなものをできたらつくって、 それをモデルにしながら29年度からやって いきたいと思っております。

〇12番(花木千鶴さん)

これからの教育に求められるものが、理論と実践をぜひ公開してほしいと。教育が閉鎖的だと言われたころもありました。その公開していくことです。私は、その公開の道筋までをはっきりと示していくのが教育委員会のお仕事だろうと私は思っています。日置市はどのような教育を行い、どのような内容の付加価値をつけていくのかが問われる時代に入

っているのではないでしょうか。

私は、教育委員会への質問ではいつも申し上げることなんですけれども、県都に隣接するまちとして魅力ある教育を発信できれば子育て世代の転入も期待できると本当に考えています。そのような意味でも、本市の教育について、きょうお話しいただいたこともたくさん評価いただけることがあると思いますが、具体的でわかりやすい発信をされたいと思いますが、総評として教育長、お話しいただけますが、総評として教育長、お話しいただけませんでしょうか。県都、隣接するこの教育の発信についてお答えください。

〇教育長(田代宗夫君)

先ほどちょっと申し上げましたが、ちょう ど私10年目の節目の年に当たるということ で、ふるさと学というんでしょうか、これを 始めて、この一貫教育に入るところ、通過か かる教育の1つのまとまりとしてとらえて りますので、日置市も、小中一貫教育の推進 ということが大きなテーマであり、その中に は社会教育などでやっておりますのの は社会教育などでやっておりますでの は社会教育などでやっておりますでの たおなことが私日置市の特色あるかで たり外に発信できるテーマであるんじゃない かなと思って、具体的な取り組みをこれから また進めていきたいと思っております。

〇議長(宇田 栄君)

これで一般質問は終了いたします。

△散 会

〇議長(宇田 栄君)

以上で、本日の日程は終了しました。 24日は午前10時から本会議を開きます。 本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

第 5 号 (12月24日)

議事日程(第5号)

日 程			事	件	名						
日程第 1	議案第	6 5 号	日置市職員の配偶3	者同行休業に	関する条例の制定について (総務企画常						
			任委員長報告)								
日程第 2	議案第	70号	日置市地区公民館条	例の一部改正	Eについて(総務企画常任委員長報告)						
日程第 3	議案第	6 6 号	日置市指定介護予防	支援等の事業	どの人員及び運営並びに指定介護予防支援						
			等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制								
			定について(文教厚	生常任委員長	長報告)						
日程第 4	議案第	6 7号	日置市包括的支援事	業の実施に関	引する基準を定める条例の制定について						
			(文教厚生常任委員	長報告)							
日程第 5	議案第	7 1 号	日置市国民健康保険	条例の一部改	文正について (文教厚生常任委員長報告)						
日程第 6	議案第	73号	市道の路線の認定及	び変更につい	って(産業建設常任委員長報告)						
日程第 7	議案第	7 4 号	日置市都市公園条例	の一部改正に	こついて (産業建設常任委員長報告)						
日程第 8	議案第	7 5 号	平成26年度日置市	一般会計補正	E予算(第7号)(各常任委員長報告)						
日程第 9	議案第	76号	平成26年度日置市	国民健康保険	食特別会計補正予算(第2号)(文教厚生						
			常任委員長報告)								
日程第10	議案第	80号	平成26年度日置市	介護保険特別	会計補正予算(第3号)(文教厚生常任						
			委員長報告)								
日程第11	議案第	8 1 号	平成26年度日置市	後期高齢者医	医療特別会計補正予算(第2号)(文教厚						
			生常任委員長報告)								
日程第12	議案第	77号	平成26年度日置市	公共下水道事	事業特別会計補正予算(第3号)(産業建						
			設常任委員長報告)								
日程第13	議案第	8 2 号	平成26年度日置市	水道事業会計	├補正予算(第1号)(産業建設常任委員						
			長報告)								
日程第14	議案第	78号	平成26年度日置市	国民宿舎事業	(特別会計補正予算(第3号)(総務企画						
			常任委員長報告)								
日程第15	議案第	79号	平成26年度日置市	健康交流館事	事業特別会計補正予算(第3号)(総務企						
			画常任委員長報告)								
日程第16	陳情第	8号	手話言語法制定を求	める意見書の	提出を求める陳情書(文教厚生常任委員						
			長報告)								
日程第17	陳情第	10号	受動喫煙の防止措置	について(対	(教厚生常任委員長報告)						
日程第18	意見書案第7号		「手話言語法」制定を求める意見書								

- 日程第19 議案第 83号 損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第20 議案第 84号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 85号 日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第 86号 平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第23 議案第 87号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第24 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第25 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 議員派遣の件について
- 日程第27 所管事務調査結果報告について
- 日程第28 行政視察結果報告について

本会議(12月24日)(水曜)

出席議員 22名

1番 中村尉司君

3番 留盛浩一郎君

5番 黒田澄子さん

7番 山口 初美さん

9番 上園哲生君

11番 坂口洋之君

13番 並 松 安 文 君

15番 漆島政人君

17番 田畑純二君

19番 長 野 瑳や子さん

21番 成田 浩君

欠席議員 0名

2番 畠中弘紀君

4番 橋口正人君

6番 下御領 昭 博 君

8番 出 水 賢太郎 君

10番 門 松 慶 一 君

12番 花木千鶴さん

14番 大園貴文君

16番 中島 昭君

18番 池 満 渉 君

20番 松尾公裕君

22番 宇田 栄君

事務局職員出席者

事務局長 上園博文君議事調査係 下野裕輝君

次長兼議事調査係長 松元基浩君

地方自治法第121条による出席者

市 長 宮路高光君 教 育 長 田代宗夫君 市民福祉部長 吉丸 三郎君 教育次長 内 田 隆 志 君 東市来支所長 富 迫 克 彦 君 吹上支所長 山之内 修君 財政管財課長 鉾之原 政 実 君 地域づくり課長 堂下 豪君 商工観光課長 田淵 裕君 福祉課長 東 幸一君 介護保険課長 福 山 祥 子さん

副 市長 小 園 義 徳 君 総務企画部長 福元 悟 君 産業建設部長 瀬川利 英君 消防本部消防長 上 野 敏 郎君 日吉支所長 田代信 行 君 総務課長 野 崎 博 志君 企 画 課 長 大 園 俊 昭 君 博 君 税務課長兼特別滞納整理課長 前田 市民生活課長 有 村 芳 文 君 健康保険課長 平田敏 文 君 農林水産課長 久 保 啓 昭 君

農地整備課長	藤	澤	貴	充	君	建	設	課	長	桃	北	清	次	君
上下水道課長	丸	Щ	太美	美雄	君	教	育絲	務訓	果長	宇	田	和	久	君
学校教育課長	片	平		理	君	社	会教	有記	果長	今	村	義	文	君
会計管理者	満	留	雅	彦	君	監	查委員	事務	局長	松	田	龍	次	君
農業委員会事務局長	福	留	正	道	君									

午前10時00分開議

△開 議

〇議長(宇田 栄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第65号日置市職員の 配偶者同行休業に関する条 例の制定について

△日程第2 議案第70号日置市地区公 民館条例の一部改正につい て

〇議長(宇田 栄君)

日程第1、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について及び日程第2、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告 を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

〇総務企画常任委員長(中島 昭君)

改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、12月2日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月3日及び12月4日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、総務課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、 公務において活躍が期待される有為な職員の 継続的な勤務を促進することを目的として、 職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をと もにすることを可能とする地方公務員法が施 行されたため、条例の制定をするものであり ます。 第1条で趣旨。第2条で配偶者休業の承認。 第3条で配偶者同行休業の期間。第4条では 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に 滞在する事由。第5条で配偶者同行休業の承 認の申請書等などであります。

附則として、この条例は公布の日から施行 するものとしております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 日置市の職員で適用される予想はどうかと の問いに、現在はそのようなことはない。し かし、今後は考えられることであると答弁。

職員への周知はどうするのかとの問いに、 これまでも条例に定めたものと同様に周知すると答弁。

第7条の配偶者同行休業の承認の取り消し 事由の詳しい説明をとの問いに、2項は産 前・産後になる。それと関連して育児休業し たときが3項になる。育児休業が優先される と答弁。

身分が残るだけになるのかとの問いに、復職後が10条、退職後が11条にあるとおりになると答弁。

部課長が該当したときはどうなるのかとの 問いに、人事異動等で対応することになると 答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局 の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しま したが、討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第65号日置市職員の配 偶者同行休業に関する条例の制定については、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

続きまして、議題となっております議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正については、12月2日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月3日及び12月4日に本委員会全委員出席のもと、委員会を開催して、総務企画部長、地域づくり課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いま

した。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、日置市湯田地区公民館の移転並びに美山地区公民館及び平鹿倉地区公民館の施設整備に伴い、各室の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

湯田地区と平鹿倉地区は、地域介護・福祉 空間整備交付金事業による施設整備でありま す。

まず、湯田地区は、位置を東市来町湯田 3264番地から湯田3299番地1に改め、 東市来総合福祉センターから現在の東市来商 工会館に移転して、大会議室・会議室1・会 議室2・調理室と定めるもので、美山地区公 民館の部に、集会室・和室・調理室・イベン ト広場を加え、平鹿倉地区はシャワー室使用 料などであります。

附則として、この条例は公布の日から起算 して6月を超えない範囲内において規則で定 める日から施行するとしております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 湯田地区公民館は、市民の要望に応えて、 移転して施設整備をするが、利用者増を図る ための周知をどのように考えているかとの問いに、使用する人は地区内の人がほとんどで あり、現在でも周知されている。これから利 用者がふえると考えていると答弁。

商工会館の国庫補助金などの関係はどうか との問いに、国などの問題はクリアして 10月31日に寄附採納が終わっていると答 弁。

工事の進捗状況はどうかとの問いに、入札があす4日に行われる。12月中旬から工事が始まる予定であり、平成27年4月1日から使用できる予定であると答弁。

観光協会は、伊集院駅周辺へ移転する予定 だが、現在使用しているスペースの利用方法 はどうするのかとの問いに、使用方法は今後 話し合う。館の全てを寄附として受け取るので、あいた部分は地区公民館である。1階は 事務スペースとなるため使用料は発生しない と答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局 の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しま したが、討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第70号日置市地区公民 館条例の一部改正については、全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

議案第65号は、委員長報告のとおり決定 することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

議案第70号は、委員長報告のとおり決定 することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第66号日置市指定介 護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例 の制定について

△日程第4 議案第67号日置市包括的 支援事業の実施に関する基 準を定める条例の制定につ いて

△日程第5 議案第71号日置市国民健 康保険条例の一部改正につ いて

〇議長(宇田 栄君)

日程第3、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第5、議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告 を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております 議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の制定について、 議案第67号日置市包括的支援事業の実施に 関する基準を定める条例の制定について及び 議案第71号日置市国民健康保険条例の一部 改正についての議案3件は、12月2日の本 会議において、当委員会に付託されました。

12月3日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、翌12月4日には、委員1名欠席でしたが、残る委員で討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審 査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての2件についてご説明いたします。

この2件の議案は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省の省令で定められている指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準、また地域包括支援センターの職員等に関する基準を市町村の条例で定めることになったため、提案をされました。

議案第66号では、介護予防支援に係る基準を、また議案第67号では、包括的支援事業に係る基準を定めるもので、いずれも厚生労働省令に定める基準に従い定めるものは、省令の基準どおりに規定をいたします。

また、厚生労働省令で定める基準を参酌するものについては、本市の実情に国の基準を上回ったり、また異なったりする内容がないことから、これも省令の基準どおりに規定をいたします。

なお、議案第66号の条文のうち、第29条の記録の整備については、厚生労働省令の基準では、記録の保存期間が2年間とな

っておりますが、公費過払いの場合の返還請求の消滅時効が5年間となっているため、記録の保存期間を5年間と規定をいたしました。

次に、議案第66号及び議案第67号に対 する主な質疑についてご報告いたします。

委員より、有資格者の待遇や確保について 状況は変わることはないのかとの質疑があり、 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3職種の待遇は変わらない。現在、社会福祉 士や主任介護支援専門員が不足をしており、 それに準じる者を充てていると答弁。

次に、都市と地方で介護サービスに開きが出ることはないのかとの質疑があり、地方分権一括法により、条例の中に地域に応じた考えを入れることができるが、今のところ、日置市と都市部では大きな違いはないとの答弁がありました。

次に、議案第71号日置市国民健康保険条 例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、健康保険法施行令の一部改正を勘 案し、産科医療補償制度の改定のために、条 例を一部改正するものであります。

従来、出産育児一時金39万円に、産科医療補償制度の掛け金3万円を合わせて、総額42万円が支給されていますが、今回の改正では、出産育児一時金を40万4,000円、産科医療補償制度の掛け金を1万6,000円と変更し、支給総額42万円は維持されるものであります。

次に、議案第71号に対する主な質疑をご 報告いたします。

委員より、国民健康保険で出産育児一時金の受給者の推移はどうかとの質疑があり、平成24年度で31件、25年度で33件であると答弁。

次に、他の自治体の金額、また社会保険などの金額はどうかとの質疑があり、他の自治体も同じ金額である。社会保険、共済も上位法で同じ金額、同じ制度になっているとの答

弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、 当局の説明で了承し、質疑を終了。

続いて、議案第66号、67号、71号と 議案ごとに討論に付しましたが、いずれの議 案も討論はなく、討論を終了。

採決いたしましたところ、議案第66号、 議案第67号、議案第71号の3件につきま しては、全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、3件の委員長報告に対する質疑 を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。議 案第66号は、委員長報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。議

案第67号は、委員長報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。議 案第71号は、委員長報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第73号市道の路線の 認定及び変更について

△日程第7 議案第74号日置市都市公 園条例の一部改正について

〇議長(宇田 栄君)

日程第6、議案第73号市道の路線の認定 及び変更について及び日程第7、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正につい ての2件を一括議題とします。

2件について、大園産業建設常任委員長の 報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

〇産業建設常任委員長 (大園貴文君)

ただいま議題となっています議案第73号 市道の路線の認定及び変更については、去る 12月2日、本会議におきまして本委員会に 付託され、12月3日、4日に委員会を開催 し、全委員出席のもと、担当部長、課長の説 明を求め、委員会審議後、現地調査を実施し、 討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてをご報告申し上げます。

本案は、開発造成工事に伴い1路線を認定 し、及び1路線を変更するものであります。

初めに、市道認定1路線は、起点、伊集院 下谷口1088番地11先から、終点、下谷口1088番地24先で、路線名を「さくら 台線」とするもので、延長96.2m、幅員 6mであります。

さくら台開発造成工事により、現在11区 画のうち10区画が建築され、建築戸数の 70%を超えていることから、市道認定する ものであります。

なお、開発許可は平成21年3月26日に 受けており、登記は平成21年11月24日 に日置市に移転登記済みであります。

次に、市道変更1路線は、東市来長里団地 南線で、開発造成により起点の変更を行い、 53.4mを延伸し、変更後の延長を 470.4mとするものであります。

なお、開発造成工事に伴い、市道変更に関する寄附採納願いが3筆あり、日置市に平成26年11月26日移転登記済みであります。

なお、河川敷部分については、県からの許可を得ているとの説明でありました。

質疑の主なものを申し上げます。

さくら台の市道について登記はどうなって いるのかの質疑に、土地利用審査要綱の中で 規定され、既に登記済みであると答弁。

終点側の既設市道について改良の計画はないのかの質疑に、勾配が急であることなどから改良の計画はないとの答弁。

委員から、車や人の量が増加する見込みで あることから、安全管理上の対策を検討すべ きであるとの質疑に、見通しの悪いところは 伐採などの安全面の確保を行うと答弁。

次に、長里団地南線について県の河川管理 用道路が市道認定され、県から許可を得てい るが、河川敷に併用されていることから安全 対策でガードレール等の設置など、安全面に 十分な対策が必要ではないかとの質疑に、今 後、県と協議を進めたいと答弁。

また、起点から国道までの区間の河川堤防管理用道路について通行車両や歩行者があるが、狭く、危ないのではないか、また延長の計画はないのかの質疑に、国道への出口が変則交差であり交差点協議など非常に難しい。今後の経過を見て、一方通行や標識・看板などの検討や安全対策を開発業者や自治会とも協議していきたいと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論 はなく、採決の結果、議案第73号市道の路 線の認定及び変更については、全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号日置市都市公園条例の 一部改正についてご報告いたします。

改正内容は、開発行為により寄附採納を受けたもので、日置市土地利用対策要綱に基づき、計画戸数の70%以上の建築物が完了したことに伴い、公共施設管理移管申出書の提出を受け、さくら台公園、大字伊集院下谷口字小永迫面積177.91m²を都市公園として加え、管理するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

都市公園数は、現在幾つあるのかの質疑に、 現在53カ所で、今回のさくら台を入れると 54カ所になると答弁。

次に、条例を改正する前に登記ができる状況にあるのかの質疑に、土地利用要綱の中に規定している。その中で3%以上の公園を設置することとなっている。所有権の移転も平成21年12月18日で登記済みであると答弁。

次に、公園は角地にあるので、外灯などを

設置し安全面に配慮すべきではないかの質疑 に、今後、地域づくり事業や防犯灯で必要に 応じて対応していくと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、2件の委員長報告に対する質疑 を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。議 案第73号は、委員長報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第73号市道の路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。議 案第74号は、委員長報告のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第

74号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第75号平成26年度 日置市一般会計補正予算 (第7号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第8、議案第75号平成26年度日置 市一般会計補正予算(第7号)を議題としま す。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

〇総務企画常任委員長(中島 昭君)

ただいま議題となっております議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、12月2日の本会議におきまして、 本委員会にかかわる部分を分割付託され、 12月3日と4日に本委員会委員出席のもと 委員会を開催して、担当部長、課長など、当 局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いま した。

それでは、これから本案について、総務企 画常任委員会における審査の結果と結果をご 報告いたします。

今回の補正予算は、既定の予算額に3億 1,509万円を追加して、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ250億8,159万 2,000円とするものであります。

総務管理費で1,644万円の減額、税務 課にかかわる徴税費で7,000円の追加、 選挙費で826万6,000円の減額、企画 費にかかわる統計調査費で4万5,000円 の追加、商工観光課では、商工費で1億 1,469万6,000円の追加、公債費で 938万1,000円の減額などであります。 特に、大きな補正額では、財産管理費にか かわる日吉支所庁舎建設工事にかかわるのり 面工事ほかが2,100万円の減額、商工費 の伊集院駅前観光拠点施設整備にかかわる工 事費9,700万円、備品購入費1,100万 円の増額などであります。

選挙費の減額につきましては、農業委員会 委員選挙執行費の精算による減額が主なもの であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 財政管財課関係では、まちづくり応援基金 費で、寄附された方へのお礼はどのような品 物かとの問いに、来年1月以降に1万円以上 の寄附をいただいた方へ市内の物産館の特産 品をローテーションで贈呈すると答弁。

日吉支所庁舎の建設状況はどうかとの問いに、実施設計で面積が1,400 m²の予定が1,600 m²と200 m²ふえたと答弁。

のり面工事ほか不要に伴う減額とあるが、 内容は何かとの問いに、現庁舎の北側の駐車 場部分を広めのスペースを確保するために、 新庁舎を南側に寄せてのり面に沿って建築す る計画のため、のり面工事が不要になったも のであると答弁。

のり面工事費とのコストの比較はしたのか との問いに、コストの比較はしていないが、 建築をのり面に合わすことでのり面の有効活 用ができる。新庁舎が完成するまでは、現庁 舎を残したままで工事が進められる。南側に 面した下部は倉庫を建設する予定であると答 弁。

総務課関係では、需用費の光熱水費で防犯 灯の設置状況と要望等を示せとの問いに、今 回の補正は吹上の分である。設置箇所は東市 来で40基、伊集院が44基、日吉が30基 で吹上が345基を管理している。設置の要 望は多いが、児童生徒の通学路を優先してい ると答弁。

災害対策費の修繕料で、戸別受信機が聞こ えないという声を聞くが、調査が必要ではな いか、また議会報告会では、避難所や公民館 にも必要であるとの声もあるがとの問いに、 これからコミュニティ無線が整備されていく。 避難所などにはそのときに整備されると答弁。

戸別受信機は1戸に1台だが、別途必要な場合はどうなるのかとの問いに、ほかにも必要な人は自費で購入となる。条例上は、1台が3万円であると答弁。

企画課関係では、情報管理費の負担金で地 方公共団体情報システム機構への負担金とあ るが、内容を示せとの問いに、平成25年度 までは、地方自治情報センターだったが、 26年度から全国知事会、全国市長会、全国 町村会が選任する設立委員が総務大臣の許可 を得て設立した地方公共法人となった。主な 事業は、住民基本台帳法に基づく事務などで あると答弁。

基幹統計調査費の委員等報酬の内容はとの問いに、工業統計を今まで11名でお願いしていたが、1名ふやして12名になった。内訳は、東市来3名、伊集院5名、日吉2名、吹上2名である。県からは約200の事業所で調査が見込まれている。登録調査員は約100名で、毎年同じ人にお願いしていると答弁。

登録調査員の資格はとの問いに、税にかか わる人、政治にかかわる人、警察関係の人な どに関与しない市内の人となっていると答弁。 工業調査の基準はとの問いに、製造業や卸 売業であると答弁。

地域づくり課関係では、地域づくり推進費の報償費が増額になった経緯は何かとの問いに、共生協働のまちづくり指針策定委員会による指針策定は、当初5回を予定していたが1回ふやすもので、これまで6月、8月、10月、11月と4回の審議会を終了したが、自治会の役割や担い手の位置づけなど深い議論となり1回ふやすことにした。指針案は、年末から1月末かけてまとめ、その後、パブ

リックコメントをする。2月までに整理して、 3月に完成する予定であると答弁。

議会報告会の中で、地区振興計画は、事業が始まって6年になるが、事業内容がわかりにくいとか、ソフト事業の使い方に苦慮しているとの声も聞くが、進捗状況と今後の考え方を示せとの問いに、協働の地域づくりの基本的な考え方は、ハード面でなくてソフトの部分になる。これまで身近な地域基盤の整備としてのハード事業はほぼ終わったと認識している。地区振興計画では、1次計画では件数が多かったが、2次計画では件数が少なくなったことがそのことをあらわしている。その中には、市道整備が含まれていたと答弁

地域内分権を進める目的を達成するためには、行政との一体的取り組みが必要である。 組み替え予算化がこのようになるが、地区に緩やかに権限を与えるべきではないかとの問いに、市の予算で把握するとそうなる。地区で立てた3カ年計画であり、地区で予算化されると、それに変更を是としてよいかということもある。計画における目標の達成を優先してほしいと答弁。

商工観光課関係では、観光施設管理費の観光拠点施設整備事業の工事請負費及び備品購入費が多額になっているが、なぜ今回の補正か。また、計画内容、完成の時期、効果をどのように考えているのかとの問いに、地域振興推進事業の特別枠で申請したが採択されなかったので、一般枠の2次募集で申請し、今回採択されたものである。工事費9,700万円の内訳は、改築工事費4,640万円、電気設備工事費4,230万円、機械設備工事費780万円などである。

2階建てで、1階に特産品のアンテナショップ、日置市観光協会のスペースになる。 2階は、会議室、倉庫などを予定している。 施設予定地は、駅前交番に隣接した場所で市の観光拠点施設となるため、駅周辺を選んだ。 市内の特産品の販売もしたい。議決後、来年 2月中旬に契約し、9月までに完成。10月 にオープンの予定であると答弁。

どのようなイメージかとの問いに、構造は 鉄骨コンクリートである。駅舎、交番ともに 黒色を基調にしているのでそれに統一したい。 当初、屋根には日置瓦を乗せる予定だったが、 ソーラーパネル設置を予定していると答弁。

電気設備工事費が多額だが内容はとの問い に、一般の工事費以外に、入り口上部にパブ リックビュアー (大型のモニター) の設置を 考えていると答弁。

情報発信の内容が変更されないとマイナスになるが、どのように管理されるのかとの問いに、イベント等の観光案内や企業の広告など小まめに更新すると答弁。

現在、駅構内に設置されているモニターパネルとパブリックビュアーの2カ所で広報するのかとの問いに、現在設置されているモニターパネルは廃止する方向であると答弁。

観光拠点施設は指定管理になるのかとの問いに、関係所管課と検討中であると答弁。

拠点施設への兜や鎧の展示は考えないのか との問いに、武者行列保存会からも要望があ る。ぜひ展示したいと答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、質疑を終了。その後、討論を行いましたところ、討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)、総務企画常任委員会所管の補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、観光拠点施設にかかわる審査に多くの時間を必要とされました。観光拠点施設は大事だが、当初の説明よりも施設規模が大きく、建設費も多額になっている。県の補助金を受けての施設に観光協会の事務所を置く計画であるが、行政財産の活用のあり方については、まだ検討の余地があるとい

うのが、委員の一致した意見であります。

今後、本施設は日置市の観光拠点施設として市民の期待に貢献できる施設となるように、関係団体、関係所管課とのさらなる協議連携を重ねられたいとの意見が集約されましたので、申し添えておきます。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わり ます。

〇議長(宇田 栄君)

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま議題となっております議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)は、12月2日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、12月3日、4日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育次長及び各担当課長など、当局の説明を求め、質疑を行いました。

また、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の現地視察も行いました。

その後、委員1名が欠席でありましたが、 残る委員で討論、採決を行いました。

それでは、文教厚生常任委員会における審 査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出のうち、3款民生費は、2億6,163万4,000円増額の総額72億1,892万2,000円となっております。

主なものは、社会福祉総務費で、障害者自立支援システムの更新に係る委託料が788万4,000円の増額。児童措置費で、保育園入園の児童数増加のため、保育所運営費を3,713万7,000円の増額。また、児童手当支給事業費も、同じく児童数の増加に伴い1,470万円の増額補正。

生活保護総務費では、医療扶助費が昨年度より1.14倍の推移であることから、6,242万6,000円を増額。

また、生活保護総務費は、平成25年度国庫支出金精算返納金の確定に伴い、9,928万9,000円を増額補正するものであります。次に、4款衛生費は、119万円増額の総額34億3,424万7,000円であります。主なものは、清掃費でクリーン・リサイクルセンターの契約執行残に伴い、483万円の減額補正であります。

次に、10款教育費は、749万9,000円 減額の総額21億3,810万3,000円で あります。

主なものは、小学校費で吉利小学校、日新 小学校の複式学級移行に伴う改修工事等に 195万円、保健体育費で、鹿児島城西高校 サッカー部へ、全国高校サッカー選手権大会 への出場補助金として100万円。いずれも 増額補正となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 市民福祉部・福祉課の関係では、地域介護 福祉空間整備推進交付金事業において、伊作 田地区公民館に自動真空包装機の購入費 144万8,000円が計上されているが、 その目的は何かとの質疑があり、高齢者の生 きがいづくりで食品製造をしており、商品の 販売などさまざまな用途に利用するために購 入をすると答弁。

次に、生活保護について。

新規で申請をしたが、生活態度などで生活 保護の対象にならない人はどのくらいいるの かとの質疑があり、平成25年度は、新規申 請79件中、ほぼ却下が15件、取り下げが 3件、調査が進まなかったのが4件である。 生活保護の申請は、生活態度がどうであろう と法律上侵害することはできない。また、生 活保護の開始は、収入と支出で判断をしてい る。生活態度等は、保護を開始してから指導 をしていると答弁。

次に、市民生活課関係では、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業につい

て、今回、万之瀬川の河川改修補償金が雑入で2,768万1,000円計上されているが、この事業の本市の支出はどうなっているのかとの質疑があり、この施設は、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市で共同利用するため、4市で事業費を負担する。本市は、平成25年度から27年度に6億7,138万6,000円を負担し、また総事業費は、26億8,794万2,000円であると答弁。

また、飲料水供給施設整備事業費で、吹上 地域の宇都水道組合への補助金は、9月補正 予算でもポンプ取りかえの予算が計上されて いたが、また今回も補助金が計上されている。 この経緯を説明してほしいとの質疑があり、 7月にポンプの取りかえ工事を行ったので 9月補正で計上した。今回は、9月3日の落 雷で故障したため、その修繕費を計上した。 今後は、保険を掛けることも検討したいと答 弁。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の関係では、日吉地域の山村留学について、事業の未実施に伴い36万円全額を減額しているが、なぜこのようなことになるのかとの質疑に、平成23年度の1名を最後に応募がない。各小学校に実施委員会を設置し、小学校のホームページでも広報を行っているが特段の効果は出ていない。しかし、当初で予算計上をしなければ、もし応募が来た場合に対応ができないのでこのような形をとっていると答弁。

また、日吉中学校の教室改修について 117万円予算計上されているが、どこをど のように改修を行うのかとの質疑には、日吉中学校の普通教室は $56\,\mathrm{m}^2$ で、現在1年生 42名は2クラス使っている。しかし、来年 度の新1年生は37名で、2クラスから1クラスになる。しかし、 $56\,\mathrm{m}^2$ ではかなり狭いので $84\,\mathrm{m}^2$ ある集会室を改修し、新1年 生の教室として利用すると答弁。

これに関連して、1学年1クラスの状況はずっと続くのか、今後の教室の活用はどうするのかとの質疑があり、日吉中学校では、今後、1学年1クラスで推移をするので教室の配置を変える必要がある。しかしながら、建物の構造計算上、2クラスを1クラスにまとめるのは難しい。築40年以上たち、大規模改造も検討しなければならず、そのときに教室の配置も変えていきたいと答弁がありました。

次に、社会教育課関係では、B&G海洋センター修繕助成事業ヒアリングの旅費が計上されているが、事業の詳細を示してほしいとの質疑があり、この事業では、以前、東市来B&G海洋センターの屋根の塗りかえを行った。今後、プール内の塗装、高窓の改修、暖房の配管補修、換気扇の改修などがあり助成申請を行う。助成率60%で上限2,000万円の事業であると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、 当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付 しましたが、討論はなく、採決の結果、議案 第75号平成26年度日置市一般会計補正予 算(第7号)の文教厚生常任委員会に係る部 分については、全会一致で原案のとおり可決 すべきものと決定いたしました。

なお、最後に、伊集院健康づくり複合施設 「ゆすいん」の施設修繕について、付帯意見 が出ましたのでご報告申し上げます。

今回、夏場の空調故障の修理費用を、当初 計画していた箇所の予算を流用して対応した ため、その分を12月補正で125万円増額 しました。

事情は理解できるものの予備費での対応ができなかったのかなど、予算執行のあり方について疑問を呈する意見が出ました。

また、築16年たち老朽化が進んでいるので、指定管理者とも連携し、年次的に修繕計画を策定していくべきとの意見がありました

ことを最後に申し上げ、文教厚生常任委員会 の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

[產業建設常任委員長大園貴文君登壇]

〇産業建設常任委員長 (大園貴文君)

ただいま議題となっています議案第75号 平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)については、去る12月2日の本会議 におきまして、本委員会に分割付託され、 12月3日、4日に委員会を開催し、全委員 出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、 委員会審議後、現地調査を実施し、討論、採 決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、農林水産業費では、既定の予算から685万9,000円を減額し、補正後の予算額を11億7,160万7,000円とするものです。

農業振興費の報償費の増額5万6,000円 については、当初、オリーブ教室を4組、 1回当たり1時間で合計3回計画していたが、 オリーブ教室の受講者を募集してすぐに市民、 生活研究グループ、行政関係者で定員に達し たこと、また好評により再度の開催を望む声 が多かったため、教室を追加開催し、その講 師謝金等を増額するものであります。

次に、負担金補助及び交付金の農業振興育成事業で、焼酎麹米に対する交付金1,555万円の増額補正は、地元焼酎メーカーを初め需要も多く、地産地消にもつながることから、日置市農業再生協議会総会で市単独による1万円の上乗せと面積推進が承認され、その結果、平成25年度の93haから148haへと面積が増大されたものであります。

農産直売所コミュニティ支援事業555万 8,000円の増額補正は、日置市産 100%みそづくり推進事業が、県の地域振 興推進事業採択に伴い、日吉地域の大豆用粗 選機、コンプレッサーなどの導入補助金であ ります。

次に、農地費では、3,799万2,000円の減額で、狭隘道路拡幅工事にかかわる事業費確定において、国からの最終的な内示額が当初予算計上額よりも少なかったこと、また寺脇地区や上市来地区の舗装工事費が25年度からの繰越予算を充当することで補われたことから減額するものであります。

そのほか、農用水資源開発調査事業の諸正 地区については、県単事業不採択による減額 が主なものであります。

次に、水産業費は650万6,000円の 増額で、事業採択による市水産業再成長支援 事業委託費93万5,000円は、江口漁協 に対し、各種商談会出店や新商品開発などに よる販路拡大、接客、品質管理等の研修を委 託するものであります。

需用費では、市単独事業で吹上漁港の伊作地区と永吉地区2カ所にかかわる航路閉塞土砂除去に500万円を計上するものであります。

次に、土木費では既定の予算を135万円 減額し、補正後の予算を29億8,554万 1,000円とするものであります。

主なものは、道路橋梁費の道路新設改良費で、道整備交付金事業、吹上赤仁田田之尻線、活力創出基盤整備事業、伊集院中川線、防災・安全交付金事業、和田湯之元線ほか3線にかかわる測量設計委託料の確定により、委託費から工事請負費へ組み替えるものであります。

都市計画総務費の減額は、公共下水道事業 繰出金1,792万3,000円を減額するも のであります。

次に、土地区画整理費の主なものは、工事 請負費の2,700万円の増額補正で、補償、 補塡及び賠償金からの組み替えであります。

街路事業の1,950万円の増額は、伊集 院駅北口トイレ整備工事、南口駅前広場整備 工事に伴うものであります。

次に、質疑の概要についてご報告いたしま す。

農産直売所コミュニティ支援事業について、 導入先と計画はとの質疑に対し、導入先は吉 利のキタカタ営農生産組合である。色選別機 などできちんと選別をしないと保管や品質に 問題が生じることから、事業を使って取り組 むものであると答弁。

次に、オリーブ教室に関する講師、謝金、 講習について詳細な説明を求める質疑があり、 講師は鹿児島市に在住するオリーブマスター ソムリエの資格を持つ方である。謝金につい ては、日当から時間当たりに見直し、単価を 県の謝金の基準を使い、1時間6,000円 で決めている。講習については、今後普及の ために生活研究グループにも受けてもらうと 答弁。

アンケートの結果はどうだったのかの質疑に、市では実施していないが、講師が行ったアンケートでは、オイルの香りや味を発見したとの意見やオイルの購入先の問い合わせ、さらに上のランクの講習もしてほしいなどの声が寄せられていると答弁。

次に、江口漁港に委託する水産業再成長支援事業の内容について質疑があり、県からの補助金を100%充てて行うものであり、パート従業員の正規化、賃金の処遇改善が目的である。内容は、商談会などへの出店や今ある製品をより一層付加価値をつけて売れる品物づくり、職員の資質向上を図るためのセミナーを実施して、接客態度の向上を図って売り上げを伸ばすことにより、従業員の正社員化、時給向上を図る。具体的には、従業員2人の正社員化、時給を全体で1.3%向上させる。この事業は、26年と27年の2カ

年の事業で目標を達成できるように計画していると答弁。

次に、狭隘道路事業について、今後の計画 はどうなっているのかの質疑に、今後も採択 が可能であれば、引き続き4地域で実施して いきたいと答弁。

次に、諸正地区の水源調査が不採択となり、27年度にもう一度計上する予定であるが、この水田の受益面積、水源の確保はどうなっているのかの質疑に、受益面積は5haで、水源については、水源探査をして水脈があり、用地の相談ができるところになると答弁。

次に、伊集院駅街路事業の北口トイレ整備 工事と南口駅前広場整備工事の内訳とトイレ の管理について質疑があり、提出資料により 説明されました。

北口トイレは1基32m²で、南口駅前広場は駅舎裏側の軌道沿いに延長約60mの土留め工を計画している。今回の自由通路に設置するトイレは市の道路用地であることからら市で管理し、別に駅舎につくるトイレはJRが管理すると答弁。

次に、伊集院駅全体の整備の進捗状況について質疑があり、30%ぐらいの進捗で、来年3月から4月ぐらいに駅舎自由通路がほぼ完成することを目標に進めている。その後、今の駅舎を取り壊し、広場整備も進めていくと答弁。

次に、中川交差点はいつごろ供用開始できるのかの質疑に、現在横断ボックスを工事中であるが、27年2月末に完成と答弁。

そのほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)の本委員会に付託された部分については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

〇議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第76号平成26年度 日置市国民健康保険特別会 計補正予算(第2号)

△日程第10 議案第80号平成26年 度日置市介護保険特別会 計補正予算(第3号)

△日程第11 議案第81号平成26年 度日置市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第 2号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第9、議案第76号平成26年度日置 市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) から、日程第11、議案第81号平成26年 度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告 を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長 (出水賢太郎君)

ただいま議題となっております議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)及び議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議案3件は、12月2日の本会議におきまして、当委員会に付託され、12月3日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑を行いました。翌12月4日に委員1名が欠席いたしましたが、残る委員で討論、採決を行いましいた。

これより、文教厚生常任委員会における審 査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第76号平成26年度日 置市国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2億6,816万6,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額をそれぞれ68億1,537万 8,000円とするものであります。

歳出は、平成26年度11月以降の一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費や療養費、高額療養費が前年度実績より1.5%の伸び率が見込まれることから、2億2,699万4,000円の増額、また平成25年度療養給付費等負担金の返納金が4,151万7,000円の増額となっております。

これに対し歳入は、療養給付費交付金決定

に伴い、現年度分3,391万円、過年度分2,971万1,000円の増額となっております。

なお、今回の補正により、療養給付費及び療養費の不足は2億2,699万4,000円と見込まれますので、国保給付準備基金を2億191万8,000円取り崩して国保会計に繰り入れます。このため、準備基金の残高は970万円となります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 委員より、国保給付準備基金の推移と国庫 補助率はどうかとの質疑があり、本市の1カ 月の医療費は約3億円だが、本来ならば、基 金は3カ月分の9億円は必要である。平成 22年度の基金残高が約6,000万円だっ たが、法定外繰り入れもあったため、26年 度には約2億円まで積み立てることができた。 しかし、1人当たりの医療費は、年1.5% の伸び率を示しており、インフルエンザの流 行など、冬場の医療費の伸びも考慮した結果、 今回の12月補正では基金残高が970万円 と底をついた状態である。

一般会計からの1億円の法定外繰り入れをしている間に準備基金の積み立てをしたいが、非常に厳しい状況である。国の支援がもっと欲しいところだが、毎年補助率が下がっており、市町村単独の運営は限界である。平成27年度は、国保税の見直しの検討年度でもあるが、4年前に14%値上げし、また介護保険料や消費税の値上げなども考慮すれば、慎重に検討しなければならない。国は、平成29年度をめどに国保の広域化を検討しているが、各市町村の医療費によって各市町村の保険税率を設定するとの話も出ており、今後の推移を見きわめたいと答弁。

次に、医療費の抑制にはジェネリック医薬 品の利用の啓発が必要だが、日置市の状況は どうかとの質疑には、医師会へはジェネリッ クの利用の呼びかけをしているが、日置市で の普及率は23.4%である。ジェネリック 医薬品の使用は、医師の判断であるが、今後 も医師会や薬剤師会にお願いをしていくと答 弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の 説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし たが、討論はなく、採決の結果、議案第 76号は全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

次に、議案第80号平成26年度日置市介 護保険特別会計補正予算(第3号)について ご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ673万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,839万7,000円とするものであります。

主なものは、介護給付費の関係では、居宅 サービスと施設サービスの利用見込みによる 歳入歳出予算の組み替えとなっております。

また、地域支援事業費の関係では、介護予防ケアマネジメント事業費で、嘱託職員の職種変更による人件費の減額補正。また、総合相談事業費で、社会福祉士の欠員のため、社会福祉法人曙福祉会から出向してもらうことに伴う人件費の減額補正などとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 総合相談事業の中で社会福祉士を曙福祉会 から出向してもらう件で、社会福祉法人から 市への出向には問題はないのか。また、処遇 はどうなるかとの質疑があり、地域包括支援 センターの運営においては、保健師、社会福 祉士、主任介護支援専門員の3職種が必須条 件であるため、現在も社会福祉法人が運営す る在宅介護支援センターから出向していただ いている。今回の場合は、在籍は曙福祉会だ が、市の包括支援センターに常勤し、曙福祉 会との兼務はしない。出向に係る費用を市が 負担するため、今回103万1,000円を 計上した。

なお、給与は曙福祉会の給与表に基づき同 法人から支出されると答弁。

次に、今回の補正では、県の財政安定化基金からの借り入れが1億3,686万3,000円となっているが、平成27年度からの第6期介護保険事業計画への影響はどうかとの質疑があり、平成26年度末の見込みで、財政安定化基金貸付金は1億円弱になるようだ。この借り入れは次の第6期で返済しなければならず、介護保険料に影響が出ると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の 説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし たが、討論はなく、採決の結果、議案第 80号は全会一致で原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

最後に、議案第81号平成26年度日置市 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,846万円とするものであります。

内容は、疾病予防費で人間ドックの受診者 増に伴う33万円の増額と、過年度保険料還 付見込み増による8万8,000円の増額補 正であります。

質疑については、当局の説明で了承したため、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第81号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上3件について、文教厚生常任委員会の 報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論を行いま す。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論を行いま す。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第 81号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第77号平成26年度 日置市公共下水道事業特別 会計補正予算(第3号)

△日程第13 議案第82号平成26年 度日置市水道事業会計補 正予算(第1号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第12、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)及び日程第13、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告 を求めます

[產業建設常任委員長大園貴文君登壇]

〇産業建設常任委員長 (大園貴文君)

ただいま議題となっています議案第77号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計 補正予算(第3号)については、去る12月 2日、本会議におきまして本委員会に付託さ れ、12月3日、4日に委員会を開催し、全 委員出席のもと、担当部長、課長の説明を求 め、討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,841万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の内容は、歳入では、公共 下水道事業受益者負担金の増額、受益者負担 金及び事業債見込み額の増による一般会計繰 入金の減額、歳出では、受益者負担金の一括 納付によるその他報償費の90万円の増額で あります。

増額理由は、受益者負担金は、5年間20期の納付となっていますが、一括納付制度があり、最大20%の報償費の減額制度を活用する受益者が当初見込みよりふえたことによるものであります。その結果、25年度の事業債借入見込み額の増及び受益者負担金増に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一括納付の状況について質疑があり、対象者は68人で一括納付は36人である。市としても、工事費などの財源確保になると答弁。次に、起債が1億8,300万円から1億9,820万円になっているが、増額傾向に進むのかの質疑に、現在、国庫補助事業で管路整備等をしている。実際の国庫は通常2分の1で残りは下水道事業債を利用している。その分は返済は多くなるが、地方交付税の算入もあるので有利な起債を利用しながら財源確保すると答弁。

そのほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定しました。

次に、議案第82号平成26年度日置市水 道事業会計補正予算(第1号)についてご報 告いたします。

今回の補正内容は、収益的収入及び支出の うち、水道事業費用を2,051万8,000円 追加し、8億4,032万4,000円とする ものであります。 主なものは、電気計装装置修繕費の不足分、 電気料不足分、材料費で水道管修繕材料費の 不足分など、1,025万2,000円を増額。

減価償却費では、建物の減価償却費の不足による有形固定資産減価償却費1,026万6,000円を増額するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

減価償却費の計上時期について質疑があり、 当初予算では積算が難しく、見込み額を計上 しており、今の時期に管路や全ての機械も含 まれる減価償却費の金額が確定することから 今の時期になると答弁。

このほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、2件の委員長報告に対する質疑 を一括して行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正事業(第3号)は、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第82号について討論を行いま す。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第78号平成26年 度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第 3号)

△日程第15 議案第79号平成26年 度日置市健康交流館事業 特別会計補正予算(第 3号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第14、議案第78号平成26年度日 置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)及び日程第15、議案第79号平成 26年度日置市健康交流館事業特別会計補正 予算(第3号)の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告 を求めます。

[総務企画常任委員長中島 昭君登壇]

〇総務企画常任委員長(中島 昭君)

ただいま議題となっております議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、12月2日の本会議におきまして総務企画常

任委員会に付託され、12月4日に本委員会 全委員出席のもと委員会を開催して、総務企 画部長、商工観光課長などの説明を求め、質 疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会 における審査の経過と結果をご報告いたしま す

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の とおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2億3,528万4,000円とするものであ ります。

共済費の社会保険料率改正及び雇用保険被保険者増に伴う増額や一般賃金の減額、手数料の増額などが主なものであり、総務管理費の減額分を予備費に繰り入れするものであります。

質疑に入り、チラシ広告手数料が増額になっているが、エリアを拡大したのかとの問いに、今までは日置市、いちき串木野市、南さつま市の加世田、金峰町の地域だったが、南さつま市の大浦町、笠沙町を追加したと答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、 質疑を終了。討論に付しましたが、討論はな く、討論を終了。採決の結果、議案第78号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補 正予算(第3号)については、全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決定いたしまし た。

次に、ただいま議題となっております議案 第79号平成26年度日置市健康交流館事業 特別会計補正予算(第3号)につきましては、 12月2日の本会議におきまして総務企画常 任委員会に付託され、12月4日に本委員会 委員出席のもと委員会を開催して、総務企画 部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑、 討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会 における審査の経過と結果をご報告いたしま す。 今回の予算は、歳入で料金収入の宿泊料、研修室利用料、食事料、プール使用料、入浴料の増額と、歳出で管理運営費の共済費の減額、需用費の増額、燃料費及び賄い材料費の増額などが主なもので、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

質疑に入り、需用費が大きいが要因は何か との問いに、直営になって予想されない所が 多かったためであると答弁。

上半期で前年度との比較はどうかとの問い に、前年度と同じくらいである。宣伝をエ ヌ・フーズがしていた効果があると思うと答 弁。

部門別ではどうかとの問いに、入浴料が40万円の増、プール使用料が10万円の減、 入浴・プール使用料が1万円の減、研修室使用料が4万円の増、宿泊料が54万円の増、 食事料は47万円の増、売店が50万円の減額であると答弁。

その他、質疑がありましたが、質疑を終了。 その後、討論を行いましたところ、討論はな く、採決の結果、議案第79号平成26年度 日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第 3号)は、全会一致で原案のとおり可決すべ きものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わり ます。

〇議長(宇田 栄君)

これから、2件の委員長報告に対する質疑 を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。本 案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長の報告のとおり決定するこ とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第16 陳情第8号手話言語法制 定を求める意見書の提出 を求める陳情書

〇議長(宇田 栄君)

日程第16、陳情第8号手話言語法制定を 求める意見書の提出を求める陳情書を議題と します

本件について、文教厚生常任委員長の報告 を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長 (出水腎太郎君)

ただいま議題となっております陳情第8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求め る陳情書については、12月2日の本会議に おいて当委員会に付託され、12月4日に委 員長ほか委員5名出席、委員1名欠席のもと 委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長な ど当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行 いました。

これより、委員会での審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、日置市伊集院町大田1285-2、福井実和子氏及び鹿児島市小野1丁目1-1ハートピアかごしま3階、一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会会長寿福三男氏から提出されました。

陳情の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法(仮称)の制定を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国へ提出することを求めるものであります。

なお、12月1日現在、全国では47都道 府県議会のうち44件、1,741市区町村 議会のうち1,324件で陳情が採択されて いる状況であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。 委員より、日置市内の聾者はどのくらいい るのかとの質疑があり、349人であると答 弁。

また、障害者総合支援法では、手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せるとあるが、日置市の状況はどうかとの質疑に対しては、平成26年度10月末現在、47件の派遣の実績がある。市内には、手話通訳士が1名、手話通訳者が1名しかいないため、派遣の依頼がある場合には、県身体障害者協会へコーディネートを依頼し、派遣をしても

らっている。

なお、本市では、手話奉仕員の養成講座を 行っており、昨年度は28人が受講している が、実際に実務をしている人は少ないのが現 状であると答弁。

次に、聾学校では手話が禁止されており、 発音し口の形を読み取ることで話をする口話 法教育が行われてきたとされているが実態は どうかとの質疑があり、教育上、口話法教育 で指導しているが、現実的には手話も使って いるようであると答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の 説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし たが、討論はなく、採決の結果、陳情第8号 は全会一致で採択すべきものと決定いたしま した。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第17 陳情第10号受動喫煙の 防止措置について

〇議長(宇田 栄君)

日程第17、陳情第10号受動喫煙の防止 措置についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告 を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

〇文教厚生常任委員長 (出水賢太郎君)

ただいま議題となっております陳情第 10号受動喫煙の防止措置についての陳情に ついては、12月2日の本会議において当委 員会に付託され、12月4日に委員長ほか委 員5名出席、委員1名欠席のもと委員会を開 催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説 明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これより、委員会における審査の経過と結 果をご報告申し上げます。

本案は、日置市伊集院町妙円寺2丁目 21-3、渉秀憲氏から提出されました。

陳情の趣旨は、健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置について、本市傘下の全ての施設において分煙措置が実施されているか否かを速やかに調査し、その結果、措置が未実施または不十分な施設については、引き続き指導を行うことを市長に勧告するよう求めるものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、健康増進法第25条の規定は努力目標か、それとも罰則規定があるのかとの質疑があり、健康増進法第25条は、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設の管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、施設管理者に対し、受動喫煙の防止措置をとるよう求める努力目標であると答弁。

また、陳情の趣旨で本市の施設とあるが、 公共施設における受動喫煙の防止措置の状況 はどうかとの質疑に対しては、本年9月の調 査では、市役所内は全面禁煙で喫煙所を3カ 所設けている。学校は敷地内全面禁煙である。 また、体育施設は喫煙所を設置し、分煙でき るようにしてある。

なお、公園は屋外なので措置をとっていな いと答弁。

次に、本市の健康づくり条例の中では、事業所の努力についての条文があるが、受動喫煙の防止措置についてお願いをしているのかとの質疑があり、県が推進しているたばこの煙のないお店登録制度において、市内に10店舗が加盟している。しかし、スペースの小さい飲食店などでは、分煙できる状況にないところもあり、トラブルもあるように聞いている。本市においては、平成28年度策定予定の健康づくり推進計画へ向け、県の保健所とも連携しながら、たばこを吸う人や事業所に対し、分煙の普及啓発を進めていくと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の 説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし たが、討論はなく、採決の結果、陳情第 10号は全会一致で採択すべきものと決定い たしました。

以上、報告を終わります。

〇議長(宇田 栄君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、陳情第 10号受動喫煙の防止措置については、委員 長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第18 意見書案第7号「手話言 語法」制定を求める意見 妻

〇議長(宇田 栄君)

日程第18、意見書案第7号「手話言語 法」制定を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

〇文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま議題となっております意見書案第 7号「手話言語法」制定を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

先ほど採択されました陳情第8号手話言語 法制定を求める意見書の提出を求める陳情書 の願意が、国への意見書提出となっておりま すので、日置市議会会議規則第14条第2項 の規定により、ここに提案するものでありま す

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりですので、朗読は省略いたしますが、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法(仮称)の設定することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、国会、政府に意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣 総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科 学大臣であります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしく お願い申し上げます。

〇議長(宇田 栄君)

これから、意見書案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第7号は、会議規 則第37条第3項の規定により、委員会付託 を省略したいと思います。ご異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、意見書 案第7号は委員会付託を省略することに決定 しました。

これから、意見書案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。 意見書第7号は、原案のとおり決定すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、意見書 案第7号「手話言語法」制定を求める意見書 については、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第83号損害賠償額 を定め和解することにつ いて

〇議長(宇田 栄君)

日程第19、議案第83号損害賠償額を定

め和解することについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第83号は、損害賠償額を定め和解することについてであります。

平成25年10月30日に、日置市クリーン・リサイクルセンターで発生した転倒事故について損害賠償額を定め、和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明 させますので、ご審議をよろしくお願いいた します。

〇市民福祉部長(吉丸三郎君)

それでは、議案第83号につきまして、補 足説明をさせていただきます。

議案第83号は、損害賠償額を定め和解することについてでございます。

提案理由につきましては、今、市長が申し たとおりでございます。

資料をごらんください。

事故の概要でございますが、発生日時が平成25年10月30日午前10時ごろ、発生場所は鹿児島市入佐町2319番地、日置市クリーン・リサイクルセンターでございます。

事故の経過につきましては、相手方は平成25年10月30日に家庭内のごみを搬入するため、日置市クリーン・リサイクルセンターへ来所され、トラックスケール、車両重量計の鉄板上に車をとめ、受付を行うため降車し、受付まで歩いていく途中、車両重量計の鉄板をとめてある約1.5cm飛び出したボルトにつまづき、転倒し、足の甲を骨折したものでございます。

次のページになりますが、その後の経緯といたしまして、市といたしましても、本人と 面談し、けがの状況、入院期間の見込みを聴 取し、その後、保険会社と事故現場を確認し、 また市顧問弁護士にも意見をいただいたとこ ろでございます。

保険会社といたしましては、責任負担割合を5対5とし、これを基本に損害賠償を進め、 平成26年12月12日に相手方と協議した 結果、和解案について合意したものでござい ます。

本和解は、議会が議決されたときにその効力が生じることを双方確認しているものでございます。

また、示談書につきましては、一番最後の ほうに写しを添付してありますので、ご確認 をよろしくお願いいたします。

以上が議案第83号の補足説明でございま す。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(宇田 栄君)

これから、議案第83号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第83号は、会議規則 第37条第3項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。

お諮りします。議案第83号は、原案のと おり決定することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第83号損害賠償額を定め和解することについては、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第84号日置市職員 の給与に関する条例の一 部改正について

△日程第21 議案第85号日置市長等 の給与等に関する条例等 の一部改正について

〇議長(宇田 栄君)

日程第20、議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第21、議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第84号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額 及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当 の支給割合を引き上げるための所要の改正を し、あわせて条文の整理を図るため条例の一 部を改正したいので、地方自治法第96条第 1項第1号に規定により提案するものであり ます。

次に、議案第85号は、日置市長等の給与 等に関する条例等の一部改正についてであり ます。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の 給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及 び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上 げるための所要の改正をし、あわせて条文の 整理があるため、条例の一部を改正したいの で、地方自治法第96条第1項第1号の規定 により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明 させますので、以上2件、ご審議をよろしく お願いいたします。

〇総務企画部長(福元 悟君)

それでは、議案第84号日置市職員の給与 に関する条例の一部改正について、補足説明 を申し上げます。

別紙のほうをお開きください。

今回の改正は、平成26年人事院勧告等を 踏まえまして、給与月額及び通勤手当の額を 増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上 げるものでございます。

まず、改正文中3行目までは条文の整理を 行ったものでございます。

次の、同条第2項第2号中に係る改正としまして、通勤手当を民間の支給状況等を踏まえ、使用距離区分に応じて引き上げるもので、その上限を勧告に準じて2万4,500円を3万1,600円に改正するものであります。

次に、第19条と第26条関係は、条文の 整理であります。

次の同条第2項第1号中に係る改正部分は、 第26条の勤勉手当を規定したものでありま すが、民間の支給割合との均衡を図るため、 今回、0.15月引き上げるものでございま す。

第26条第2項第1号中、鍵括弧から始まりますが、100分の67.5を100分の82.5に行う改正は、一般職員に係る勤勉手当でございます。

次に、100分の87.5を100分の 102.5に係る改正は、管理職員に係る勤 勉手当を改正するものであります。

同項第2号中、100分の32.5を 100分の37.5は再任用職員に係る勤勉 手当、次に、100分の42.5を100分 の47.5は再任用管理職員に係る勤勉手当 をそれぞれ改正するものです。 次の行は、条文の整理でございます。

また、予算書の給与費明細書に計上いたしておりますが、改正後の勤勉手当の追加額は合計で2,600万6,000円になります。

次に、別表給料表の改正になります。

現行の給料をもとに、世代間の給与配分の 観点から若年層に重点を置き、若年層につい ては初任給引き上げ同程度、3級以上級の高 位高級等については、50歳代後半の職員の 在職実態等を踏まえ、据え置くものでござい ます。

行政職を例にして申し上げますと、389名の職員の給与月額が200円から2,100円、平均で1,175円程度引き上げられることになります。平均の改定率は0.27%で、改正後の追加総額は145万1,000円になります。

次に、附則について説明申し上げます。

第1項は、施行期日等でありますが、この 条例は公布の日から施行することとしまして、 第2項で、平成26年4月1日から人事院勧 告に準じ適用するものでございます。

ただし、第26条第2項の勤勉手当につきましては、平成26年12月1日から適用するものでございます。

第4項と第5項は差額分に関して定め、第6条は現給保障に係る経過措置を定めるものでございます。

それから次に、議案第85号について説明 申し上げますが、日置市長等の給与等に関す る条例等の一部改正について改正を行うもの でございます。

先ほど提案理由の説明もありましたので割 愛いたしまして、早速別紙のほうをお開きく ださい

第1条が、日置市長等の給与等に関する条 例等の一部改正になります。

同条例の第2条第6項中の100分の 140を100分の147.5に、100分 の155を100分の162.5に改めるものでございます。6月と12月に支給する分の期末手当の額を、率を変更していくものでございます。

期末手当の影響額につきましては、市長、 副市長で約26万2,000円になります。

次に、第2条が日置市教育長の給与、勤務 時間その他の勤務条例に関する条例の一部改 正になります。

条文整理のほうは省略させていただきまして、同条例の第2条第6項中の100分の140を100分の147.5に、100分の155を100分の162.5に改めるものであります。

影響額につきましては、約10万9,000円 になります。

次に、第3条が日置市議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改 正になります。

同条例の第7条第2項中の100分の 140を100分の147.5に、100分 の155を100分の162.5に改めるも のでございます。

改正後の総額は、約116万2,000円 になりまして、平均で5万3,000円程度 になります。

それから、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしまして、第2項で平成26年6月1日から適用するものとしております。

第3項第4項及び第5項は、差額分の支払 いに関して、既に支払われた期末手当は内払 いと見なすことを定めたものでございます。

特別職につきましても、0.15の期末手 当の引き上げということで同じでございます。

以上が、補足説明になります。ご審議をよ ろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

昼を過ぎましたけれども、ちょっと日程の

都合上、このまま行きますのでご理解をよろ しくお願いいたします。

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第84号及び議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第84号及び議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。議案第84号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの 反対討論の発言を許可します。

〇7番(山口初美さん)

私は、議案第85号日置市長等の給与等に 関する条例等の一部改正について、反対討論 を行います。

この議案は、市長と副市長、教育長及び市

議会議員の期末手当の支給割合を引き上げる ものであります。

アベノミクスで格差と貧困が広がりました。 年金の引き下げや消費税の8%への増税で市 民の暮らしは一層厳しくなっています。また、 非正規の雇用が広がり、ボーナスなど望めな い派遣の若者たちや収入が安定しない女性の パートの労働者などがあふれています。

米農家は、米の価格の暴落に泣かされています。お茶農家も苦労してよいお茶を生産しても全くもとがとれず、悔しい思いをしています。このような例は挙げればきりがありませんが、厳しい年の瀬を多くの市民が迎えています。

そのような市民の実態を思いますと、市長 と副市長、教育長、市議会議員の期末手当の 増額に、私はどうしても賛成することはでき ません。市民の理解を得ることも難しいと考 ぇます

以上のような理由で、私はこの議案に反対 をいたします。

以上です。

〇議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に 賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(宇田 栄君)

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第86号平成26年 度日置市一般会計補正予 算(第8号)

△日程第23 議案第87号平成26年 度日置市公共下水道事業 特別会計補正予算(第 4号)

〇議長(宇田 栄君)

日程第22、議案第86号平成26年度日 置市一般会計補正予算(第8号)及び日程第 23、議案第87号平成26年度日置市公共 下水道事業特別会計補正予算(第4号)の 2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。 [市長宮路高光君登壇]

〇市長 (宮路高光君)

議案第86号は、平成26年度日置市一般 会計補正予算(第8号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,533万5,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ251億 2,692万7,000円とするものでありま す。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置と一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入では、地方交付税で普通交付税 4,533万5,000円を増額計上いたしま した。

歳出では、給料、通勤手当の4,533万 5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成26年度日置 市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算 のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ 6 億 3,8 4 1 万 7,0 0 0 円とするものであります。

歳出で、人事院勧告の内容に準じ、職員の 給料月額及び通勤手当の額を増額し、並びに 勤勉手当の支給割合を引き上げるための予算 措置で、給料、通勤手当など36万 7,000円を増額計上し、予備費を36万 7,000円減額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

〇議長(宇田 栄君)

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第86号及び議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。議 案第86号は、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。これから、議案第87号について討論を行

います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

お諮りします。議案第87号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査の申し 出について

〇議長(宇田 栄君)

日程第24、閉会中の継続審査の申し出に ついてを議題とします。

総務企画常任委員会から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の 継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査の申し 出について

〇議長(宇田 栄君)

日程第25、閉会中の継続調査の申し出に ついてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会 議規則第111条の規定により、お手元に配 付したとおり、閉会中の継続調査にしたいと の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第26 議員派遣の件について

〇議長(宇田 栄君)

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、 会議規則第167条の規定により、議員を派 遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、お手元 に配付したとおり、議員を派遣することに決 定しました。

△日程第27 所管事務調査結果報告に ついて

〇議長(宇田 栄君)

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員 長から、議長へ所管事務調査結果報告があり ました。

配付した報告書は市長へ送付いたします。

△日程第28 行政視察結果報告につい て

〇議長(宇田 栄君)

日程第28、行政視察結果報告についてを 議題とします。 産業建設常任委員長から議長へ行政視察結 果報告がありました。

配付した報告書は市長へ送付いたします。

△閉 会

〇議長(宇田 栄君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。 ここで、市長から発言を求められておりま すので、これを許可します。

[市長宮路高光君登壇]

〇市長(宮路高光君)

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、平成26年第5回定例会が会期中に、 第47回衆議院議員総選挙が執行される中、 12月2日の招集から本日の最終本会議まで の23日間にわたり、平成25年度一般会計 歳入歳出決算認定を初め、介護保険法の一部 改正による条例の制定、職員の配偶者同行休 業による条例の制定及び一般会計補正予算、 特別会計補正予算、人事院勧告に伴う職員給 与に関する条例の一部改正など、大変熱心な ご審議を賜り、原案どおり可決いただきまし たことに対して、心から厚く御礼申し上げま す。

審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、いよいよこれから最も 寒い時期を迎えます。議長初め、議員の皆様 方にも、くれぐれもご自愛くださいまして、 穏やかな新年を迎えられますようお祈りいた しまして、閉会に当たりましてのご挨拶にか えさせていただきます。

まことにありがとうございました。

〇議長(宇田 栄君)

これで、平成26年第5回日置市議会定例

会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。 午後 0 時17分閉会 地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 長野 瑳や子

日置市議会議員 松尾公裕